ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登錄濟
JAN 7 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED

# 臺灣時報

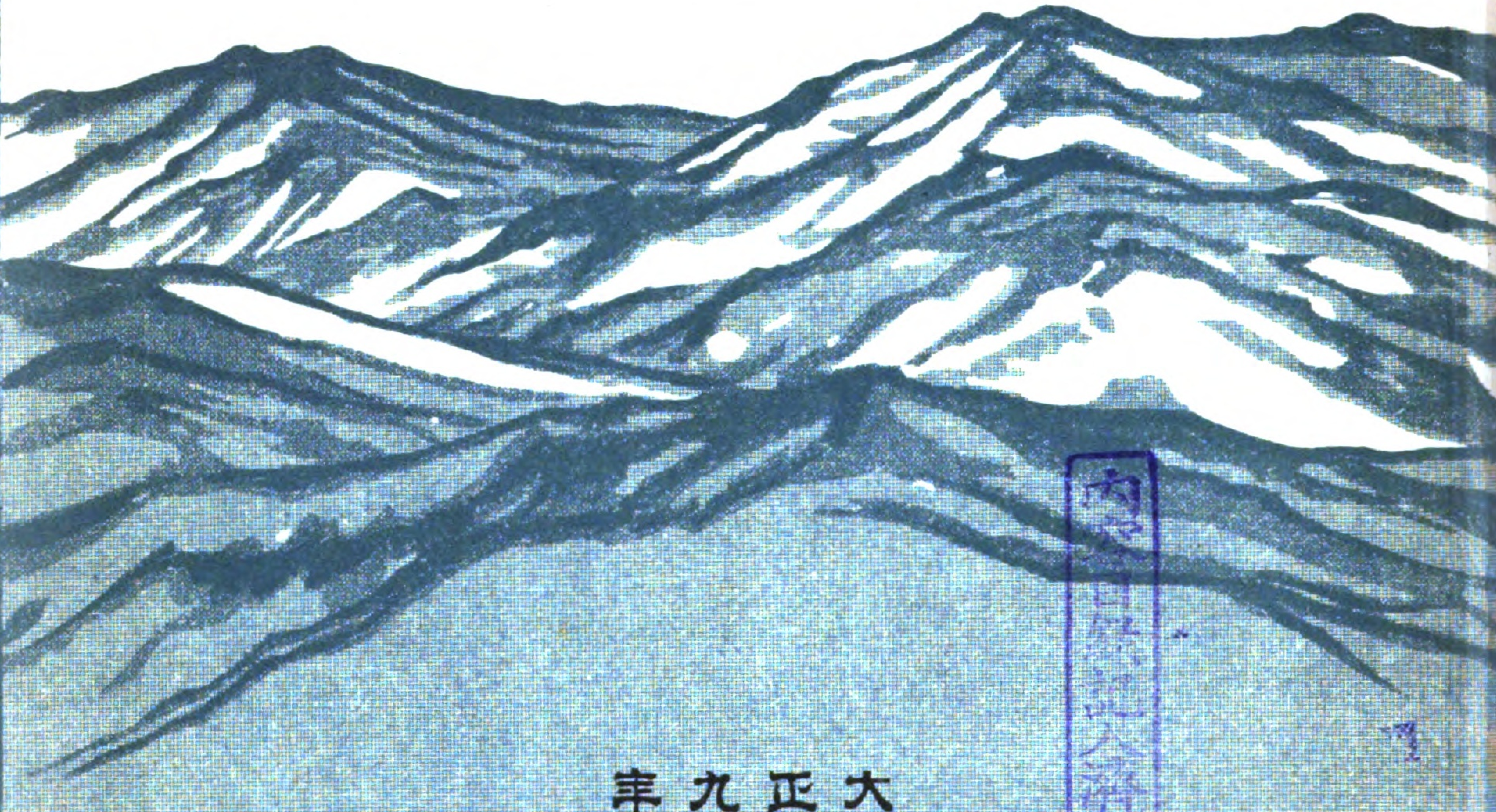

大正九年
十二月號

要目

理蕃策に就いて
内臺間命令航路概況
茶業組織と取引改善
植民政策批判に就て
明石總督と正義觀念
青島から上海へ
南洋の話
臺灣國勢調査の概況
爪哇糖(本年)買付事情
にゆうぎにあ事情
森林に關する諸外報
護謨需給と生産制限
鮎の人工孵化放流
本島地方事情
雜報
漫錄
漢文

臺灣總督府内 臺灣時報發行所

## ◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況竝に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

## ◎臺灣時報發行所役員

評議員長　法學博士　下村宏

### △評議員　（以下イロハ順）

醫學博士　稻垣長次郎
池田常吉
石坂莊作
市來半次郎
服部仁藏
羽鳥精一
原鶴次郎
新元鹿之助
西川利藤太
醫學博士　堀内次雄
宮島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
大竹勝一郎
渡邊英太郎
渡邊啓太
賀來佐賀太郎
川崎卓吉
片山秀太郎
簡阿牛
顏雲年
加福豐次
菅野善三郎
數田輝太郎
金子惠教
吉川卯三郎
醫學博士　高木友枝
工學博士　高橋辰次郎
田村武七
田村藤四郎
農學博士　大島金太郎
大越大藏
法學博士　高田元治郎
谷野格
高山仰
曾田孝一郎
津田毅一
永田隼之輔
中村啓次郎
中島榮吉
長尾景德
內藤正太郎
武藤針五郎
宇野英種
梅谷光貞
草鹿砥祐吉
工學博士　山形要助
山移定政
松岡富雄
丸田治太郎
牧山清砂
松江春次
小松吉久
吳昌才
辜顯榮
古賀三千人
枝德二
鄭拱辰
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照鄕
阿部滂
麻生誠之
荒卷鐵之助
坂本素魯哉
佐々木紀綱
齋藤愛二
櫟瀨軍之佐
佐田武彥
蔡蓮舫
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
三村三平
三好德三郎
庄田藤治
平山寅次郎
平高寅太郎
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣

### △編纂委員

石井光次郎
池田幸甚
生駒高常
服部武彥
豐田勝藏
農學博士　東鄕實
鎌田正威
橫光吉規
田阪千助
堤一馬
長尾景德
黑田周一
前田稔靖
稻與平三郎
古山榮三郎
小西恭介
阿部嘉七
淺野安吉
安西千賀夫
菊池武芳
水越幸一
三浦碌郎
島田彌市

### △常務員

編輯係　鷲取田一郎　囑託　蜂谷彬
同　拓大雄　同　大槻綱彥
同　中野順三郎　同　小野眞盛
同　小森德治　同　眞倉民治
同　秋澤次郎　同　杉山秀
囑託　池田壯太郎　庶務及會計係　伊藤憐之助

大正九年十一月二十九日印刷
大正九年十二月一日發行　（毎月一回一日發行）
（定價一册郵稅共金三十錢
廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府內　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人　臺北大加蚋堡龍匣口庄百四十番戶　中野順三郎

印刷人　臺北市江瀨街百三十四番戶　澤田照基

印刷所　臺北撫臺街二丁目百四十六番戶　臺北印刷株式會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 株式會社 臺灣銀行（臺北）

## 支店出張所

### 臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　打狗

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

## 支店出張所

### 支那其他

上海　九江　漢口　福州

厦門　汕頭　香港　廣東

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

### 内地

神戸　大阪　横濱　東京　門司


Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣時報　大正九年十一月號目次

口繪◎久邇宮兩殿下の總督府御成り◎故明石總督墓前祭當日學生の參拜◎臺灣體育協會發開式當日の競技


## ■論說

理蕃策に就て……警務局長　川崎卓吉……一
內臺間命令航路概況……遞信局長　齋藤愛二……五
茶業組織と取引方法の改善……商工課長　田阪千助……一一
植民政策の批判に就て（泉君の所論を駁す）……農學博士　東鄉實……一七
明石總督を追慕し正義の觀念に及ぶ……參事官　鎌田正威……二三

## ■調査研究

青島から上海へ……總督府事務官　梅谷光貞……三一
南洋の話……總督府技師　芳賀鍬五郎……三六
第一回國勢調査の臺灣に於ける概況……國勢調査部主事　鎌田正威……四二
爪哇一九二〇年糖買付事情……總督府事務官　奧秋雅則……四九
ニューギニア事情……南洋產業會社取締役　日下部半太郎……五五




Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

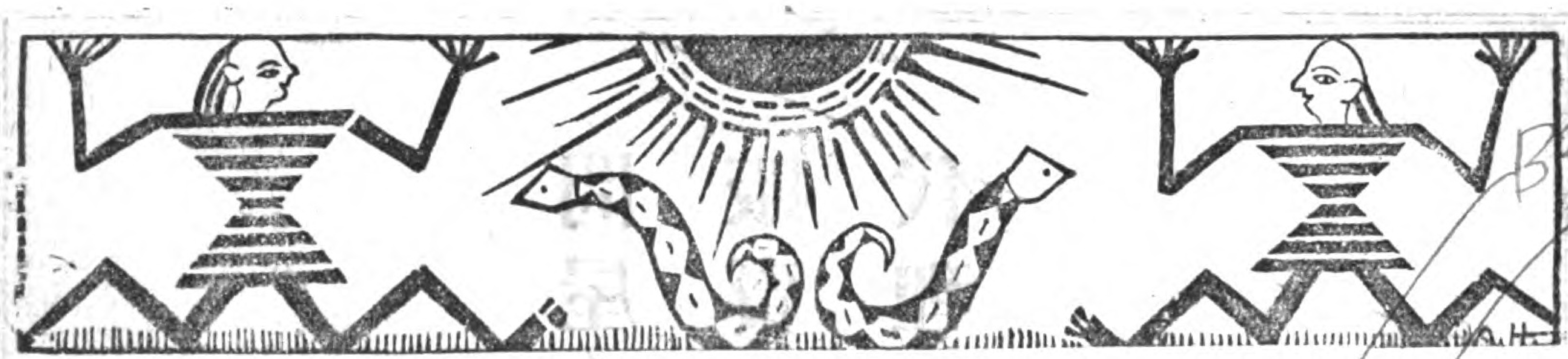

B200 D187


森林に關する諸外報……林務課調査……六三

護謨の世界的需給と其生産制限……商工課調査……六六

鮎の人工孵化放流……水產課調査……六七

臺灣商況（十月中）……商工課調査……七三


■ 地方事情


本島地方狀況……地方廳報……七九


■ 漫錄


民族性に顯はるゝ詞鬪ひ……蕉鹿夢……八六

瑯嶠……仙俗居士……八八


■ 雜報


久邇宮兩殿下の御臺臨◉明石前總督の一年祭◉內務部長會議◉臺灣日誌◉人事消息◉任命


■ 漢文時報


地方自治制之出立及其根本義（川崎局長）新制度要項（水越州廳課長）

問屋業
販賣業
代理業

# 三井物産株式會社臺北支店

電話 長 四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

久邇宮両殿下の總督府御成り、上右は殿下、左は妃殿下

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

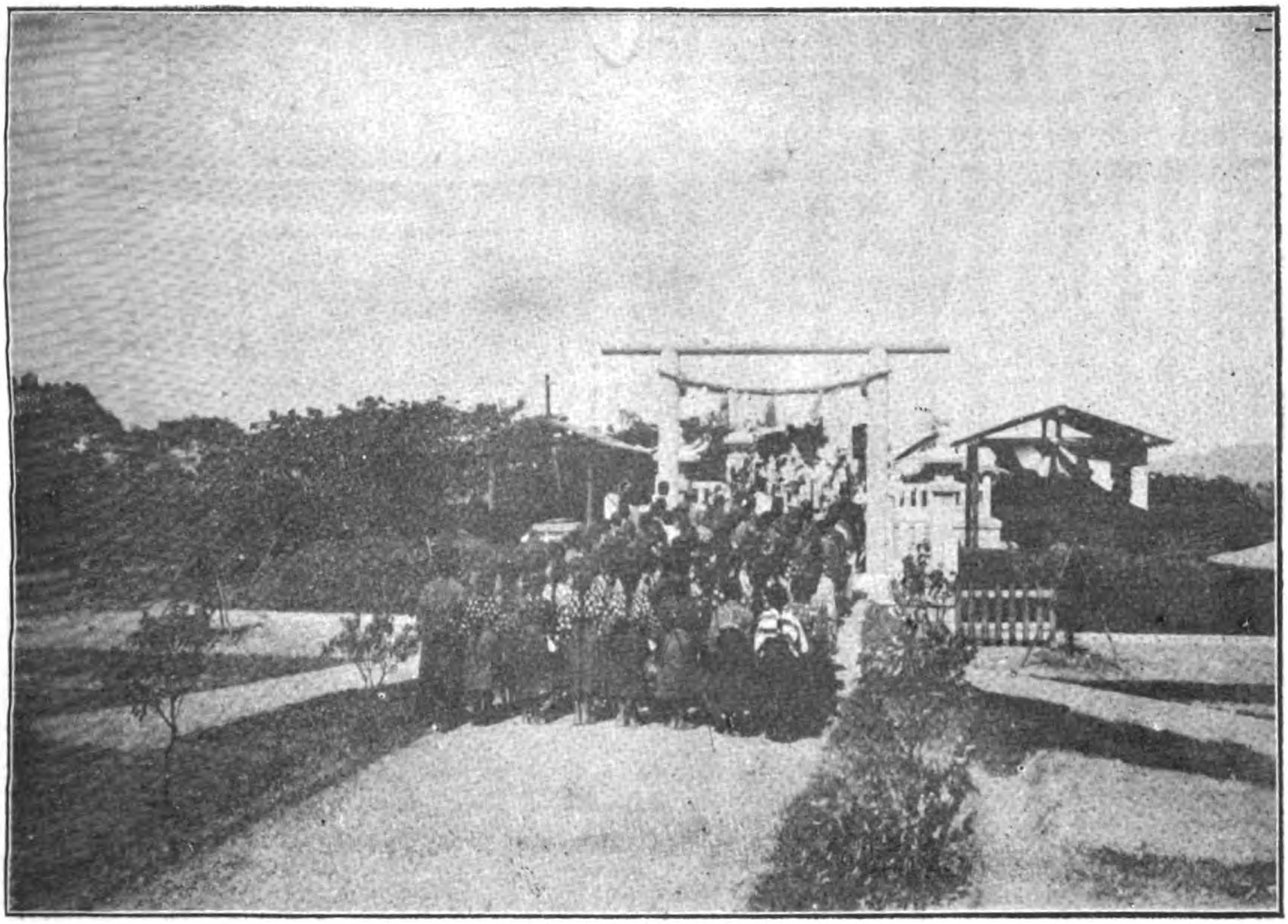

故明石總督墓前祭當日學生の參拜

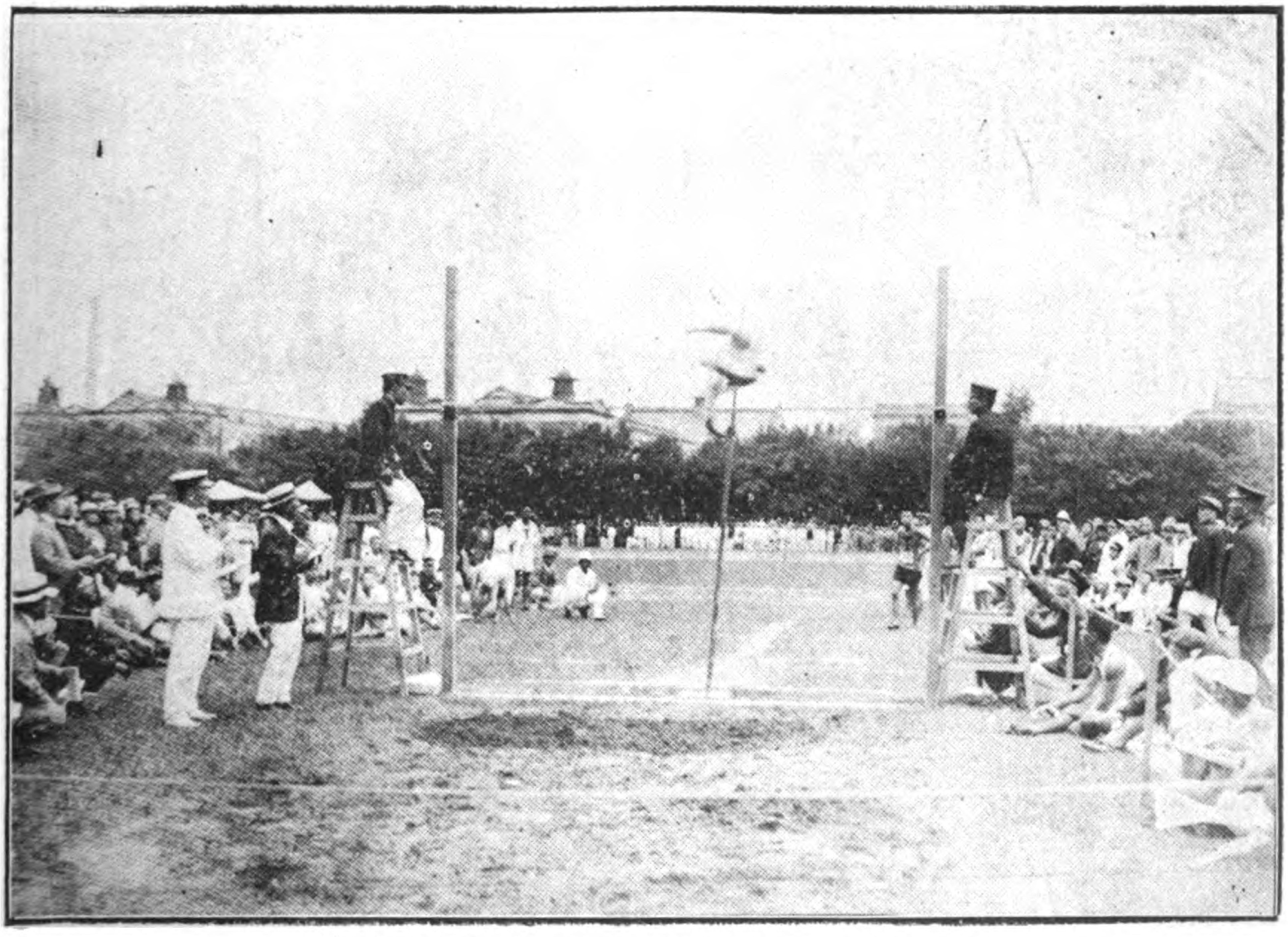

臺灣體育協會發會式當日の競技

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

大正九年十二月號

論説

# 理蕃策に就て

警務局長　川崎卓吉

玆數年間無事を保つて來た吾が蕃界は、昨年八月中愚昧なる一腦丁が發したる不稽の謠言が因となつて、先づ北勢蕃に動搖を來し、一波は萬波を起して終に端なくも一般蕃情の不良を誘致するに至つたことは返へすぐ〵も遺憾とする所である。

理蕃の歷史は其由來久しく、清朝時代は勿論、遠く和蘭の占領時代より各々樹立せる其方策の實行に怠るところ無く、我が領土に歸して以來も既に二十有六年間、又蒙昧なる彼等をも皇恩に浴するの日の一日も速かならしめんことに努力し來れる次第は世人も熟知する如しとは云へ、孰れの時代にても當初に期望せる成功を收むるを得ないのは、如何なる原因の存するところであらうかといふに、吾人を以て之れを見るに、彼等蕃人の、性質慓悍にして、容易に平地人の近附く可らざる天嶮に據るもの、之れが最大主因なるは勿論なるべきだが、抑も亦た統治者を代ふること頻繁にして永年に亙る統一的政策を實行することが出來なかつたことも其の一大原因と云はねばなるまい。今や平地に在つては百政の根柢漸く定まり、三百五十萬生民が皷腹擊壤して皇化の惠澤に浴し、日進の

文化に追随するの機運を生ずるに至れるを見るの時、其數僅かに十三萬に過ぎぬとはいへ、如何で彼等蕃人のみを依然として雲霧榛莽の聖代の外に封鎖すべきであらふか。乃ち其處に確然不動の理蕃の根柢を定め、平地に於ける這の大改革の實行と同時に、蕃界に向つても亦其對策上に一大改革を斷行すべき好時機ではあるまいか。以下少しく今後の理蕃策に就いて愚見を披陳することゝしやう。

## 理蕃の終極の目的

理蕃の終極の目的はとなれば、言ふ迄もなく、今日の所謂蕃界なるものを抹消することである。本島地圖の上より其約二分の一大を占むる蕃界なるものを除き取つて、之れを一般の行政區域に改變せんとする所にある。理蕃策上、歴代總督の方針中には或は懷柔と云ひ或は討伐と云ひ、時處の宜しきに從ふて手段方法を異にするも、所詮は此一大目的に向つて邁進し來れるは同一軌である。乍併、彼等蕃人は、既に慓悍兇暴の性を以て天險に據り、其態度たるや公々然として主權に背き、公々然として彼等の自由の爲めに日本と戰爭を爲さんと稱す、眼中には唯勝敗の一あるのみ未だ曾て講和休戰なるものを認めず。故に先づ臨むに威壓を以てし、飽迄彼等を屈伏して、彼等の力の到底抗すべからざるを自覺せしめ、然る後恩惠を施し綏撫を以て臨むべきであらふ。蓋し今日最も順良なる歸順蕃とは、此威壓の度合の最も適切に行はれたる結果に他ならずして、未歸順蕃とは全く威壓の行はれざるもの、又一度び歸順して再び刄を揮ふに至れるが如きものは、未だ其威壓力の徹底せざるに因るものに他ならざれば、恩惠と云へ、綏撫といふも、所詮は威力を背景とするに於て始めて意義あり、之れに反するに於ては、反つて彼等を狎れしめ、徒らに侮蔑の念を生ぜしめ、延いて反つて大なる禍害を醸すの因をなさずんば止まぬ。されど亦一面から考ふるに、彼等とても文野の差こそあれ、同じく人類である以上、充分彼等の精神を諒解して其境遇に同情するの態度を以て臨むべきは言を要せぬことであらふ。彼の埃及の統監政治に於て兎も角も彼れ丈けの實績を擧げ得たるクローマー卿も言つた通り、眞に埃及の統治を善良ならしめんには先づ埃及人を正當に理解せねばならぬ。此事本島人に對しても亦元より然る所であるが、人情風習の遙かに相違ある蕃人に對しては、一層深い努力と注意を以て臨まねばなるまい。換言せば一方に於ては威壓を加へ、以て彼我の實力を感得し、到底敵すべからざるを自覺せしむると共に、他面には充分彼等の心事を諒得して、自ら進んで其蠻風と野習とを改善せんとするに至るべき恩惠的誘導を以てすべきである。

## 威壓の方法如何

仍つては先づ威壓の方面から考へ、如何に總督府が彼等に臨まんとすかに就いては、今や漸く計劃の熟せるものあり。念ふに島内の蕃界警備線は百六十里の長きに及び、其他尚ほ警戒を要とする長大線路は尠しとせず。從來は警備線に於ける警戒を密にせんが爲め、多數の散居式小警戒所を設けたるが、其多數なる爲め設備も不完全たるを免れざるのみならず、一



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警戒所に於ける人員の配置甚少く、爲めに防備極めて薄弱にして往々兇蕃に乘ぜられ、甚しきに至りては老幼盡く其慘禍に逢ふことあり。事態寔に忍び難きものあるのみならず、此の如きは常に凶蕃に氣勢を添へ、警察の威信を害すること頗る大なるを以て、今回は先づ之を改變して其數を減ずると共に、防禦工事を施して據點式壘堡と爲し、其處に多數の警備員を配し、兵器彈藥を充實せしめ、以て凶蕃の窺ふを許さゞる威力を示し、又平素に於ける警備員の訓練敎養に便にし傍ら其內部には醫藥機關、娛樂設備をなし、以て警備員をして其處に安住せしむるの方針を取ることゝし、今日既に其工事に著手しつゝある方面もある。

第二には、鐵條網の效力は敢て過信する譯ではないが、在來の單線よりも之れを複線とするに於て、より大なる效果を擧げ得べきは見易き道理なる以上、追々全部を複線とする方針である。

第三には、兵器の鋭鈍は、理蕃上亦た最大重要件の一なれば、遠からず之れを改良し、其充實を圖らふと思ふ。最も警察兵器の改良充實の問題は今日に始まつたのではなく、多年に彌る宿題であつたが、如何せん何事も先立つものは、財政問題で、今日に至る迄まだ如何ともするを得なかつた。然し今や漸く其財源を求め、警察飛行機と相俟つて、威力を發揮し得るの緒に就いて居る。

第四には、是迄なれば一旦急變が起つたにしても、應援隊なるものは方々から驅り集めた統一のない組織のない、謂はゞ烏合の集とも云ふべき程のものに過ぎなかつたが、斯くては到底其地理に精通し其襲擊の方法に妙を得たる蕃人を慴伏せしむることが困難であるから、今後は若干警視を首腦として二百五十名を以てする警察豫備隊を編制し、以て事有るの日に備ふることゝする。此等の豫備員は常時は、警察道路の開鑿、若しくは鐵條網の布設等の作業に當らしめんとするのだが、既に其一部は臺中州能高郡の蕃地に向つて派遣せられて居る。尙豫備隊にて不足なる場合、平地警察官をして應援せしむることは勿論であるが、蕃人を臨時警手として採用し、時々奇襲を行はしむることも慥かに一策で、現に能高郡にては之に依りて大に奇功を奏して居る。攻むるは守る所以である。

第五には、蕃地道路の開通が理蕃上大なる效果あるべきは言を要せぬ。卽ち威力を示めす上より見るも、又綏撫の上より見るも、將又開拓の上より見るも、其完成整備は最も緊要なるものである。されば一面、蕃地道路を開鑿整理すると共に、一面平地の街庄と新設せらるべき蕃界の據點式壘堡とを自由に聯絡し、後方輸送道路を新設改修することゝし、是亦既に此目的のために新竹、臺中の兩州管內には實行に著手しつゝあり、更に彼の臺中と花蓮港とを連絡すべき八通關の大道路は今年中に開通を見るの運びなる上に、霧社とピヤナン間の道路も既に起工せられ、若し又來年度の豫算にして議會の協贊を經るに於ては、理蕃上甚だ重要なる二大幹線道路の新開に著手せらるる筈である。

## 如何に恩惠を施すべき

以上の如くにして一方威壓を加ふると共に一方恩を垂れ惠

を施し、以て一歩は一歩と彼等の向上を促がすべきだが、夫れに就いては良蕃は飽迄保護して其精神の不安を除去し、異民族の融合の根柢をなすべき經濟的の融合を圖り、其生活を安定ならしむることが喫緊の要務であるが、然し又茲にも言つた通り斷じて彼等を狎れしめて內地人與みし易しとの觀念を起さしめてはならぬ。惠與品の支給方法を誤り、貸與銃器の授受に嚴正を缺きたる爲、彼等の侮を招き蕃狀惡化を助長したる事例も尠くないが、彼等に對しては賞罰を正しくし、恩威竝び行ふことが最も肝要である。又蕃人綏撫上忘れてならぬことは、撫育は何處迄も彼等の實生活に觸れねばならぬことである。只徒らに理屈に於て要なきことに干涉し、主要なる點を逸してはならぬ。是等の恩惠の方面も亦從來とても毫も忽かせにしたるにあらざるも、今後益々之れを徹底せしめんとするに就いては、良蕃に對しては、

第一先づ相當の地面を與へ、定地耕作を獎勵し、簡單なる農耕、牧畜、園藝、手工等を敎授して、遍ねく之れを實行せしむるの方針を取ること。

第二には、蕃童に對しては農工等の實用的敎育を授け、又實習をなさしめ、其修業者は、前項に述べたる地面開拓等、專ら蕃社の開發に當らしめ、又警手等に任用して、一般蕃人の師表たらしむるに努むること。

第三には、彼等の宗敎心を巧みに利用すること。卽ち彼等には祖先崇拜の强固なる信仰あり、平時は互に隔離して割據睥睨するの風をなすも、祭祠の場合には各部落より多數打寄つて飮食を共にするの風あれば、當局に於ても此等の機會を利用して、一歩は一歩と相互の融合を圖り、以て終極の目的とする協力共働の美風の養成に進むべきであらふ。

第四には、蕃產物の交換方法も、何時々々迄も毛絲や赤い物等を授けて、幼稚なる經濟思想に滿足せしめず、平地人の日用品の價値をも知らしめ、漸々生活の向上を慾求せしむること。

第五には、醫療の設備を、從來よりも一層完全ならしむべきことで、智識の極度が低ければ低き程、醫藥を以て彼等が不治の難病と考ふるものを治痊せしむることが神秘の如く思はれ、深き信賴を招く所以となることは、數々の前例の示すところである。

## 蕃界警備員の待遇

總督府に於ては既に以上の方針に基き、平地に於ける新制と呼應して、著々實行の步を進めつゝある譯だが、之れを實地に運用し其實績を示すべき最も重要なる任務は、一に繫かつて蕃界警備員の双肩に在りと云はざるを得ぬ。其方針は如何に美なりと雖も、直接之れが實行に當るべき警備員にして其人を得ざるに於ては、如何に立案者が所期の效果を顯はすを得べき。されば警備員なるものは深く此點に留意し、其身は蕃山の淋しい境遇におかれても、其待遇は菲薄にして兒女の敎育をだに果たし能はざる悲境に在つても、一念自分は帝國のために、將た十有三萬蕃人の救濟のために、肯て此神聖なる職務に從ふものなるを自覺して欲しい。諸氏にして一度び此尊ふべき自覺を生せんか、寧ろ其職務を樂しみ、此重責

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を負はされたる名譽をも自覺して飽迄高潔なる犧牲的精神を以て奮闘を懈らざるに至るであらふ。卽ち其處に當局の理想も實現せられ、如上各方針も著々として具體現せらるべきことは斷じて疑はぬ。況して當局に於ても深く諸氏の境遇に同情して、精神的にも物質的にも成るべく優遇の道を開き、安んじて職に從はしめんとの方針を講じつゝあり、未だ具體的に明言を憚るものあるも、一には、其諸給與は在職の「場所」のみを標準とせずに、又其の「時」(卽ち無事の時と有事の時とを區別す)をも標準となし、二には官費輸送の特典は警備員自身のみに限らず其家族にも及ぼし、三には兒女の敎育のため餘裕あらしむるの給與をなし、四には蕃婦との混血兒のためには其敎養の資を得せしめ、五には蕃地功勞者には退職に際して特別の退隱料を支給し、六には警備員のためにも土地の拂ひ下げを行ひ、其他警察協會の事業に國庫補助の途を開き、種々待遇上の改善をなさしむる筈である。勿論斯くして其待遇を改むると同時に、一方に於ては風紀を振肅し、荒怠を戒め、苟くも紀を紊して累を他の勤勉者に及ぼすが如きものあるに至つては、斷して嚴重の所罰をなし、飽迄適材を適處に置いて、充分其手腕を發揮せしめんとするものである。

## 蕃界の開發

既に以上の如くにして漸次蕃界の狹搾を見るに至れば、當局に於ては漸々之れを行政區域に入れ道路を通じ交通の便を開くは勿論である其林業鑛業等の如き、特別の大資本を要するものは資本家の放資に委するの外なきも然らざるものは成るべく個人に認可し、個人經營を奬勵せんと欲す、之れ卽ち蕃界の開發をして最も確實ならしめ、遍ねく今日の平地民を分布せしむる上に最も有利なりと考ふるからである。新制の實施を機會として、新理蕃策の一編を披陳せる次第である。(終)

# 內臺間命令航路概況

遞信局長　齋藤愛二

### 基隆神戸線沿革

明治三十年日本郵船株式會社ナシテ二千五百噸級汽船一隻ナ以テ本線ナ開始セシム

同　三十二年更ニ大阪商船株式會社ナシテ同シク二千五百噸級汽船一隻ナ以テ本線ナ開始セシム(同　四十一年十二月ヨリ櫻丸ナ使用ス)

同　四十二年四月ヨリ郵船會社ナシテ使用船ナ五千噸級(鎌倉丸)ニ改メシム(商船會社ノ使用船ハ引續キ三千噸級ノ櫻丸)

同　四十四年四月ヨリ郵商兩社ナシテ各六千噸級一隻三千噸級一隻ナ使用セシム

大正三年九月ヨリ郵船商船兩社ナシテ六千噸級各三隻ナ使用セシム

大正五年五月郵船會社使用船三隻中一隻（因幡丸）ノ引拔ヲ許シ更ニ同年九月商船會社ニモ同樣一隻（笠戶丸）ノ引拔ヲ許シ爾來本線ノ使用船ハ四隻トナル

## 本線の補助金と義務

本線は臺灣內地間に於ける運輸交通の利便を圖る爲め之を開始し、受命會社をして大要左の義務を負はしめ、之が代償として年々補助金を交付しつゝあり。

### 現行命令の義務要項

一、航路及使用船に關する義務

(1) 航路は基隆を起點とし門司を經て神戶に至ること

(2) 噸數六千噸以上速力十二浬以上の汽船各社各二隻を使用し一箇年百往復すること

(3) 使用船は五百人以上の旅客定員を有する鋼鐵船なること

(4) 使用船竝定期發著日時は認可を要すること

二、郵便及電信に關する義務

(1) 郵便物及郵便用品を無賃にて遞送すること

(2) 郵便物を藏置すべき完全なる設備をなすこと

(3) 船內郵便係員に對し無賃にて船室及食料を供すること

(4) 無線電信に關する設備を爲すこと

三、運賃に關する義務

(1) 運賃率は總督の認可を要すること

(2) 移民及其の家具及携帶品は運賃五割引のこと

(3) 樟腦類、茶、鳳梨鑵詰、黃麻、竹器、帽子、澱粉は運賃五割引木材は二割引のこと

(4) 附帶義務として國會議員、新聞記者商業會議所總代宗教家官吏等に對し無賃又は割引取扱を爲すこと

四、陸軍に對する義務

(1) 軍隊交代時期に於ては其の船積の八分の一、其他の時期に於ては船積の十二分の一を陸軍用に供すべし。但七日前に通告を受けたるときは、軍隊交代時期に於ては船積の四分の一、其他の時期に於ては船積六分の一を提供すること

(2) 陸軍の命令を以て乘船する軍人軍屬竝其の家族は無賃のこと但食料を支給す

以上の任務履行に對し補助金各社各十二萬三千百八十八圓を支給す。

但し補助金の算定は本線の收支を計算し、本線の資本に對し一割の配當を爲し得る程度に於て之を定むるを原則としたり。

上記義務中大正元年以來の陸軍義務及郵便義務見積運賃を補助金と對照すれば左表の通りにして、大正七年以來受命會社は補助金以上の義務を負擔しつゝあるなり。

| | 陸軍義務 | 郵便義務 | 計 | 補助金 |
|---|---|---|---|---|
| 大正元年 | 五七、一五三 | 一〇九、八三一 | 一六六、九八四 | 二二九、〇六六 |
| 大正二年 | 四〇、八八八 | 八六、三三二 | 一二七、二二〇 | 二二九、〇六六 |
| 大正三年 | 五二、四六六 | 一〇一、七五七 | 一五四、二二三 | 二四〇、〇〇〇 |
| 大正四年 | 五六、五八七 | 九五、七〇九 | 一五二、二九六 | 二四〇、〇〇〇 |
| 大正五年 | 八四、一〇八 | 一〇七、六四二 | 一九一、七五〇 | 二四〇、〇〇〇 |
| 大正六年 | 一一四、〇六九 | 一三六、七七三 | 二五〇、八四二 | 二四六、九七六 |
| 大正七年 | 一〇九、〇八三 | 一四〇、三七四 | 二四九、四五七 | 二四六、三七六 |
| 大正八年 | 一六八、七五二 | 一七二、八六六 | 三四一、六一八 | 二四六、三七六 |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 本線の營業成績

本線は實に本島航路の大幹線にして內臺間船客の殆んど全部を收容し、貨物も亦移出入總量の七割以上を輸送しつゝあり。今大正年元以來本線の搭載せし船客貨物の數量を見るに左表の如し。

| | 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 船客 | 三九、五二二人 | 六〇、八〇四 | 五四、一〇六 | 五六、八四七 | 六一、八九一 | 六四、二四七 | 八四、一四五 | 八一、六六七 |
| 貨物 | 一九四、六五四噸 | 二二一、五五〇 | 二三四、三七九 | 三二三、一〇四 | 三六二、九九六 | 四七三、九四四 | 四四四、四六七 | 三八一、〇九八 |

而して右貨客輸送の結果として受命會社の收益如何は左表の示す通りなり。

### 收支決算概表

| | 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 貨物收入 | 五四六、七五九 | 八一七、三三六 | 八七八、四八六 | 一、一五七、九三三 | 一、四四〇、八六七 | 二、一七四、一四三 | 三、四三一、六九五 | 二、一五五、四四一 |
| 船客收入 | 六六五、〇六三 | 五〇七、四四三 | 六六六、八二九 | 六六六、一四九 | 七三三、五九六 | 七七五、三九九 | 九一三、五〇〇 | 一、一一九、六六八 |
| 雜收入 | 六六、二〇一 | 六六、四六五 | 五四、六六六 | 五六、四九三 | 四六、四一八 | 四九、一九六 | 七七、五一六 | 九四、一九四 |
| 補助金 | 二九〇、〇〇八 | 二九〇、〇七八 | 二六四、八九三 | 二九九、九九九 | 二七四、五四四 | 二九九、五一七 | 二三三、二二六 | 二四四、九二一 |
| 收入合計 | 一、六六五、一二一 | 一、七八〇、八九一 | 一、八五三、七七三 | 二、一八〇、五七四 | 二、五一四、六六七 | 三、三四四、二三三 | 四、六六五、九七〇 | 三、六五一、一二四 |
| 支出 | 一、五三四、一五四 | 一、二四九、四五五 | 一、九三三、二七一 | 二、一四〇、〇〇八 | 一、九四〇、六六四 | 二、五七九、九六六 | 三、九九一、二五八 | 四、八八四、八九一 |
| 差引損益 | 一三一、〇〇七 | 二三一、四三六 | △八六、四七九 | 四〇、四七六 | 五七四、〇〇一 | 一、八六四、二七九 | 四四三、七一三 | △二四〇、一〇九 |
| 資本 | 二、〇九五、〇〇二 | 一、九二六、一六九 | 二、二六〇、八六六 | 二、七六六、六〇〇 | 一、九六一、七七〇 | 一、七七六、八六九 | 一、五五六、一三五 | 一、四八九、七七九 |
| 損益步合 | 六分 | 一割一分 | 缺損 | 一分 | 二割九分 | 十割九分 | 三割三分 | 缺損 |

本島は世界大戰の好影響を受くること尠かりしが爲、本線の營業狀態は對外各航路の如く有利なる能はざりしも然も、大正七年度迄は相當の收益ありしこと前表の示すが如し。然るに大正八年度下半期の末に當りて海運界は急轉直下惡化し、收入は大減少となり、支出は反對に大膨脹を示し、同年度の決算は遂に缺損を示すに至り、更に本年度に入りては益々不振となり、本年九月に終る半期間の輸送貨物噸數は僅かに十三萬九千噸に過ぎず。即ち一箇年の通算は前年度三十八萬一千噸に對し二十七萬噸と推定せられ、然も船舶の經費は尙ほ差したる低落を見ず。經營者の苦痛諒すべきものあり左に大正八年度の決算と共に本年度の收支を推算し其の實況を示さん。

### 收支決算表

| | 大正八年度決算 | 大正九年度推算 | |
|---|---|---|---|
| 收入計 | 四、六六一、一二八 | 三、七六三、九一三 | |
| 荷物收入 | 二、一七五、四四一 | 二、〇六〇、〇〇〇 | 後半年間ハ運賃ノ值上ヲ計算ス |
| 船客收入 | 一、二一九、六八九 | 一、四〇〇、〇〇〇 | （同上） |
| 雜收入 | 九四、一九六 | 九四、〇〇〇 | 前年通トス |
| 補助金 | 二四三、九一三 | 二四三、九一三 | （同上） |
| 支出計 | 四、八九一、三四一 | 四、五四一、八二四 | |
| 荷物費 | 六八〇、二〇九 | 五七〇、〇〇〇 | 九年度ノ收入ニ對シ八年度ノ步合率ヲ乘ス |
| 船客費 | 三七五、七四一 | 四六九、〇〇〇 | （同上） |
| 船員給與 | 六一七、六一七 | 四九一、〇〇〇 | 八年度ノ二割引 |
| 石炭費 | 一、〇五四、七五四 | 一、四〇〇、〇〇〇 | 八年度ハ一噸十四圓五十錢 九年度ハ二十圓計算 |
| 需用品費 艤裝品費 | 二四一、四七八 | 一六八、〇〇〇 | 八年度分ノ三割引 |
| 税金及雜費 | 七七、八一六 | 七七、〇〇〇 | |
| 店費 | 六一八、八四四 | 四三〇、〇〇〇 | 八年度分ノ三割引 |
| 海陸施設費 | 一四〇、三二二 | 一四〇、〇〇〇 | 八年度通 |





Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | | |
|---|---|---|---|
| 償却金 | 三〇八、八三三 | 三〇八、八三四 | 八年度通 |
| 修繕費 | 六三八、六六五 | 五六五、〇〇〇 | 八年度分ノ一割引 |
| 保險金 | 三六三、一〇二 | 二一七、〇〇〇 | 八年度ノ四割引 |
| 差引損 | 二六〇、一〇二 | 七七八、九一二 | |
| 資本金 | 一、五三九、八三〇 | 一、五〇〇、〇〇〇 | |

備考　即チ資本百五十三萬九千余圓ヲ以テ一箇年間經營シ二十六萬圓ノ純損ヲ招キタルナリ
本年十一月ノ運賃直上ヲ計算スルモ尙一箇年七十七萬圓ノ純損トナル

## 本線の運賃

本線の運賃沿革は左表の左し

### 貨物運賃（基隆神戸間）

| | 大正五年十月以前 | 大正五年十月改正 | 大正七年十月改正 | 大正九年九月改正 |
|---|---|---|---|---|
| 一等品 | 六・四八 | 六・五〇 | 九・一〇 | 一〇・〇〇 |
| 二等品 | 五・〇〇 | — | 七・〇〇 | 八・〇〇 |

### 船客運賃（基隆神戸間）

| | 明治三十年四月 | 明治三十一年八月改正 | 明治四十年十二月改正 | 明治四十二年四月改正 | 大正六年十二月改正 | 大正八年十二月改正 | 大正九年九月改正 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一等 | 二五 | 三〇 | 三六 | 三六 | 四〇 | 四八 | 六六 |
| 二等 | 一七 | 二〇 | 二四 | 甲二四 乙一八 | 二七 二〇 | 三三 二五 | 四四 三五 |
| 三等 | 一〇 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 一五 | 二〇 |

本線の運賃改正に就ては其都度充分精査の上已むを得ざる理由を認め決行せられたる次第なるが、本年九月の改正は時恰も海運界悲境に陥り、傭船料及貨物運賃等の下落しつゝある際なりしを以て、多少反對の論議もありたれば爰に其の改正理由の一端を述べん。

今や海運界は各方面とも不振となりし結果として、荷物運賃は世界を通じて漸次下落しつゝあるに拘らず、獨り船客運賃のみは漸次擡頭しつゝあり。此の現象は一見奇なるが如きも、然も需給の關係に基ける當然の成行に外ならず。卽ち戰時中聯合國の船舶は多數軍用に徵用せられ、獨澳兩國の船舶は世界の各地に蟄伏し、世界の貿易船は大拂底を來したるに反し、軍需品輸送等の爲貨物の移動旺盛を極め、爲に貨物運賃未曾有の暴騰となり、貨物船の收益非常なるものあるに至れり、之れが爲各國とも貨物船の建造に之れ勗め中には獨艇の擊沈に遇ひ客船の減少しつゝあるに拘らず、客船を貨物船に改造したるものすらありたり。右の結果今日となりては貨物船は非常に增加したるに反し、客船は寧ろ其の數を減じ居れり。

然るに歐洲各國は戰後の疲勞甚だしく、相競ふて消極的に國力の恢復を努めつゝありて各方面とも購買力弱く、生產能力も亦未た充分ならず。隨て商品の移動極めて閑散なり。故を以て各國の商船は貨物の吸收に腐心し、然も尙ほ載貨を得る能はざるものは逐に繫船するの已むなきに至りつゝあり。之れ貨物運賃の下落を招くに至りし所以なりとす。之に反し、客船は上述の如く其の數を減じ居るに際し船客は漸次增加を加ふるに歐亞間に於ては西比利亞鐵道便を失ひ、大西洋航路に在りては大旅客船の數を減じ居る等の爲、各方面とも船客

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

滿員を告げ、船室を得ること容易ならず。尙一面に於て物價の騰貴に伴ひ船客費の膨脹非常なるものあり。之れ世界的に旅客運賃の騰貴を招きたる所以なりとす。

更に我國の實況を觀るに、現在千噸以上の汽船は總數七百四十三隻なるが、內客船又は貨客船たるものは郵船商船兩社にて百隻、東洋汽船會社、日淸汽船會社及鐵道院にて二十五六隻、其他にて十餘隻、合計僅に百三四十隻に過ぎず。其他は全部貨物船なりとす。而して貨物船は前掲の通り各方面とも貨物の移動閑散、經費膨脹の爲め收支償はず。殊に近來英米船の壓迫を受け經營難に陷り、各所漸く繫船の悲報を聞くに至れり。之に反し旅客船は其數僅少なるが爲め各方面とも其の不足に苦しみつゝあり。然も一面に於て物價の暴騰に伴ひ船舶の經費は從前に數倍し、貨物の收入は大減收となり、爲に經營難に陷り、勢ひ船客運賃を引上げて之れが補塡を計らざれば營業を持續すること能はざるに至れり。之れ郵商兩社が遞信省に之れが救濟方を出願するに至りたる所以なりとす。而して遞信省に於ては此の間の消息を考慮し、本年三月及七月の兩回に亙り、各命令航路に於ける旅客運賃の直上を許可せり。卽ち左表の如し。

| | 浬數 | 一等 舊率 | 一等 改正率 | 二等 舊率 | 二等 改正率 | 三等 舊率 | 三等 改正率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 神戸長崎間 | 三九四 | 二四・〇〇 | 三三・〇〇 | 一四・五〇 | 二一・〇〇 | 五・五〇 | 七・〇〇 |
| 神戸上海間 | 七七五 | 五七・〇〇 | 八〇・〇〇 | 三五・五〇 | 五二・〇〇 | 一三・五〇 | 一八・〇〇 |
| 神戸香港間 | 一、二六九 | 一〇〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 | 六〇・五〇 | 八八・〇〇 | 二一・〇〇 | 三〇・〇〇 |
| 神戸大連間 | 八四四 | 五〇・〇〇 | 六五・〇〇 | 三六・〇〇 | 四七・〇〇 | 一六・〇〇 | 二一・〇〇 |

四國の事情右の如く、內臺航路の收支亦前述の如し、而して物價も今遽に下落すべき見込立たず。何れも悲觀の材料たらざるはなし。是を以て本年度契約更新の際より、受命會社は何等かの救濟を受けざれば、到底引續き受命しがたき旨申出て續いて嘆願書を提出せり、而して之れが救濟策としては、補助金の增額を爲すか、又は運賃の引上を許して增收を計らしむるかの二途あるのみなるが、補助金は大正八、九、十の三年間繼續費として議會の協賛を得たるものに付、今遽に之が增額をなすことを得ず。縱し增額するの途ありとするも、前揭の通り百數十萬圓の缺損を補塡する丈け補助せんことは到底不可能なるを以て、幾分運賃の値上を許すの外策なきを認め、詳細調査を遂げ審議を重ねたる末、損失の大部分は會社の整理及物價の下落に待ち、一部は相當の範圍に於て旅客及貨物の運賃引上を許して之を調節することに決し、前揭の通り運賃率の改正を認可することゝなれり。

尙旅客運賃の引上率は、戰前に於ける輸送實運賃と現在の船客直接費との和を基礎とし、之に運賃相場を參酌して定めたり。卽ち左の　し。

運賃額と直接船客費との對照表

| | 一等 | 二等甲 | 二等乙 | 三等 |
|---|---|---|---|---|
| 認可運賃率 | 四八・〇〇 | 三三・〇〇 | 二五・〇〇 | 一五・〇〇 |
| 食費 | 二三・六七 | 一〇・八四 | 九・六三 | 四・八八 |
| 事務部員俸給々與 | 九・八八 | 七・五五 | 六・〇三 | 四・四六 |
| 口錢及雜費 | 四・八〇 | 三・二〇 | 三・六〇 | 一・六〇 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 直接費會計 | 三七・二五 | 二一・三〇 | 一八・一六 | 一〇・八四 |
| 差引實運賃 | 一〇・七五 | 一〇・七〇 | 六・八四 | 四・一六 |
| 運賃ニ對スル經費割合 | 七割七六 | 六割七二 | 七割二六 | 七割三 |

備考　戰前ニ於テ運賃ノ三割內外ナリシ船客費ハ物價暴騰ノ結果トシテ現在其ノ六割乃至七割七分ヲ占メ爲ニ實運賃ハ基隆ヨリ神戶ニ至ル九百九十二浬間一等十圓七十五錢（一浬ニ付一錢〇八毛）二等甲十圓七十錢（一浬ニ付一錢八毛）二等乙六圓八十四錢（一浬ニ付六厘九毛）三等四圓十六錢（一浬ニ付四厘二毛）トナレリ

本表の直接費に戰前の實運賃を加ふるときは左の如し。

| | 一等 | 二等甲 | 二等乙 | 三等 |
|---|---|---|---|---|
| 現在ノ船客費 | 三七・二五 | 二一・三〇 | 一八・一六 | 一〇・八四 |
| 戰前ノ實運賃 | 二八・〇〇 | 一八・九〇 | 一四・〇〇 | 八・五〇 |
| 計 | 六五・二五 | 四〇・二〇 | 三二・一六 | 一九・三四 |

右の計算に前揭遞信省認可表中本線と最も事情を同くし、最初より同率なりし大連線の運賃を參照して前揭の通り一等六十五圓、二等甲四十五圓、二等乙三十五圓、三等二十圓と決定せり。右値上に依る一箇年分の增收は大正八年度の船客等級別に依り計算するときは四十八萬七千圓となる。

尙貨物運賃は一二等品に對し一噸一圓の引上を許せり。之を大正八年度の一二等品の數量に依り計算するときは此の增收一箇分十九萬一千圓見當なりとす。

右に依り大正九年度の損失百十萬七千圓に對する調節は左の通なりとす。

| | | |
|---|---|---|
| 船客運賃增收 | （四八七、〇〇〇ノ半額） | 二四三、五〇〇 |
| 貨物運賃增收 | （一九一、〇〇〇ノ半額） | 八五、五〇〇 |
| 會社ノ整理及物價ノ下落ニ待ツヘキモノ | | 七七八、〇〇〇 |
| 計 | | 一、一〇七、〇〇〇 |

## 本線使用船復活問題

本線の使用汽船は大正三年九月より六千噸級六雙となりしが、大正五年に至り世界大戰の結果、我國より聯合各國に輸送すべき貨物內地各港に大停滯を生じ、之れが輸送の方法盡くるや、各地商業團體、中央政府及貴族院方面に於て早くも本線の使用船に著目し、之を引上げて此の難關を救ふべしとの議起り、之が交涉の結果國家の利害關係てう打算の下に於て之に抗するの途なく、本島の立場としては遺憾至極なりしも、大局の上よりして已むを得ず六隻中二隻の引拔を許し、爾來今日迄四隻となれり。而して之が復活に就ては常に焦慮する所なるも、海運界の現狀に照して直に之れが實行を見る能はざるは、局に當る者の痛心に堪へざる所なりとす。以下少しく實行不能の次第を述べん。

本線一年間の貨物輸送量は、大正六年度に於て四十七萬噸、同七年度に於て四十五萬噸に達せしも、大正六年度迄の最高記錄は三十六萬噸、三十八年度は三十八萬噸、三十九年度推算額は二十七萬噸、過去八年間の平均額は三十二萬六千噸なるの事實に徵し、先づ平常の平均量としては三十六萬噸と見ざるべからず。又船客は過去八年間の平均員數六萬三千六百人、最高記錄は大正八年度の八萬一千六百人なるが、船客は先づ現狀を維持するものとし、八萬人と計算し大過なかるべ



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し。而して從來の實算に依るに、貨物の運賃總額は總量に二等品運賃を乘したるものに略は等しく、又船客運賃も總人員に三等運賃を乘したるものに略等し（八年度ノ船客總數ニテ船客運賃ノ總額ヲ除スレハ十四圓トナリ船荷總量ニテ船荷運賃ノ總額ヲ除スレハ八圓トナルカ如シ）きか故に、之に依り計算するときは左の收入を得ること、なる。

| | | |
|---|---|---|
| 貨物收入 | （三十六萬噸×八圓） | 二、八八八、〇〇〇円 |
| 船客收入 | （八萬噸×二十圓） | 一、六〇〇、〇〇〇 |
| 雜收入 | | 一〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | | 四、五八八、〇〇〇 |

次に支出は大正八年度に於て一隻百二十二萬二千餘圓、大正九年度の推算は百十三萬五千圓なるが、物價多少下落したりとするも尙は平均一隻百萬圓となるは容易ならざるべし。假に之を一隻百萬圓として計算せんか、六隻にて六百萬圓の支出を要す。

即ち六百萬圓の支出に對し收入四百五十八萬八千圓に過ぎす。結局百四十一萬二千圓は缺損となる。更に之に對する船價及運轉資本は、現在四隻にて百五十萬圓（會社帳面價額）なれば、六隻にては二百二十五萬圓となるを以て、二百二十五萬圓の資本を投じ一箇年間經營して百四十一萬二千圓の純損を招くこと、なる。若し補助金を與へて之を實行せしめんとならば、右不足額を補塡せざるべからず。之れ本件の實行が目下至難なりと云ふ所以なり。

尙現在使用船舶の能力は左の如し。

| | 一航海 | | 一隻一箇年五十航海 | |
|---|---|---|---|---|
| | 船客人員 | 貨物噸數 | 船客人員 | 貨物噸數 |
| 信濃丸 | 七三六 | 四、〇〇〇 | 三六、八〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 備後丸 | 六〇二 | 四、〇〇〇 | 三〇、一〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 亞米利加丸 | 七一七 | 二、八〇〇 | 三五、八五〇 | 一四〇、〇〇〇 |
| 香港丸 | 六六七 | 二、八〇〇 | 三三、三五〇 | 一三五、〇〇〇 |
| 計 | 二、七一一 | 一三、五〇〇 | 一三五、五五〇 | 六七五、〇〇〇 |

即ち一箇年の通算に於ては、船客八萬人に對し十三萬五千五百五十人を收容するの能力を有し、貨物は三十六萬噸に對し六十七萬五千噸を收容するの能力を有す。唯々季節に依り船客收容に困難を感ずることあるも上述の理由に依り當分隱忍の外なかるべしと信ず。

# 茶業組織と取引方法の改善

商工課長　田阪千助

本年に於ける烏龍茶況は甚だ不振を極め、大稻埕に於ける洋行の引取高は例年の二分の一にも足らざる爲め關係當業者は何れも非常の苦境に陷つたのである。市況不振の原因は固とより一にして足らないが、要するに最も大なる消費國たる

露國が擾亂是れ事として未だ平靜を見るに至らないのと、世界一般に財界不況を來せし爲め需要減退し、亞米利加と云ひ歐羅巴と云ひ、昨年來の持越品の荷捌にさへ困つて居る折柄の事とて、新茶の出廻りと共に需給の關係平衡を失し、生產過多の狀を呈するに至つたのである是故に茶業の不振困難は世界的現象で、之が救濟と局面の轉換に就ては、各茶產地共何れも頭を惱まして居る。印度の如きは曩に歐洲に於ける中央市場たる英國の市價調節を目的として輸出の抑制々限を計り、今亦た護謨の例に倣ひて向後の生產制限の策に出でんとして居る。爪哇は既に昨年亞米利加に對して非常なるダンピングを行つた所から見ると、本年も亦た恐らく同樣の手段に出で居るであらう。併しながら本島の如く之が爲め多數の黴茶腐敗茶を出し、之が處置に困り入つてると云ふが如き事は未だ聞き及ばない所で、當業者の言に依れば、目下島內に停滯して居る烏龍茶の數は約十六七萬箱で、其內の十二三萬箱は既に黴付して腐敗に傾き、商品としての價値がないと云ふことである。假りに此等黴茶の數を十萬箱と算定するも、其數量は實に三百萬斤に上つて居る。如何に茶況不振なりとは云へ、又如何に臺灣の氣候が濕氣多しとは云へ、忽ちに斯の如く多數の黴茶を出すと云ふ事は眞に歎はしい事で、之れは全く我茶業の生產組織が不定全なると、取引方法の甚だ幼稚なる結果であると言はねばならぬ。

由來本島の茶業は生葉の摘採と粗製の作業とは所在農家に於て副業的に取扱はれ、其規模甚だ小に、製法の如き設備の如き、何れも舊套を脫せず、又不定全なものであつた。到底之を印度錫崙等の夫に比す可くもない。加ふるに各生產者の間には一種の聯絡もなければ聯繫もない。從て其製品が市場に出づる迄には勢ひ自ら數多の仲介機關を必要とするに至るのである。現狀に就て云へば、農家により生產せられたる粗茶は、山方茶販人より茶販人、稱脚人、仲工人、茶棧人等、數多の階段を經て茶舘に聚集せられ、爰に再製箱詰せられて初めて一の商品となり、輸出商により海外に仕向らる、次第で、此間尠なきも三、四、多きは七、八の仲介機關の介在を見るのである。爲めに其取引は甚だ複雜を極め、無用の費用に手數を要し、徒らに生產費の增加を來すのみならず、此等仲介機關は得るに隨て各種の茶を然るべく混淆配合する結果、著しく品位の統一を害し、取引の都度品質相異なり、望むが儘の茶を供給することは全く不可能事となるに終る。彼の印度や錫崙の茶業者が各一定商標の下にて特長を發揮し、有效なる廣告手段を採りて世界市場に雄飛する眞似は、到底本島にては行ひ得べからざる所で、單に此の點のみに就ても販路擴張上遺憾尠くないのである。

小規模なる生產の分立と、多數仲介機關の介在に基く弊害は。獨り是れのみに止まらない。領臺以來二十有五年、制度進み文物開け、諸般の產業駸々として發達し、寧ろ驚歎に値するものあるに拘らず、獨り茶業は舊態を持し、其處に何等發展進步の影を見ないのは全く此の御蔭である。茶園の改善行はれず、製茶技術の改良…………揉捻機の利用あるも……なく、取引の方法舊套を墨守す。假令自ら進んで之が改善に努めんとするも、生產者の力之に及ばないのは亦た是非も無

いのである。況んや需要地に於ける嗜好の變遷とか、需要狀況とか、販路の擴張とか云ふが如きに至つては、全く風馬牛で、營々辛苦しながら只輸出商の一顰一笑に一喜一憂するのみ。且つ降雨繁く濕氣多き場所柄に拘らず、農家は固より仲介商人の何れも茶の保存に適する設備を持つて居ない、又其輸送荷造の如きも甚だ不完全幼稚なもので、之が爲め轉々の間非常に品質を惡化せしめ、殊に憎む可きは斤量を增加し不正の利益を收めんが爲め、最も忌む可き水を殊更に注ぎ掛けたり、或は既に黴付腐敗に傾きたるものを混合し、一時を瞞着糊塗する如き猾徒のある事で、近年烏龍茶の品質退下の聲喧しく、漸く需要減退の兆あるは詢に無理からぬ事であると思ふのである。

品質の優良なるものを而も價安く供給すると云ふ事は、何處如何なる事業に就ても成功發展の要諦なることは今更云ふ迄もない。殊に本島茶の如く生產の全部を擧げて海外に輸出し、他國茶又は珈琲等と劇烈な競爭を爲さゞるべからざる運命を持ち、又其海外に於ける需要が、他國の茶に比して價格が比較的高きに拘らず、品質の優秀と特色ある香氣とによりて持續せられて居る烏龍茶に取りては、其必要が更に一層大なるものがある。然るに本島の現狀は前述する如く全く之を裏切つて居る。此の上は生產組織の統一合同と取引方法の改善とを圖つて本島茶業の興振を講じ、之に依つて茶園の改良を謀り、品質の改善を期し、取引方法を簡易にして生產費の加重を防ぎ、進んで之が遞下を圖らなくてはならぬ。

現在督府の茶業に對する施設として茶樹栽培試驗及製茶販路擴張事業と共に行ひつゝある茶業獎勵事業は、全く茶業に於ける生產組織の合同統一を促進する目的に出づ、其第一は工場組織による茶業經營の促進を目的とし、所要茶園甲數百五十甲を限度とし、合して足れ以上の茶園を有する者を合同して會社又は公司を設立せしめ工場を設け茶園の保護改善に努めしむると同時に得たる生葉を、製造販賣せしむる計劃の下に、必要なる機械汽罐（何れも約五百甲相當の生葉を消化する能力を有す）を貸與し、尙設立後三箇年間必要なる茶苗を下付し肥料費を補助す。元來茶業の生產組織としては、現今印度錫蘭其他に行はるゝ如き「エステート」の組織により、自ら茶園を管理し自ら摘葉し自ら之を製造し、更に自ら之を販賣輸出するを理想として居る。如斯摘葉より輸出迄一つ手によつて行はれてこそ、始めて各段階の仕事が皆常に利害を相等ふし、茶園の改善製造の改良進歩も容易に行はれ、取引は固より簡單に行はるゝ譯で、第一の方法は畢竟此の亞流を汲んだものに外ならない。併し此の制度のみを以て直ちに本島の現狀に代へんとすることは、其土地々々の事情によりては却つて角を矯めんとして牛を殺すの結果に陷ることを慮り、更に第二の方法として共同製造及共同販賣の促進を目的とし、第一の如く工場を設立せず、茶園百甲以上を基礎とし、之が經營者を合して產業組合又は公司等を組織せしめ、簡單なる揉捻機釜炒玉解機其他必要なる機械機具を貸與し、併せて茶苗及肥料費を補助し、各組合員をして自ら茶園の管理保護に努めしむると共に、得たる生葉は之を共同に製造し更に共同販賣せしむ。

以上一及二の方法により、大正七年から十年間に一に屬するもの三十箇所、二に屬するもの百廿箇所を補助設立せしむる計劃である。固より五萬餘甲の茶園を有する本島茶業の奬勵としては其數決して多いとは云へないが、之れは財政の都合もあり、元々之に依て範を示し、而して生產の合同統一を促進するの一手段であるから、此の點から云へば決して尠ないとは云へまいとも思ふ。而して此の計劃に基いて製茶期迄に出來上る見込のものは、一が十一箇所、二が二十箇所で、其の多くは設立日尙淺く、效果の未だ大いに誇るに足るものがないが、其或者は豫想外の好成績を收め、豫期以上の效果を擧げて居る。若し夫れ此の計劃進捗し、相竝んで豫定の成績を擧ぐるに至れば、本島の茶業は其面目を一新し、斯業の基礎初めて確立すべきも、之が普及には尙ほ向後相當の歲月を要するから、其未だ及ばざる地方に對しては、產業組合其他の方法により極力共同製造共同販賣の奬勵を必要とする。而して幸ひに近來何れの地方にても漸次簡單なる揉捻機等の使用を見るに至り、又其利益を知得するに至つたから、方法の如何に依りては此の事は餘り難事ではないと思ふ。

生產組織の統一と共に改善せざる可からざるものは取引方法である。現今臺灣茶の取引は前屢々述べたる通り幾多の階段を通じて行はれ、其結果は自然生產費を加重し、同時に品質の惡化を誘致す、而して取引の複雜は獨り山方より大稻埕に來る迄の間のみに止まらず、大稻埕に於ける取引も亦同樣である。時勢の推移と共に大稻埕の取引は近來稍や其面目を改めつゝありと雖も、今尙ほ七除八扣三折の弊風行はれ、特種の看貫と銀建相場を用ひ、徒らに煩雜なる支那茶式取引を行ひ、買辦口錢とか看貫料とか茶鉛代とか、色々の名稱を附したる天引制度も行はれて居る。其の賣込方法の如きも見本を各洋行軒別に提供し、尙ほ再三歷訪し折衝を重ねる有樣で、之が爲め現在に於ては買辦、經手人と云ふ樣な一種の仲介商人が存在し、亦其介在を必要として居る。

如斯して茶の取引は甚だ複雜を極めると同時に、之が爲め中間費用を要すること甚だ尠くない。而して云ふ迄もなく此等の中間費用は茶の負擔する事となるから、勢ひ農家は其利益を削られ、茶價は高く、海外市場に於ける競爭力は著しく削減せらるゝ譯である。若し取引の方法を改善して之が、簡潔を圖り、仲介機關の介在を必要とせざるに至らば、其の由て生ずる利益は蓋し思ひ半に過ぐるものがあると思ふ。而して「オクション」の開設は之が目的を達するの捷徑である。

之を外國の實際に見ても、茶の「オクション」は方々に實行せられて居る。就中印度錫蘭等は疾くより之を行ひ、純粹なる主產地特有の茶を市場に供給し、臺灣茶に比し遙に中間費用を節約し、多大の效果を收めて居る。此の方法は現今我臺灣茶の如く、大稻埕を中心として之に集中せらるゝものにありては、實行上大なる可能性を有するもので、事は當業者の自覺にあるのである。

茶業改善振興の方策としては、其他取締檢查の制度、或は茶業者の團體倉庫設備金融問題等尙ほ數多の論議す可きものが尠くないが、此等は他日の問題に讓り、茲には參考として「コロンボ」茶業組合に於ける「オクション」の規定及競賣條件

等を左に譯出し、一先づ本論を終ることゝする。

## コロンボ茶業組合規定

一、競賣はコロンボ茶業組合員の特別の指定ありたる場合の外毎火曜日午前十時より商業會議所に於て行ふ。

二、競賣により決定せる各口別の價格は公表するを許さず。

三、競賣目錄の作製は現品の市場到著後なることを要す之が〆切は組合員の承認なき限り競賣當日前の火曜日午後五時とす。

競賣に附せらるべき茶の見本及目錄は競賣當日前金曜日午前十時迄に各買手に配布すべし。

四、競賣に附せらるべき茶は左の條項の一に該當せるものに限る。

一、コロンボ茶業組合員の手を經たるもの。

二、山方勘定にて始めて市場に現れたるものなることを賣方仲買人の保證せるもの。

三、組合員の倉庫内に於て始めて改裝箱詰せられ買人未定のもの。

五、一口千封度以上を大口千封度以下を小口と稱す。

## コロンボ茶業組合競賣條件

一、糶上の結果最高値付けをなせるものを買人とす。

紛議發生の場合は賣方仲買人之を調停す。但此場合賣方仲買人に於て眞の落札者確定せりと見做せる場合を除き解決後迄買人の姓名を公表するを得ず。

二、競賣建値は各口毎に輸出税を除きたる一封度建とす。輸出税の支拂を要する時は賣人の負擔とす。

糶上呼値は前者の呼値より一仙高以下なる事を許さず一度落札したるものと雖も競賣翌日午後一時迄を限り更に糶上の權利を有す。

三、落札の場合賣人の要求あらば買人は直ちに一割の保證金を支拂ふべし若要求に應せざる時は買人は再び競賣に付することを得。

四、代金は競賣目錄面記載數量より見本として大口は四封度小口は三封度を控除したるものに對し受授日又は其以前に於て支拂ふものとす。

現品受渡は日曜日及銀行公休日を除き賣買決定日より五日以内に於て行ふべし。

代金支拂を受けたる時は賣人は買人の爲に荷渡指圖書を發行し買人は之に依り賣人の倉庫に於て荷受をなす買人受渡日(次週月曜日)の正午迄に代金支拂を爲さゞる時は賣人は書面を以て買人に通告し買人の危險を以て(一種又は數種を)他に轉賣するの權利を有す此場合生じたる損失は買人の負擔とす。

買人は受渡期日以後休日を除き十二日間以内に現品を引取るべし代金支拂濟の場合と雖も受渡期日以後二日間は契約高を限度として賣人之が危險を負擔す若し其以前に於て現品の引取を爲さゞる時は以後十日間は倉敷料を除き買人危險を負擔す。

但し火災に因る損失は賣人の負擔とす。



Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

當事者間に紛議發生の場合は解決迄の危險は賣人之を負擔す。

買人受渡期日後十二日を經過するも尚引取を爲さゞる時は賣人の怠慢又は故意に因る損失を除き爾後引取を爲す迄買人絶對に其危險を負擔し同時にFull Chestに對し一日六仙H/cに對し一日四仙の倉敷料を支拂ふものとす。

此場合買人は賣人に倉敷料の支拂を條件として賣人に對し如何なる原因による如何なる損失と雖も責を負はしむることを得ず。

但賣人の怠慢又は故意に因る損失に對しては此限に非ず

五、買人の要求ある時は一口Chest二十箱或はH/C三十五箱以上なるものに對し荷渡指圖書各二通を發行すべし。

六、賣方仲買人は茶箱を開き茶を鑑定し見本を取出すべし、見本は大口四封度小口三封度を各箱より正味一封度宛取出すべし見本を取出したる箱の表面にはステンシルを以て“S”なる字を明瞭に記入すべし。

斯くして取出せる見本現品と相違なき時は此を以て適當とするも品質相違せる場合は更に全部に對し各箱より同量宛取出すべし。

見本の作製は現品の全部買人倉庫に到著後に非ざれば行ふべからず。

目錄面には箱詰稱掛の有無を記載すべし箱詰ならざるものは各箇より同量宛見本を取出すべきものとす。

七、競賣に附すべき茶は總て商賣向茶箱を以て荷造し買方仲買人は荷造材料が“Momi”, “Native wood” “Patent”, なるや“Metal”を記入すべし。

二十八封度以上の風袋込重量を有するものにして四オンス以下の鉛を以て包裝せるものは其旨併記すべし。

八、(A)各茶箱には競賣前風袋込並に正味重量の記入を爲すを要す。

數量不足の場合賣人之を承認せる場合は賣人其責に任じ且看貫料として十二仙半を超へざる費用を負擔すべし。

(B)品質、荷造、數量並に記載事項に關する總ての抗議は買約日以後十日間(日曜銀行公休日を除く)になすことを要す。

九、賣方買方兩仲買人は競賣終了後直ちに書面を以て委託者と見做し其責に任せしむ。

十、賣買當事者間に紛議發生せし場合は當事者兩人の選定せる仲裁人をして仲裁せしむ仲裁人の選定に當り兩者の意見一致せざる時は各當事者より一名宛を選定す仲裁人は仲裁行爲をなすに當り更に審判人を定め仲裁人の解決し得ざる問題を審判せしむ。

仲裁人の調停及審判人の判決は終審にして各當事者を拘束す。

當事者の一方が自己の仲裁人を選定し使用人又は書留郵便を以て相手方に仲裁を選定すべき旨通告したるも他の當事者之を拒絶し又は三日間以内に選定をなさゞりし時は當事者の一方により選定せられたる前述の仲裁人は兩當事者により選定せられたると同等の權限を以て仲裁す。

十一、右附則及競賣條件は組合の規定により召集せられたるコロンボ茶業組合總會の決議により時々追加又は變更するを得。

以　上

# 植民政策の批判に就て

## ＝泉君の所論を駁す＝

農學博士　東鄕　實

本編は東鄕博士の寄稿に係り十一月號資料として豫告したるも都合により本號に掲ぐることとせり（編者）

### 一

由來植民政策は時と共に遷り、場所と共に變るべきものであつて、決して一定不變のものではない。從つて「植民に先例なし」と云つたゴルチーの言が、大體に於て正當なることは、古今東西幾多の植民史が明かに之を物語つて居る。卽ち古代に於ける希臘・羅馬の植民政策を比較して見ても同一ではなく、希臘の植民經營が「人間の散布」なりしに反し、羅馬の植民政策は「權力の合一」であつた。而して。「分派」と「結合」と此二個の異れる植民政策の泉源は、全く之を民族的精神の相違に求めなければならぬ。

更に之を近代の植民史に就て見るも、西班牙・葡萄牙・和蘭・英吉利及佛蘭西等、各々其植民政策に相違の點あるを發見するのである。卽ち同じ亞米利加大陸でありながら、北米に於けるアングロサクソン民族の植民的經營と、中南米に移住したる羅典民族の植民政策とは、決して同日に論ずることは出來ない。又現今我國の南隣各地に於ける植民地經營の實際に徵するも、和蘭の爪哇統治策と、英國の海峽植民地經營策とは同一でなく、又佛蘭西の印度支那に於ける統治策と、米國の比律賓統治策とは必ずしも一致して居ない。而して斯の如く南洋に於ける各國の植民政策が同一ならざる所以のものは、希臘・羅馬の場合と同じく各統治民族の民族的精神に相違があるからである。

元來各民族は何れも其の解剖的性格と同じく固定せる一種の心的組織を具有し、其の民族の感情・思想・制度・信仰及美術等、その文明的要素は凡て此心的組織に胚胎するものである。故に是等一國の文明を組織する各種の要素は、之を作りたるもの、民族的精神の外的發現と見るべきものである。是に於てか各國の植民地經營策及異民族統治策が、此民族精神の反映たる以上、統治民族の異るに從ひ、その政策も自から變つて行くのは必然の結果である。

又植民政策は、單に統治民族そのもの、民族的精神により、必然的に異る所のものであるばかりでなく、更に植民地の氣候・風土及其土着民族の種類・多少、並に其の有する文化の程度、其他多くの自然的及人爲的要素の如何に依り自から異るものである。從つて統治民族は同一であつても、各植民地により自から其植民政策の實際は大に異る所のものである。卽ち

同じ英國の植民地でも、加奈太・濠洲及南阿に對する政策と、印度に對する政策とは決して同一なるを得ないのである。

## 二

如此植民政策なるものは、先づ統治民族其のもの、相違により必然的に異り、更に植民地そのもの、自然的及人爲的要素の如何により、變つて來るものであるとすれば、植民政策の「實際」は變通自在でなければならぬ。隨つて我日本には日本民族獨特の植民政策があり、又同じ日本の植民地でも朝鮮の統治策と臺灣の經營策とは、自から異る所のものがなくてはならぬ。然るに現今我國の政治家又は學者等にして往々此原則を無視し、徒らに事情の異れる外國の植民政策をそのまゝ我國に飜譯輸入し、以て我國の植民制度を律し、之れが批判を試みんとするものあるが如きは、予の最も遺憾とする所である。

元來日本には日本固有の文物制度なく、その多くは支那又は歐米の各國より輸入したるもので、それが歲月の經過と共に自然に日本民族化せられたに過ぎない。隨つて日本には兎もすれば海外崇拜の弊に陥り易い缺點があり、西洋人の云つたことや行つた事が、一も二もなく難有いと信ずる人が決して少くない。殊に戰後歐米視察の途に上つた人の數は實に莫大なもので、是等の人々により輸入せられたる歐米の新思想や其實狀は、可なり廣く我國民の間に散布せられて居る。然るに之れに反し、我日本及其植民地を中心としたる亞細亞大陸、及南洋一帶の地方に關する日本の智識が、極めて淺薄極まるものであることに就ては、實に一歎を禁じ得ないのである。即ち今日の日本は「遠きに親しみ近きに疎なる」の感あり、所謂「内を外にする」の弊風に堪へざるものがある。斯くて正當なる國策を論じ、正確なる植民政策の批判を試みんと欲するも得べき限りでない。

即ち近年我國の植民地統治に對する批判の多くが、正鵠を得ざるものなるは予の常に遺憾とする所にして、其の然る所以のものは多く植民地の實狀に精通せず、隨つて之れが判斷を誤り、所謂机上の空論を敢てするの結果に外ならぬのである。而して予は特に泉哲氏の我臺灣統治に對する所論の、常に此弊に陥りつゝあることを甚た遺憾に思ふ。

## 三

泉氏は自ら「植民地統治問題に關し多大の趣味を有し常に研究して居る一人である」ことを公言して居らるゝ如く、可なり多く植民問題を論議して居らるゝ樣である。が然し同氏の臺灣統治問題に關する所論の多くが、常に其の出發點に於て非常なる缺陥を有することを發見する。

同氏が東洋時報第二四七號（大正八年四月發行）に掲載せられたる「臺灣統治策變更の必要」と題する論文の如き、實に其立論の基礎たる材料の選擇に關し極めて杜撰なる點あり、從つて其所論非常なる誤謬に陥りたるは、同氏の爲め予の竊かに惜みたる所である。而して同氏が斯くの如き誤謬を敢てしたる所以のものは、全く臺灣の實情に精通せずして臺灣を論じたる結果に外ならぬのである。當時東洋協會臺灣支部は、同氏

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の所論に對し辨明的希望書を同協會本部に出したりと聞いて居るから、同氏も大いに自已の誤謬を發見せられたることゝ信する。

然るに同氏は更に最近に至り「臺灣統治策の根本的變革を促す、（太陽第二十六卷第八號、大正九年七月號所載）及「臺灣島民に告ぐ」（臺灣青年創刊號、大正九年七月號所載）の二論文を公けにして居られる。が依然として其立論の根據に多大の缺陷と誤謬とを有せらるゝことを否定し得ないのである。予は玆に同氏の論文の細目に亘りて誤謬を指摘して論評するの必要を認めない。又意見や主張は各自の自由であるが、唯その意見や主張の根據となるべき材料に多大の缺點がありとすれば、予は同氏に對し一應の注意を促して見ることは、同學の士たる予の義務なりとも信ずるから、同氏立論の基礎たる事實の誤謬を二三列擧して參考に供して見ることにする。

卽ち同氏は臺灣の地方制度を論じて「廳長、支廳長、區長等は何れも警察出身にして土人を虐待すること甚だしく之れに同情し之れを愛撫するの念毫末もなし」云々（東洋時報第二四七號）と稱するも、當時十二廳長中、警察出身のものは其一部に過ぎざりしのみならず、區長は全部本島人中の名望家であつて、一人の内地人も存しなかつたのである。況んや是等地方官が島民を虐待する理由毫もあるなく、予は論者が臺灣の實際を知らざることの餘りに甚だしきに一驚を喫せざるを得ない。四百有餘の區長皆擧げて本島人なるにも拘らず、内地人なり警察官なり土人を虐待すと迄、全然反對に間違へば間違も澤山である。

更に敎育を論じては「公學校の數約百二十にして他は數校に過ぎない」云々（東洋時報第二四七號）と稱するも、公學校の數百二十六なりしは、明治三十三年領臺後間も無い時代の事に屬する。二十年前の統計を基礎として現時の臺灣を論ぜんとする泉氏の眞意が果して奈邊に存ずるか、予は之れが判斷に苦しまざるを得ないのである。況んや「公學校に敎師たる日本内地人は土人の子弟に臨むこと總督府官吏の島民に對すると等しく些細の過失に對しても之を鞭ち其他暴力を加へて懲罰する等土人の子弟は日本人敎師は恐るべきもの巡査と同しく忌むべきものとの觀念を抱持して居るのである」（東洋時報第二四七號）と稱するに至つては、實に誣言の甚だしきものにして、全然跡形もなき事實を揑造したる暴言に過ぎない。

敎育問題は植民政策中最も重要であり、且つ困難な事項の一つである。隨つて昨年四月一日に發布せられたる臺灣敎育令の如き、大に當局苦心の跡が窺はれるのであつて、猶敎育制度に就ては今日と雖も鋭意之が改善に付計畫しつゝある臺灣總督府が、島民敎育の爲めに非常な努力を致しつゝあることを諒とすべきであるのに拘らず、泉氏は最近臺灣の敎育制度を評して「之れ植民地人の文化を深く考慮したる施設とは如何に贔負目に見ても思はれない、一見臺灣に於ける勞働者の養成所若くは納稅器械の製造所と見らるゝ點は最も遺憾とする所である」（臺灣青年創刊號）と云つて居るが、此點に於ても同氏は非常な誤謬に陷つて居るのみならず、其言餘りに過激に失し、殊更に非難攻擊せんが爲めに筆を弄するに非ずやと疑はれる。





Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

更に同氏は社會的平等を主張し、内臺人共婚の途開けざるを難じて居るけれども、本問題の解決は夙に總督府が意を致しつゝある所で、大正七年四月に於て既に共通法（法律第三十九號）發布せられ、今や又多年の懸案たりし戶籍法の發布も近きにあらんとしつゝある。此共婚の方計は既に議會に於ても、又督府に於ても常に聲明せられて居る所であつて、戶籍法實施の豫算迄既に認められてある所謂周知の事實である。殊に最近臺灣總督府は、戶籍法の發布を俟たずして便宜共婚の手續を了し得る方法を講じて、既に之が取扱に關し各廳長に通達を發して居る。由來共婚問題は今日に始まつた問題でなく、總督府多年の懸案であるから、泉氏が親しく此問題に就て當局に質されたならば、這般の消息は充分に諒解が出來たことゝ思ふのに、今尙同氏が本問題を云々するが如きは、全く臺灣に於ける施政の實際に甚だ疎きの結果である。

殊に泉氏が「總督府及內地人の島民に對する態度は恰かも文明人が蠻人若は動物に對すると同一である」云々（太陽第二六卷第八號）と稱し或は又「同文同種である日本人の非人的待遇を憤慨し警官の壓迫を忌みて數代住み慣れたる臺灣の地を去り財帑を携へて對岸支那大陸に移住する者決して尠くない」（東洋時報第二四七號）とか「今日臺灣に於ける資產家の多くが對岸支那若くは南洋の各地に移住し又はせむとするのは臺灣の富源が枯渇した爲めでなくして裕なる富源開發の任に當り得ざるが爲めであると思ふ」（臺灣青年創刊號）とか「今日臺灣の有識者は何れも將來の永住地は南支にありとの感念を抱きつゝあるのである」（太陽第二六卷八號）とか、同じ樣な事を度々繰り返して論議して居らるゝのであるが、若し果して之が事實なりとすれば、予は其事實を擧げて說明して貰ひ度いと思ふ。

對岸支那の現況は革命未だ全く成らず、南北相對峙して動亂絕ゆる時なく、人民の生命財產は常に不安の裡に置かれてある結果、此混亂の對岸を去つて平和幸福なる臺灣に歸化せんと欲するものこそあれ、平穩なる臺灣を去つて動亂の對岸に移住せんと欲するものありと斷ずるが如きは、餘りに時局に通せざるものと云はなければならぬ。

日本の統治下に於ける臺灣の民衆が平和幸福に浴しつゝあるは、臺灣を充分に理解せる幾多外人の均しく唱導する所である。卽ち夫の在臺四十年の久しきに亘り、熱心布敎に從事したるのみならず、最も臺灣の事情に精通したる英國の宣敎師キャンベル氏の如き、其幾多の著述に我臺灣の統治策を賞揚し「臺灣人は實に世界の植民地中最も幸福なる者なり」と言明し、ダビッドソン氏と共に臺政讃美者の一人であるのみならず、昨年親しく臺灣を視察したる比律賓人タベラ氏、ボストンビユーロー、ヲフ、トラベルスのパワース氏の如き、何れも臺灣統治成功と島民の幸福とを賞讃して居る。殊に本島人及蕃人に對する敎育獎勵に對して感嘆の辭を連ねて居る。予は在臺十數年に及び、臺灣の實情には可なり精通して居ると信ずるのみならず、外國植民地の實際も比較的多く見て居る積りであるが、予も亦世界の植民地中、臺灣の民衆は平和と幸福に浴せる點に於て、キャンベル氏其他と見解を同じくして居る。賞讃の辭は固より多少の割引をせねばならぬかも知

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れぬが、唯泉君の如く一から十迄揑造し愕大にして迄、非難するが如き嫌あるは誠に遺憾とする所である。

如斯臺灣の現況は極めて平和であり、島民一般に多幸多福の生活を營みつゝあるに拘らず、泉氏は此實情を知らず「甞て臺灣航路の一汽船内に於て數名の内地人紳士が對話中の言として——臺灣には何萬人位捿んで居る？三百萬も居らふ、夫れでは殺して仕舞ふにも容易でない——との挿話は彼等島民をして日本人は臺灣に對して如此心理狀態に在るものと思はしめ失望落膽せしめた事實が存する」（太陽第二六卷第八號）等と稱し、予を以て見れば誠に一笑だに價せざるが如き浮說流言を立論の基礎とし「臺灣は小島にして三百萬に過ぎぬ而して未た甞て獨立國たるの經驗を有せずとの理由の下に島民を虐待するが如きは自ら好んで謀叛を誘發するものと云はるゝも辯解の辭無いであらふ、從來の秕政を今後尙は繼續するに至つては極めて不祥なる事實の發生を見ぬとも限らぬ」（太陽同上）と斷じ、更に進んで煽動的言句を以て暗に臺灣の獨立を慫慂せんとするが如き氣勢を示せるは、予の最も遺憾とする所であつて、日本人たり學者たる泉氏の心情に對し疑ひなきを得ない。

以上は泉氏所論の基礎材料が、極めて淺薄杜撰にして立論亦從つて誤謬に陷りたるの實例を二三指摘したるに過ぎず。其他擧け來れば際限の無いことであり。同氏の臺灣統治に關する批判は、徹頭徹尾誤謬を以て一貫して居ると云つて宜しい。而して其然る所以のものは、全く臺灣の事情を知らざるに基因して居るのである。

泉氏はよく臺灣統治問題を論ぜらるゝが、然しまだ一度も臺灣の地を踏まれたことがないのみならず、臺灣統治の責任者に對し材料の提供を要求し、又は之れが說明を求められたこともありとも聞かぬ。隨つて同氏の臺灣統治の實際に關する智識は極めて淺薄なものであることを推知することが出來る。故に同氏が立論の根據に於て多大の誤謬に陷つて居らるゝのは當然であつて、又止むを得ざる所である。

## 四

臺灣の統治そのものは「植民の理論」でなくして、實に「植民の實際」である。理論そのものの論議と理論の實際的應用とは必ずしも一致するものでない。故に臺灣統治が植民の實際である以上、純理論者の眼には時に不當と見ゆることもあらふ。然しその點が所謂理論と實際とは必ずしも常に同一ならざる所以であつて、政策の妙所は玆に存するのである。善良なる植民政策は常に植民地の自然的及人爲的要素の總體を對象として、最も適切なりと信ずる方法手段を採るべきものである。故に其政策の批判を試みんと欲するものは、先づ其植民地の實情に精通しなければならぬ。若し然らずして政策の實際を批判せんとするものありとせんか、其結果は常に誤謬に陷らざるを得ないのである。

異民族の統治は實に難事中の難事であるのみならず、之れが政策に對する批判の如何が、統治の實際に影響する所は實に甚大なるものである。故に植民政策の實際に對する批判を試みんとする場合に於ては常に愼重の態度を持し。一言一句



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

苟くもせざるは實に學者當然の義務である。徒らに植民地の實情を知らず、世上の片言隻語を立論の基礎とし、且つ激越の言論を試み、煽動的字句を弄するが如きは、單に一般世人に誤謬を傳へ、且つ植民地の民衆に不安を感せしむるの外、何等の利益がない。故に斯の如きは眞に國家を憂ふるもの、斷じて避けなくてはならぬ所である。然るに泉氏の臺灣統治に關する批判が、多く此期待に背反するものあるは、學者の態度として特に同氏の爲めに惜まざるを得ないのである。

予は現に臺灣總督府の一官吏である。又植民政策の研究者として予——臺灣の實情に精通せりとの自信を有する學者として予——は確かに泉氏の臺灣統治策に關する批判に對して所感を述ぶるの義務ありと信じ、茲に本文を草したる次第である。予は同學の士たる泉氏が、此際先づ臺灣の實情を充分に研究せられ、正當なる理解を得られたる後、改めて之れが批判に移られんことを切望してやまざるのみならず、廣く世の植民政策に對して批判を試みんとする諸君に對し、同樣の希望を抱くものである。（大正九年九月一日稿）

# 明石總督を追慕し正義の觀念に及ぶ

鎌田正威

大正九年十月二十六日臺北に於て執行する故明石臺灣總督一年祭に渡臺せらるる明石夫人を迎ふる爲に、余は十月十二日基隆を出發して神戸へ向つた。思へば悲し昨年の當時の事共、十月十二日に一日を超えたる昨年の十月十三日と云ふ日は、明石總督大患の後を別府で靜養し、追つては上京する豫定を以て、天祐と人力の限りを盡して得たる再生の喜びに滿たされて、信濃丸船上欣然として基隆を出發せられた日である、海上平穩頗る元氣よく愉快なる航海をなしつゝありとの末松副官よりの報を得て、臺灣にては稍や安心し居る際、十六日突如として「明石總督本朝信濃丸船中にて突然危篤に陷らる云々」の電報が臺灣の一角に傳はつた。誠に事の意外なる眞僞さへも見當が著かず、虛報又は誤電にあらずやと思はしめた。次で末松副官よりの電報は其の事實あるに疑を置くの餘地なからしめた。但し「手當の結果稍や落付かれ船中に專ら安靜にし明朝の模樣にて福岡大學に行くかを決する筈」との報、及び堀內博士より大西醫官宛の詳報を得て安心するを得た。是に於て十七日の備後丸で大西醫官及余は長官の命を受けて不安を船上に託し、又總督の容態良好に向ふとの報に望みを囑して門司に向け出發した。而して十七日に總督は門司に上陸せられ、福岡に入り松本別邸に靜臥し、經過甚だ佳良、殆ど平常と異ならざる程で、又十八日は非常によき容態であつたが、十九日午前十時半頃より再び危險狀態に陷り重

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

態となられた。竹谷博士其の他醫官の手厚き治療、夫人其他の熱心なる看護により、今日はやがて恢復せられるならんと念じつゝ幾日を經過しても其の效果も無く、遂に其儘永遠の眠りに就かれるに至つた。思へば悲しく痛ましきかな。一年前の事實とは云ひながら、茫然自失、全く夢の樣である。偶々大正九年十月十二日故總督の夫人を迎ふる爲に基隆を出帆した信濃丸船上にある余は、感慨深からざらんとするも止むを得んやである。信濃丸は卽ち明石總督を臺灣に迎へ又送りたる同一の船であるからである。今故總督の逝去に關して余に最も深く與へられた感じにつき玆に少しく追想して見やうと思ふ。

□明石總督は大政治家なりとの觀念の印象

大正七年七月二日余は思ひ掛けなくも臺灣總督秘書官に任命せられた。豫期せざりし意外の事實に驚きしと共に、兎も角も其任命を受けて居る間は如何にして其職責を盡くすべきやを自問して見た。而して最初に決心して居つたことは次の樣であつた。余は平常『臺灣總督は陸海軍大將若は中將を以て之に充つ』なる臺灣總督府官制につき自分自身に割り出した解釋を持つて居つた。何故に臺灣總督は武官に限るや、深き意味の存する所無かるべからずと思ふて居つた。臺灣が日本の領土として存在すれども風土人情文化は日本內地と同一にあらず、臺灣が母國に所屬し乍らも全然之と一體をなすにあらずして、別に一箇獨立の存在をなせる事實は否認するを得ず。從つて臺灣には一箇獨立の統治力の存在を必要とするや論なき所である。此の統治力を一身に有するは卽ち總督なり。文武の兩權を統べて居る故に之を總督と云ふ。何れの殖民地が總督として文武の兩權を統べないものがあろうか、香港然り、海峽殖民地然り、佛領印度支那然り、爪哇然り、比律賓又然りである。總督として就中必要なるは統治の實力を表はす軍隊の統帥權である。此の統帥權を表はすの必要なるが故に臺灣總督を陸海軍大將若は中將卽武官に限りたものである。此の統帥權のことなければ總督を武官に限る必要はない。卽ち總督を武官に限つたことは統帥權と常に終始することでなければならぬ。而して之は同時に統帥權は平常一日も存在せざることなしと雖も、之を發動する場合に至りては、換言すれば實力の實現を要する場合は非常事變の起つた場合に限ることである。平常無事の際は、何等發動することゝ無く、鞘に納めた正宗たるべきである。而して普通無事平穩の際に於ける日常の政務は、別に置かれたる民政長官をして之を掌理せしむるにある。由つて之を民政長官と云ふ。平常の政務は行政を專門とする民政長官に任じ、總督は(睨らみ)を利かすれば足る。然らざれば總督を武官に限ることは意味をなさざることゝなる。武官と雖政治に長じたるものゝあるは否認するを得ずと雖、武官の全體が政治に長じて居るわけはない。寧ろ政治に長じたるものは小數の武官であると云はなければならない。然らば官制に於て總督を武官に限ることは、總督は非常の場合に發動することを原則とするか、さも無ければ政治の運用を阻害することの起り得べきものであつて、官制として不當なるものと云なければならない。總督秘書官たるもの、先づ心得べき根本のことは之である。日常行政事務に





Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

闘し總督の親接を計るよりも、動もすれば總督に接近せんとする日常の政務は、寧ろ進んで之を遠ざからしめることを以て秘書官の任務とせなければならない。之が武官總督に對する余の一般論である。明石總督は大正七年七月二十二日基隆へ著かれた。其時始めて余は御目にかかることが出來た。其夜鐵道ホテルに於ける官民の歡迎會に臨まれた。其際挨拶の語に一人稱を用ゐらるゝ場合に、普通軍人であるならば「明石が云々」、とあるべき所を「本總督が云々」と云はれたことに於て、既に單に軍人として、臨任せられたのでないことの一端を示されたものと思はれた。二十三日には總督府に於て府內高等官及官衙長に對して訓示があつた。「諸君の臺灣の地に赴任せられたる年月は各相異なるべきも要するに臺灣に於ける諸君は充分の經驗を備へられて居る事と信ずる」。「然るに困難は勿論困難であるに相違なきも元來新領土に莅む精神は其をして聊かも內地と異ならぬ樣に造り上げる目的に外ならぬ」。「古來日本の歷史は到る處完全なる領土を造つて來たのである其の時代に於ける目的は決して動かすべからざる基礎の上に數千年來行はれ來たのである」。「但し島の內外に於ける諸種の企畫は一面には鋭意其の機を失せざる事を要するも徒に其の功を急いで却て失敗を招かぬ樣克く內外の形勢を考慮して確實なる發展を圖らざるべからず愼重を缺きて輕躁なる行動に出づるは取らざる所である」。かく斷片的に列擧すると精神のある所を沒却する恐れあるが、誠に卓然たる根本的の精神を示された訓示だと思つた。同月二十五日に臺北を出發せられ、桃園・新竹・臺中・南投・嘉義・臺南・阿緱の各廳を巡視せられて三十一日臺北に歸著せられ、八月二日各廳長を總督官邸に招集して訓示せられた。「生きた人間を以て生きた人間を治むるは其の爲である、法律や文章丈けで其れが定まるものならば高等官の有力者を地方に配布して置くの要も無いので故に此間の按配宜しきを得寬嚴其の節に中るは實に諸君の責任である」。「其の責任の範圍內に於ける取捨選擇は諸君自身の明智に在りて其の大綱は余が今述べたる所である」。「人が無ければ何事も出來る筈はない商業も農業も工業も第一人間が缺乏しては仕方がない然るに臺灣には既に三百餘萬民の衆が居る此等は諸君の指導誘掖宜しきを得れば悉く働ける色々の事に當りて國利民福を計り得るのである」。「蕃地の狀態に就ては未だ充分に成績を收むるに至つて居らぬかと思ふ」。「對蕃人策としても努力と忍耐とが必要である此等民族を感化すると云ふことは諸君內地を出發する時からの覺悟であつたと思ふ此の感化は內地の縣知事などと異なり諸君に於て特に出來るので其の妙趣の存する所である此の點に就ては議論よりも何よりも熱心に實現の方法を講じて之に盡すと言ふことに歸著する」。總督の精神の在る所が窺はれる。其の中に豫算會議があり、余の目前に現はれた色々の事件があり、又內面的に色々話を承つたことがあつた。大正七年十月には總督は上京せられたので、余は活動の模樣を拜察することが出來た。茲に至りて余は總督に對して心掛くべきことの方針を變更せざるを得なくなつた。總督は武將たるのみならず偉大なる政治家である、と云ふ觀念を以て萬事を其心掛けで進まねばならぬと云ふ氣持を以て充分滿たさるゝに至つた。余は



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

文官出身である以上は例へ先きに威名嚇々たる高名があるにしても、先づ疑問を以て之に對し、一般論によりて進むべきものと思ふて居つた。今や總督たることを武官に限ることが不都合なる如く、行政は之を文官に限ることも不都合である。要は文武に差別なく有能の材を擧ぐるにあり、武官たりと雖政治に長じたるものあれば之は用ゆるに何等妨げない。之は武官たるが故に政治をなすにあらずして、有能の材なるが故に政治をなすにあり。玆に於て明石總督を武官たるが故に總督たるものとして見ず、文武官に超越したる總督として見るの必要を感じたることなり。右に述べたることは、明石總督は政治家であることを余に強く印象し、余の確信して疑はぬことを云はんが爲めであつて、其の外に目的はない。即ち余は最初から總督かぶれがして居つたのではない。寧ろ初めは反對であつた。彌よ近接することが出來るに及んで眞實斯く感得し、誰に高言しても表裏共に誤りなく斷言が出來ることを云はんが爲である。總督を一見して肝膽相照し了解の出來る方は、余の遲鈍にして了解の遲かりしを笑はれても致方がない。余の更に語を強めて云はんとすることは、明石總督は武官たるのみならず政治家である、政治家として遠謀深慮籌策あるのみならず、誠に正義に滿ちた政治家である。國民として賴もしい安心の出來る方である。所謂國家の柱石である。玆に於て政治家の中でも眞の政治家である、大政治家である。世の政治家と云ふは所謂政治屋で、眞の政治家大政治家と云ふに至りては甚だ稀であつて、政治家たるの基礎的資格たる國家の柱石、正義の觀念に於て缺如せる近頃の狀態に照して殊更に深く感ずる所がある。個人の名聲とか富貴とが眼中にある樣では國家の柱石とはなれない。近頃の所謂政治家は如何である、國家の爲に計ると云ひ乍ら、國家が中心と云ふよりも個人一己の名聲なり利害なりが中心となつて働いて居る樣なことは無いであろうか。政黨政治等は稍もすると此の弊に陷り易い。正義のある所に從つて政治を行ふよりも、何等の信念も確信もなく、徒らに世間の人氣に迎合して世を却つて複雜にし、輕薄にすることが多いではなかろうか。國家の大計に確固たる信念を以て公衆を率ゆる精神が無ければ國家の柱石とはなれない。世人の輕薄なる人氣によりて政治を左右する樣では、根底となるべき基礎がないによつて、平穩無事なる日には之で濟むとしても、一朝暴風雨襲來することあらんか、砂上の樓閣は直ちに崩壞するの止むを得ない狀態に陷る。基礎を深き根底に置くことは中々六つかしい。根底が深ければ深きほど人の目につかない。中々容易に結果が人の眼に顯はれて來ない。故に才子は動もすると基礎工事に力を用ゆることなく、外面にあらはれた工事についてのみ骨折る傾が見える。之が所謂砂上に樓閣を築くものであつて、國家の柱石を以て任じ正義の何ものたるかを解するもの、爲さゞる所である。基礎工事に力を用ゆる人は根本が定まつて居るが故に、之より出づる政策は系統的秩序的であり、漸を追つて進步發展して行く。朝令暮改と云ふことが起つて來ない。疑問を抱くものあれば諤々として說破し眞面目に應答することが出來る。問ふ人も眞面目なる回答を得て反省することが出來る。基礎の無い人のやることは之に質問しても眞面目な

る回答が出來ない。其の時を濁した回答しか得られない。賴もしいと云ふ感じが一向起つて來ない。世の中が締りが無くなる。緊張を缺いて來ることになる。

明石總督に接近することが出來て、余の受けた感得は色々あるが、此の國家の柱石であると云ふ觀念と同時に、正義の觀念が最も大きなもので、余の最も幸福とする所である。他の觀念は色々あり複雜であつても、結局は此の觀念の中に包含せられる。余は是に於て明石總督を追慕するに當り、余に深く印象せられた正義の觀念に就いて聊か論じて見たいと思ふ。畢竟余が茲に殊更に正義の觀念を持ち出すのは、正義の觀念は余には未だ充分で無かつた。偉大なる人格者に接するに及んで始めて強く印象せられた爲であることを茲に告白する。強き印象を受けても今後一層の修養と努力により習慣と惰性とを打破するにあらずんば、正義の要求する域に達することが出來ないのは勿論のことゝ思ふ。

### 口正義の觀念は政治上の基礎要件たるのみならず人間安心立命の根底である

人間日常の行動に於て之を支配する何かの標準がある。各人の行動は何物かに支配せられて千種萬樣に動いて居る。之が國家生活となれば其の活動は一層大きくなり、又其の影響する所は一個人に止まらず國民全體に及ぶものであるから、之を支配する標準となるべきものは一層根底的に定まつて居らねばならぬ。然らば其の標準となるべきものは何であるか、**余は此の標準となるものは即ち正義の觀念であると斷定する。**明石總督に接するに及んで、正義で充分やつて行けるものである又やつて行かねばならぬものである、色々と他に迷ひを起すことを止めよ、正義に向つて進んで行けばよいのである、との實感を非常に強く確められた。現に明石總督が正義の凝塊或は換言すれば國家に忠誠の凝塊を以て終始せられ、吾人の上に立ちて吾人に如何に心強く信賴し得るかを知らしめ、其の實行は吾人に對して云ひ知れぬ根底のある偉大なる敎訓を與へられた。世の中に動もすると正義を無視するものは時を得て榮え、正義に從ふものは良貨は惡貨に驅逐せられたる類で却つて凋落する感があり、正義を無視するものは多く、正義に從ふものが無くなると、つい悲觀失望して勇氣が挫け、何時の間にか正義を無視する仲間に卷き込まれる傾ある時に於て、茲に毅然として正義によりて行ふ一大人格者ありとせば、如何に心強く勇氣百倍するではなかろうか。かう云ふ場合にかうすればよかつた、あれはあの方がよかつた、かう云ふ利益があつた、こんな損をした、と常に迷の生ずることは人間には免れないものであらうと思ふ。かゝる場合に心の迷の生ずる源因となつて居るものは大概利害損得の勘定である。利益損害の勘定は比較的容易に判るから、却つて迷が大きくなるものと思ふ。利害損得を勘定して行くと親子でも喧嘩が起つて來ねばならぬ。損得から割り出せば親でも子に損をかけ、又子は親に損をかける場合が起り得るからである。況や他人の間に於てをや、損得の勘定より起つて來る感情は一層強いものと思ふ。此の時に當りて正義とは何であるか、人の履むべき道は正義であるとの觀念が出來て居れば、利害損得と云ふことは問題にならない。正義を無視することなら

ば利益を得てもやらない。又損失があつても正義の爲めなれば進んでやる。利害損得に超越して行動が出來る。早い話が國家危急の場合に國民が兵となりて戰爭に馳せ參する時などは、一身の利害は問題となつて居らない。死に行くのである。身を殺して迄も戰爭に行くのである。畢竟一身の利害よりも國の爲に盡くすと云ふ正義の觀念に支配せられて居るからである。一身の利害が行爲を支配する標準となつて居つたならば、迷ひが出て苦悶を生ずることが多いであろう。其の際從ふべきものは正義であるとしたならば、何等問題が無くなり、寧ろ勇んで死に行くことゝなるであろう。

正義の觀念を以て行動の標準としたならば、政治上に於けると日常個人の活動に於けることを問はず、問題は簡單となり迷ひが少くなる。終始一貫して節義を全くし、變節とか朝令暮改などは起り得なくなる。同時に正義の爲めならば損をしてもやる覺悟、甘んじて損失を受ける覺悟、極端に云へば喜んで死にも就く覺悟、況んや他の些々たる犧牲を忍ぶことに於ておやと云ふだけの腹が据つて居らねばならぬ。

### □正義の觀念は地位が上になる程自然に強くなる殊に武官に於て其の特徵を見る

正義の觀念は人の地位が社會的又は國家的に人の上に立てば立つほど自然的に強くなる。此の言は境遇によりて正義の觀念が變ると云ふ樣で、如何にも淺薄に聞える言ひ草であるか、凡人たる余の經驗として斯く感ずるの止むを得なかつたことを告白する。自己の地位が下であると活動の影響する範圍が一身一己に留まり、又は甚だ小數の範圍に止まつて、自己だけに起つて來る感情の支配するまゝに勝手に行動してもあまり人に迷惑を及ぼさず、差支は出て來ない（目前に直感するだけの差支が起つて來ないと云ふのである）自己に湧いて來る感情は自己にとつて眞實にして虛僞でない。之に從つて行動することが自己に眞理である。而して之より起る支障は目前に見えて來ないとなると自分勝手な行動がしたくなる。實際世間に於ても人のことは構いなしに自己に都合のよいこと許りを多く行つて居る。之が地位が次第に上に進みて活動の影響の及ぶ範圍が廣くなると、自分勝手の振舞をすることが次第に制限を受ける。自己の活動と人々に及ぼす影響とが離るべからざることゝなり、一口に云へば自己だけと云ふわけに行かなくなる、自己の行動は自己にも眞理であるが、同時に他人にも眞理であることを行はねばならぬことゝなる。即ち萬人に共通して眞理たることを行ふを要することになる。地位が上に進ひに從ひ自己勝手な振舞が次第〳〵に取り去られてしまう。若しずつと上の方になれば、其の一擧一動は萬人を支配すると同時に、萬人に共通して誤りなき眞理を體現實行せらるゝことゝなり、其實行は直ちに萬人の模範となる。臺灣總督たる行動に於ても然り、國家を表現せる一大人格者である、其の一擧一動は國家の行動と終始して常に誤りないものでなければならぬ、民衆は直ちに取つて以て模範となし得る實行でなければならぬ、と余は感せしめられた。又地位が進むほど正義の觀念が強くなる傾向あることは、武官に於て著しき傾向があると思はれた。武官は終身官であると共に、其の行動は一身一家のことには拘つて居られないの

で、國家の行動と常に終始せねばならぬ身分にある。而して武官の地位が上達するほど國家の實力と直接に關係して來る。常住坐臥國家が頭中になくてはやつて行かれない身分である。安閑として枕を高くして寢るわけに行かず、少しの油斷でも直ちに國家の實力に影響を及ぼすは武官の職務である。國內の事は固より世界の大勢及之より押し來る波瀾に就ても目を離すことが出來ない。國家の興亡を以て頭を支配せらるゝと同時に、私生活の一身上に就いては益々顧ることが出來ない立場にある。結局大將とでもなれば國家の實力と終始することになつて、國に忠義たらざらんと欲しても出來ないことになる。此の點は文官よりも又一般國民よりも自然的に著しき傾向があらうと思ふ（文官にしても一般國民にしても各方面に於て正義の觀念國家に忠義の觀念が強くあることにより社會が維持せられ國が成立し行くことは勿論にして正義を以て上地位にある人武官の特有物である意味では毛頭ない）以て上地位にある人武官の特有物である意味では毛頭ない）

明石總督に接近することが出來て余は斯く感じたのである。明石總督の日常の精神の存する所、意思の向ふ所、之を實行せらるゝ所を見て右の感覺を得たのである。但し明石總督の人格は境過の然らしむる所と云ふ意味では毛頭ない。境遇がよくても之に順應したる實行が無かつたならば余は何等感せず、斯くの如き一方的な結論さへも得なかつたであらう。明石總督は天禀の才能を以て生じ、幼少の時より正義の觀念に滿たざれて居つたことは疑なき事實である。明石總督が正義の觀念に充滿せられ居ることは、天禀の能力の致す所に加ふるに此の地位及境遇を以てするに至りては、誠に何と云ふてよいか言語に云ひ表はし難き崇高なる人格に打たるゝ外はない次第である。其の一擧一動は正義を人格化したる發動に外ならない。明石總督は偉人英傑である。偉人英傑は境遇を作り、又境遇によりて益々之に順應して行く。天地の眞理を體得して生れたる偉人英傑が實行によりて示されのである。余は思ふ偉人英傑とは正義の觀念を學ばずして體得して居る人を指すものであると、由つて偉人英傑の行ふ所は直に世道人心を指導啓發し國運を隆盛ならしめる（但し天禀の才であつて學ばざれば組織的系統的でない故に行動全部が眞理を表はすこと出來ず、天禀の才能でない部分が發動する場合がある、之れ所謂英雄豪傑に缺點の免れ難い所以である、天禀にして缺點も無くなれば卽聖人である）明石總督は偉人英傑の天禀を以て臺灣總督とし大將として政治を行はれたのである。云はば正義の凝塊が益々正義を以て充滿せられたのである。誰れか其の尊き風格に接して感に打たれざるものあらうや。接する人をして自ら襟を正さしめ、自ら四方を感化すると云ふことは、斯くの如き人格の方を指すものと思はれる。

□正義の觀念は世を緊張して一致協力せしめ秩序ある進步發達をなさしむ

明石總督が臺灣へ赴任せられしは大正七年七月二十二日である。大正八年七月四日は總督が大患に陷られた日である。其間僅に一年である。然るに此の間に於て臺灣の空氣の變化の著大なるものありしは何人も承認する所である。官界と云はず民間と云はず人氣が一新せられた。月日を重ぬるに從ひ徐々として緊張して來た。官民共に根底ある力を以て活動せ

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

んとする氣分が漲つて來た。稍や久しく沈淪停滯の形にあつた臺灣の空氣を、僅々一年足らずの月日に於て一新し、春陽來復、活躍せんとする時代に入らしめたことは、その原因果して那邊に存するであらうか。今尙ほ當時を追懷し感慨無量を禁ずる能はざるもの多きは何故なるや。日月潭電氣工事の爲めに半官半民の電力會社を起したるによるや、中部海岸線の鐵道問題によるや、敎育令の施行によるや、廳長及局長の配置の變更によるや、歐洲戰爭の終局に入つたことによるや。否然らず。起死回生の眞の原因は、之を一貫して正義の觀念に歸結するを以て最も當を得たるものと余は信ずる。明石總督の天賦に具有せる高潔英邁の質は忠義の精神正義の觀念に滿ちて、何等私的陋劣なる念慮無く上に立たれしことが、あれほど迄に臺灣をして緊張せしめ、勇氣を鼓舞せしめたことゝ信ずる。

緊張とは何ぞや。打てば響く狀態である。他と一致調和して共鳴の出來る狀態である。之を支配し指導する人の要求に應じて音響する狀態である。各人の有する力が全能力を發揮し得る狀態である。各人の心の絲は正義の轉手(テンシュ)によりて引き締めらるゝのである。如何に制度の三味線が美麗であつても、心の絲が緊張して居らなければ一向美い音の出て來よう筈はない。正義は何人にも通じ得る心である。各人の一致し得る心である。故に標準が正義にあるならば事は至つてなし易い。曲つて居る心は眞直にさへすれば眞直なものと合ふ。眞直なものと眞直なものはいつでも合致する。簡單容易である。正義の觀念はなく私の名聲とか利益とかゞ標準となるものであれば其の曲げ工合の程度は容易にわかるものでない。曲つた標準に合はすには中々骨が折れる。曲り方が過ぎたり足らなかつたり、曲る間に折れてしまつたりする故に、曲かつた心が標準となつて居る間は一致協力することが非常に困難である。從つて全體の一分子として各個人の有する全能力を全體として發揮することが出來ない。之が緊張を缺いだダレ氣味の狀態である。美麗な三味線でも一向音がしないことになる。世が緊張して來ると自然に秩序が出來てくる。各人其の所を得て全能力を發揮する。益々眞面目の度が加はる。彌よ心が勇み立ちて力が一層增加する。意見のあるものは何等顧慮する所無く音を訴へて調子を正確に合はすことが出來る。玆に共鳴した調和せる全體の響が出てくる。締りか無くては調子を合はすにも合はし樣がない。正義に充ちた偉人英傑が上に居ると、その周圍にある總ての心の絲が緊張して、各人の特色ある音を全能力を以て發揮せしめつゝ、一大音樂となすことが出來る。之が世に進歩發達せしむる所以である。正義の觀念さへ強固であるならば、吾人相互に友人となり、強き結合の下に一致協力し、天與の全能力を發揮し活用するに至ることは、敢て難きことにあらずと思ふ。

上に立つ人の正義の觀念によりて忽ち各人に影響する有樣を見て考へると、日本維新の大事業と云ひ、臺灣の僅か二十五年にして今日の發達に至れる狀態と云ひ、誠に由つて來る所あり、決して偶然に然るものにあらざることがつく〴〵感ぜらる。日本の維新は知名無名の正義に富んだ士の多かつたが故に、あれほど迄になされたのである。殊に最も力の強か

つたことは其の中心力として申すも畏多きこと乍ら諸德に秀でさせられた明治天皇の動きなき正義の基礎觀念に立たれた爲なることゝ、時代の經過と共に殊に著しく直感することが出來る。臺灣の發達と雖も單純なる年月の經過のみによりて斯うなつたのではない。歷代の總督就中國家を中心として正義の觀念に最も厚かりし英傑兒玉總督時代に、著しく諸般の基礎が置かれた事を想像し得るものがある。上下擧りて非常に愉快に仕事をしたと云ふではないか。緊張して全能力を發揮し得たが故に愉快であつた。而して一致協力が出來た。朝鮮に於ける伊藤統監の如き、李太王が讓位せらるゝ時、夜中宮庭に儀式が行はれた際、伊藤統監の身邊に危險が迫つて居ると云ふので、多くの人は出席することを引き止めた。統監は外國の使臣が出席するに日本の統監が出席しないで義理が濟むか、と云ふので決然として夜中儀式に臨まれた。一身の危害は眼中に無かつた。只だ國家に盡す觀念があつたのみである。ハルビンでは遂に豫期せられた危害の犧牲となられた。一身の利害を外にして國家に盡す念に充ちて居つたが故に、日本の大政治家として日本の國運を隆盛ならしめ、順序ある發達をなさしめたるものと思ふ。之を支那に就いて見るに、幾年經過しても旨く統治が擧がらない。革命を幾度繰り返へすか分らない。支那固有の文明の存することは固より、歐洲文明に接することも既に多年なるに拘はらず、根本的なる國の秩序さへも立て得ないことは、要するに正義の觀念が國民に充實して居らない爲であらう。一身の富貴榮譽が彼等國民の行動の標準であつて、正義の如何を顧ることの出來ない國民とならう。日本の維新は旨く行つても支那の維新は出來ない。根本は玆に存すること、思ふ。最近の日貨排斥運動の如き眞に國家に忠義なるが故に致すにあらずして、一時の私益とか名聲とかゞ動機をなして居る間は、國を救ふことが出來ないのみならず却つて危殆に陷る。日本と雖も近頃の如く何處も彼處も輕佻浮薄に赴いて、一身一己の名聲利害が中心となり、正義の觀念が廢れる場合には何時の間にか國が衰弱しないとも限るまい。

明石總督の臺灣の治世は誠に僅少の年月に過ぎざりしが、臺灣の生氣を復活せしめたことは非常に偉大なる事業であつて、一種云ふべからざる威風と德光とは全島に普く及ぶに至つた。之が明石總督謳歌の聲となつたものであらう。形以外の事業に於て臺灣に殘された偉大なる效積の存することは否むべからざる事實である。明石總督此の世を去ると雖、其大精神は臺灣の土と共に永久殘ること、思ふ。又吾人は直接たると間接たるとを問はず、明石總督の偉大なる人格に接したるものは、吾人に深く印象せられたる大精神を維持し發揚することか、故人に對して盡すべき最良の道と思ふ。一人の明石は世を去るとも、幾多の明石は現世に活躍するわけである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 青島から上海へ

## 支那と聯絡しての臺灣の大發展

＝北京漢口を經て＝

總督府事務官　梅谷光貞

此の一篇は曩に梅谷氏が總督府官房調査課に於て爲せる視察報告の速記錄中より抄錄せるものなり（編者）

■**壯麗な青島の市街**　青島は日本の獨逸より繼承して經營する所で、其の市街の整頓して百事完備せるは恐らく大連以上であらう。道路、下水、街路樹より港灣の狀態に至るまで、至れり盡せりで、殊に家屋の如きは善美を凝らし、堅牢で立派で、且つ其の形狀は樣々の異なつた型式に成つて居る。聞けば同一型式に出でしめぬ樣に制限したとか。兎に角、非常に氣持の好い街で、山に據り、海に臨み、市區の計劃、家屋の建築、總て理想的で、獨逸の占領前、禿山たりし一帶の山は、獨逸官憲の非常なる努力に依りて植林せられ、今日は四山鬱蒼として殊に氣持が好い。

■**有名な海水浴場**　又た青島の諸設備中、忘るべからざるは海水浴場の設備である。恰度青島の街が外海に面した所に旭公園があるが、其の公園の海に望んだ所一帶が海水浴場で、其長さは五六丁もあらふと思ふ。非常に砂が奇麗で、水も亦奇麗である。其の砂ッ場の上に海岸に沿ふて數寄を凝した脫衣場兼休憩場の建物が幾つとなく、個人の所有として建てられてある。そして海水浴場を開く時分は一體に之を裝飾するので、大變に賑やかになる。夏時は單に青島の人計りでなく、上海、香港、或は新嘉坡邊からも態々海水浴をやりに出て來る。先づ東洋に於ては他に其の比を見ざる所の愉快なる海水浴場であると思ふ。

■**我軍政府の積極的經營**　そこで青島を支那に還すか否かの問題は別として我が青島軍政府に於ては青島還附問題杯を頭に置かずドシ〳〵積極的の經營を試みて居る。兎に角權力を伸はせば夫れ丈け利益であると云ふ見地から、盛んに家を建て、又は非常に廣大なる土地を買ひ上げて大工場地帶を造り、盛んに大工場を起しつゝある。夫等の情況を觀ると洵に元氣





Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

横溢の情態で、自然に肉躍り骨鳴るの概がある。其の工場の現在の代表的のものは、紡績工場、製絲工場、燐寸工場、落花生の製油工場、卵粉工場等で、中々盛んにやつて居る。

■製鹽業の盛況　又た膠洲灣一帶は非常に製鹽業が盛んで、青島の埠頭到る處に鹽が野積みにされてある。折から五月の上旬であつたが、此邊は天氣が非常に良好で、常に乾燥して居るから鹽を野積みにしても雨に溶ける虞は無い。一帶に朝鮮から北支那にかけて氣候が乾燥して居るので、私が朝鮮から滿洲・青島を經て北京に行き、更に漢口に至る間一箇月程の間に一滴の雨も降らなかつた。私は蝙蝠傘を持つて居たが、そんな物を持つて旅行する客は一年に二三人しか見ないと或人から大いに笑はれた。斯の如き氣候であるから膠洲灣邊の製鹽場に適して居ることが分かる。

■嶗山の景勝　青島附近の地に就て一言したいのは嶗山と云ふ山である。此の山は青島から五六里許りもあらふ。支那では有名な山の一つで全く巖許りである。獨逸人は此の岩山を遊園地にする目的で、岩の間に樹木を植ゑた其の樹木が今日稍や青くなつて、前には殆ど水の無かつた谷も此の頃は稍や清水が出て居る。將來寔に景勝の地となるだらう。山上には矢張り獨逸人の手に成つた道路があつて。愉快に散策が出來る。兎に角外國人は金と勞力を惜まず到る處にさう云ふ設備を遺憾なくやつて居る。

■山東の苦力と臺灣　此の青島に於ては山東の苦力と云ふ問題を一考しなければならぬ。山東省は非常に苦力が多い。滿洲に出て居る苦力、即ち大連の埠頭・撫順炭坑・鞍山製鐵所其他各種工場の勞働者の殆ど大部分は山東苦力で、又青島の市街又埠頭に働きつゝある苦力の其の數の多いのには驚かざるを得ない。山東鐵道の驛々にも苦力の出入が多く、山東の住民は多くは苦力として他の方面殊に滿洲地方に輸出されつゝある。彼の歐洲戰場に送られたる支那苦力は此山東苦力である。臺灣に於ても或は電力會社或は鐵道工事に非常に勞力を要するので、山東苦力を輸入する餘地の有無を研究した。是等の問題は小幡公使及濟南の總領事にも聽いたが、遣り方に依つては好からうとのことである。只考慮を要すべき點は。其の結果國交上色々の問題を惹起しは仕ないか、又た滿鐵會社其他日本人經營の工場に使用する山東苦力の需要に影響することはないか、若し夫等の影響がないとすれば、支那僑工局の許可を得て山東苦力を得ることは左程困難でないとのことである。

■日本經營の濟南病院　には山東鐵道の經營の濟南病院がある。我國經營の病院としては比較的大きく又た完全なものである。今は只其一部分が出來て居るに過ぎないが、尚擴張を爲し、又更に醫學校をも敷設する計畫である。又た新進氣鋭の醫學士諸君が盛んに活動して居る。こゝには英米の經營に係る齊魯大學があつて、それに附屬して病院がある。濟南病院は夫等の病院を壓倒して好評を持しつゝある。滿洲には滿鐵醫院があるが、山東方面では濟南醫院が非常に活動し努力しつゝあるのである。

■天津の繁華　夫から天津に參りましたが、天津は北京の附近で、恰度蒙古を背に負ふて居る。北支那に於ては寔に大都

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

市で、私は行つて見る迄は左程大きい所でないと思うて居たが、行つて觀て大きいのに驚いた。支那人の街の盛んなるは勿論だが、外國人の居留地の如きも實に堂々たるもので、白河を挾んで兩岸に各國の居留地がある。露西亞公園の如きも白河に臨み中々奇麗な經營である。其の白河は大きな汽船が自由に天津迄這入つて來る。水陸交通の便を有して、支那では上海に次く大貿易場と考へる。

■政治的中心の北京　北京に就ては名所舊績等が甚だ多いが私は之を省いて只支那の政治的中心であると云ふに止めて置く。随分大きな市街で、環らすに大なる城廓を以てし、長方形で整正な市區であるが、市街は奇麗ではない。外國人の居留地は天津に在つて北京には無い。唯眞ん中に宮殿がある。其宮殿は廣大壯麗實に眼を駭かすやうなものである。北京は市區計畫の上から觀ると餘り參考にはならぬ。マア政治的中心位で措かうと思ふ。

■京漢鐵路沿線の光景　夫から萬里の長城、明の十三陵等も見たが總て之を省きます。偖て京漢鐵路で漢口に出たが、夜の八時に北京を出立して其の翌日は車中、翌々日午前十時頃に漢口に著いた。此の京漢鐵路の沿線は滿洲の野と同じく茫漠として殆ど山を見ない。僅かに漢口に近寄つた所で少しく山を見たが、併し隧道などは一つもない。一體此の京漢鐵路の兩側は平々坦々たる曠野で、大體に於て能く耕されて居る。而して此の沿線は殆ど水を見ない。北京から漢口迄の間に只一の黃河を横切る位で、其他に河と云ふ河はなく、水と云ふ水も無い。灌漑用水のやうなものは、汽車の窓から觀ると到る所井戸を利用し釣瓶で水を汲み揚げて居る。釣瓶を捲き揚ぐるには水牛でやつて居る所もあるが多くは人力によつて居る。併し漢口の附近に來ると段々水が眼に著く。幾らか小さい山も在る。餘程趣が變る。殊に漢口から揚子江を下ると非常に水が多く殆ど水許りになる。

■多望なる漢口の前途　偖て漢口は御承知の通り揚子江の河口を去る六百哩の所で、恰度揚子江と漢水との合する所の一大開港場である。漢口と漢陽と武昌と此の三つの大都會が水を隔て丶相對峙して居る。何れも數十萬の人口を控へて居る大都會で、漢口は外國人の爲に開かれた開港場、漢陽には色々な工場が出來、有名な漢陽鐵廠も此所にある。私は病氣の爲め漢陽鐵廠を視察せず、漢水のランチの上から之を望見した。此の漢口は揚子江といふ東洋一否な世界で有數な大江に臨んで居るが、揚子江の流域で船の通ずる水路は三千何百哩の長さに及び、本流だけでも千七百哩は民船の通航が出來る。汽船は千哩迄は其航行が出來、河口から漢口に到る六百哩は夏期増水期には一萬噸以上の大艦巨船が自由に往來する。幅の如きも狹い所で一哩以上、廣い所は數哩、殆ど海か河か判らぬ位に悠々と流れて居る。斯う云ふ大江に臨んで漢口は揚子江流域の中心に位し、南北を控へて揚子江の流域を嚢で絞めたやうになつて居る。物資の集散と云ふ點から見ると寔に重要な地で、殊に京漢鐵路により北京との往來が出來、又た對岸武昌と廣東との間には粤漢鐵道があり、又た四川の成都と漢口との間には川漢鐵道の計畫がある。揚子江の水運で物資の集散をすると同時に又た鐵道に據つても之を行ふこと



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

が出來る。漢口の將來は寔に多望である。又た漢口の居留地の如きも中々盛んで、恰度楊子江に臨んで英佛露獨及我日本の居留地が存在して居るが、其の楊子江に臨んだ道路は非常に大きなもので、兩側には堂々たる街路樹が植ゑられてある。其の間を自動車で驅けると何んとも言へぬ壯快さである。

■南京から上海まで

漢口から南京に至る間の、廬山を初め幾多の名所舊蹟は之を省き、夫れから南京から汽車で上海に行つた。南京は申す迄もなく明の故都であるが、今日は荒れ果て、殆ど昔の面影は無い。長髪賊の亂や最近革命の亂に遭つて市街は酷く荒れて居る。殊に革命の爲に燒き拂はれた跡が其儘で、寔に悲慘な狀態を呈して居る。南京から上海迄の間は沃野が開けて、恰度私の通つたときは麥が豐熟の際で、寔に愉快を感じた。其の間又た到る處に帆掛船が麥の間から見えて、實に此の邊の水流が縱横無盡で水利の便が非常に好いのを想はしめた。有名な大運河も鐵道の南側に併行して走つて居るので、汽車の中から常に帆船を望むことが出來る。支那は南方に水利多く、北方に少くて、北と南との地勢が全然違つて居る。南船北馬とは如何にも其の地形を言ひ現はして居る。此邊は又た麥の外に所々に桑の樹かある。上海附近養蠶の盛んなることは之を見ても知ることが出來る。

■上海の盛觀

上海は申す迄もなく支那に於ける大貿易場で活氣横溢し、諸外國の商人も盛んに集つて居る。隨つて其の市街の景況も寔に心持が良い。市街は大體に於て支那街と佛蘭西租界、共同租界の三つに分つことが出來るが、最も賑やかのは共同租界で、佛蘭西租界は稍や劣つて居る。

■整備せる上海の道路

上海の市街は總ての點に於て最も整備して居り、中央共同租界に於ける道路の構築の工合、建築狀態等寔に至れり盡くせりである。殊に道路の如きは莫大な經費に成り、街道は木で敷き詰め、歩道は「コンクリート」で固めて而も滑べらぬやうに其面に縱横に細い溝の樣な線が作つてある。實に整然として驚くべき程、手が掛つて居る。一體外國人の居留地は到る所道路か良い。青島の如きも車馬道・人道 馬丈けの道路・散歩丈けの道路があり、其の散歩道路には支那人を入れぬ。漢口でも楊子江に臨んだ道路は外國人しか通らせぬ。上海でも街は無論能く出來て居るが、市街を離れても道路丈けは特別に管理して能く保存維持をして居る。郊外の道も自働車の通路と馬の通路とを別にして居る。少し破損しても直ぐに修繕をする。又た到る所修理して居るのを目擊する。色々話を聞くと、工部局の費用の大部分は公園の設備及び道路の修築維持に使はれ、殆ど全力をそれに費して居るとのことである。

■廣大な上海の公園

又た上海に於ける公園は實に立派で、佛蘭西租界にはゼスフキールド公園あり、共同租界には新公園がある。ゼスフキールド公園は隨分廣いか未成品で頻りに手を加へつゝある。新公園は既に完成せる立派な廣濶な公園である。其芝生の如きは實に氣持が好くて、其の間には池・音樂堂或は「テニス」或は「ベースボール」をやる所もある。或は何とか云ふ手で玉をコロガす紳士の遊び場所もある。「テニス」の如きは一度に幾組も出來る。さうして此頃は外國人計りでなく、日本人が盛んにやつて居る。或る人の話には段々

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本人が外國人の運動の場所を侵蝕して居るが、併し餘りに費用は出さぬとのことであつた。

**■上海の室內水泳場**　夫れから上海には室內の水泳場の設備があつて、家の中に水を張つて、そこて自由に泳ぐ。漢口でも之れを拵へて居る。熱帶地では之は頗る必要と認められる。漢口の如きは上海よりも寧ろ綺麗に出來て居る。冬は「スチーム」を出して暖かにする。又一方に飛び込む臺も出來て居る。此水泳場の設備は東京の神田靑年會館にもあつた。

**■工業も盛んな上海**　上海の商業地たることは何人も之を知るが、其の工業地たることは餘りに知られて居ない。上海は一方黃浦江に臨んで居るが、其の黃浦江の沿岸には澤山に工場がある。紡績工場其他色々の工場があるが、此の邊は棉が澤山出來る。又蘇州に連つて居る蘇州河の岸にも澤山工場がある。寔に商工共に盛んな土地である。

**■上海茶館の奇觀**　此の上海の中央に茶館なるものがあるが、これに澤山の人が這入つて居るには驚いた。唯々お茶を飮んで西爪の種か豆か菓子位を食ふのですが、其所に集る支那人は、入り代り立ち代り何千人か判らない。所狹き迄に押し込んでお茶を飮む。其の間に所謂客を引く女が立ち代はり入り代り出入する。其光景は一寸見られぬ圖である。さうして何の遠慮もなく客の袖を引き、或は肩を叩く。寔に大びらなもので實に恐縮する。同時に其の邊のがや〳〵する情況は殆ど想像が着かぬ。

**■日本人の發展**　又た黃浦江に面した所は宏壯な銀行會社の如き建物があり、同時に又色々の船舶が江內に輻輳して居る。實に東洋第一の貿易場に恥ちぬ有樣である。日本人も益々發展し、總領事館の調査では其數約二萬人に達すとのこと、殊に戰爭後は其勢力を加へ來つたが、唯々少しく近時財界の影響を受けて店を閉めたものも多少はあるが、大局に變りはない。尙は私は杭州にも行つたが之を省くことゝする。

**■卑見の一二**　先づ第一は國家の自給自足から考へて、遠きに需むるよりも之を近きに需むる爲め、支那を見遁すことが出來ぬことは明かで我國でも滿洲には關東廳滿鐵を始め大いに經營を試み、山東省には靑島軍政府を始めとして積極的の經營を試みて居る。併し之が段々南に行くに從て其努力の跡が弱くなる。漢口に入り更に上海福州を觀るも北方の樣に日本の勢力がアリ〳〵と目に見えない。今少し南方に向つて努力せねばならぬ。中央に於ても勿論、臺灣でも直接南支那に發展することを特に深く考へなければならぬ。

**■臺灣に於ける港灣の修築**　其の方法として第一に航路の擴張を行ふことを必要とする卽ち船舶を補充し航路を延長して直ちに楊子江を遡り、中部支那と交通して其の物資の利用を圖り、次には臺灣に於ける港灣を修築して船舶交通を便にせねばならぬ。基隆は既定計劃であるが次に淡水の築港を成して之に當れば餘程有望であらう。

**■淡水河兩岸は大工場地**　尙は淡水と臺北とを連絡する淡水河を浚渫して大運河を建設し一方は鐵路一方は運河で臺北と連絡する。而して淡水河の兩岸の平原は工場地帶に充てられ





Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る。乃ち支那の中部から持つて來た原料品は此處で加工して更に他に輸出する。尚ほ臺北淡水の間には寔に適當な土地が得られる。卽ち新庄方面、大龍峒方面、士林北投方面等は一大工場地帶である。斯の如くして支那の物資を加工して支那に出し、或は南洋其他に出す。斯うすると我が淡水及臺北の如きは或は商業地帶として或は工業地帶として多大の發展を來すこと、思ふのである。

■支那と臺灣の連結　私は此の淡水及臺北は支那と密接なる關係に於て世界的の大商工業地たらしむべきものであると思ふ。斯の如くして支那大陸と臺灣を固く相結んで玆に支那物資の利用を全くする。之は是非我々の努力を要する。更に進んで上海の繁榮及香港の繁榮も、次第に此方に移さなくてはならぬと思ふ。私は痛切に支那の土地なり支那の生產物を利產することに深く考へ及ぼすと同時に、此方でも之に對する相當の設備をやる。其の設備と對岸に於ける設備と兩々相俟つて我臺灣を出來得る限り大陸に接近せしめ、其連絡を容易にするのである。これは如何な困難を排してもやらなければならぬ。今迄の臺灣總督府の經營の方針を觀ると島內の開發整理に專らである。之は今日迄の所は自然の順序で止を得ぬ。併し今後は內の充實を圖ると共に、更に廣く外に力を展ばす方策に出てなければならぬ。これは方針の立て方に依つては不可能の問題ではなく突飛な計畫ではないと思ふ。唯決心の奈何で極まることである。唯々度胸一つの問題である。（後略）

# 南洋の話

## ――南洋の風俗及日本人發展の狀況――

總督府技師　芳賀鍬五郎

此の一篇は芳賀氏の講演速記錄を抄錄したるものにして主として南洋の風俗其他通俗的方面に係るものを摘載したり（編者）

### ダヴアオの日本町

比律賓には日本人が可なり澤山に居るが、馬尼剌に近いダヴアオのマニラ麻耕作地は、殆んど日本人の手に經營されて居るやうな有樣なので、隨つて日本人の數も頗る多く、此所へ來ると丁度日本へ還つたやうな心持になる程、日本人が到處に盛んにやつて居る、此の馬尼剌麻の植物はバナ、(芭蕉)と同科で、栽植より二年又は三年にして之を切倒し、幹を割きて之を乾し、而して麻を採る。日本人は追々此の土地にて西洋人や土人の畑を買ひ占めてやるので、政府は大いに之を憂ひて居る。併し日本人の手に依らざれば此の地方は何時開拓されるか分らぬと謂はれて居る。



Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

### 困難な製麻業

而して製麻は比律賓人よりも支那人よりも日本人が一番上手ださうからが、製麻も是亦た日本人の手に依らざれば上等品は出來ぬと言つて可からう。此の如く日本人は歡迎されるが、日本人の開墾した土地はホンの一小部分で餘地は未だ澤山に在る。然るに昨年十月頃は麻の値段が下落した爲に日本人は麻を挽かず、随つて生産品が市場に出ないので會社は大いに困つた。折から食料問題で脅かされて米食の日本人も止むを得ず素麵を食ふ。モンゴ(臺灣の綠豆に欲する小豆)も食ふ。是では迚も生きられないとて船毎に百人二百人の人が馬尼剌に引揚げる。折から新來の日本人が馬尼剌で此の人達に會つて、ダヴアオに米が無いといふ話を聞いて、皆な日本へ戻るといふ有様。後で麻の値段が上つてから從業者の不足に困つたといふ話もある。一體麻の製造は大層有利の様に思うが、事實は植ゑてから二年三年を經ざれば物にならず、殊に邊鄙な土地で住家とても六なものは無し、麻挽きといふ力業も容易で無いので、之に從事せんとする者は餘程の覺悟を要することゝ思ふ。

### 愉快な避暑地

夫れとは別天地の呂宋の北方山地にバギオといふ避暑地があつて、海拔四千六百四十尺位の高地を利用して居るが、年々夏期には此處に政廳を移して政務を執るの例となつて居た。然るに年々移ることは移轉費が嵩むとの理由で、前總督時代から移廳を止めることにした。尤も學務部の如きは今日依然として此處に移り、教育家特に公學校教師は皆な此處に集つて健康恢復或は靜養を爲すの傍ら講習又は講演會を催はすを例として居る。面白いのはテーチャース、キャンプと稱する一部落が此處に出來ることである、夫れは先生達の宿舍用の、方一間半位の廣さの家の集團で、山上、樹下、溪底と何處へでも自由に異動の出來る小屋が幾つとなく集團を成すのである。而して其處には亞米利加人又は同待遇者の小供を教育する中等程度の男女の大きな學校があつて、其の學校を利用して講演會又は講習會を開き、又た先生方は其の食堂で食事をするが、住む所は例の自働電話室大の家である。前述の通り學務部以外の部局は移つて來ないが、總督の別莊や高官の官舍は其所にあつて、其の官舍には設備萬端整つて居るから、賜暇を得て身體一つで行けば可いのである。吾々が臺灣から內地へ健康恢復の爲に行くには非常な金を費す如く、比律賓から亞米利加へ還るのは大變な費用を要するが、此の風景佳絶にして空氣清澄なるバギオへは汽車か自働車で僅かに六、七十里を走れば直ちに達するので皆な此處へ暫時靜養に出かけ、或る期間の後、復た山を降りて業務に從事することに仕て居る。夫故此所には民間の人の別莊も澤山建てられるやうになつた。何せよ海拔四千六百尺の山で、全山翠松に蔽はれ、山頂は緩やかな波狀的小丘陵で夫れに松の木が叢生して居るので、氣溫は華氏四十二度乃至七十八度位であるから、吾々の眼には日本に還つた樣で誠に心地よい。而して此の山內は到る處に芝生が青々として花壇が其處此處に設けられ、又た自働車路は山上に四通八達し、殊に水道の設備が全山に及んで居る。故に一度び此處に來れば身の熱帶地に在るを全然忘れて仕舞うのである。



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

**日本人の努力**

此のバギオの避暑地修築に就ては日本人が與つて大いに力がある。元來が險峻な山道を築造することで、斷崖溪谷を開いて進むのであるから、比律賓人や支那人の力には及ばない。遂に日本人の大工や石斫を使うことになり、工費約二百萬弗（一哩七萬五千弗）と四年の歳月とを費して終に之を完成した。故にバギオに於ける日本人は百戸以内であるが非常な勢力を有し、漸次商賣の傍ら土地を利用して野菜など園藝を營むに至り、其の生産品の優良なる爲めバギオのシーズンには其の價を增し、遂には汽車又は自働車の便を假りて之を馬尼剌に送るの盛況となり、爲に此業を營む二十五戸の日本人は各自年々四五千圓の純益を得るといふことである。

**女房は土人の娘**

バギオに於ける園藝に從事する者には日本人が多い。是等の日本人は其の初め石斫又は大工等であつたのであるか、其所では園藝が必要で且つ收入多き爲に、皆な園丁に轉業して別莊又は官廳に雇はれ、或は自ら菜園を耕作するに至つた譯である。其の官廳等に雇はれるものは妻君が家に在りて自分の畑に手入れをする例であるが、此の妻君なるものが多くは比律賓のイグロト人種の女で其の容良は實に日本人に酷似して居る。此の人種は子供は女に附くといふ慣例なので、夫婦別れの場合には子供の心配は無いさうである。然るに此の細君は畑の手入をするのに自分の兄弟や友人を伴れて來るが、其の給金は非常に安いので、亭主は植木屋で家を留守にしても、妻君が安價で完全に菜園を仕立てるさうである。

**久原其他の好況**

今度は英領北ボルネオに移る。久原の護謨事業は別に縮少されは仕ない。矢張り事業は進めて居る。唯々最初の様に花やかでなく、今日では堅實にやつて居る。兎に角一萬英町以上の面積が漸次開墾されて居る。三菱も之に隣して椰子を二三千英町程やつて居る。愉快なことは其所に日本村が出來て、少きは五英町より多きは百、二百英町の土地を有して各々從事して居ることである。無資本の人は人に雇はれて居る傍ら土地を開墾するので、夫れでも四五年を經ると金に成る。此の如き小さい人が澤山殖えるのは寔に好い現象で、大きなエステートも可いか、日本人の南方發展を企圖するには此程の人を補助するの必要があると思ふ。タワォの南洋開發組の漁業部に、元總督府に居られた海軍副官の折田さんが漁業をやつて居られるか、魚類は非常に豐富なので前途有望である。目下開天、開發の二隻の漁船で蘭領のタカランに定期航海を開いて居るので僅か八噸の漁船であるが此の航路が開けて非常に便利であるさうです。

**旅行の諸準備**

南洋に對する案内記としては、南洋協會編纂の「南洋渡航須知」が分りよくて好い。鐵道院で出版した「東印度」East Indies といふ英文の書物もある。之は比律賓・佛領印度・馬來半島・暹羅・英領北ボルネオ・蘭領東印度等全體の案内記で、都市其他の地圖入りにて定價五圓、外國人は之を大層稱揚して居る。次に旅劵は、香港は通過する丈けでも英吉利領事の裏書を要する。又た旅劵の裏書は旅屋に賴むよりは本人自身出頭した方が好い。旅劵には必ず自分の寫眞を貼付するを要するが、此の寫眞は三越で一時間寫

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

興と云ふのがある。一圓か二圓で出來る、アレで澤山である。裏書料は官吏は取られない、一般人民は取られる。次に稅關は八ヶ間敷いと聞いたか、大したことは無い。唯注意すべきは酒、煙草、拳銃の類で、寫眞機も澤山はいかぬか一つ位なら差支ない。旅行の著物は詰襟が一番好い。夫れも安いので可い。一ダースも詰襟服を持つと荷物になる。半打もあれば澤山で、洗濯は到る處のホテルで賴めば出來る。爪哇邊では洗濯代一着分が十錢乃至十五錢である。黑いアルパカの服なども可い。スリッパは忘れてはならぬ。寢る時、風呂に入る時等に是非必要である。

### 爪哇の風俗

爪哇の氣候は左程暑くは無い。攝氏三十五度六位の所もあり、十九度位の所もある。平均二十六七度である。私の行つた時は雨季であつたので大層涼しかつた。人口は爪哇丈けで三千萬、外領卽ちボルネオ・セレベス・スマトラ諸島全體で僅かに八百萬人である。爪哇は日本の本州の半分位あるか無いかで、夫れで三千萬人だから隨分多い譯である。以下順を追ふて風俗のことを話せば、先づ第一は「ダッチ、ワイフ」譯して和蘭妻といふ括り枕のことで、之は長さ三尺五寸位、直徑五寸位、夫れがベットに添えてある。それを腹に抱いて寢ると身體全部が暖くなる。又たそれに足を掛けて寢ると大層心持が好いのである。次はサロンの話。

### 派手なサロン

爪哇人はカインと云ふのを頭に捲き其の上に帽を被る。カインと云ふは三尺六七寸もある布である。夫れから肩にかけるのはスレンダンといふて、幅一尺七寸位に長さ七尺七寸もある、模樣は色々あるが、夫れを右の肩からかけて、左の腰の所で結んで、小供を包んだり荷物を背負ふたりする。又た女の着るものにカバヤといふのがある。之は男のシャツのやうなもので、襟と袖にレースを裝飾したハイカラなものである。下流の女は此のカバヤを着けずに、眞つ裸の上にサロンといふものを乳の上まで卷いて居る。女は髮を結び香りの高い花を挿して居る。サロンは隨分大きなもので、幅三尺六寸、長さ八尺八寸もあり、緣に特種の模樣のあるのがサロン、全部が一樣の模樣なのをカイン、ペチャンといひ、二種の總稱をサロンといふて居る。之をグル〳〵身體に卷くのであるが、西部のバタヴヰヤ地方では其の端を縫ふて圓筒形となし、中部及東部邊では縫つて居ない。面白いのは中部の王樣卽ちサルタンやラヂャーの居る所では、二寸位の幅にヒダを取つて何度も折り重ねて前の方に下げて居る。そして袴を着た時のやうに後方が少し上つて居る所は中々風雅である。或る地方では赤や靑を多く用ひて派手な模樣に染めて居る。チエリボン當りが夫れである。ヂョクヂャ當りでは澁い色に染めて居る。此のサロンを着ける方法は女が若しカバヤを着ない場合は乳の上までサロンで蔽ふ。尤もバリ、ロンボック邊の女は乳を出して居るか、其他は大概何處でも乳を出して居らぬ。男でもサロン丈けで眞つ裸のものがある。農場の苦力などはボロ〳〵な穢いサロン一つで裸體生活を送つて居る。然らば王樣や王妃はドンなサロンを召すかといふに、一定の模樣があつて、平民は夫れを用ふることが出來ぬさうだ。



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

### 花麗なヴエール

夫れから女はヴエールを頭にかけて居るが、夫れは花模様のやうなものが附いて居るのもあつて、或る時は單に之を頸にかけて居ることもある。ヴエールには黄色と白色とあつて、黄色のを用ふるのは、日本ならば伊勢參宮といつたやうに、彼地にはマホメット敎が盛んで、其の本山たるメッカに參詣することが流行る所から、一度メッカへ參詣したものは黄色のヴエールを使用することを許され、又た男子にしてメッカへ參詣したものは白色の土耳其帽を被ることを許される。夫故に街上を行くにも黄色のヴエール、白色の土耳其帽を着けたものは得々たる態度がある。中には其の白色の帽に寶石を鏤めて居るのもある。

### 金色の長柄傘

面白いのは長柄の傘を使用することで、普通の人は蝙蝠傘―夫れも十圓、二十圓位するやうな立派なものを用ふるが、王樣（ラヂャー又はサルタン）となると金箔を塗つた長柄の傘を從者が差しかける。和蘭の理事官卽ち縣知事のやうな人も之に負けずに金色の傘を差す。王妃、王女は黄色、王家の家族は白色、家老及同格者は青色といつたやうに階級によつて異なれる色彩で、何れも金の縁を取つた傘を用ふる。此の長柄の傘を從者が差しかけて歩行くのは、全く封建時代の大名行列その儘である。尤も此の風は王樣の居城なるソロー又はジョクジャならでは見られぬものである。

### 寛濶な帯刀姿

夫れからソロー又はジョクジャの王樣の居る所では、**臣下の者が皆な刀をたばさんで居る。刀といふても日本刀のやうなのでは無く、小さな洋刀の**やうなものであるが、それを一本又は二本、腰の右か左か、又は後ろにか差して居るのは我國の昔の武士と同じやうであるる。中には其の刀に金や銀を卷いて居るのもある。そして其の前の士族達の風俗は、成るべく下に下げて頭髪を結ひ、其の前髪の方に半月形のセルロイドの櫛を差して、例のサロンをやつて居る所は中々豪らさうに見える。中でも靑年者のさういふ風をして歩行いて居る謂ゆる若衆姿は非常に好く見えるのである。

### 心地よい住家

爪哇の建物は一體に愉快な心地がする。爪哇人・支那人・和蘭人等皆な店又は事務所以外に相當に立派な住宅を持つて居る。そしてどんな人でも自働車を持つて居る。自働車はスラバヤ丈けで六七千臺はある。スマラン、バタビヤ等到る處自働車を乘り廻し、大概の店には一二臺づゝ備へてある。住宅は商業區から離れた所にあるか、建物は大抵玄關を這入ると其所が大廣間の應接室で、來客の際は固より自分達も其所で雜談もする。室外には必ず二間三間位の廣い廊下があつて、中には大理石で造られてあるのもある。玄關先は門の處から兩側に盆栽を竝べて中々奇麗である。此の建物に附屬して家族の住むパビリオンといふ室があり、又た下女下男の室、吹事場、便所、厩、水浴場（南洋に行はるゝマンデーといふ水浴用の）及び自働車置場等がある。又たホテルに就て言ふと、玄關を這入ると直ぐ二階又は一階の本建物で、其の正面が大廣間、續いて事務所、奥の**方に食堂、及び二三客室のあるのもある。概して客室は別建物である主屋の兩側には馬車、自働車置場などがある、客室**

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の前には一間半か二間半位の廊下があつて、椅子卓子が置かれてあり、讀書、書信、談話等が此處で出來る。其所に居ると廊下全體の人が見えるが、衝立で區切つた處もある。此の廊下が何とも言へない心地よいものである。

## 飲食の奇風

西洋人は朝起きると直く、口も洗はずにコーヒーを飲むが、南洋の土人も起きると直ぐ口も洗はずに飯を食ひ茶を飲む。夫れから馬來人は決して左の手で食物をイジらない。其の故は大便を仕て左手で尻を拭ふからであるとは驚かざるを得ない。其の爲に便所には必ずビール罎などに水が貯へてあつて不淨な左の手を洗ふやうになつて居る。食物は米が主食で、野菜、果物も食ふ。米の無い所では玉蜀黍、タピオカ、キヤツサバ等を食ふ。爪哇人は誠に無慾で金を蓄ふることをせぬから、食物の收穫なき時期には、食物を買ふべき金も貯へて無いので、六々物も食はぬと見えて骨と皮ばかりに瘠せこける。夫れが四五月になり玉蜀黍やタピオカの出る時分には、幽靈のやうであつた人間がメキ〳〵肥えて來る。又た爪哇人の大部分はマホメット敎である爲め豚は決して食はない。肉類としては山羊水牛を多少食ふ位なものである。酒も餘り飮まないやうである。

## 爪哇と日本人

南洋各地に於ける日本人の農事經營は可なり多いが獨り爪哇には今日迄、日本人の商賣の方で發展したのはあるが、土地に手を出したのは無かつたのである、然るに一兩年前から南國產業の砂糖・コーヒー・茶・護謨等の經營、其他南洋製糖、内外製糖、日蘭殖產等の經營、又た臺灣銀行、華南銀行、林熊徵、南洋商會、久原、森村等の土地買收などがあつて、日本人が追々土地に手を出すやうになつて來た。今日迄で爪哇は人口多くして他邦人の入るべからざるやうに思つて來たが、實際に視察すると決して然らずして、地方には尙ほ未開墾の土地が存するので、日本人の土地に關する經營は尙ほ其の餘地ありと思ふのである。就ては其の事業經營に當りては、身體の保護が第一なれば差當り完全なる住宅を造ることが最も必要である、歐米人の未開地に堂々たる住宅又は事務所を造るのは之が爲めであるから、日本人も竹の柱に茅の屋根でなく都合の付く丈け早く完全な設備を爲すのが第一である。次には從業者の待遇を善くせなければ慰安を得ることが出來ないので落ち著いて從事する者が無く、隨つて事業の成績が擧がらないから、從業者の待遇を善くして遣ると同時に、十分其の境遇を察して保護慰安の途を盡して遣ることが必要である。夫れが同時に事業成功の基となるのであるから。事業家は此邊に注意を拂ふことが最も必要であらう。（終）

# 第一回國勢調查の臺灣に於ける概況

臨時國勢調查部主事　鎌田正威

凡百の調查事業中性質に於て最も基礎的、根本的なるに於て之より勝れたるもの無く、目的に於て國家社會生活上之より重要遠大なるはなき國勢調查事業は、殊に我國に於ては之を以て第一回として本年十月一日を期して普く全國に施行せられ(但し朝鮮を除く)臺灣に於ても各方面に於ける多大且容易ならざる精勵努力と一致協和によりて十月二日無事全部の實地調查の終了を告ぐるに至りたるは誠に慶賀措く能はざる所とす。仍て聊か本事業の臺灣に於ける經過の概要を記し以て此の大事業を記念するの一端となさん。

## 關係法規

第一回國勢調查に關する法規を擧示すれば左の如し。

國勢調查に關する法律（明治三十五年法律第四十九號制定 明治三十八年法律第十三號を以て改正）

國勢調查施行令（大正七年九月二十六日 勅令第三百五十八號）

國勢調查施行細則（大正八年五月二十八日 閣令第六號）

國勢調查地方事務取扱規程（大正八年五月二十八日 內閣訓令第二號）

國勢調查委員心得（大正八年五月二十八日 內閣訓令第三號）

臨時國勢調查局官制（大正七年五月十四日 勅令第百三十五號）

國勢調查評議會官制（大正七年五月十四日 勅令第百三十六號）

國勢調查の施行に要する經費の件（大正八年 法律第五號）

國勢調查申告書樣式（大正九年一月二十二日 內閣告示第一號）

右の內本島にも施行せらるゝは最初の二者にして、其他に對しては本島に施行せらるべき特別規程の制定を必要とす。即ち國勢調查施行令第二十二條に於ては一般的調查事項の外臺灣總督の必要と認むる事項は內閣總理大臣の承認を經て特に之を調查することを得る旨を規定し、又同第二十三條に於ては調查手續に關しても臺灣總督は內閣總理大臣の承認を經て特別規定を設くることを得る旨を規定せり。是に於て本島にては大正八年十月四日府令第百二十五號を以て臺灣國勢調查施行規則を制定し、其の第二條に於て本島特殊の調查事項を規定し、尋いで調查手續に關する特別規定も亦之れを發布し、而して其の調查方法は大正四年の第二次臨時戶口調查の例を襲用し、他計主義を採り被調查者を尋問して調查を爲すことゝせり。

臺灣に於て制定したる法規左の如し。

臺灣國勢調查施行規則(大正八年十月府令第百二十五號)

臺灣國勢調查事務取扱規程(大正九年五月訓令第六十一號)

臺灣國勢調查監督委員及監獄補助委員心得(大正九年五月訓令第六十二號)

臺灣國勢調查委員心得(大正九年五月訓令第六十三號)

臺灣國勢調查世帶調查書樣式(大正九年五月訓令第六十四號)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣國勢調査世帶調査書記入心得（大正九年五月訓令第六十五號）
臺灣國勢調査調査委員要計表樣式（大正九年五月訓令第六十六號）
臺灣國勢調査監督委員要計表樣式（大正九年五月訓令第六十七號）

## 調査事項

明治三十八年臺灣に於ける第一回の臨時戸口調査は新領土として絕對的必要なるが故に、內地に於ては豫定せられたる國勢調査を日露戰爭の爲止むなく中止せられたるに拘らず、之を臨時戸口調査の名を以て施行せられたるが故に、第一回及之に次ぎたる第二回の臨時戸口調査の調査事項も亦臺灣に特有の必要事項を網羅したるは言を須たず。國勢調査施行令にも臺灣は內閣總理大臣の承認を經る事を條件として特別の事項を調査することを認容せられ居るを以て、總督府の方針としては前二回の臨時戸口調査に於ける調査事項を踏襲し、僅に二、三微細の點に改正を加へたり。蓋し國勢調査は回を重ぬるに從ひて重要の程度を增すものにして、又强ひて調査事項を內地と一致せしむる必要なければなり。便宜上左に今回の調査に於ける內地臺灣の共通事項と臺灣の特殊事項とを列擧せん。

### 內地臺灣共通事項

一　氏　　名
二　世帶に於ける地位
三　男女の別
四　出生の年月日
五　配偶の關係
六　職業及職業上の地位附兵役兵種
七　出生地（前回は內地人に付てのみ調査したり）
八　民籍別又は國籍別
九　一時不在の世帶主に對してのみ其の職業

### 臺灣特殊事項

一〇　種　　族
一一　不具の種類聾啞、盲、白痴及瘋癲に限る
一二　不具の原因
一三　阿片烟吸食者本島人及支那人
一四　纏足者及解纏足者本島人及支那人
一五　上語を解する者內地人　常用語前二回に有りて今回になし
一六　國語を解する者本島人及支那人　常用以外の語前二回に有りて今回になし
一七　讀み書き程度本島人及支那人　前二回には總ての種族に就て調査したり
一八　本籍內地人
一九　渡來の年內地人
二〇　常住地（一時現在者の）
二一　常　住　者　一時不在者の世帶主に非ざるものも其の氏名、世帶に於ける地位種族男女別を調査す
二二　住家の有樣

卽ち臺灣國勢調査の調査事項は之を內地に比すれば稍や廣汎なる範圍を有す。就中臺灣に特殊なる調査事項として特筆すべきものは常住地及常住者の調査及住家の有樣の調査とす。

い、算定人口　內地にては調査の目的を現在人口に限定し常住人口に關する調査を爲すことなし（一時不在の世帶主に對して職業を調査するも世帶と職業との關係を觀察せんが爲にして固より常住人口調査の趣旨に非す）然るに本島に於ては現在人口に併せて常住人口を調査して各毎年現住人口を算定する

の基礎とす。一時現在者の常住地及現在者に非ざるも常住者と認むべき者（即一時不在者）につき調査をなすも之が爲なり。

## 調査機關

國勢調査の機關として內地に於ては內閣總理大臣の管理の下に臨時國勢調査局を置きて國勢調査に關する一切の事務を掌らしめ、又地方機關として府縣廳內に臨時國勢調査部を設けて各其の管內に於ける國勢調査の事務を處理せしめ、知事をして內務部長を部長に理事官中の一人を副部長に任命せしむ。而して府縣知事の下には郡長あり市長あり、郡長の下には町村長ありて各其の管內の事務を掌理すること普通行政機關の運用により國勢調査事務の監督機關をなす。而して實地調査は國勢調査委員と稱する名譽職にして調査區の實情に通せる適任者を市町村長より推薦し、府縣知事より內申したる者を內閣總理大臣に於て任命す。而して其の調査員たる者は官公吏に限るにあらず、神官、神職、在鄕軍人或は一般人民中の特志家等廣き範圍に之を求め、假令婦人と雖とも其職に堪ふる者は之を任命して差支なく、而して其の調査委員は約三十萬人を要せしと云ふ。臺灣の國勢調査に就ては大正七年勅令第三十五號を以て臺灣總督府に臨時職員を置く旨公布せられ、總督府に於ては臨時國勢調査部を設けて臺灣國勢調査に關する一切の事務を掌理し、各廳長を廳國勢調査委員長に充て、其の管內の事務を管理せしめらる。而して臺灣に於ける諸委員の任命は內地と其の趣を異にし、民間より委員を選定する事なく、委員たる事を得る者は行政各官衙吏員、學校職員、各種公共團體の職員又は公醫に限られたるを以て、之を內地に比すれば其範圍極めて狹く、且つ官憲監督の下に在るは內地と全く政治上の事情の相異し居る爲にして、特に臺灣にては警察上秘密を要する戶口調査副簿を調査の根據として使用するが爲に之を委員に交付する必要あるを以て、委員たる者の資格を限りたるの已むを得ざるに出たるものなるべし。又監督委員の補助機關として監督補助委員と云ふ一階級を置き、其の當該區域の受持巡査を以て之に充つる制度とせり。

## 調査方法

調査區劃も亦內地と臺灣とは少しく趣を異にする點あり、先づ內地の制度に就て述れば調査區劃としては單に調査區の一種のみ市町村長に於て一調査員が一日中に區內各世帶に申告書用紙の配布又は申告書の蒐集を完結し得るを程度として之れを設定し府縣知事の認可を受く、而して內地に於ては臺灣の如く監督區を置かざるは調査機關の相異の爲にして、內地にては調査員に對する監督者は市町村長なり。

臺灣の調査區劃は調査區と監督區との二種にして共に委員長たる廳長に於て之を制定し、總督に對して事後の報告をなす。

調査區は警察官吏派出所及之に相當する廳直轄、支廳直轄の區域を跨らざる範圍に於て約百戶を標準として設定するを原則とし、港灣河川又は湖沼に就ては戶數に關係なく便宜之を設定す。此の規定に依りて設定せられたるを普通調査區とし五調査區を一監督區とす。止むを得ざる事由あるに非れば

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五調査區以上を一監督區とするを許さず。之れ監督を十分ならしめんが爲の規定なり。臺灣にも特別調査區を置く事を認めあり、即ち陸海軍の部隊及艦船、外國の艦船、監獄、官立醫院及領事館の各種にして、此等は特別の手續に依りて調査す。

**申告の手段**　國勢調査に於て實地調査をなす方法に自計主義と他計主義との區別あり。自計主義とは總ての世帶に付て申告義務者を定めて調査事實を自記申告せしむるものにして各個人の發達せる、比較的文化の高き國に行はる。又他計主義とは調査員に於て被調査者を諮問して得たる事實を記入するものにして、各個人發達の程度未だ充分ならざる國に行はるゝを普通とす。然れども自計主義必しも良法にあらず。他計主義必しも不可ならず。各一利一害ありて事實の正確を得ると否とは主義其のものにより決定せらるゝに非ざるは言を待たず。勿論多くの國に於ては久しき以前より行はれたるによるが、初め他計主義に依り回を重ぬるに從ひ自計主義に移るを例としたるも、今回の國勢調査に就き內地に於ては最初の試みなるに拘らず自計主義を適當として之を採用せられたるを以て、調査員は申告書を配付、蒐集、檢査、整理及進達するのみにして、申告書は被調査者自ら記入を要するを以て、申告義務者をして國勢調査の趣旨意義及調査事項を徹底的に了解して、申告を爲さしめざるべからず。故に當局者は凡ゆる方法手段を盡して宣傳に努力し、一般公衆を直接訓練するの必要ありたるも、本島に於ては他計主義を採りたるを以て最も重きを調査委員に對する訓練に置き、一般民衆に對しては調査事項の內容に關する宣傳よりも國勢調査執行に對する誠意と注意竝に誤解疑惑の念無からしむることに努力したり。此の事に就いては地方機關就中保甲の活用竝に各新聞社の協力も與りて大なる力ありしことを信ず。

## 準備事務

大正八年十二月各廳警務課長會議の際、警務局長は今回の國勢調査も亦前二回の臨時戶口調査同樣警察上の戶口調査簿を調査の根據として使用せらるゝに付、大正九年四月末迄に戶口調査副簿を正簿に照合整理を爲し置くべき旨注意し、爾來警察側に於ては戶口調査簿の整理に著手せり。

大正九年五月二十五日より約三日間の豫定を以て各廳戶口主務會議を總督府に開催し、戶口調査副簿整理事務に關する打合をなし、高田總務長官代理、富島警務局長、楠副部長は特に出席して訓示を與へらる。而して其打合の主なるものは戶口調査副簿に登記しあらざる事項、即ち出生地、不具の原因、配偶上の關係、職業及職業上の地位、兵役兵種、內地人の土語、本島人及支那人の國語、本島人及支那人の讀み書きの程度、內地人渡臺の年、住家の有樣に對して戶口調査副簿上の各人毎に一定樣式の附箋を貼付し、追加記入を爲すべき事務に付き各自十分の質疑應答を爲し、且つ其の記入方に關し詳密なる協議を爲したり。

次に七月十五日より約一週間の豫定を以て各廳委員部より三名宛及陸海軍より各一名を總督府に召集して國勢調査事務講習會を開催し、高田總務長官代理、楠副部長及富島副部長親しく臨席して訓示を與へらる。而して堤統計官は國勢調査



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

實施に關する詳細なる説明を爲し、且つ意見を聽取し、隔意なき質疑應答を重ね、各講習員に對し國勢調査に必要なる事務を訓練したり。

各廳國勢調査委員長は七月三十一日迄に調査區、監督區の番號及區域、其の世帶及人口の概數、調査委員、監督委員、監督補助委員及調査委員附通譯たらしむべき者の員數を臺灣總督に報告し、八月三十一日迄には之等の各委員及通譯に辭令書を交付して擔當區を命じ、九月十五日迄に各委員に對して訓練及指導を爲す手配なりき。

然るに七月二十八日臺灣總督府地方官々制改正及州制、廳地方費令、市制、街庄制施行を發表せらる。臺灣としては未曾有の大改革にして從つて國勢調査施行に就ても容易ならざる影響あることは當然のことにして、之に對する手段として直ちに左の方法を決定し、七月三十一日高田總務長官代理より各廳長宛通牒を發したり。

一、調査委員、監督委員及監督補助委員の任命並に訓練及指導は八月三十一日迄に完了すること但各委員には九月一日新官制實施以後に於て區擔當を命ずること

二、新官制施行の上は臺灣國勢調査に關する法規中「廳」とあるは「州」又は「廳」に「直轄」又は「支廳」とあるは「郡」「市」又は「支廳」に「廳長」とあるは「知事」又は「廳長」に「支廳長」とあるは「郡守」「警察署長」又は「支廳長」に「區長」「區書記」は「街庄長街庄委員」又は「區長、區書記」に改正せられたるものとすること

三、世帶單位票及要計表の廳名欄には新州廳名を堡里市鄉嶼名欄には新郡名を「街庄村社鄉名欄」には新街庄名を記入すること

四、本島に出生したる者の出生地は新州名又は廳名を記入すること

五、其の他是等に伴ふ必要なる注意事項

九月一日地方官々制改正と共に各州又は廳國勢調査委員部に於ては理事を、州に在りては內務警務兩事務官、廳にありては專任理事官及專任警視を以て、主査委員は州、廳の職員及郡守郡警察課長を以て之に充てたり。

調査委員となりて實地調査の任に當るべき警察官吏は新官制の實施に關係なきこととしてなるべく移動を少からしむる方針を取りしも、幹部の移動の多少あるは免れざりし所にして、此の困難に加ふるに蕃情の不穩及虎列拉病流行は國勢調査準備事務に對する警察官吏の手を著しく減少し多大の繁忙と困難とを增したり。

地方國勢調査委員部に幹部となりて準備の任務に當れるもの、重々の困難と戰ふ努力は試に多大なるものにして、九月二十五日に至りて漸く調査委員に對する訓練を終りたるものもありたり。

之等の困難に對しては街庄名の新舊對照表の新調製練習所卒業の警察官の應援、各州に於ける事務の綜合等により萬遺漏なきを期したり。

## 世帶調査書の形式

國勢調査に於て事實を調査して材料を徵收する形式に二種

類あり。一は世帶票式即ち目錄式にして一世帶に屬する總員を連名に記入す。這は英米諸國に行はる丶普通のものなり。二は單名票式即ち個人單位にして各一人毎に單名票に記入する獨逸式なり。二法共に一長一短あり。一般世帶票式に依るときは集計事務の前に於て之を單名票に轉寫する爲に多くの時間、多くの費用、多くの勞力を要するは尙忍ふべしとするも、轉寫の際に生ずる誤謬に至つては實に想像の外にあり。當局として誠に寒心に堪へざる所なり。本島にては前二回の臨時戸口調査に一般世帶票式を採用せる先例もあり。且つ今回の國勢調査に內地にては此の世帶票式を採用せられたるに拘らず、世帶票と單名票との併合式に改め、檢査事務終了後、集計事務開始前之を截斷し、單名票及世帶單位票と爲すの制度を採り、從來の世帶票式の短所を補ひ得たるも、爲に記入及檢査には從前よりも多くの困難を生ずべく、且つ各人に對する記入が箇々分離しあり、而して一葉僅に七人より登記し得ざるを以て檢査に際し多大の困難を感ずべし。

## 實地調査

實地調査は本年十月一日なるも、實地調査に先ち準備調査を爲すの必要あり、而して準備調査は九月二十一日より著手の豫定なりしも、地方制度の改正或は蕃情不穩、虎列拉病流行等の爲め調査委員の異動少からず。且經費の關係等より多少著手を遲延し、九月二十七八日より著手し引續き實地調査に著手せり。然るに前述の如く虎列拉病の流行、蕃情不穩と地方制度改正の爲め事務非常に繁劇なるに拘らず、各當事者の奮勵努力により能く豫定の期日內に全部の實地調査を完全に終了せるは各委員の勞を多とする所なり。

### 實地調査完了報告

| 州廳名 | 調査完了日時 | 報告接受月日 |
|---|---|---|
| 臺北州 | 十月二日午前十一時 | 十月二日午後二時半 |
| 新竹州 | 十月一日午後六時二十分 | 十月二日午前 |
| 臺中州 | 十月一日午後十時 | 十月二月午前 |
| 臺南州 | 十月一日午後七時 | 十月二日午前十時五十分 |
| 高雄州 | 十月一日午後七時 | 十月二日午前 |
| 臺東廳 | 十月一日午後六時 | 十月二日午前 |
| 花蓮港廳 | 十月一日午後四時三十五分 | 十月二日午前 |
| 臺灣軍司令部 | 十月一日 | 十月六日午前十一時 |
| 馬公要港部 | 十月一日 | 十月五日午後四時 |
| 稅關 | 十月一日午後二時 | 十月二日 |
| 臺北監獄 | 十月一日午前十時二十分 | 十月一日午前十一時 |
| 臺中監獄 | 十月一日午後三時 | 十月四日 |
| 臺南監獄 | 十月一日午前十時 | 十月一日午後一時 |
| 臺北醫院 | 十月一日午前八時 | 十月四日 |
| 基隆醫院 | 十月一日午前八時 | 十月四日 |
| 新竹醫院 | 十月一日午前九時 | 十月四日 |
| 臺中醫院 | 十月一日午後五時 | 十月二日午前 |
| 嘉義醫院 | 十月一日午前 | 十月四日 |
| 臺南醫院 | 十月一日午前八時半 | 十月一日午前十一時 |
| 高雄醫院 | 十月一日午前 | 十月四日 |
| 屏東醫院 | 十月一日午前八時 | 十月四日 |
| 臺東醫院 | 十月一日午前八時三十分 | 十月二日午前 |
| 花蓮港醫院 | 十月一日午前九時 | 十月四月 |
| 宜蘭醫院 | 十月一日午後二時 | 十月一日午後二時半 |
| 澎湖醫院 | 十月一日午前九時 | 十月四日 |

而して直接調査に從事したる委員の數左の如し。

| | |
|---|---|
| 監督委員 | 一、〇四九人 |
| 監督補助委員 | 一、五八三人 |
| 調査委員 | 五、六二二人 |
| 通譯 | 一、三六七人 |
| 計 | 九、六二一人 |

前記以外特別調査區たる陸海軍、稅關、監獄、官立醫院に於て直接調査に從事したるもの三〇四人、及五州二廳の委員部に於ける職員は委員長以下二四三人にして、其外準備事務の第一著として正副戶口調査簿の整理に從事したる人員を合するときは實に意外の多數に上るべし。斯の如き多數人員の協同一致の力に依り始めて此大事業を遂行し得たり。

尙ほ實地調査に際し特別なる方法を執りたるは九月二十七日神戶を發し十月一日基隆に入港すべき大阪商船會社所有汽船香港丸は多數の乘客あるを以て、到底短時間內に其の調査を終了すること能はざるを以て、勢ひ一時船客の上陸を停止して其の調査を爲さるべからず。故に乘客の迷惑少からざるのみならず、調査の正確を缺く虞あるを以て、臺北州委員部職員二名を神戶に派して同船に乘組しめ、航海中に其調査を爲さしめたり。然るに右の船客は國勢調査の意義を能く了解し、喜んで調査を受けたる由なり。

又九月三十日基隆を發し十月一日花蓮港に著すべき長春丸も亦前同樣の趣旨を以て、本部職員二名を同船に乘組しめ、**其の調査を船中に於て終了せしめたり。**

## 整理



實地調査完了するや軈て特別調査區たる醫院、監獄等より世帶調査書及要計表續々到著し、普通調査區たる各委員長より提出の世帶調査書及要計表も亦本月十日より發送を始め、殆んど全部到著し、未著のものは僅々數郡に過ぎず、依つて當部事務室の一部を舊總督府廳舍に移轉し、十月十四日より其の檢査に著手し、既に檢査を了りたるものは檢査の結果發見したる誤謬訂正の照復を爲し、其の完備を待つて所定の符號を附し、世帶調査書を截斷しカード式個人單位票及世帶單位票と爲し、之を集計して統計表の作製に著手す。統計表の主なるものは概覽表、集計原表（全島の部及州廳の部）結果表、記述報文等なり。又印刷物としては前掲の外、職業名字彙及調査顚末なり。

特に今回の調査は臺灣としては第二回目に屬するを以て調査の結果を前回に比較するは最も意義あり、最も趣味多く、最も重要なるものにして又最も困難なる事業なり。

內地に於ては本年內に人口の概數を速報する計畫にして、本島も亦之れと同時期に速報せんとし、目下著々進行中にあり。但し此の數字は概數に止まりて調査後の數字とは多少相違を免れざるものとす。

## 民衆の態度

民衆の態度に就きては未だ全部の報告に接せざるも、今知り得たる臺北州及花蓮港廳に於ける一、二を左に揭けん。

一、既に二回の臨時戶口調査を經たると、各廳及州に於ては**機會ある每に周知方を怠らざりし結果、**何等流言浮說を爲すものなかりしも、尙一部には日本は近く外國と事端

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を構ふるを以て兵員徴集の準備として人口を調査すと云ふ、又は課税の目的なりと唱ふるもの稀にありたりと。

二、平素戸口上の手續を怠る習僻ある本島人も國勢調査の宣傳に依り俄に寄留屆をなし、又は時日切迫の爲め在籍地に歸還し調査を受けたるものあり。

三、失踪者、漏籍者及行衞不明者の發見したるもの少からず。此等は國勢調査の副產物と云ふべし。而して其數を擧れば左の如し。

| | |
|---|---|
| 失踪者 | 三八 |
| 漏籍者 | 一五八 |
| 行衞不明者 | 六八一 |
| 其他 | 一二二 |
| 計 | 九九九 |

備考　其他とは戸口上の手續を怠りたる者、復本居地の發見、氏名の錯誤年齢相違等なり

四、平地居住の蕃人は之を調査するも蕃地居住の蕃人は調査せざるを以て、蕃地居住の蕃人中には我等を繼子扱にするものなりとて不快の念を抱きたるものありたるも、地域の關係上止むを得ざるに出て、何等差別的待遇を爲すにあらざる旨を說示し諒解せしめたるものありと。

其他滑稽的珍談なきに非ざるも玆に省略す。

要之、臺灣國勢調査は蕃情不穩、惡疫流行等の障害あり、且つ地方制度改正後日尙淺く、各州、廳及郡に於ける事務未だ其の緒に就かざるものありて最も多忙の時なりしに拘らず、各當事者及各委員の奮勵努力に依り、豫期以上の成績を以て無事に實地調査を完了せるは、國家社會の爲め慶賀措く能ざる所なり。

# 爪哇一九二〇年糖買付事情

臺灣總督府事務官　奥　秋　雅　則

（一）爪哇製糖業者組合出現前後の槪況（二）列國糖商の買付狀況（三）砂糖買付に關する金融關係（四）糖商間の轉賣買（五）要論

## （一）爪哇製糖業者組合出現前後の槪況

歐戰開始後世界に於ける砂糖は甜菜糖の沒落と共に供給不足なりしに拘はらず、全然砂糖輸出國たる爪哇に於ては船舶及金融の關係上輸出困難となり、價格は頗る低落したのである。將さに休戰條約が締結されんとした一九一八年七月頃の相場を例證するに、此頃が最も「デプレツシヨン」の時期であつて、船は歐洲行噸當五十磅乃至六十磅に騰貴し、それにても船腹を得ること頗る困難であつた。糖價の如きも白双八盾にて賣出せしも取引出來ず。市價は五盾まで下つた。其頃の生產費は約八盾であつて結局三盾の損失となる理である。之れでは到底立行かないと云ふので苦しマギレに出來たのが爪

哇製糖業者組合 Java Sugar Producers Union 俗に「トラスト」と稱せらるゝものである。此組合の出來たのが一九一八年七月三十一日であつて、爪哇全島の工場合計百九十餘の內、支那人所有の十二工場を除きたる殘の殆んど全部が參加したのである。「トラスト」は玆に於て直ちに値段を一定し、一躍白双七盾半に値上をしたのである。「トラスト」が斯くの如く鞏硬なる態度を以りて値段の釣上げに努力すると同時に、一方蘭領東印度政府に於ても爪哇糖の輸出制限令を發布したのである。

砂糖があり餘つて居る爪哇に於て、政府が輸出制限を敢てしたるは一見頗る變態であるか、其原因する所は蓋し二つある。其一は英領殖民地に於て米の輸出を制限して米の輸入國たる爪哇を苦しめた。それに對する國際的報復行爲であつて、其二は「トラスト」の發表した賣値段の維持に對する保證であつたと思はれる。卽ち政府は各商人に向ひ砂糖取引全部の契約書の提供を命した。而して七月末以前の契約なるときは「トラスト」の決定値段たる七盾半以下の値段を以て引合ひたるものと雖も輸出を許可し、以後は七盾半以下の契約品に付きては輸出を許さないのである。かくて「トラスト」と政府とは相互連絡を保ちて此事を行ひ、以て糖價の維持に務めたのである。然るに幸にも歐洲の天地に於ては漸次平和の曙光表れ來り、船腹も次第に潤澤となり、從つて輸出も順調に向ひ、糖價も亦騰貴し初めたのである。卽ち九月末には十盾となり、十月には十二盾となり、以後益々騰貴して一九一九年一、二月頃に至るや十四、五盾と云ふ相場表はれ、前途頗る好景氣が豫想されて來た。一九二〇年糖の「ドラマチック」な取引は斯る狀況の下に開始されたのである。

## （二）列國糖商の買付狀況

世界平和の克復と共に船舶の廻航豐富となるや、世界的砂糖の供給不足を見込し糖價は先物頗る强氣であつて、各國糖商は腕を扼して「トラスト」の賣出を待つて居たのである。玆に一言すべきは、爪哇は臺灣と異り暴風雨の危險がない爲め收穫確實なるの結果、甘蔗の植付が終はると大體來期の收穫の豫想が付くので、一年後の先物を賣り出すのである。「トラスト」の出現と共に全島の砂糖を一括して賣ることゝなれるを以て、益々一年先の賣買が確實に行ひ得るのである。「トラスト」は收穫豫想の八割迄は普通の賣買契約を以て賣り（之を Quick Condition と云ふ）殘りの二割を「バランス、コンディション」(Balance Condition) で賣ることゝなつて居る「バランス、コンデイシヨン」とは一時賣約は締結するも、若し天候其他の原因により收穫豫想見込違を來し、契約高の引渡不可能となるも其責を「トラスト」は負はないと云ふ條件である。一年後の先物取引は以前よりも盛に行はれしと雖も、「トラスト」が出來てから一層此取引の確實性が加はつて來た理である。

各糖商は先高を見越して「フアイナンス」の付け得る限り買付けんと「トラスト」の賣出を待ちに待つて居つた。然るに現物は三、四、五月共にトン〳〵拍子で進み行き、六月下旬に於ては三十三盾に至りしも尙は「トラスト」は滿を持して据えて

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

居つた。遂に七月に至り現物精糖四十三盾を示すや、「トラスト」は此機會と見たのであらう、七月二十八日初めて一九二〇年糖の賣出値段を發表したのである。卽ち白双三十二盾、中双三十一盾、黄双三十盾二分の一の相場である。「トラスト」の此相場は當時の市價に比して高いものではなかつた。特に先き高の豫想されて居る市場に於ては決して買ひ苦い値段ではなかつたのである。然るに英國商人の如きは自國の市場不況にして、爲替頗る不利、電信爲替八盾八十仙位の有樣にて到底手が出せないのである。英國銀行と雖も自國の前途を氣遣ひて容易に金融の道を開かない。且又英國船舶は休戰後廻航増加せしと雖も我國程未だ自由ではなかつた。斯の如くにして英國商は容易に手を出すことが出來なかつたのである。戰前爪哇糖の消費地は英領印度及東亞の市場が主なるものであつた。然るに歐戰開始と共に歐洲甜菜糖凋落し、其結果最近は英國及地中海方面も輸出仕向地となつたのである。英國商人は砂糖は欲しい、然し買ふことは出來ないと云ふ有樣であつた。

英國商人の反對に日本商人は頗る買付に有利なる條件の下にあつたのである。卽ち日本内地の市場は非常な好景氣で金融頗る緩慢、對日爲替の如きも一二〇―一二五盾位の間を上下して居つた。勢ひ我邦商人のみが盛に「トラスト」と賣買契約を締結することゝなつたのである。本年當初金融梗塞の開始あるまで決河の勢で買つた。此の日本商人の勢に追隨し來れるものは支那及印度商人であつて、「ユーロピアン、ファム」は殆んと啞然として拱手傍觀の有樣であつた。一方現物は八月下旬に於て白双二十八盾迄下落せしも、以後は騰貴一方で天井不知の勢ひであつた。然し「トラスト」は七月二十八日の三十二盾を買出して以來、全く何等の値上をしないのである。「トラスト」の一九二〇年糖の手持は約二千百萬擔と稱せられて居る。其内前述の如く我が商人を中心として買付が約九百萬擔に達したと云ふ際、漸く鈍重なる「トラスト」は茲に一盾の値上の發表をなしたのである。それが一九一九年十二月十九日であつた。「トラスト」は何故に斯の如く値上をなすに付緩慢であるかと云ふと、種々の觀測が行はれて居る。卽ち「トラスト」は砂糖を高く賣る計りが目的でない、爪哇糖の健全なる輸出を希望して居る。全く投機者流の目的に供したくない。既に三十二盾に賣却しても生産費十二盾内外のものなるを思へば、擔當二十盾の過分なる利益がある。それにて充分滿足すべきであると云ふのである。彼等爪哇の糖業者は過去一九一六年に於て餘り高値に賣り過ぎた。其結果支那人の「スペキユレーター」の爲め手痛き目に逢つたことがある。それ故に今回は頗る大事を取つたと推測せらるゝ。亦一説に歐洲商人が爲替金融の關係上、砂糖は欲しくて堪らぬが手を出すことが出來ないので「トラスト」は「フレーザー、イートン」(Fraser Eaton & Co.) 其他有力なる歐洲商人の制肘を受けて値上をなし得なかつたと云ふものもある。兎に角現物の相場が益々高騰し、商人間の取引に於ても先物頗る强氣であり、且手持品も頗る減少し來つた故に、如何に鈍重なる「トラスト」と雖も大勢に動かされ、茲に値上の意を決したものであらう十二月十五日の一盾の値上以來、以後ドン／＼値上を敢行し

た。其内英本國の市場も恢復し來り、歐米よりの注文盛となりて糖價益々上り、一月二十日白双三十九盾を最高に、以後は「トラスト」の賣値段も一切市價によることにしたのである。それ故に其以後は市價と共に刻々に變化し、白双は五月三日五十盾を最高として賣却し終り、中双と黄双とは五月六日を以て賣納めとしたのである。一九一九年七月二十八日より五月六日迄「トラスト」は二千十三萬擔を買約完了したのである。今各國商人買付の實數を掲ぐれば左の通りである。

| | |
|---|---|
| 日本商人 | 六、五一六、六五五擔 |
| 英國商人 | 三、四七一、二〇〇 |
| 蘭國商人 | 三、〇〇九、一七一 |
| 支那商人 | 三、四八一、四四六 |
| 印度商人 | 三六一、七六〇 |
| 其他 | 三、三〇〇、三〇九 |

右の内邦商は「ウエレンスタイン、フレザー」等の外國商人を通じて買付けたる高が約百八十萬擔と稱せられて居る。邦商間の買付の實際の高は合計約八百五十萬擔に達せりと糖商間に於て云はるゝも强ち過大な見方ではないと思はれる。實に邦商の爪哇糖に對する活躍は振古未曾有と稱すべきである。

(注)邦商が外國商人を通して買付をなしたる理由は、一つは受渡時期の問題である。「トラスト」との契約に於ては受渡の期間は二箇月に跨り、實際受渡の日時は凡て賣手たる「トラスト」の任意の選擇によるものである。故に例せば自七月至八月期間の砂糖を買ふ時は、買手たる商人は普通九**月初旬に於ける船腹と爲替とを準備する。然るに「トラスト」**の都合にて七月初旬に渡すかも知れない。然るときは買手は金利と倉敷料に付き大なる損失を蒙る。然るに外國商人より買ふ時はF. O. B.にて受渡時期は買手の選擇任意で此が頗る有利とする點である。二は信用狀の問題である。邦商の買付には賣買契約には銀行の保證を必要とする。賣買契約に付きて保證を與ふるものは我國の銀行たる臺銀と正金とだけであつて、臺銀に付きては後述の如く「トラスト」は保證額の制限を置いた、外國商人を通して買ふ時に於て斯る「トラスト」の要求する面倒なる條件を必要としないのである。右の理由により後になりて邦商の內、鈴木、増田、三井等が外商を通して買付をなしたのである。



## (三) 砂糖買付に關する金融關係

「トラスト」に對する買付に付き列國商人の最も困難を感したるは「クレヂット」の問題である。其內特に邦商の困難は名狀し難い程であつた。「トラスト」との契約には必ず「トラスト」が指定せる銀行の保證が必要になつて居る。それは契約してから實際の受渡迄は凡そ一箇年を要するものなるに依つて、單に契約だけでは頗る不安である。其間市場の變化によつて如何なる結果となるかも知れない。「トラスト」は手付金は取らない。其代りに契約に關する銀行の保證を要求して居る。此銀行保證の制度が出來たのは一九一七年よりであつて、此制度は現今の「トラスト」卽ち爪哇製糖業者組合(Java Sugar Producers Union)**の前身とも云ふべき爪哇糖委員會(Java Sugar Commission)の成立と共に出來たものと云はれて居る。其理由**は前に少しく述べた如く、和蘭人は以前値段さへ高ければ可

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

と云ふ調子で、資力も信用も餘り意に止めず、盛に支那人の「スペキユレーター」ニ賣つたのである。其結果一九一六年の糖價暴落の際に支那商は契約糖の引取を拒み、各製糖工場及之が關係商人は非常なる困難に逢著し、遂に今後は一切賣買契約には有力なる銀行の保證を要することに決定したのである。此保證の問題で日本商人は頗る當惑したのである。尤も「トラスト」は基礎頗る確實なる商人に對しては或制限の下に於て保證なしに契約を締結する。Fraser Eaton や Wellenstein の如き殆んど保證の必要なしと解されて居る。我邦商人に於ては三井約一五〇萬擔、鈴木商店約五〇萬擔位迄は保證なしで契約が出來るやうであるか、右の者を除いては邦商は凡て「トラスト」指定の銀行の保證を必要とする。而して爪哇に於ける我國の銀行は泗水に臺銀、正金の支店があり、三寶壟には臺銀及華南銀行の支店がある。然し「トラスト」は未だ華南銀行に對しては信用狀を開く權利を認めてない。其結果邦商の利用し得るものは臺銀と正金の二つのみで、他の外國銀行は一切之に應じない有樣であつた。

泗水に於ける「トラスト」の指定せる日本以外の銀行は左の通りである。

Chartered Bank of India & China.
International Banking Corporation
Shanghai Hongkong Bank
Ne l Handel Maatschappij.
Ned. Indische Handels Bank.
Ned. Escompts Maatschappij
Koloniale Bank.
Javasche Bank.

此等銀行と雖も皆無制限に信用狀を發行することは出來ないのであつて、信用の程度に於て相當制限を附せられて居るものもあるのである。

我邦商人は日本內地の好景氣なるにつれ好機乘すべしとなし、七月末以降盛に買付を行つた。遂に出會したのが信用狀の問題である。本年始めに於て泗水臺銀支店は「トラスト」より三千五百萬盾以上の信用狀の發行を認めない由の內報かあつたと云はれて居る。時恰も日本內地に於ては金融梗塞の聲起り、各銀行共貸出に警戒を開始したので、正金銀行に於ては「トラスト」より何等の制限をも受けないに關せず、最早や信用狀を開かないと聲明した。然るに糖價は益々上騰の機運にあるので各我商人は買ひたくてたまらない。金融がつかない爲め見す〳〵大魚を逸するの觀があつた。而して邦商に對しては邦人銀行以外は全く信用狀を開くものはない。かくて窮餘の結果有力なる邦商の或者は、爪哇銀行をして臺銀の保證せしものに付き再保證をなさしむるやに運動を試みた。然しそれも失敗であつた。二月末に至り臺銀の保證額も五千萬盾に増加した。然し之にても尚ほ不足で既述の如く外國商人を通して更に買付をなしたものもあるのである。

右の如き有樣で「ファイナンス」の問題に付きては糖商は頗る頭を腦ましたのであつた。かゝる事情の下に於てよく八百五十萬擔の買付を成就したのは一つに在泗水邦人糖商諸君の努力の結果であると推賞する外はない。



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## (四)糖商間の轉賣買

以上は「トラスト」と糖商との間の取引の大様を述べたのであるが、次に糖商間の取引を述べる必要がある。爪哇糖の取引は大體二段に分ちて觀察することが出來る。第一段は既述の「トラスト」對糖商の取引で、第二段は糖商間の取引である。後者の取引は爪哇に於ては「セコンド、ハンド」(Second hand)間の取引と稱して居る。爪哇糖の投機取引は多く此「セコンド、ハンド」間の賣買に於て行はるゝものである。爪哇は我國とは異り全く輸出向の市場であつて仲繼市場でない。從つて日本、香港等の市場に比して旗賣りが少く投機的傾向が著しくないのである。「トラスト」が出來るや一層投機的傾向が減少した。即ち「トラスト」は相場を一定して發表する故に之と投機取引をする餘地がないのである。亦「セコンド、ハンド」間の取引に於ても堅實を旨とする糖商間に於ては銀行の保證を必要とし、「トラスト」との賣買契約書の寫を添付すること、なつて居る。

此「セコンド、ハンド」間の取引に於ては頗る迂餘曲折に富んで居る。糖商の活躍は多く此間に行はるゝので、同一物件が最後受渡の時期迄には三十回位も轉賣買せらるゝは稀ではないと云ふ。「セコンド、ハンド」間の取引値段の亂高下は一月以降現物F.O.B.の相場表を見れば明かである。

| | 白双 | 中双 | 黄双 |
|---|---|---|---|
| 一月一日 | 四八・〇 | 四四・五 | 四四・〇 |
| 五月七日 | 六二・〇 | 五五・〇 | 五四・五 |
| 五月二十二日 | 七五・〇 | 六八・〇 | 六五・〇 |
| 六月九日 | 六一・〇 | 五六・〇 | 五五・五 |
| 七月二十七日 | 五三・五 | 五〇・〇 | 四九・〇 |

一般に轉賣買を盛に行ふものは支那印度其他第二流商人であつて、有力なる英蘭商の如きは容易にかゝる方面に手を出さない。一九二〇年糖に付きても「フレーザー」の如きは品物乘換の爲めか、又は市場を支配(コントロール)する手段として多少の轉賣買をなすと雖も、投機利喰の目的では殆んどかゝる行爲はせぬ。爪哇「トラスト」も銀行も凡て「スペキユレーション」を厭ひ、爪哇銀行の如きは「スペキユレーション」を行ふ者に付きては救濟せない方針であると聲明して居るのである。

爪哇には取引所がない爲め、取引高又は其手合せ筋を明白にすることは出來ないが、「セコンド、ハンド」間の取引に於ては、大體賣手は我邦商で買手は英商であつたと云つて間違ひはないのである。

前述の如く巨人濶歩の有様にて泗水の市場を風靡した我が糖商も、日本内地に於ける恐慌の發生と共に來る受渡期の相場を顧慮し、大なる「ストック」の手持を心配し、且つ日本内地金融梗塞を緩和するの必要に迫られ、盛に買付糖の轉賣を開始したのである。然るに幸ひ日本の市場がグラ付き始むるに從ひ、英米市場が落付き來り、且つ歐洲に於て砂糖需要盛なりし爲め比較的有利に轉賣出來たのである。日本商人より買ひ取つたるものは主として英國政府の「ソールエージェント」なる「フレーザー」であつた。邦商の買付額約八百五十萬擔の内本年七月末頃に於ては轉賣五百萬擔、輸出二百萬擔、手持百五十萬擔位と云ふ有様であつた。轉賣の利益は擔平均十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

盾として五千萬盾輸出の利益十三盾として二千六百萬盾と概算せられて居る。茲に頗る遺憾とするは右述へたる如く、我邦糖商が爪哇に於ける活働が殆んど利喰に終つた點である。たゞ唯一鈴木商店があつて、かの歐洲の砂糖委員會(シユガー、コンミツチー)の間を奔走して地中海方面に賣込み、又米國に輸出して稍々氣焰を吐けるのみにて、巨商三井物產の如きも殆んど輸出をなすことを得ず、轉賣利喰を以て終始したのである。此結果「トラスト」の邦商に對する評判は甚だよろしくない、日本商人は殆んど「スペキユレーター」であつて、支那商人と選ぶ所はない、市場を「スポイル」するのみであると攻擊する向もあるとのことである。爪哇糖の健全なる輸出を只管希求して居る爪哇糖業關係者より見れば、蓋し當然なる非難であると思はれる。

## (五)要論

如上一九二〇年糖に付きては邦商の活動頗る花々しく實に痛快を極めたものであつた。戰前に於ては僅かに一の三井物產あつて年額三、四萬噸の砂糖の輸出をして居つたのみで、戰後に至りて漸く臺灣製糖會社の原料糖の買付が始つたのである。然し其額未だ大なるものではなかつた。遂に今回の一九二〇年糖の買占めに至つて、邦商の勢力鬱然たるものを示したのである。然らば今後は如何と云ふに甚だ樂觀を許さない。「トラスト」は一九二一年糖の値段を五十盾として去る六月十九日に發表した。此法外な高値段は「フレザー」一派の進言が與つて力あつたと云はれて居る。二日後の二十一日に於て「フレーザー」白双四十萬擔、「エルドアン」白双二十五萬擔、爪哇「オーバーシー」が白、中双各十萬擔買つたのである。以後全く買手なく、一旦買つた「オーバーシー」や「エルドマン」の如き、損失を忍んで既に轉賣したと云ふことである。尙ほ先安の糖價はヂリ安で、最近に至り現物四十盾を割り、一九一六年の砂糖恐慌を現出せむとする勢である如く思はれる。今日迄は金融の關係上邦商は全く手を出すことは出來なかつた。然らば今後邦商の活躍如何と云ふに、之は疑問である。自然の勢に放任して置くと、或は爪哇に於ける邦商の花々しき活躍も、一九二〇年を以て最初にして最終のものとなるかも知れない。之は頗る遺憾である。余は國策の後援を得て本邦糖業關係者が既に示し得た力を基礎に、爪哇糖の支配に突進することを希望して止まないのである。(十月十五日起稿)

# にゆうぎにあ事情

南洋產業株式會社取締役
日下部半太郎

此一篇は日下部氏の「ニユーギニア」に於ける多年の經歷に關し東洋・南洋兩協會支部の爲め去る八月中城南小學校に於て講演せられたるもの・速記錄にして該島の事情世未だ詳にせざる折柄之を江湖に紹介せん爲め茲に揭ぐることゝせり(編者)



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

「ニユーギニア」は御承知の通り之を大別して蘭領と英領及舊獨領と致します。舊獨領は濠洲の手に落ち、只今は軍事占領中で、近い中に委任統治の問題が決まる筈であります。兎に角三つに分れて居るが、茲には先づ全體に通じてお話した後に、大略區別してお話したいと思ひます。

■位置及面積　「ニユーギニア」の位置及面積の大略は、北の端は赤道に隣して約二十哩の邊から始まり、南緯十度に至り、西は徑度百三十一度から東は百五十度位に止まる。其の東西の長さは約千三百哩、幅は不規則で中央の廣い所は三百七八十哩もある。南北に廣く、東西は次第に細くなつて居る。面積は附屬の諸島を合はせて約三十一萬二千方哩、即ち日本全領土より約五萬方哩大きいが、人口は僅々六十萬人と推定されて居る。由來本島は蕃界が多く、測量とか探見とかは頗る不完全で殆んど今日迄行はれて居らぬ。現に和蘭の參謀本部の地圖なども名前からして「スケツチ」地圖としてあつて、唯海岸線を「スケツチ」した位で、内地の方の山の高さや平野の位置などは疑問である。英領も舊獨領の方も最近濠洲の測量部で作つたものがあるが、夫れも海圖から逆に引き直はしたので、矢張り海岸線丈けの地圖で内部は無い。故に本島の地形狀態を詳述することは困難で、極大體を申すと、本島の蘭領の地勢は、中央には雪山「シミイル」山脈が東西に走つて、此等は二千五百米突乃至五千米突の標高があるが、常に雪を戴いて居る。西北に彎曲して海岸線の屈折が多く、港灣に富み、**沿岸は比較的拓かれて居る。東は英領「ニユーギニア」に**屬するが、南東の港灣は澤山の山脈があつて、其の傾斜面より測量されてある。南部は濠洲の北に面する平面に沖積土の平原あり、其の間に「フライ」河が流れて居る。土地は中々佳くて、本島の北側には蘭領舊獨領共に中々廣い平野がある、地味も肥えて居るやうに思ふが、其の間に「オウサス」河「ルモ河があつて、充分なる灌漑の便利もあるやうに思ふ。

■土人の種類　土人は廣い島のことで、地方に依りて多少の差異はあるか、大體「ニユーギニア」の人種は「パプア」種族と稱するもので、之を細別すると蘭領の北岸及西北部のものは所謂純「パプア」人である。又た舊獨領の分は今度日本の領土になつた、「マアシヤル」、「カロリン」群島に住する「カナカ」系統の人種で、之は「パプア」に近いが純「パプア」人に比しては素質が宜しい。私共の事業に使つて居る土人は多くは之れである。又た英領「ニユーギニア」の一部に「カヤカ」と稱するものかある。これは極程度の低いもので、濠洲土人の「ピンガイル」の混血であらうと思ふ。之は純「パプア」よりも一層獰惡で更に野蠻である。何れにしても「パプア」系統の土人は人類としては最も劣等なものであらうかと思ふ。私は不幸にして亞弗利加や南米の土人を親しく見ないが、南洋の土人中では容貌と言ひ、言語智識と言ひ、「ニユーギニア」の土人以上に劣等なものはないかと思ふ。極端に言ふと殆んど猿と人間の間で、然かも猿に近いものではないかと思ふ。眞僞は知らぬが、或る和蘭人が土人と猿との血液を採つて反應試驗をした所が、土人のは白人のよりは寧ろ猿に近い反應を呈したと云ふことである。**又た蘭領に十數年居た和蘭の紳士が、嘗て土人の小**供を二人許り本國に送りて、四五年も教育してから後に連れ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

て歸つた所が、直ぐに復た元との狀態になつたと云ふことで、其人は多年の經驗上「パプア」人と「カヤカ」人は、到底一人前にすることは出來ぬと、神に誓つて信じて居ると言うた次第である。

■土人の風俗　土人の容貌、生活の狀態、風俗等は地方により多少違うが槪して顏の色は眞黑な銅色で、髮の毛は縮んで大きな頭をして居る。或者はそれに石灰を擦り附ける。夫れが白髮のやうになつて、しかもチリ／＼捲れて房が下がつて居る。或者は石灰や、赤、青の粉を著けて、赤い頭や白い頭、黃ろい頭などをして居る。更に青や赤や白い石灰の塗料を顏や身體中に盛んに塗る。恰度戰爭中に潜水艇や軍艦が灰色に塗ると同じやうな恰構である。一般に「パプア」でも「カヤカ」でも異樣の裝飾をして普通は耳に孔を明けて卷煙草のやうなものを挿し、或は豚の牙や犬の牙を竪て向けにして居るものもある。中には眞鍮の輪を七本も八本も掛けて居る。鉛の輪を著けて居るのもある。男は髮の尖きに雞の羽根を著けて居る。中には半分髮を剃つて半分殘して居るのもある。これは勇者の印しだと云ふことである。恰度昔の青鬼や赤鬼のやうな風である。私は生憎寫眞を持合せないが、一見した處では男と女と區別が著かぬやうである。

彼等の風俗習慣をお話すると、何分未開のことで、勢ひ野卑な話が加はるやうになりますが、彼等の服裝は汽船の這入る港とか或は宣敎師の居る所などは多少腰位を掩ふて居るが、其他は殆んど全部裸體である。陰莖は紐で縛つて臍の邊に吊り上げて置く、中には瓢簞や竹の筒に嵌めたのもある。女は日本の褌のやうに締めたものもある。所に依りては全然裸體のものもある。男女共に身體に傷を著けて一種の瘢のやうに傷が盛り上がつて居る。夫れから結婚の時には、嫁さんが來ると先づ親族中の男性全部に身體を任せて、其後に新夫に見えると云ふことである、これは領事館の報告にもあるので間違ない事實である。食物は何んでも喰ふ。蕃犬でも蛇でも、甘諸、鼠、豚、鹿、何んでも喰ふ。玆に甚だ不思議なのは彼等は決して生物を食はぬ。さうかと言つて炊くのではない腐らせるので能く腐つて蛆が涌く時分になると食べるのである。甚だ不思議な譯で、「パプア」全體に亘つて人は決して、死ぬものでない、惡魔が附くか或は人が禱り殺されるか、といふやうな考を以て居る。人が死ぬと屍體を屋外に五日も六日も置いて、腐つて蛆が涌くやうになると、親戚朋友が集つて死人の汁を吸ふて居る。其の死人の味に依つて死の原因を判斷する。夫から海を渡るには丸木船で旅などをする。極幅の狹い長さ二間位のもので、波が這入ると直ぐ沈沒するが沈むと同時に泳いで船の片方を動かすと水が飛出す、復た沈むと復た浮む、何度やつても差支ない斯の如くして海上生活を續けて居る。兎に角「カヤカ」と云ひ「パプア」と謂ひ人の首を生蕃式に取ることは素より、人肉も之を喰ふのである。併し眞に人の肉が喰ひたいから喰ふのでもないやうである。濠洲の「ビンガイル」族は人肉を好むやうであるが、其他の蠻族のは、何か怨があつて人を殺したり、喰ふたりするのだといひます。然し食ふことは事實で、私の經營して居る椰子園の「クライス」と云ふ土人は人肉を汁にして喰つたと云ふことである。

彼等の言語は各村各地皆異つて居る、到底一般に通ずる言語を練習することは出來ないので、蘭領に於ては馬來語、英語、獨領では所謂一種の英語を使つて居る。是れはずつと以前に獨領「ニューギニア」が開發されるときに、支那の人間を入れたことがある。其の人間達から例の廣東邊の變な英語を覺えて、今日迄使つて居るさうです。此の英語も一寸聽くと英語のやうにも覺えない。銀行のことを「ハウスマニイ」などゝいふので、二三百語の簡短の言葉であるから、思ふやうに行く譯は無い。

■氣候　氣候に關しては、此の島は殆んど赤道下のことであるから、年中溫度の高いことは勿論で、南洋地方を旅行なさつた人は御存知の通り、朝夕は涼しい。先づ當地の暑中が年中續くと思へば充分である。「ニューギニア」は大體に於て毎年十二月から三月に掛けて西北の風が吹く。それには盛んに雨か伴ふ。四月から十一月は乾燥期で餘り雨は無い。當地方は無風帶で日本に見るやうな暴風は絶對に無い。氣候に關聯しては何分熱帶のことで、吾々の最も心配するのは病氣で、是等の病氣「マラリヤ」熱乃至黑水熱・脚氣「アメーバ」赤痢、是等の病氣は何れの熱帶地にもあることで、必ずしも「ニューギニア」には限らない。且つ土地が段々開發されて行けば、斯う云ふ病氣は滅ずるので、吾々は敢てこれに驚くことはなからうと思ふ。私の居る舊獨領の島でも、元は中々「マラリヤ」其他の病氣が多かつたが、夫々衛生設備を講じて例へば蚊の撲滅に付ても官吏を設けて毎日巡視せしめ、到る所の水溜や不潔な所には石油を抛り込む。若し錻力の空罐に孑孑の一匹でもあれば三十圓の罰金を取る。其の結果蚊が一匹も居らず、從つて「マラリヤ」も殆んどなくなつた。三四年來黑水熱に罹つたものも無い。赤痢も井水の使用を禁してから流行を見ない。脚氣も食物に注意すると恐れるに足りないやうで、病氣に就ては想像する程のこともないやうである。併し「ニューギニア」本土の方は何分にも大きな島で、殊に未開地のことで衛生の設備も無いから、先づ相當に病氣はあるものと覺悟しなければならない。

■各領域の開發　歐羅巴人が「ニューギニア」に渡來したのは何時頃か判らぬが、兎に角十六世紀の始めには既に西班牙や和蘭が來たか、當時は頗る野蠻の地であつたので、何等の施設もせずに打捨てゝ置いた。一千八百二十八年に始めて和蘭が西部「バスト、メルブスウド」を占領した。進んで一千八百八十四年に英國が東部「ニューギニア」の領有を宣言した。續いて獨逸が其の北部を自分の領土として占有した。其後三國の間に國境の協定が起り、遂に今日の劃定を見るに至つた。現在の三國の國境は、百四十四度の線の西が和蘭、其東は英領・獨領の三つに分けた。英領の方は百四十四度の子午線と、南緯八度の線と、東經百四十八度と南緯の五度の線、此の三つを繋き合はせたものが英領で、夫から北が獨領である。

■英領「ニューギニア」　は群島を併はせて面積九萬五千有方哩、人口約九萬で、一千八百八十四年に英國から直轄の殖民地として總督を置き、西部・中部・南部・東南部に分けて各區に行政官を置き、其の下に土人の巡視を置いてある。獨領は比較的開發に進んで居るが、英領や蘭領は拋擲されてゐる。是等



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の土地は將來勤勉なる勞働者を輸入しなければ到底充分なる開發は出來ない。從つて交通も甚だ不便で、只今では濠洲の「シドニイ」から獨領「ニユーギニア」に月一回の船が寄港し、其他不定期船が一回交通するのみである。

■蘭領「ニユーギニア」　は本土の百四十一度から西の方で、之れに附屬する小さな島を含んで居る。面積が十五萬一千七百八十九平方哩、人口二十萬人である。和蘭政府も此方面には手が廻らぬので、寧ろ中止の姿である。其の代りに外國人の移住を盛んに歡迎して居るやうである。海上の交通は頗る都合よく、和蘭政府の補助金を受けて居る船會社がある。それが新嘉波を起點とし、爪哇、「セレベス」の「マカッサ」及「アンボイ」を經て「キロロ、モラッカス」群島から「ブラフラ」海に出で、更に東して獨領の「カンブルッ」瀞迄出ます。これは三四千噸級の船で、此點は英領も舊獨領「ニユーギニア」に及ばぬ所である。

蘭領「ニユーギニア」の行政區劃は北部と西部と南部の三つに分ち、北部には理事、南部には副理事、西部は「カルマデ」の管轄に屬する。玆に「コントローラー」と云ふ官吏が二百人位の兵隊を連れて測量の傍ら極樂鳥の商賣をして居る。更に東の島では色々の產物が出る。「ゴム」とか「コプラ」とか高瀨貝とか、「ワニス」の原料などを積出す。英領を去ること僅かに五十哩の所に「モローゲ」と云ふ所がある。そこに一人の副理事官が土人兵と和蘭兵及び警備艦を置いて、此の邊の警備なり測量に從事して居る。そこには支那人が百四五十人乃至二百人許り居て、最近に至り椰子を栽培することをやつて居る。要するに蘭領「ニユーギニア」の通商は極樂鳥を中心として始まつたもので、多少栽培もあるがこれは將來年數を要することゝ思ふ。

■獨領「ニユーギニア」　次は獨領「ニユーギニア」ですか、英國が初め占領すると同時に、獨逸も引續いて自分の領土の占有を宣言した。其の當時には「ニユーギニア、コンパニー」と云ふ私設會社があつて、其の會社が三四千人の人足で煙草の栽培を始めたが、當時設備が惡く熱病が流行して多數の支那人が死んだ。只今は土人の人足を用ゐて椰子の栽培をなし、現今の植付反別二萬何千町步、未開地十數萬町、資產が何億萬であるが、當時「ニユーギニア」會社の經營が思はしくないので、獨逸政府の直營にしたが、其の時に獨逸の總督が新たに來任して色々硏究の結果、交通の不便氣候の適否を調査して、總督府を「ラバアル」島に移した。總督の「ハアル」は開戰當時迄此の「ラバアル」に居たが、不幸にして此事業は未だに思はしくない。私共の只今やつて居る會社の仕事は、椰子園と造船所と漁業、鈕の高瀨貝採集等で、「ラバアル」を中心として「マグス」と云ふ島に約一千町步の椰子園を持つて居る。此の事業と島の開發に就ては少しく關係のある話を申上げたい。それは今私共の會社に長崎の人で小峯磯吉と云ふ人が居ます。本來は木曜島の眞珠採りに船を持つて行つたのである。今を去る二十六年前にずつと濠洲沿岸から彼方此方一年半も步行いた結果、當時の獨領「ニユーギニア」に來つた。其の時には「ハアル」總督が來た許りの時で、一向設備もなく、蕃人は頗る未開の有樣で交通も頗る不便であつた。そこで時の總



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

督「ハアル」は小峯君の持船を利用して交通に充てんことを求めたのである。小峯君はそこで自分の持船の船長して獨領「ニユーギニア」總督府の附屬の船として傭はれ、夫れから約十年間、總督を補けて此の邊の島々の開發を與に俱にやつた。此の間總督が土人の爲に襲はれて小峯君が總督を助けたこともあり、或は小峯君が土人から襲はれて總督から助けられたこともあるさうです、斯くて小峯君は彼等土人間に大いに聲名を博し、「キャピテン」小峯の名は嘖々として傳へられて、時には總督よりも恐ろしいもの、やうに思はれた。そこで獨逸の總督に於ても小峯君の功勞を認めて、一千町步の租借を許されたのが其の儘今日に至つたのである。然るに歐洲戰爭が始まつて獨領は濠洲政府の占領する所となつた。獨領「ニユーギニア」の時分には獨逸の經營は萬事整然として居り、歐羅巴人が二三百人、日本人が八十人餘り、支那人が八百名も居たが、只今では濠洲政府の手に依つて經營されて以來、南の方の港は五六千噸級の船が著く、公園の設備一切の經營が出來、蘭領や英領に比すると較べものにならぬが、然し之れが若し獨逸政府の手で此の年間經營されたならば、更に〳〵觀るべきものがあつたらうと思ふ。

獨領「ニユーギニア」の交通は、戰爭前迄は北獨逸「ロイド」の定期船が横濱香港間を航行し、南は濠洲に行く千噸級の船が一箇月に一回航路を開いて居り、同じ會社が新嘉坡から蘭領印度に向け航海し、一方には横濱「メルボルン」と云ふ風に行つて居た。其の當時は[illegible]たが歐洲戰爭の結果全然其の航路が中止になり、日本から此處に行くには態々「シドニイ」に行つて又返さなければならぬ。私共大いに困りましたが戰爭中大阪から帆前で直通の航路をやつて、然かも何等の危險なく、平均六十五日位で行かれ、更に昨年から本年に掛けて商船會社で濠洲の會社に交涉して南京丸と「ガンヂス」丸を出した。所が突然濠洲政府から喧ましい小言が出て、英國船の外一切積荷を禁ずるといふことで、外務當局から濠洲政府に談判もあり、今日では立消の姿になつて居るが、早晩何んとか便利な航路が出來るには違いないと思ふ。

■產業の狀態　以上三領土を通じて商業或は產業、或は日本人發展の狀態如何といふに、何しろ極低級な上に人口も僅かに六十萬人、商業とては土人の日用品を供給する位、其の他は椰子の實や何かを物々交換的にするに過ぎぬ。蘭領「ニユーギニア」の產物は極樂鳥位のもので、是れは博物館に標本もある通り、寔に奇麗な鳥で、歐羅巴婦人の帽子の飾りになる。中々有名なもので昔は五十圓位したさうです。其他「コプラ」椰子の實、「ダマルカウバア」これは樹の脂で「ワニス」の原料とし電氣の絕緣體に使ふ。其他には高瀨貝、鼈甲、燐寸などである。獨領と英領「ニユーギニア」とは斯う云ふ細々したものを出さない。唯主として椰子園から出す「コプラ」である。獨領丈けで夫れが約貳萬噸もある。大部分は天產物であるが、充分に市場に出すことが出來ない。然し獨領の椰子園はそれ以上に殖えて行くので追々數倍の高に上ると信ずる。

更に一方「ニユーギニア」の本島內部には、金坑、石油坑、石炭其他色々の寶庫があると信ぜられるが、何分探檢が出來ないので充分な調査も届かない。然し和蘭政府も目下是等の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

驗探に從事して居る。最近濠洲政府も獨蘭「ニューギニア」の石油坑、金坑を探驗中であるから、近き將來に於て隱れたる「ニューギニア」の寶庫も開かれる時期があらうと思ふ。然し「ニューギニア」開發の本來の根本から言へば、どうしても栽培事業にあると思ふ。さりながら此の栽培事業は一寸不可能で、御承知の通り由來南洋の栽培事業は、護謨、椰子、砂糖、木棉、胡椒、蔴莚、丁子等で、土地の割に人口が尠く、土地の素質が劣等の上に第一の懸念は勞力供給の不足であるから、最も人力を要せぬ植物を栽ゑないと成效は六ケ敷いやうに思はれる。其の内椰子は最も手數の掛らない植物で、護謨園一町歩には大凡そ一箇年二千五百五十人の人を要するが、私の椰子園は一千町歩に僅かに五六百人でやつて居る。要するに獨逸政府も椰子政策を執つたので、其の結果は比較的早く確實な基礎が出來たのである。然し私の椰子本位と云ふのは大體の話で、土地に依つて砂糖を栽ゑやうが何を植ゑやうが構はない。「ニューギニア」本島の北部は土地肥沃で灌漑の便も頗る良いから、日本の農夫でも指導の下に耕作をしたらば非常に面白くはないかと思ふ。

■日本人發展の狀況

は寔に殘念至極の有樣で、蘭領「ニューギニア」の方面に約七八十人も居りましやう。何れも甚だ低級な人であります。只先年「ワレン」と云ふ所に堀谷某と云ふ人が椰子、棉の栽培を始めたが、資金の關係から中途で事業を中止した。其の外に一人の大工さんが居つて小さな船を拵へて居る。先づ斯樣な鹽梅で、他は殆んど仕方のないやうな人許りである。英領は一種の閉國方針で日本人とは全部沒交渉である。只一人土人を妻にして洗濯屋とか椰子栽培とかをして居るお爺さんが居る。獨領の方は約九十名近いものが居る。其の内約四十名は私の方の人間で、殘りの五十名が彼方此方に居る。小さな船で高瀨貝を採つて土人と交易したり、又は大工、寫眞屋、玉突位で、要するに全「ニューギニア」で日本人としての事業は殆んど何等のものもない。單に私共の仕事が多少仕事らしいので、此の點は心竊かに奮勵して居ります。併し孤立無援の有樣で甚だ心細く思ふのであります。占領地の南洋「マアシャル、カロリン」群島は僅かに五六百哩で、日本人も其處まで來て居るのに、「ニューギニア」の本島に於て何も出來て居らぬことは甚だ遺憾千萬な話である。殊に和蘭領は非常に外國移民を熱望して居り、又た獨領「ニューギニア」は何れ濠洲政府の委任統治になりましやうが、多分除外例をするであらうから、多數の移民を送つて日本人發展の基礎を造られんことを熱望する次第である。終りに臨み、私は旅行中で何も統計がなく、一寸圖書館でも「ニューギニア」の統計は見られないので、申す事が甚だ明確を缺ぎましたが、何れ近い内に今少し纏つた「ニューギニア」に關する御報告を提供したいと思ひます。一向要領を得ぬ話でありましたが、これで御免を蒙ります。





Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 森林に關する諸外報

林務課調査

報告書の記載する所に依り、其の要を摘記すれば火焔の發生又は煙の昇騰を認めたる時は、先づ監視人は該地點に望遠鏡を向け、然る後某々の地點に於て煙若くは火焔の發生を認めたりとのことを電話に依りて林務本署 (The Administrative headqnater) に報告し、他の望樓臺もまた問合せを受くるや否や其の望見するところの發生場所の位置角度を同樣の手段を以て答申し、かくして本署をして、指示せられたる各方面の角度の交叉に依り、精確なる火災發生の場所を領知するを得せしむるものとす。

火災場所發見上此三角交叉法を應用しつゝある葡萄牙の方式は、其の嶄新にして一歩を先んじたる點に於て吾が米國に取り頗る感興を惹起すべき事項たり。而して場所の已に發見せらるゝや引續き講ぜらるゝところの手段に關しても亦興味を喚るところ尠からず。

(イ)各監視所は赤色の旗を高々と揭揚し、火災信號たる法螺貝(一種の角笛)を鼓吹して凡ての人々に傳令す。

(ロ)火災の一度び通知せらるゝや、及ぶ限り一切の人々を現場に馳せしむる必要あるを以て、直ちに森林の門を閉し出口を警めて人の出づるを許さず。且つまた森林外に於ても寺院の警鐘を鳴らし、消防隊をして實際に盡力せしめ、之に對しては報酬を與ふるものとす。

## 興味ある森林火災防止策

國有、公有、及び民有各種森林擁護の爲め、其の附近に發生せむとする火災を豫防若くは防遏せむとする根本的火災法とも言ふべき法律に付て葡萄牙政府の執れる手段を按ずるに、先づ森林地の境界を距ること二百ヤード以内に於ては火災の發生を未然に防止し、燒柴其他一切火災發生の虞ある行爲を禁止し、若し違反する者あるに於ては百弗乃至三百弗の罰金を科し、事情に依りては禁錮の刑を宣告し得ることゝせり。

此の森林火災防止に就て國有森林に應用したる實際の模範的例として左に同國海岸方面に於ける國有森林に就て述ぶる所あるべし。同森林は海岸林にしてリスボン市びオポルト間に横はれる廣袤二萬八千六十六エーカーに渉り、長さ十五哩幅員五哩を占む。而して其の火災防止の組織は(一)全面積を總數三百四十二の林區劃に分ち、一區劃毎に幅三乃至五ヤード(南北)及び十乃至二十ヤード(東西)の無立木地帶を設け、一劃の面積を平均八十二エーカーと爲す。(二)四箇の監視詰所を設け、各詰所には電話の設備あり、且つ一箇所より凡てを望見し得る仕組にして、一々「アリダート」付き東方を規準となす森林地圖を備へ置き、三角交叉法に依りて中央監視所より、火災の場所を指示す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ハ)中央場所には常に八人の守衛詰め居り、各自使用すべき馬匹を有す。而して草掻萬能、大鎌等を革袋に格納し置きて之を馬鞍に縛し、通知を受くるや直ちに馳せて出で、示されたる方向に赴き、警笛を吹き、途上相遇ふ人々を召呼し行く。且つ此八人の守衛の中一人乃至二人は、火災附近の場所に於て勞働中の人々に急報するの任務を有す。玆に最も注意すべき施設とも言ふべきは、火災發生の最も危險時期に於て、勞働者の群を鎭火上使用し得る用意として、林務官廳は夏期に於て農耕作業を營みつゝあるの一事にして、是に依り一朝災禍發生に際し即時鎭壓に使用し得るやう森林の各部に少許の勞働者を配置することを得るなり。

(ニ)備品倉庫とも云ふべき物品格納庫は各守衛詰所に必ず有りて鎌、鋤、草掻萬能等を用意し消防に從事する人々に配附す。(テオドール、エス、ウールセイ述)

本材料は千九百十九年七月十七日葡萄牙政府農商務大臣より在リスボン米國大使に送付されたる書類に基けるものにして、述者は數年來森林火災防止に關する研究材料を蒐集しつゝありし人にして本編の如きも亦興味を與ふるところのものならむ。(福田生譯)

## 森林擁護の宣傳

米國に於ける森林火災は殆んど全國に亙り頻々として發生するところなるが、是に就て森林擁護の爲め大に公衆の注意を喚起するの必要ありとして、目醒しき宣傳運動の既に西部諸州に於て行はれつゝありしことは、合衆國農務省山林部の公表に依り既に明白なることとなるが、最近該運動は益々急速の進展を爲し來り、遂に同國西部諸州の知事は互に結束して立ち、五月二十三日より同二十九日に至る七日間を「森林擁護週間」と爲すことの宣言を布告し、一般州民に對し森林火災を豫防し若くは鎭壓するため、協力戮心以て最善を盡されむことを切言せり。同時に是等諸州内に於ける各寺院、教會、商業會議所、諸組合、倶樂部、學校、其他總ゆる團體は知事の此の運動を協讃して大に實行上の援助を與へたりしが、右森林擁護週間の目的とするところは、森林火災を未前に防遏し、若し發生せる場合は時を移さず鎭壓に努力することの頗る緊要剴切なることを一般民衆の魂に深く注入せむとするに在り。

山林部吏僚の語る所に依れば、此の新運動は全く米國に於ては初めての試みにして、一國の森林を保護し且つ安固ならしむる爲め最善を盡すべしてふことを宣傳する上に於て極めて重要のものたらん。又曰く、西部諸州は一般に森林火災防遏の急務てふ點に於ては能く覺醒し居れるが、こは現在掩有せる莫大なる森林資源の大切なるに依るとは雖、森林の持續を保ち産業の基礎を確實にすることの重要なるを漸次認識し來れるに因ること多し。

近年西部諸州に於て發生したる火災の損害は合して實に數億萬フキートの材積を烏有に歸せしむるに至りたるが、其の多くは人爲の災禍に基けるものにして平素周到なる注意を加ふるに於ては、未前に防遏すること必ずしも不可能にあらざるなり。然り而して此の事實は遂に幾多の火災を未前に防止せむとするの決心を促すに至り、西部各州の熱心なる運動は、

從來森林火災に對して比較的微溫的態度を執れる東部諸州に比し、勢ひ首導者の地位に立たしむるに至れり。

一般公衆をして、一週日の間森林に對する公的奉仕を要求するところの該宣言を發したるはコロラド、カリホルニア、アイダホー、オレゴン、ユータ、モンタナ、ワイオミン、南ダコタ、及ワシントンの各州知事にして、ニユーメキシコに於ては知事は夫の「植林デー」(Arbor Day) を以て森林火災豫防日と宣言したり。（アメリカン、ホレスリイ七月號掲載、福田生澤）

## 英國の新森林政策の實行豫定案

近く確定を見るべき英帝國の林業案即ち廣袤百七十七萬エーカーに渉る土地の造林及び改善事業は、今や軍事的並に經濟的兩方面より國家の必要施設なりとして其の正當なるを識認せられたり。戰後復舊部 (The Ministry of Reconstruction) の發表に係る諸短句を引用すれば曰く。

從來吾が英國は啻に外國産木材に對し支拂ふところありしのみならず、伐木、運材、製材、運搬等に要せし勞力に對しても外國に支拂ふところ多かりき……國貲は今や投せられたり、事業は是より（よし少なくとも）規則正しく相當の配當額を獲得すべし……潛航艇の劫掠及び船腹の拂底は漸次吾人の交通を壓迫せり……眼前焦眉の修繕も爲に空しく遷延の止むなきに至れり……戰爭の終結する時は吾等の猶頗大の森林（獨佛等の人口一に對する半エーカーの森林地積に對し英國は人口一に對し十分一エーカー）が如何に剝奪せられ蹂躙せられたるかを了解せしめらるゝ時なり。……之れに反して中歐諸國は歐州の大なる森林的富の所有者たらん。……戰爭は林業が産業界の一關鍵たることを吾人に敎訓するところありき…… 一朝有事の際に策應すべく向後八十年更新を以て約百七十七萬エーカーの軟木産地及び十萬エーカーの軟木産地の必要あること計算せられたり云々。

將に取得せられんとする林業用地は啻に必要なる原料を收得し得るのみならず、國内に種々の職業を供給し得べく、即ち農業の閑散時に際しては約三千人より次第に發展して最後には尠くとも一萬五千人を雇傭し得べし。

劫說事業著手の端緒として先づ最初十年間に於ける森林仕立に就て其の内容を分類する時は次の如し。

五萬エーカーは買收に依り取得の豫定、十萬エーカーは租借地（即ち借地料として地價の五パーセント）、一エーカーに就て言へば拾五弗の割）二萬五千エーカーは純益分配に依る (On profit-sharimg) 同じ二萬五千エーカーは地方當局者及び私人の努力に俟つ、五萬エーカーは再造林に依るもの、斯くて總計二十五萬エーカーの森林地は最初の十年間に實現の豫定なり。勿論本計畫の實行に際し必要の場合は強制買收手段を執り得べしと雖、再造林の場合に於ては所有者が其の荒廢せる土地を從來よりも改善し有用ならしめつゝあることを假設し得るに於ては、除外例に屬すべきものとす。而して事業は年一年と經過するに連れて漸次擴張

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

せしむべき筈にして、第一期十年間に要する經費は概算一千四百萬弗にして、收益見積は十五弗租借地に於ては三●五乃至四●二パーセント、三十弗租借地に於ては三●二乃至三●八パーセントと概算せらる。而して第一期十年間に於ける二十五萬エーカー養成事業に就て一エーカーの所要經費次の如し。

| | |
|---|---|
| 植林費 | 弗 五五・六五 |
| 調査研究費 | 〇・五八 |
| 教育費 | 〇・八七 |
| 林産物製造費 | 〇・四九 |
| 主要吏員費 | 〇・八八 |
| 計 | 五八・三八 |

Journal of forestry より譯す（福田生）

## 樟腦産出の將來

### セルロイド工業に對する影響

日本帝國領土以外に於て樟腦産出に從事する者、竝に原料として樟腦を使用し又は製品の基礎として之を使用する向に有ては、須らく當に注意して日本の農商務省の發表に係る報告の如何なるものなるやを研究し留意すべきなり。何となれば其は同國に於ける方針が如何なる方向に指示せられつゝあるやを吾人に提供する所あればなり。該産業は吾が帝國（英領を意味す）の範圍内に於ては實に忽諸に附せられ居り、遠からずして事實上樟腦産出の皆無を來して悔恨を貽すに至るべし。横濱商業會議所月報は報して曰く、今や日本の樟腦專賣當局者は弘く國際市場の需要に應せむが爲に日本内地及臺灣に於て極力樟樹栽培を奬勵し鼓吹しつゝありと。歐洲戰爭の開始前、即ち千九百十四年當時に於ては歐羅巴及亞米利加の樟腦需要高は一年平均九百萬斤なりしなり。而して千九百十六年迄は日本及臺灣に於ける製産額は一年一千萬斤を超過せしも、其の年以來一般勞働賃銀の昂騰其の他の關係に依り漸次減退し始めたり。即ち千九百十七年には八百萬斤に減少し、翌千九百十八年には更に五百萬斤に下降せり。戰爭開始當時は從來獨逸より供給し來りし同國樟腦は全然杜絶せられしかば、日本樟腦の需要は世界各地を通じて著しく增大を見、殊に支那に於ける同産出が一年僅に十五萬斤に減少せるの事實は一層局面惡化に與るところありたり。同年十一月休戰談判の調印有りし以來、日本の樟腦專賣當局者等及其の代理人は歐羅巴、亞米利加、其他世界各島に於けるセルロイド工業及樟腦利用工業の發展せる地方より多大なる注文を受けたり。然るに其の年の始め日本の專賣局は自國内に於けるセルロイド工業を保護するの目的を以て、英米其の他各地の需要を犧牲にして樟腦輸出を調節し始め、尠くとも其の供給が一層潤澤とならざる内は其の方針を變ずるの色なかりき。亦一方彼等は世界各市場に於ける將來の需要に應せむとして臺灣及日本内地に於て全力を注いで樟樹の栽培を奬勵しつゝあり。日本の方針政策之れを適切なりとすれば、如何ぞ吾が錫蘭其他に於て之れが施設を適當なりとせざらむや。

熱帶農事報千九百二十年一月所載「熱帶生活」より抄出（インデアンホレスター五月號所載）（福田生譯）

# 護謨の世界的需給と
## 其の生産制限問題

商工課調査

馬來半島を中心とし南洋一帶に栽培せらるゝ護謨に對する生産制限問題は、曾て一昨年十月に於て當時米國が護謨の輸入を制限せんとしたるより俄然價格の大暴落を演し、旺に論議されたる爲め當時遂に其實行を見ずして終りしが、最近復たもや本問題は干係當業者間に於ける論議の焦點となり、將さに其の實行を見んとするに至れり、蓋し近年南洋一帶に於ける護謨栽培業は異常の發展を遂け、其生産額年次激増しつゝあるも、他方之が需要亦た文化の進歩と共に増加し、殊に近年歐米に於ける自働車の需要著しく増加し、生産護謨の大部分は同タイヤの原料に供せられ、昨年の如き世界全生産額三十八萬一千八百六十噸に對し、各國の消費高三十三萬四千五百二十噸に上り、結局四萬七千三百四十噸の持越高に止まりしが如し、而かも今後戰時中殆んど護謨の輸入杜絶せし獨墺等の需要は必らず頓に増加すべく、其他の歐州各國に於ても漸次戰時經濟の復舊するに從ひ護謨の需要増加すべきを以て、本年度の産額の如きは優に之を消化し得べく豫想せられたりしも、其後獨墺の經濟力は容易に回復の見込無きのみならず、獨乙の如きは馬克相場の大暴落を見、爲めに原料品の輸入を阻止しつゝあるに拘はらず、[illegible]して混沌たるに加へ、更に最近に至ては米國對歐貿易漸次不振に陷り、金融全く梗塞せると共に、英國の如き亦勞働問題は益々政治化し、此が解決愈々困難を加ふるに至りし爲め、護謨の消費は英米兩國に於ても著しく減少の傾向を示すに至りしより、一時新嘉坡相場一封度一弗以上に上りしもの、今春以來漸次低落に低落を重ね遂に六十仙臺を割り、今や辛して五十仙臺を維持するに至れり。

今試に倫敦キリンソン商會の調査に依る昨年中の護謨需給狀況を示さんに左の如し。

▲生産額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 栽培護謨 | 三四〇、二二五噸 | ブラジル護謨 | 三四、二八五噸 |
| 野生護謨 | 七、三五〇噸 | 合計 | 三八一、八六〇噸 |

▲消費額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 米國 | 二一七、〇〇〇噸 | 英國 | 四二、五二〇噸 |
| 佛國 | 二二、〇〇〇 | 伊國其他 | 一四、〇〇〇 |
| 加奈陀 | 九、五〇〇 | 日本濠州 | 一二、〇〇〇 |
| 露國 | 一、五〇〇 | スカンヂナビヤ | 七、〇〇〇 |
| 白國 | 五、〇〇〇 | 獨其他 | 四、〇〇〇 |
| 合計 | 三三四、五二〇 | | |

由是觀之、護謨の世界總産の額少くも六割以上は米國の消費する所なるが、同國の[illegible]十二噸に對し、昨年は二十一萬七千噸に上り、五割一分九厘

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の激増を示したるも、本年の増加率は上記キリンソン商會の推算に依らんか三割内外に止まるべしと云ふ、而るに他方本年の全世界總産額は少くも四十萬噸に達すべしと稱せらるゝを以て、敍上の如く各國の消費高が著しき增加を示さゞる以上、本年は少ながらざる生産過剩に陷るべきは疑なき所なり、一殊に最近の情報に依らふか、米國の金融梗塞は益々著しく、今や同國の消費高は約四割減退を見にとしつゝありと傳へられ、英國も亦部の護謨工場の如きは手持品を賣放つに至り、今や同國の消費高は約四割減退を見にとしつゝありと傳へられ、英國も亦た勞働問題の益々紛糾せるに加へ、露波戰爭の影響を受け、貯藏量日々增加しつゝありと稱せられつゝあるを以て、最早本年の生産過剩となるは疑なき所にして、倫敦に於ける護謨生産者協會は、本年末に於ける餘剩額は各國の停滯品並に輸送中の品を除き倫敦のみにて三萬四千噸に上るべく、各國を總計するに少くも九萬數千噸に達すべしと稱せり、夫れかあらぬか、一時倫敦相場は現物シート一志二片四分の三迄落込めり、新嘉坡相場も一封度五十仙臺を破るが如きこと恐らく容易に實現せられざるべしと雖も、若し四十仙臺に落込むが如きことあらんか、護謨業者の大半は其生産費を償ふ能はざるに至るべし。

護謨相場の現狀敍上の如くなるを以て、遂に倫敦に於ける護謨生産者協會は本年十月以降三箇月間生産額の百分の二十五を減少し、更に明年には市況の恢復する迄百分の二十の減收を爲すの得策なるを提議し、各護謨栽培團體に對し之を推奬するに至れり。該提議に對し馬來護謨生産者協會は大體に於て之を賛し、會員に對し採收面積の百分の五十に對する隔日採收を勸誘するに至り、邦人栽培協會に於ても十月二十一日より明年一月二十日迄三箇月間四分の一生産制限を實行すべく決議し、其方法に至りては會員各自の自由となすことゝせり、尙最近蘭領に於ける栽培業者の多くも之に賛同せんとする傾向あるも、果して之に依て市價の囘復を實現せしめ得るや否や頗る疑問とすべく、目下の所何等政府の管理若くは監督の下に行はるゝものに非すして一に生産制限は栽培業者各自の誠意に基くものなれは、或は之に依り市價を或る點迄維持するの效果は之ある可けんも、之に依て多大の結果を期待することは恐らく困難なるべし。（木村囑託報告）

# 鮎の人工孵化放流

（大正八年度）

水産課調査

本試驗は大正四年度以來繼續し來れり、本年豫定は淡水河新店及乾溝にて採卵を爲し、新竹廳頭前溪に百萬粒、臺中廳大肚溪に四百萬粒、孵化放流の筈なりしも、採卵の都合により淡水河古亭庄に於て採卵を爲し、臺中廳大肚溪支流筏子溪に二百九十萬粒、新竹廳頭前溪へ百萬粒を送附し孵化放流を爲したり。




Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

下淡水溪は大正五年來合計百二十萬粒の鮎卵を送附放流せしも、繁殖の見込確實ならざるを以て本年は中止し、每年採卵を爲せる淡水河は大正四年來合計百八十六萬粒を放流し、年々增殖の傾向を示し今後放流を爲さゞるも繁殖顯著なるを以て中止し、尙花蓮港廳下タッキリ溪及三棧溪は放流の效果俄に著しからざるを以て之亦放流を見合はせたり。

(一)採卵　採卵用親魚は例年新店街下流に設置せる簗に據りしも、本年は虎疫流行に伴ひ河川漁業禁止令の影響を受け築造の時機を失ひ中止せしを以て、之より四里上流なる乾溝に於ける簗に於て採卵の準備を爲せり。

新店に於ける鮎の成熟時期は例年十二月十五日前後にして其頃盛に遡下するも、乾溝に於ては十一月下旬既に遡下の時期到り、漁獲の期間甚だ短く、且つ親魚は下流に遡下後產卵するにより、成熟には尙甚だ早く採卵に適せざるを以て、十一月二十五日より八日に至る間竹籠及蓄養槽を用ひ、親魚を蓄養して成熟を待ちしも、當時多雨にして出水の都度河川混濁して親魚の損傷を來し、成熟に至る迄蓄養の望無きを感したり、同時に十二月中旬に至り大出水ありて簗は大破の厄に遭ひ、乾溝に於て採卵の計畫全く水泡に歸したるを以て、十二月十四日更に採卵地を新店に移し、孵化槽の設置を爲し、親魚の漁獲は前記の如く簗無きにより、地曳網、振釣、刺網使用の手筈を爲し同月二十六七の兩日、夜間刺網を使用したるも鮎は漁獲皆無なりき、二十八日夜は景尾にて漁夫を雇ひ淡水河水源地附近にて振釣を試みしも、僅に雌魚五尾雄魚十尾を釣獲せしに過ぎず、内七尾より八萬粒を採卵せり。

右の結果に徵し各種の漁具を使用すと雖、漁獲乏しく豫定採卵の見込なきを知りたり。

即十二月二十八日採卵地を古亭庄川端に移し、最後の方法として鵜飼を利用し親魚の漁獲に努めたり、之によりて親魚は日々多少の漁獲を見るに至れり、當時雌魚は尙八分通り放卵前なりしも、雄魚は反之精の殘存少量なるを認めたり。

親魚の漁獲及採卵の狀況左の如し

| 月日 | 雌 | 雄 | 採卵數 | 月日 | 雌 | 雄 | 採卵數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十二月二十八日 | 一五 | 五 | 萬粒 二〇 | 一月十三日 | 一六 | 七 | 萬粒 二四 |
| 同二十九日 | 四 | 二 | 五 | 同十四日 | 一五 | 七 | 二四 |
| 同三十日 | 一四 | 六 | 一三 | 同十五日 | 一七 | 八 | 三四 |
| 一月四日 | 一六 | 七 | 二五 | 同十六日 | 四 | 二 | 八 |
| 同五日 | 五 | 三 | 八 | 同十七日 | 三 | 二 | 六 |
| 同六日 | 二〇 | 八 | 三〇 | 同十九日 | 一五 | 六 | 三二 |
| 同七日 | 五 | 三 | 八 | 同二十日 | 二五 | 一三 | 四四 |
| 同八日 | 一三 | 五 | 二〇 | 同二十一日 | 三 | 五 | 二六 |
| 同九日 | 三 | 二 | 四 | 同二十二日 | 五 | 二 | 一〇 |
| 同十日 | 八 | 三 | 一四 | 同二十三日 | 七 | 四 | 一五 |
| 同十一日 | 二 | 一 | 二 | 合計 | 二三五 | 一〇六 | 萬粒 四〇一 |
| 同十二日 | 二 | 五 | 二〇 | | | | |

(二)孵化經過　孵化槽設置當時は河水清澄、平水にして孵化盆に藍芥の附着少く、多少の非授々卵を出せる外順調に發生したり。

孵化盆は朝夕二回洗滌せり。一月十二日以後增水し、流勢急なりし爲め周圍の木柵を破壞し、動もすれば孵化槽の安定

を失ひしが無事孵化作業を終へたり。

(三)卵の輸送　鮎卵運搬箱は横縦一尺七寸高二尺の木箱を用ひ、底部に竹簀を敷き水苔と濕潤せる晒木綿を以てせし孵化盆とを交互に積み重ね、上部に竹簀を敷き蓋を施したる後、藁縄にて搦し輸送せり、一箱内の孵化盆は二十四枚乃至三十枚とし、臺中廳へ發送の分は上部に氷を容るべき有孔小箱を附し、器内溫度の上昇を避けたり。

卵發送數及日附左の如し

| 臺中廳 | | | 新竹廳 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 月日 | 卵數 | 盆數 | 月日 | 卵數 | 盆數 |
| 一月十二日 | 萬粒 五〇 | 二九 | 一月四日 | 萬粒 五〇 | 二五 |
| 同 十七日 | 一〇〇 | 四八 | 同 二十四日 | 五〇 | 二九 |
| 同 二十日 | 四三 | 二〇 | | | |
| 同 二十三日 | 五〇 | 二九 | | | |
| 同 二十七日 | 四六 | 二四 | | | |
| 計 | 二九〇 | 一五〇 | 計 | 一〇〇 | 五四 |

(四)臺中・新竹兩廳に於ける鮎人工孵化放流試驗成績の報告左の如し

(甲)臺中廳報告鮎魚放流試驗日誌

▲第一回放流試驗　孵化場は大杜溪の支流筏仔溪

輸送卵數　五十萬粒孵化盆二十九枚

內譯

死卵　二十二萬四千粒

孵化尾數　二十七萬六千粒、

△日誌

| 月日 | 天候 | 水色 | 水深 | 氣溫 午前十時 | 氣溫 午後二時 | 水溫 午前十時 | 水溫 午後二時 | 死卵見込數 | 孵化見込數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正九年一月十三日 | 晴 | 清 | 平水 | — | — | — | — | 不明 | なし | 午後五時氣溫十一度五水溫十四度十一枚全部死卵 |
| 同 十四日 | 同 | 同 | 同 | 一三 | 一七·〇 | 一三·〇 | 一六 | 二〇〇,〇〇〇 | 同 | |
| 同 十五日 | 同 | 同 | 同 | 一六 | 二一·〇 | 一三·〇 | 一六 | 一〇,〇〇〇 | 同 | |
| 同 十六日 | 同 | 同 | 同 | 一七 | 二〇·五 | 一五·〇 | 一八 | 四,〇〇〇 | 同 | |
| 同 十七日 | 同 | 同 | 同 | 一七 | 二〇·五 | 一五·〇 | 一八 | — | 同 | |
| 同 十八日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二三·〇 | 一六·〇 | 一八 | — | 同 | |
| 同 十九日 | 曇 | 同 | 同 | 一九 | 二二·〇 | 一八·〇 | 二〇 | — | 五〇,〇〇〇 | |
| 同 二十日 | 晴 | 同 | 同 | 一九 | 二〇·〇 | 一六·五 | 一九 | — | 一五〇,〇〇〇 | |
| 同 二十一日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二三·〇 | 一五·〇 | 一七 | — | 七〇,〇〇〇 | |
| 同 二十二日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二一·〇 | 一五·〇 | 一八 | 一〇,〇〇〇 | 六,〇〇〇 | |
| 計 | | | | | | | | 二二四,〇〇〇 | 二七六,〇〇〇 | |

▲第二回放流試驗

輸送卵數　一百萬粒　孵化盆四十八枚

內譯

死卵　二十七萬粒

孵化尾數　七十三萬粒

△日誌

| 月日 | 天候 | 水色 | 水深 | 氣溫 午前十時 | 氣溫 午後二時 | 水溫 午前十時 | 水溫 午後二時 | 死卵見込數 | 孵化見込數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一月十八日 | 晴 | 清 | 平水 | 一八 | 二三 | 一六 | 一九 | 八〇,〇〇〇 | なし | |
| 同 十九日 | 曇 | 同 | 同 | 一九 | 二六 | 一八 | 二〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 同 | |
| 同 二十日 | 晴 | 同 | 同 | 一九 | 二〇 | 一六 | 一九 | 三〇,〇〇〇 | 同 | |
| 同 二十一日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二三 | 一五 | 一七 | 二〇,〇〇〇 | 同 | |
| 同 二十二日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二三 | 一五 | 一八 | — | 同 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同　二十三日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二〇 | 一五 | 一六 | — | 同 | |
| 同　二十四日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二一 | 一六 | 一九 | — | 同 | |
| 同　二十五日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二一 | 一六 | 一九 | — | 五〇、〇〇〇 | |
| 同　二十六日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二三 | 一七 | 一九 | — | 二〇〇、〇〇〇 | |
| 同　二十七日 | 同 | 同 | 同 | 二一 | 二七 | 一九 | 二一 | — | 三五〇、〇〇〇 | |
| 同　二十八日 | 同 | 同 | 同 | 二四 | 二五 | 二〇 | 二一 | 四〇、〇〇〇 | 一三〇、〇〇〇 | |
| 計 | | | | | | | | 二七〇、〇〇〇 | 七三〇、〇〇〇 | |

▲第三回放流試驗

輸送卵數　四十四萬粒孵化盆二十枚氷詰

午前十時運搬箱內溫度十三度　氣溫十八度

內譯

死　卵　十四萬粒

孵化尾數　三十萬尾

△日　誌

| 月日 | 天候 | 水色 | 水深 | 氣溫 午前十時 | 氣溫 午後二時 | 水溫 午前十時 | 水溫 午後二時 | 死卵 | 放流數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一月二十一日 | 晴 | 清 | 平水 | 一八 | 二一 | 一五 | 一七·〇 | 五〇、〇〇〇 | なし | |
| 同　二十二日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二一 | 一五 | 一八·〇 | 三〇、〇〇〇 | 同 | |
| 同　二十三日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二〇 | 一五 | 一六·五 | 一〇、〇〇〇 | 同 | |
| 同　二十四日 | 同 | 同 | 同 | 一八 | 二一 | 一六 | 一九·〇 | なし | 同 | |
| 同　二十五日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二一 | 一六 | 一九·〇 | 一〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | |
| 同　二十六日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二三 | 一七 | 一九·〇 | 一〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇 | |
| 同　二十七日 | 同 | 同 | 同 | 二一 | 二六 | 一九 | 二一·〇 | なし | 一二〇、〇〇〇 | |
| 同　二十八日 | 同 | 同 | 同 | 二四 | 二九 | 二〇 | 二一·〇 | 同 | 五〇、〇〇〇 | |
| 同　二十九日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二四 | 二一 | 二三·〇 | 三〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | |
| 計 | | | | | | | | [illegible] | [illegible] | |

氷詰成績良好と認めらろ

▲第四回放流試驗

輸　送　卵　五十萬粒　孵化盆　二十六枚

內譯

死　卵　十七萬五千粒

孵化尾數　三十二萬五千尾

△日　誌

| 月日 | 天候 | 水色 | 水深 | 氣溫 午前十時 | 氣溫 午後二時 | 水溫 午前十時 | 水溫 午後二時 | 死卵見込數 | 孵化見込數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一月二十四日 | 晴 | 清 | 平水 | 一八 | 二一 | 一六 | 一九 | 一二〇、〇〇〇 | なし | |
| 同　二十五日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二一 | 一六 | 一九 | 四〇、〇〇〇 | 同 | |
| 同　二十六日 | 同 | 同 | 同 | 一九 | 二三 | 一七 | 一九 | 一五、〇〇〇 | 同 | |
| 同　二十七日 | 同 | 同 | 同 | 二一 | 二六 | 一九 | 二一 | なし | 同 | |
| 同　二十八日 | 同 | 同 | 同 | 二四 | 二九 | 二〇 | 二一 | 同 | 同 | |
| 同　二十九日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二四 | 二一 | 二三 | 同 | 五〇、〇〇〇 | |
| 同　三十日 | 同 | 同 | 同 | 二一 | 二三 | 二一 | 二三 | 同 | 一〇〇、〇〇〇 | |
| 同　三十一日 | 同 | 同 | 同 | 二一 | 二九 | 二〇 | 二三 | 同 | 一五〇、〇〇〇 | |
| 二月一日 | 同 | 同 | 同 | 二四 | 二六 | 二一 | 二四 | 同 | 二五、〇〇〇 | |
| 計 | | | | | | | | 一七五、〇〇〇 | 三二五、〇〇〇 | |

▲第五回放流試驗

輸　送　卵　四十六萬粒　孵化盆　二十四枚

內譯

死　卵　二十四萬五千粒

孵化尾數　二十一萬五千尾

△日　誌

| 月日 | 天候 | 水色 | 水深 | 氣溫 午前十時 | 氣溫 午後二時 | 水溫 午前十時 | 水溫 午後二時 | 死卵 | 孵化尾數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一月二十八日 | 晴 | 清 | 平水 | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | [illegible] | なし | [illegible] |
| 同　二十九日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二四 | 二一 | 二三 | 三〇、〇〇〇 | 同 | 卵を認む |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同三十日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二三 | 二二 | 二三 | 一五〇,〇〇〇 | 同 |
| 同三十一日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二五 | 二〇 | 二三 | なし | 同 |
| 二月一日 | 同 | 同 | 同 | 二四 | 二六 | 二二 | 二四同 | | 同 |
| 同二日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二三 | 二〇 | 二三同 | | 同 |
| 同三日 | 曇 | 濁 | 約二寸增 | 一六 | 一七 | 一九 | 一七同 | | 同 |
| 同四日 | 晴 | 清 | 平水 | 一九 | 二〇 | 一七 | 一九同 | | 一五,〇〇〇 |
| 同五日 | 同 | 同 | 同 | 二二 | 二二 | 一九 | 二〇同 | | 五〇,〇〇〇 |
| 同六日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二四 | 二〇 | 二三同 | | 一〇〇,〇〇〇 |
| 同七日 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 二四 | 二二 | 二三 | 三〇,〇〇〇 | 九〇,〇〇〇 |
| 計 | | | | | | | | 二四五,〇〇〇 | 二五五,〇〇〇 |

## (乙)新竹廳報告

▲第一回放流試驗(頭前溪)温度の觀測は午後二時

| 月日 | 氣温 | 水温 | 清濁 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 九年一月五日 | 一五・〇 | 一八・〇 | 清 | 午前九時孵化槽に收容多數の死卵を出せり收容時に於ける氣温十二度槽内十三度河水温十六度なれば槽内に河水の撤水を爲す |
| 同六日 | 一六・五 | 一九・〇 | 同 | 多數の死卵除去、槽内掃除 |
| 同七日 | 一三・〇 | 一八・〇 | 同 | 同前 |
| 同八日 | 二二・〇 | 一五・〇 | 同 | 同前 |
| 同九日 | 一八・〇 | 二一・〇 | 同 | 水温上昇の爲孵化を始む |
| 同十日 | 一九・〇 | 二一・〇 | 同 | 孵化盛んなり第二回目輸送卵午前九時收容水温、氣温、槽中温大差なし。死卵多し。 |
| 同十一日 | 一九・〇 | 二一・二 | 同 | 第一回分孵化殆ご終る。第二回目の分多少死卵除去 |
| 同十二日 | 一九・〇 | 一九・六 | 同 | 多少死卵除去 |
| 同十三日 | 一八・〇 | 二〇・〇 | 同 | 卵の眼球銀靑色を帶ぶ |
| 同十四日 | 一五・〇 | 一八・〇 | 同 | 第二回目孵化を始む |
| 同十五日 | 一五・〇 | 一八・〇 | 同 | 孵化繼續 |
| 同十六日 | 一六・〇 | 一九・〇 | 同 | 殆ご孵化終了 |

運搬中の死卵　三十五萬粒
收容後孵化に至る迄の死卵　五萬粒
孵化放流數　十八萬粒

▲第二回放流試驗(中港溪)

| 月日 | 氣温 | 水温 | 清濁 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 九年一月二十四日 | 一〇・〇 | — | — | 午後十一時四十分撤水バケツ一杯 |
| 同二十五日 | 一三・〇 | 一三・〇 | 清 | 午前五時撤水。同八時中港溪孵化槽に收容す輸送中多少の死卵あり死卵除去 |
| 同二十六日 | 一九・〇 | 二三・〇 | 同 | 前日少しく白色を帶びたる卵死せり |
| 同二十七日 | 二四・〇 | 二三・〇 | 同 | 卵眼著しく大さなる |
| 同二十八日 | 二五・〇 | 二五・〇 | 同 | 死卵少し |
| 同二十九日 | 一八・八 | 二一・〇 | 同 | 卵健全 |
| 同三十日 | 一七・八 | 二一・二 | 同 | 一部孵化 |
| 同三十一日 | 二四・〇 | 二四・〇 | 同 | 枠二枚全部孵化 |
| 二月一日 | 二五・〇 | 二〇・〇 | 同 | 孵化盛なり |
| 同二日 | 一五・〇 | 一三・〇 | 同 | 殆孵化殘五百粒 |
| 同三日 | 一四・〇 | 一四・〇 | 同 | 全部孵化終る。午後引上ぐ |

送附卵數　五十萬粒
運搬中の死卵數　二十五萬粒
收容後孵化迄に至る死卵數　五萬八千粒
孵化放流數　十九萬二千粒

## (五)鮎人工孵化放流後最近の鮎漁況

(甲)臺中廳　連年孵化放流を爲せる大肚溪に在りては親魚は上流南投廳管内に遡上するを以て、臺中廳下のみの漁獲にては繁殖の狀況を知り難きものあるも左に同廳の報告を掲げんに左の如し。

△大正八年中捕獲尾數（大肚溪各支流）

| 溪名／月別 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大肚溪 | — | — | — | 二 | — | — | 一 | 二 | — | — | 五 | — |
| 烏溪 | — | — | — | — | — | 二 | — | — | — | 一五 | 二九 | 四八 |
| 租溪 | — | — | — | — | — | — | 二 | — | — | — | — | — |
| 種瓜溪 | — | — | — | — | 五 | 一 | — | — | — | — | — | — |
| 北山坑溪 | — | — | — | — | 二 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | 二 | 七 | 三 | 三 | 二 | — | 一五 | 三四 | 四八 |

追て大正九年に於ては五月種瓜溪にて二尾北山坑溪二尾捕獲したるのみにて其他漁獲の模樣不明なり

（乙）新竹廳　大正八年度に於ては鮎卵は中港溪及頭前溪に別ち孵化放流せり、中港溪に於ける發育狀況は確たる成績を知るに由なきも、頭前溪に於ける成績概要左の如し。

例年に比し降水量當を得、河水豐富にして鮎の遡上に好適なるが故に、四月頃の候に於て其多くは、樹杞林街附近より上流に遡上し、南河庄、十份寮、上坪庄の激流に於て其好餌料たる豐富の硅藻を食しつゝ、發育著しきものあり。

五月下旬に於ける發育狀況を調査するに、樹杞林街附近に於ては體長四寸體重四五匁內外にして魚體肥滿の度少きも、其上流より蕃地內流域に在りては體長六寸內外體重二十匁に達せり、更に下つて九芎林庄、三塊店又は十興庄附近にありては未だ遡上し得ざる鮎は分布稀薄にして體長三寸餘あり。

曩に有毒物流入に依る鮎漁獲の取締に關しては支廳長に對し嚴達せる處なるが、充分取締り勵行せられつゝあり、最近「バスコワラン」社の蕃人鮎を流入し上坪流域に達せりと言ふも、左したる影響を認めず。



七月末現在に於て漁業者に就き調査するに、樹杞樹地方鮎に依て生活を立つるもの二十有餘人あり、鮎の發育良好五尾を以て一斤に達すと言ふ。

尙は頭前溪流域の鮎を目的とせる屆出漁業鑑札數を前年度と比較對照せは左の如し。

| 年度 | 件數 | 內譯 樹杞林支廳委任分 | 內譯 直轄の分 |
|---|---|---|---|
| 大正八年度 | 二二件 | 一一件 | 一一件 |
| 同　九年度 | 七六件 | 三七件 | 三九件 |

漁法は友釣最も多く、漁獲數量及價額は統計を以て示すこと能はざるも、一人一日最多十斤（平坪五十尾）最少三斤（平均十五尾）を漁獲し得、一斤價格八十錢內外とす、然れども漁業者の多數は海魚拂底の時期なれば專ら自家用とし、之を市場に上すこと極て少し、若し夫れ次年度に於て三四百萬粒の孵化放流を試みば、新竹市場に潑溂たる鮎魚を見ることを得、一般街民の需要に應することを得るならんか。

△鮎人工孵化放流試驗狀況各年比較

| | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 淡水河採卵數 | 六一・五 | 一七六・五 | 一八一・〇 | 四七〇・〇 | 四〇一・〇 | 萬粒 一一九〇・〇 |
| 臺北淡水河 同河分 | 六一・五 | 八〇・五 | 五〇・〇 | 二〇〇・〇 | — | 三九二・〇 |
| 臺北淡水河 放流數 | 三〇・〇 | 六四・九 | 二五・〇 | 六六・〇 | — | 一八五・九 |
| 新竹頭前溪 送附 | [illegible] | 十二月[illegible] | 十二月[illegible] | 十二月[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 新竹頭前溪 放流數 | — | 三三・五 | 二六・〇 | 不明 | 一八・〇 | — |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | 新竹 中港溪 附送數 | 新竹 中港溪 放流數 | 阿緱 下淡水溪 附送數 | 阿緱 下淡水溪 放流數 | 臺中 大肚溪 附送數 | 臺中 大肚溪 放流數 | 花蓮港 タツキリ溪 附送數 | 花蓮港 タツキリ溪 放流數 | 花蓮港 三棧溪 附送數 | 花蓮港 三棧溪 放流數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | — | — | 十一月十三日 三二・〇 | 一九・七 | 一月六日 三〇・〇 | 二〇・〇 | — | — | — | — |
| | — | — | 十一月十五日 三七・〇 | 三〇・〇 | 十一月十九日 四〇・〇 | 二四・五 | — | — | — | — |
| | — | — | 一月四日 五〇・〇 | 不明 | 十二月二十八日、十一月一日 一〇〇・〇 | 不明 | — | — | — | — |
| | 一月二十四日 五〇・〇 | 一九・二 | — | — | 一月[illegible]十七日 二九〇・〇 | 一八四・六 | 一月八日 五〇・〇 | 不明 | 不明 | 不明 |
| | 五〇・〇 | 一九・二 | 一一九・〇 | — | 四六〇・〇 | — | 五〇・〇 | — | — | — |

| 採卵期間 | 淡水河平均水温 | 發眼日數 | 孵化日數 | 使用親魚數 雄 | 使用親魚數 雌 | 採卵に適せる雌魚割合 | 親魚平均體長 | 産卵期 | 一尾平均採卵數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自十二月十六日至十二月廿四日 九日間 | 一六・七 | 五日 | 二日 | 一〇三 | 一九九 | 五分の一 | 八寸五 | 自十一月下旬至二月下旬 | 三二〇〇 |
| 自十二月十六日至一月十二日 二十六日間 | 一六・三 | 五—八日 | 一〇—一六日 | 一二四 | 一〇三 | | 七・八 | | 一六、〇〇〇 |
| 自十二月十七日至一月十八日 三十一日間 | 一五・四 | 八 | 一〇 | 一五四 | 八〇 | | 六・六 | | 二三、〇〇〇 |
| 自十二月十日至二月二日 五十三日間 | 一六・七 | 五—七日 | 一二—一六日 | 二四四 | 三六六 | 三分の一 | 七寸五 | 自十一月下旬至二月下旬 | 一三、九〇〇 |
| 自十二月二十八日至一月二十三日 二十二日間 | — | | | 一〇六 | 二三五 | | — | | 三七、八〇〇粒 |
| | | | | 七四〇尾 | 九七九 | | | | 平均 一八、五八〇 |

# 臺灣商況（十月中）

商工課調査

米　内地米は六千三百餘萬石の收穫確實なりと發表せられ殘存米も七百萬石を下らざるべしとの觀測にて實米壓迫による期近物安勇々に先物も漸落しつゝありしに月末買方の投げ退きを余儀なからしめ賣方も利無く場面慘憺たる光景に陷り正米は二十一日建値に比し二十六日には新米は四圓古米は五圓安を報ずる至れりされど期米は兎角下溢りの狀にて期正米漸次稍寄を見つゝあるは注目すべし左の如し

| | 一日 | 二十六日 | 三十日 |
|---|---|---|---|
| 正米正均値 | 三六・二〇円 | 三三・〇〇 | 三四・四〇 |
| 定期先物 | 二六・七一 | 二六・〇九 | 二七・七〇 |
| 期正値開 | 九・四九 | 六・九一 | 六・七〇 |

本島移入白米も毎旬下落しつゝあり前月に比し約五圓方の下落を見たり

| | 肥前白米 | 豊前白米 |
|---|---|---|
| 前月末 | 四八・〇〇円 | 五二・三〇 |
| 本月初 | 四六・〇〇 | 五〇・〇〇 |
| 同中頃 | 四三・五〇 | 四八・五〇 |
| 同末 | 四三・〇〇 | 四八・〇〇 |





Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●●●
本島米　本月は端境期にて例年現物取引閑散なるも本年は特に甚だしく內地米豐作の結果は本島米に考慮を拂はしむる事尠く却つて受渡の苦狀多からんとするの狀にあり而して例年と異なり十一、二月渡二期米の約定出來高數ふるに足らざるは前途悲觀と金融難の關係與つて力あれど買方有力筋の痛手を蒙りたるに懲り〳〵したる結果なるべし相場は內地米安に連れ先物、現物共下落一方なり

左に北部玄米石建相場を示すべし

| | | | |
|---|---|---|---|
| (一　日) 円 一七・三五 | (二　日) 一九・三五 | (四　日) 一八・八六 |
| (八　日) 一八・一七 | (十二日) 一八・四〇 | (十五日) 一八・六三 |
| (二十三日) 一八・一七 | (二十六日) 一七・七一 | (二十七日) 一六・五六 |

因みに本月中の移出高七十六萬餘千袋なり

砂糖　本月の糖界大勢は世界的財界の不況による海外糖の惡化を享け逐日漸落の慘狀不味を辿りつゝある折柄玖瑪國際銀行の支拂停止を宣言せるより落潮は滔々として容易に底止すべき模樣なく一方爪哇糖商思惑者間に轉賣品の「トラスト」を組織し釣上策を企圖されしも世界的大勢は是を不許全然失敗に歸し旁々各國市場とも相當の品靠れより益々惡化前途悲觀の外無き市況と化したるも偶々米國政府に於て玖瑪財界救濟に決定せしより俄然强硬となり反騰を見たるも爪哇に於ける再度の「トラスト」は玖瑪の餘波を受け糖商中に破綻者續出せると諸威の糖商「オーバーシ、コンパニー」の窮狀に陷れる等の入電に買氣不振又々大激落を演じたるも惟れは何等奇とするに足らずして寧ろ玖瑪財界安定說に外糖の底入れを云爲し狼狽的投賣の出でしより一時的[illegible]を見せたるも[illegible]材料として見るべきものなき結果に外ならずして糖界としては斯くあるべきは當然の事にして大勢は兎も角目先きとしては最終氣配を揭みとして此邊持續するならんか

△本月中に於ける糖況

| 摘　要 | 三　日 | 七　日 | 十八日 | 最　終 |
|---|---|---|---|---|
| 內地市場 分蜜 十月、十一月渡保税 | 円 二七・〇〇 | 二三・五〇 | 二〇・〇〇 | 二二・五〇 |
| 內地市場 精糖 エス、アール現物 | 四〇・〇〇 | 三九・〇〇 | 三七・五〇 | 三七・五〇 |
| 入電 爪哇糖 白双十月渡エフ、オー、ピー | 四三盾 | 三九 | 三四・五〇 | 二九 |
| 入電 玖馬糖 紐育直積シー、アイ、エフ | 九角 | 八 | 七 | 八 |

島內市況又內地市場に連れ漸落步調を辿り商內も皆無の狀態にして一部小口直需口の取引行はれ居るのみにして概して閑散なりき

現物市況としては

| 名　名 | 上　旬 | 中　旬 | 最　終 |
|---|---|---|---|
| 分蜜糖 | 円 三三・〇〇 | 三一・五〇 | 三〇・〇〇 |
| TRR車糖 | 三三・五〇 | 三三・〇〇 | 三一・〇〇 |
| 島內赤糖 | 二八・〇〇 | 二五・〇〇 | 二三・五〇 |
| マニラ赤糖 | 三〇・〇〇 | 二九・〇〇 | 二八・〇〇 |
| ㊉精糖 | 四一・五〇 | 四〇・五〇 | 三九・五〇 |
| A白双 | 四二・〇〇 | 四一・七〇 | 四〇・五〇 |

麥粉　一高一低小口乍ら弗々商內行はれ隨て相場も稍や不動の姿なるも大體に於ては強持合裡に越月せり月末最終合地

市況入電によれば

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | 基隆沖値段現物 |
|---|---|---|
| 東京 | 龍印 | 四・六〇 |
| 神戸 | 赤貝印 | 四・一〇 |
| 下ノ關 | 綠ダイヤ | 四・二〇 |

茶

●●●烏龍茶は前月に引き續き市況依然沈滯更に活氣なく上旬の手合約八千箱にて平年に比すれば其半ばにも滿たず相場も標準茶依然二十二圓見當にて中旬に入りてよりは日々二三百の出來高に過ぎず下旬初め五六百の手合ありしもの月末殆んど皆無に陷り慘憺たる商狀を呈せり今月中の手合一九、三〇〇箱にして春以來の買付高十五萬箱之を昨年同期の三十五萬餘箱に比較すべくも非ず斯くて今や本品取引の終焉を見んとす

●●●包種茶　秋茶は前月中旬頃より取引開始されたるも生產は天候降雨尠なかりし關係上發芽せざると下等茶は賣行不振を氣遣ひ摘み控への爲め出廻薄にて平年の殆んど半ばに過ぎざるなり但品質の前年同期のものに比し遙力に良好なりしは之亦天候の關係ならんか輸出は順調なるも何分爲替百七十四盾釘付にて未曾有の安値なるため小問屋にては頗る閉口の體なり而して輸出は昨年より一萬箱の增加なるも需要地に於ては本品市況に格別の影響なきものゝ如し

綿布　シ團の競爭入札案外奇功を奏し三百圓相場を現出せしに連れ綿布界亦好影響を受くるに至り本島も今や需要期に入れると在荷薄の關係上地方筋の實需漸く活氣を呈し來り聊か面目を改め來るに至れり現今問屋取引は現金にて行はるゝに至り放縱なる信用取引其跡を絕つを得るに至れり、彰化、臺南方面は月末漸く活氣を帶び來り購買力旺盛なるが如きも米安の關係上此後果して如何內地問屋の本島人問屋に直接賣込を試みんとするものあれど金融の關係上果して實行せらるべきや聊か疑問なるべし

本月の相場を三月高値當時に比すれば約五割方の下落なるを見る卽ち左の如し

| | 本月 | 三月 |
|---|---|---|
| 絞ポプリン（千二百番 毎ヤール） | 円 〇・八七 | 円 一・二五 |
| 無地ポプリン（毎ヤール） | 〇・八〇 | 一・二〇 |
| 金山寺晒金布（六千番 反） | 一八・二〇 | 二九・三〇 |
| 齊路駄晒金巾（五百番 毎反） | 一三・〇〇 | 二一・五〇 |
| 紺靈寺晒金巾（一疋四十一ヤール） | 一四・〇〇 | 二四・五〇 |
| 三輪生天笠（毎反二十四ヤール） | 円 四・〇〇 | 円 八・二〇 |
| 菊壽尺一白木綿（毎反） | 三・六五 | 八・九〇 |
| 百壽尺一白木綿（同） | 二・一〇 | 四・〇〇 |
| 竹壽尺三白木綿（同） | 三・〇〇 | 五・六〇 |

肥料　●●●大豆粕は低落步調なりしも月末買物現はれたりとの事にて「インボイス」二圓二十五錢にて商內あり目先大なる波瀾なき限りは正月迄此趨勢を持續するなるべし本月中農界の入札せるものは臺南、高雄の二州にして前者は各驛渡二圓四十八錢にて驛傳社に後者は三井に二圓三十一錢四厘にて落札せり新竹、臺中の兩州は來月早々購入せんか

●●●過燐酸　金融難の折柄融通資金を得る關係上荷捌の必要あり內地大會社より二三名の賣込員出張し來り相場拔きにて商談を開始しつゝあり卽ち內地にて「インボイス」二圓位（二十成分七貫五百入）なるを本島にては三四十錢切り込み商談を調べたるものあるが如き風聞なり高雄入札の如き各驛渡一圓



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五十三錢と十呂盤拔の計算なるべし、目先本品の相場は在荷處分濟迄は低落歩調を辿るべきか

**硫安、硝石**　は兩者共賣手、買手なきは各製糖會社手當ずみの關係なるべし、相場區々なるも前者沖渡二百四十五圓後者百三十圓見當なり

**石炭**　香港方面は廣東地方動亂にて獨立軍にては本品を戰時禁制品として輸入せしめざりしが同地占領後解禁するに至りしも何分百三十圓てふ爲替不利のため輸出捗々しからざりしなり、英炭罷業は三週間にて千五百萬噸の出炭減なるが歐洲各國共本品不足のため東洋方面に注文を發したるものもあり之が刺戟にて日本炭は幾分活氣付かんとする模樣にて本島炭としては需要期に入りたることゝて「バンカー」の積取幾分增加するやも料り難し其他格別の變動を見ず、

撫順炭及八重山炭も南部に浸入せるも其聲の如くならず到著値の安模樣ならざるは本島炭として大なる脅威たるに至らず

暴風雨後の積出漸く恢復し增加しつゝあり

日臺鑛業株式會社五十萬圓の資本にて新設さる

**木材**　內地に於ける本品の需要は今尙減退著るしからざるに生產減を續行しつゝあるが財界四圍の狀況にて漸次値下げを餘儀なからしめられつゝあり

島內の需要は州廳設置のため之に伴ふて舍宅の新築急を要するもの多く頗る活潑なる商狀を呈せり但一般の需要は寧ろ手控の氣味なり

月末の相場を三月の其に比するに左の如し

| | 本月 | 三月 | | 本月 | 三月 |
|---|---|---|---|---|---|
| 杉樌(大ヌキ二間幅三寸七分厚六分)一丁 | 〇・七二 | 一・一二 | 同　四分　同 | 三・四〇 | 五・九〇 |
| 杉樫(正一寸八分角)一本 | 一・七〇 | 一・六三 | 杉柱(三寸五分角)一本 | 三・七四 | 五・七五 |
| 松板六分一坪 | 五・〇五 | 七・八〇 | 同(四寸角)同 | 四・八八 | 七・五〇 |

**金物類**　丸鐵は月初め前月相場に比し約一割方下降せるは金融の關係なるべきも月末反撥相場を示せるは英國勞働罷業の爲なるべし但一時の人氣相場にて大なる根據なきにつき下降の見込みなり釘、針金等は五分乃至一割方の落下を見たり

一體に需要は閑散にて取引は小口のみに限れるは經濟界の反響なるべし軌道は十二封物一哩四千二百圓なるも唱ひのみに過ぎず實需殆んどなし

標準物相場左の如し

| | 高値 | 安値 |
|---|---|---|
| 丸鐵四分(一貫) | 円 〇・八二 | 〇・七〇 |
| 同　五分(同) | 〇・八三 | 〇・七一 |
| 同　六分(同) | 〇・八二 | 〇・七〇 |
| 釘類六分(百斤) | 二四・〇〇 | |
| 同　一吋半(同) | 二三・〇〇 | |
| 同　二吋(同) | 二一・〇〇 | |
| 針金八番線(一丸八四斤) | 一三・〇〇 | |
| 同　十六番線(同) | 二三・五〇 | |
| 平板二十八番(一枚) | 二・七五 | |
| 同　三十番(同) | 二・三〇 | |
| 浪板同(六尺) | 二・二〇 | |
| 同　(七尺) | 二・六〇 | |
| 同　(八尺) | 三・〇〇 | |
| 鐵管內經一吋(長一尺) | 〇・四〇 | |
| 同　二吋(同) | 〇・六七 | |

**燐寸**　大阪方面よりの輸出は今春以來不況となると共に各場共任意短操を實行せしもの先月銀塊の硬調に連れ印度南洋方面への輸出引合ふに至りたるに又も輸出頓挫し殊に支那への輸出不振なるため當地市況も之が影響を受け荷動き極めて

不活潑從つて新規商内當分見込薄なり月末相場は月琴印六十八圓竝型六十圓見當なり

セメント　內地「セメント」界も金融難や四圍の情勢に餘儀なからしめられ漸落の報を傳へたるため本島も晏如たる能はざるの形勢に陷り漸落し驛渡し十一圓見當にて取引さるゝの狀なり但し九州方面は小賣は本島より一圓方の上鞘にあるは如何に本島「セメント」界の競爭激甚なるかを物語るものにして淺野の獨占を容さゞるものゝ如し本月中佐賀「セメント」六、七樽日本「セメント」五千內外の入荷あり孰れもの契約物大部を占め基隆築港醫院增築、桃園土木工事等は其主なるものなるべし高雄工場の生產二萬五千樽位のものなるべく來月にも入らば能力を增加し三萬を越す見込なり目先本品の大勢は內地市場幾分反騰の氣味なれば本島も或は幾分の撥ね返しを見んかも料り難し

麻囊　島米搬出と消長を共にすべき本品は移出米の面白からざる關係上及財界緊縮の折とて極度に沈衰し手持品の處分捗々しからずされぱとて逆移出を試むる譯にも行かず其儘倉庫に滯積し僅かに小口の取引行はるゝを見るのみにて相場は悲勢、香港物三十五錢製麻會社物三十九錢所にて實際は三十六七錢位にて授受さるゝものゝ如く本品は例年ならば二期米引當の契約行はるべきに今以て商談殆んど無きやの悲觀狀態にあり

工業藥品　苛性曹達は下落一方にて前月に比し五十錢方下降せるも月末英國勞働罷業の報を入れ二圓方反撥の見込なるも或は一時的なるべし晒粉は主產物苛性曹達の損失を副產物たる本品にて補塡せんの下心なりや一圓方上鞘を示せり酸類は辛ふじて落ち付き模樣なるが之以上の下落なからむ

月末相場左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 硫酸六十六度 | 二〇〇封度一箱 | 一九・〇〇 |
| 同　六十五度 | 同 | 一七・五〇 |
| 鹽酸二十度 | 一二〇封度一箱 | 一六・五〇 |
| 白硝酸四十度 | 一四〇封度一箱 | 二六・〇〇 |
| 苛性曹達 | 一箱 | 一〇・八〇 |
| 硫化曹達 | 同 | 九・〇〇 |
| 晒粉（カルキ） | 百箇 | 一一・〇〇 |
| 月印曹達灰 | 同 | 九・〇〇 |
| 洗曹達 | 一樽 | 五・二〇 |
| 月印重曹 | 同 | 三・五〇 |
| 硫酸曹達 | 百斤入一俵 | 四・九〇 |

海產物　米價の下落は地方の購買力を殺ぎ問屋は只管損失を防かんため仕入控の狀にあり

前月末迄少しく活氣を呈せる乾蝦も下落し初め七十圓となり鯣は三十四圓貝柱は九十圓なるも至つて閑散の商況なり鹽物としては鰮十五六圓を唱へ平凡無味にて太刀魚三十二三圓より二十三圓迄落ち込めり勿仔䱛大二十四圓中三十圓小四十二圓の廉價にて相應の取引ありたり

鹽鯖は需要期に入りたることゝて前月中旬頃より仕入し本日相當入荷ありたるが價格は下落一方にて卸商の恐怖尠なからず幾分の損見越にて處分を急ぎつゝあり

木炭（臺北）　上騰を豫期されたる想思炭は却つて不味にて尙下落を續け卸四圓小賣四圓五十錢にて商內あり雜炭は相當の入荷ありたれど依然として大口納入なく捌け澁り居れり半燒



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も聊か荷凭に過剰の氣味にて二圓四十錢なりしもの二圓内外にて取引されつゝあり

野菜（臺北）暴風雨後の野菜出廻は頗る良好にて殊に大根、新菊、白菜、菰、蕪菜等地廻りより出で他地方より搬入さるゝもの減少せり相場は前月に比し下落せしもの多く之を本月々初と月末とを比較するも大部分は下落し居れり左の如し

（百斤建卸）

| | 月初 | 月末 |
|---|---|---|
| 新薑 | 円 四・〇〇 | 円 四・〇〇 |
| 鹽菜 | 六・〇〇 | — |
| 瓜 | 八・〇〇 | 一三・〇〇 |
| 茄 | 四・五〇—五・〇〇 | 一六・〇〇—一四・〇〇 |
| 白菜 | 八・〇〇—一五・〇〇 | 一五・〇〇—二五・〇〇 |
| モヤシ | 六・〇〇—七・〇〇 | 五・〇〇 |
| 葱 | 一三・〇〇—一五・〇〇 | 一三・〇〇 |
| 大根、葉 | 四・〇〇—五・〇〇 | 四・〇〇 |
| 里芋 | 八・〇〇—一〇・〇〇 | 六・五〇—七・〇〇 |
| 蓮根 | 八・五〇—一一・〇〇 | 一三・〇〇—一五・〇〇 |
| 牛蒡 | 一六・〇〇 | 一四・〇〇—一六・〇〇 |
| 大根 | 二五・〇〇 | 五・五〇—六・〇〇 |
| 新菊 | 三八・〇〇 | 七・〇〇—九・〇〇 |
| 菠薐草 | — | 八・〇〇—一〇・〇〇 |

内大根及新菊の激落甚だしきは月初市場への入荷稀少なりしがためなり

## 大臺北市の戸口

——國勢調査が算出せる——

新制實施の結果として我が臺北は市制を敷き在來の範圍を大に擴張するに至れるが卽ち其區域は左の如し。

城内、艋舺、下崁、崁頂、龍匣口、林口、大安、古亭村、頂内埔、下内埔、六張犁、大稻埕、大龍峒、番子溝、山仔脚、西新庄、中庄子、中崙、三板橋、牛埔、下埤頭、朱厝崙、千埤頭、加蚋子、大直、

其戸口數は未だ元より正確に決定せられたるにはあらずして、最後の結果を見んには尙ほ多少の動搖を免るべからざるべきが其總數と三市街の大體左の如し

| | 住居 | 世帶 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全市總數 | 二〇、八九六 | 三四、一〇六 | 八六、二八九 | 七六、二三六 | 一六二、五二五 |
| 城内 | 一、八八五 | 二、三三七 | 六、八三三 | 四、八六六 | 一一、六九九 |
| 艋舺 | 五、四一八 | 八、六一六 | 一九、一一二 | 一七、六六七 | 三六、七七九 |
| 大稻埕 | 六、三七二 | 一三、一九〇 | 三〇、七六二 | 二九、五五二 | 六〇、三一四 |

卽ち其總數人口は十六萬二千五百にして内大稻埕六萬、艋舺は三萬六千八百に上るに、城内の僅かに一萬一千七百に過ぎざるは意外の感無き能はず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 本島地方狀況

## 宜蘭郡

■宜蘭孔子廟秋季釋奠祭　九月仲丁日午前九時より宜蘭街孔子廟に於て釋奠の禮を擧行す重藤郡守祭主となり籩豆を列ね犧牲を供へ九献禮を執る參列者元宜蘭廳下の有司紳搢三百名其他學校生徒の團體參拜千五百有餘名にして午前十一時閉式したり

地方制度改正の影響を受け羅東蘇澳地方の參拜者例年に比し著しく減少し寂寥の感なきを得す

■街庄長及庄街協議會員任命　新街庄制施行に伴ひ新に任命せられたる當　街庄長及街庄協議會員左の如し

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 宜蘭街長 | 山内小藤二 | 協議會員 | 佐藤直二郎 | 外十五名 |
| 礁溪庄長 | 林元弼 | 協議會員 | 林祖陳 | 外十二名 |
| 頭圍庄長 | 林纘武 | 協議會員 | 林振立 | 外十三名 |
| 壯圍庄長 | 莊贊勳 | 協議會員 | 林克昌 | 外十三名 |
| 員山庄長 | 黃鳳鳴 | 協議會員 | 陳朝綸 | 外九名 |

■街庄制施行祝賀會　十月一日午後五時より宜蘭公學校雨天體操場に於て宜蘭街街庄制施行祝賀會を開催す來會者官民有志六百四十名重藤郡守委員長として開會の辭並に祝辭を述べ尋て食堂を開始し各自充分交驩佐藤直二郎氏の發聲にて兩陛下の萬歳を三唱し午後六時散會したるが會員は其儘宜蘭公園に參集し各官衙團體小公學校其他の會衆と合して提灯行列を行ひ宜蘭街を練歩き午後八時公園に歸着郡守の音頭にて兩陛下の萬歳を三唱し散會す來會者無量三千名非常に盛大を極む

■宜蘭神社大祭協議會　十月十一日午後一時三十分宜蘭郡役所樓上にて宜蘭神社大祭施行に就き宜蘭郡守主宰の下に協議會開催す出席者宜蘭郡役所所在地各官衙街庄長協議會員民間有志者及羅東郡守代理等三十五名にして重藤郡守會長席に就き開會を宣し左記事項を會議に附し午後五時三十分閉會したり

（イ）祭事施行費用收支豫算の件

（ロ）大祭餘興の設備の件　（十月十四日報）

## 新竹州

■大正九年九月自三日至五日暴風雨被害調査

| 種別 | 住家 流失 | 住家 全潰 | 住家 半潰 | 住家 大破 | 住家 小破 | 住家 計 | 非住家 流失 | 非住家 全潰 | 非住家 半潰 | 非住家 大破 | 非住家 計 | 人 死 男 | 人 死 女 | 人 重傷 男 | 人 重傷 女 | 人 輕傷 男 | 人 輕傷 女 | 人 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新竹郡 | 二〇 | 八四 | 六九 | 四八 | 一二三 | 三四四 | 一 | 四 | 七 | 七 | 一九 | — | — | — | — | — | — | — |
| 中壢郡 | — | 一九 | 一五 | 二六 | 三六 | 九六 | — | 一〇 | 二 | 六 | 一八 | — | — | — | — | — | — | — |
| 桃園郡 | — | 一〇 | 二四 | 一三 | 三六 | 八三 | 一 | 一一 | 一七 | 二四 | 五三 | — | — | — | — | 三 | 一 | 四 |
| 大溪郡 | 三四 | 五一 | 三六 | 二四 | 四七 | 一九二 | 三 | 九 | 一三 | 四 | 二九 | — | — | — | — | — | — | — |
| 竹東郡 | 三八 | 五三 | 六九 | 五九 | 六五 | 二八四 | 四 | 一五 | 一六 | 一二 | 四七 | 四 | 一 | — | — | — | — | 五 |
| 竹南郡 | 八 | 七六 | 一五四 | 一八三 | 二〇三 | 六二四 | 三 | 九 | 一三 | 二〇 | 四五 | — | — | — | — | 二 | — | 二 |
| 苗栗郡 | 三 | 一〇一 | 一八三 | 二三三 | 五三四 | 一、〇五四 | — | 三三 | 九 | 二 | 四四 | — | — | — | — | — | — | — |
| 大湖郡 | 二 | 九七 | 二二四 | 二一三 | 九八 | 六三四 | 一 | 四三 | 三二 | 四八 | 一二四 | 三 | 一 | — | — | — | 一 | 五 |
| 合計 | 一〇五 | 四九一 | 七七四 | 七九七 | 一、一四二 | 三、三〇八 | 一三 | 一三五 | 一〇九 | 一二三 | 三七九 | 七 | 二 | — | — | 五 | 二 | 一六 |

（附記）　大正九年九月二日正午頃より小雨ありしが漸次暴風雨となり翌三日午後一時前後に至り一層其度を加へ豪雨颶風に變す此時に當り各方面に於ける交通全く杜絕し警察專用電話亦不通となり漸く五日に至り雨歇みたるも各川は何れも增水五尺乃至二丈に達し爲之田園の流失道路橋梁堤防の缺潰尠からず是等被害を表示せば左の如し

一、田園、流失七六四甲、浸水一〇七一甲、砂入二三七甲、埋沒二五二甲、荒廢五九五甲

二、道路、流失四八箇所、延長三七八八間、破潰一六箇所、同一三〇〇間

三、橋梁、流失二六六箇所、破損一九箇所、落橋三箇所

四、鐵道、軌道流失一七箇所延長一一三二間（私設）同破損四七箇所同七七八間（同上）同三箇所同五五間（官設）橋梁流失一六箇所（私設）同破損一箇所（同上）同二箇所（官設）

五、堤防、流失一四箇所同延長一〇八〇間、破損一六箇所同一三〇〇間

六、埤圳、取入口破損八箇所、流失二箇所延長一一〇間、砂入一箇所同一〇間、埋沒四七箇所延長一四三五間、缺潰四二箇所延長七二八間

七、電柱、倒壞三〇四本、流失六九本

八、電話線、流失六二七八間、埋沒一〇六〇間、切斷三〇五箇所、電話機流失二箇

九、鐵條網、倒壞二三二箇所延長二〇五四間、流失六〇箇所延長二一二六間埋沒一八三九間、切斷二六箇所

■農作物被害　州下九月二日及四日に於ける暴風雨農作被害減收見込額は八百四十三萬二千六百七十八圓にして其內譯左表の如し

| 種目 | 被害甲數 | 被害減收見込數量 | 被害減收見込價額 |
|---|---|---|---|
| 甘蔗 | 八、九八四斤 | 八九、九四〇、〇〇〇斤 | 七、一九五、二〇〇円 |
| 甘藷 | 二〇、〇〇〇 | 四六、〇〇〇、〇〇〇 | 九二〇、〇〇〇 |
| 水陸稻 | 四八、一六四 | 一九、二〇〇 | 二八七、九七八 |
| 苧麻 | 一、一〇〇 | 三五、〇〇〇 | 一二、三五〇 |
| 柑橘類 | 七〇〇 | 二四三、〇〇〇 | 一七、一五〇 |
| 計 | 七八、九四四 | | 八、四三二、六七八 |

■學校狀況　地方官々制改正に伴ひ新竹州の管轄區域は舊新竹廳一圓竝に桃園廳の大半及臺北廳の一部を併せて其の行政面積百七十餘方里に亘るに至れり、而して其の包轄する處の學校狀況左表の如し

一、學校及學級數

| 郡別 | 小學校 校數 尋常高等小學校 | 小學校 校數 尋常小學校 | 小學校 校數 計 | 小學校 學級數 | 公學校 校數 本校 | 公學校 校數 分校 | 公學校 校數 計 | 公學校 學級數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新竹郡 | 一 | 一 | 二 | 一二 | 一〇 | 五 | 一五 | 一二〇 |
| 中壢郡 | — | — | — | — | 七 | — | 七 | 四六 |
| 桃園郡 | 一 | — | 一 | 八 | 五 | 一 | 六 | 四三 |
| 大溪郡 | 一 | — | 一 | 四 | 五 | 一 | 六 | 三八 |
| 竹東郡 | — | 二 | 二 | 二 | 四 | 七 | 一一 | 五九 |

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 竹南郡 | — | 二 | 三 | 二 | 五 | 五 | 一〇 | 六五 |
| 苗栗郡 | 一 | 二 | 三 | 七 | 一一 | 三 | 一四 | 一〇八 |
| 大湖郡 | 一 | — | 一 | 二 | 二 | 三 | 五 | 二三 |
| 計 | 五 | 七 | 一二 | 三六 | 四九 | 二五 | 七四 | 四九二 |

附記

一、左の二公學校には簡易實業學校を併置す

新竹公學校に併置　新竹簡易商業學校（學級一）

桃園公學校に併置　桃園簡易農業學校（學級一）

二、中壢郡には大正十年度より小學校を開設の豫定なり

## 二、職員及兒童數　大正九年九月末日現在

| 種別 | | | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小學校 | 職員 | 教諭 | 三四 | 八 | 四二 |
| | | 教諭心得 | — | 七 | 七 |
| | | 計 | 三四 | 一五 | 四九 |
| | 兒童 | 尋常科 | 五二九 | 五一一 | 一、〇四〇 |
| | | 高等科 | 四三 | 六七 | 一一〇 |
| | | 計 | 五七二 | 五七八 | 一、一五〇 |
| 公學校 | 職員 | 教諭內地人 | 一三三 | 三 | 一三六 |
| | | 教諭本島人 | 一七一 | 六 | 一七七 |
| | | 訓導本島人 | 一〇 | 一 | 一一 |
| | | 教諭心得內地人 | 六 | 三一 | 三七 |
| | | 訓導心得本島人 | 一五五 | 二七 | 一八二 |
| | | 計 | 四七五 | 六八 | 五四三 |
| | 兒童 | 公學校 | 二二、〇五六 | 四、五七三 | 二六、六二九 |
| | | 簡易實業學校 | 一〇二 | — | 一〇二 |
| | | 計 | 二二、一五八 | 四、五七三 | 二六、七三一 |

附記

本島人兒童にして小學校に共學中のもの男七女三計一〇名あり

■農產の概況　桃園及新竹兩廳を合したる新竹州は耕地面積田六萬五千餘甲畑五萬五千餘甲累計十二萬餘甲を有し農產物の年額五千萬圓と稱す左に大正八年の統計を基礎とし主要なる農產物の產額を表示せむ

| | | |
|---|---|---|
| 米 | 八九九、八一一石 | 三〇、四一四、二八二圓 |
| 茶 | 二〇、八六六、七九四斤 | 五、〇九〇、三六五 |
| 甘藷 | 一八八、一〇五、一一四斤 | 二、三〇四、五〇六 |
| 甘蔗 | 二〇六、七七五、一七五斤 | 一、四六七、〇八四 |
| 柑橘 | 四、五二九、六〇六斤 | 五八五、九九二 |
| 落花生 | 三一、五八二石 | 三七八、九八四 |
| 苧麻 | 六七九、六六二斤 | 三三九、八〇〇 |

■第三次米種改良事業　新竹州農會に於ける米種改良事業中舊新竹廳下に屬する分は大正八年度中に第二次改良事業完了せるを以て本年度より引續き第三次改良事業に着手し過般第二期作は品種の限定を行へり卽ち第二次事業當時の粳二十七種糯八種中より粳十六種糯五種を淘汰して粳十一種糯三種となし目下原種採收田の位置選定中なり

■柑橘產業組合設置　從來柑橘類の取引方法は多くは手付金等前取の下に栽培地に於ける立木賣買なるが爲め勢ひ市場に於ける相場に比し遙かに低廉にして生產者の不利不尠る而耳ならず立木賣却後は往々手入管理を怠たり隨而品質の向上を期し難きを以て此の弊害を除去すると共に斯業の改善に資すべく新竹郡新埔庄內に新埔大茅埔柑橘生產販賣購買組合を設置し目下出資の拂込中なり



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■綠肥種子の無償配布　新竹州綠肥奬勵計畫に基き無習慣地に於ける栽培希望者に種子の無償配布をなしたり其の種類數量等左の如し

| 種類 | 下付數量 | 面積 | 人員 |
|---|---|---|---|
| 大菜 | 三〇 | 甲 三七五 | 四七一 |
| 田菁 | 二 | 四 | 三九 |
| 苜蓿 | 一二〇 | 三〇 | 五〇 |
| 計 | 一五二 | 四〇九 | 五六〇 |

■衞生狀態　由來當管內は本島中に於ける健康地にして年々衞生狀態頗る良好にして例年傳染病の如き極めて尠なかりしか大正八年八月桃園廳下桃園街及附近に虎列刺發生し遂に三角湧支廳下に擴大し初發以來百二十九名死亡者九十七名を出したるか新竹廳下に於ても同月より苗栗通霄兩支廳下及廳直轄に四十一名の患者發生流行し死者二十八名を出したるも同十月に終熄したるに鑑み本年に至りては豫防宣傳豫防注射講演清潔法消毒設備等所屬方面に涉り防遏に努力したる結果今日迄未だ同患者を出さゝるも尙注意に力めつゝあり

然るに痘瘡は元桃園廳下大嵙崁支廳管下に本年一月發生五月三日迄三十五名の患者を出し中壢支廳管下其他に於て八名の傳播を見たるも六月十二日全く終熄し元新竹廳に於ては二月八日通霄支廳下に初發以來百十七名及各支廳下に亘り八十五名計二百二名を算したるも之又七月末を以て終熄し以來患者の發生を見るに至らさりしなり是れ管內各地に臨時種痘を實施せし結果なりとす

最近に至り桃園郡所在地へ腦脊髓膜炎患者九月一名十月一名發生何れも臺北稻江醫院へ入院後確定通報に依り患家の消毒檢病的附近の戶口調査及豫防注射を實施したるか其後發生を見す腸窒扶斯實扶的里亞、赤痢は共に散在的にして本年一月より十月十日迄の間に於て腸窒扶斯十五名發生し內全治九名死亡三名にして現在三名の患者あるが入院治療中なり實扶的里亞は九名發生中全治二名死亡六名現在一名の患者なりとす

世界を風靡したる流行性感冒は大正八年九月下旬より流行し本年一二月に至り其病勢猛烈を極め死者續出し同三月末調査に依れば初發以來桃園廳下罹患者一萬五千四百四十九人中死亡二千〇四十二人新竹廳下一萬三千七百三十六人の罹患者中死亡者一千六百八人計罹患者二萬九千百八十六人死亡者三千六百五十人を出したるが四月以降暖暑の候全く消滅したるも昨今冷氣を覺ゆるに至り再發の風評あるを以て調査中なりとす

マラリアは大湖郡所在地竹南郡南庄及苗栗郡三叉庄に防遏法施行中なるが採血人員百に付多きは三、〇%少なきは〇、三%(大正九年八月調)にして成績は良好なり　(十一月二日報)

## 臺東廳

■臺東街役場開所及祝賀會擧行　十月一日午前九時本廳に於て臺東街長大熊安右衞門、助役陳振宗會計役衆街吏員中野庄之介、吏員張德壽、協議會員井野邊幸如(副議長)、田中時哉、增永三吉、松井金二郎、中村源治郎、林得意、張之遠、陳妙

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

哉、賴金木、陳振宗（兼助役）に辭令交付式あり終て大熊街長以下一同臺東神社に參拜し午前十時街役場に於て市來臺東廳長以下官民重なる者數十名參列の上嚴肅なる開所式を擧行せり當日は各戶國旗を掲揚し新制度施行に付祝意を表す又當日午後五時半臺東公學校新校舍にて大祝賀會を催し午後六時より提灯行列を擧行し會する者數百人稀有の盛況を呈したり

■新設區役場開所　地方制度改正の結果新に卑南區及都蘭區の二區設置せられたるに依り卑南區長にクララウ（卑南蕃人頭目）、同區書記にバキワヤ（卑南社蕃人元巡査補にして國語に通ず）本島人黃正鄉を都蘭區書記兼區長事務取扱に任用せり兩區役場共十月一日より事務を開始せるも當時國勢調査及廳事務の都合上卑南區役場は十月五日午前十時區內の各頭目、副頭目、甲長及老蕃等約六十名を役場に召集し市來廳長臨場の上嚴肅裡に開所式を擧行せり生蕃人を區長區書記に任用したるは本廳設廳以來始めての試みにして其成績の如何は延て一般蕃人の啓發上に至大の關係を有するを以て廳に於ては極力之が指導に努め以て處務の實績を擧げしめんとす

都蘭區役場は中村庶務課長臨場十月十一日開所を擧行せり

■軍隊行軍　玉里分遣中隊及臺東分遣中隊は臺南第二聯隊秋季演習に參加の目的を以て行軍を開始したるに付本廳に於ては出來得る限り諸般の便宜を圖り沿道住民は擧で熱誠に之を歡迎し豚肉野菜、蜜柑、餅及蒸藷等所在廳分の寄贈を爲し以て將卒の勞を犒ひ又た臺東分遣隊の內本年歸休すべき七十二名に對しては愛國婦人會より例に依り各繪葉書一組宛寄贈したり兩中隊の行軍日割及宿營地は左の如し

玉里中隊

| 月日 | 宿營地 |
|---|---|
| 十月四日 | 新開園 |
| 同五日 | 鹿野村 |
| 同六日 | 臺東分遣隊營內 |
| 同七日 | 滯在 |
| 同八日 | 太麻里 |
| 同九日 | 大武 |
| 同十日 | 高雄州外麻里巴社 |

臺東中隊

| 月日 | 宿營地 |
|---|---|
| 十月六日 | 出發 |
| 同 | 太麻里 |
| 同七日 | 蕃地チョカクライ |
| 同八日 | 高雄州リキ〱社 |

（十月十一日報）

## 花蓮港廳

■八通關越道路隊解隊式狀況　廳下玉里より八通關を越へ臺中州管內集々方面に通ずる道路の第一期作業は大正八年六月十日警部以下警備員百〇四名、職工人夫二百八十三名より成る捜索隊を編成、行動を開始したるに十月十日兇蕃の襲擊を受け隊員の死傷を出したるも玉里イホホル溪間十一里二十三町の開鑿を了し十一月二十五日捜索隊を解隊し本道路に沿ひ十三箇所の駐在所を建築したり

大正九年度に至り更に進んで尚比較的曚昧頑迷なる奥蕃ターフン社を橫切り十有餘里の道路開鑿を繼續せざるべからざ



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

るを以て作業上蕃情の爲め蹉跌を來すことなきやを慮り特に與部蕃族の操縱に努め豫算八萬七千四百二十三圓三十四錢の配付を受け大正九年五月十日警視以下警備員百二名職工人夫百四十一名を以て搜索隊を編成し直に行動を開始したるに蕃情は豫想外に平隱にして加ふるに隊員は元氣旺盛其の努力從來の比に非らず第一期作業以來憂慮し居たるシンカン山の大斷崖及兇蕃ターフン社も容易に突破する事を得たり

而して此間職工人夫の死傷者(作業上の死傷及凍死)を出したるもイホホル溪より廳界大水窟(一萬一千餘尺)の山頂に到る里程九里二十五町餘の道路開鑿を了し同年九月十六日玉里支廳構內に於て搜索隊の解隊式を擧行せり其の情況左の如し

九月十六日午前十一時三十分伊關隊長引率の下に隊伍整然玉里に歸着したるに同地官民及小公學校職員生徒多數出迎を受け玉里支廳構內に入り直に昨年來本工事の爲め殉職者の追悼法會を營む祭檀には故梅澤警部以下二十三名の英靈を祀り香華を供へ隊員始め遺族並に官民多數所定の席に着くや導師の讀經に次き伊關隊長、松尾支廳長、橋本中隊長の祭文朗讀あり次に順次燒香午後一時最も森嚴に法會を終り引續き同構內に於て解隊式を擧行す先つ伊關隊長の工事經過報告あり之れに次き總務長官及警務局長の祝電を朗讀す

總務長官祝電

八通關越橫斷道路作業隊解隊式に當り隊員諸氏の勞を犒ふ

警務局長祝電

八通關越橫斷道路完成の報に接し欣喜に堪へず着手以來二箇年艱難を排して所期の目的を達成したる隊員諸氏の精勵を感謝す

次に江口廳長は隊員に對し懇篤なる訓示を與へたる後橋本中隊長、佐藤花蓮港公會副會長、玉里庄民總代として川原氏の祝詞並に宇野警視、高橋花蓮港分屯大隊長其の他の祝電朗讀、伊關隊長の答辭、警務課長及玉里支廳長の挨拶ありて午後二時終了後、隊員の記念撮影、午後二時三十分より同地公學校に於て隊員の慰勞を兼ね解隊祝宴を開きたり五箇月の長きに亘り下山せざりし隊員のこととて何れも喜色滿面祝杯を擧げ午後五時頃解散せり

第一期及第二期の作業に從事したる隊員數及所要工費等を擧ぐれば左の如し

| | |
|---|---|
| 隊員 | 四萬九千〇四九人 |
| 職工 | 一萬五千五百二十六人 |
| 人夫 | 八萬二千三百六十二人 |
| 工費 | 十七萬四千八百四十六圓餘 |
| 殉職者 | 二十三名 |
| 負傷者 | 四十七名 |

而して本道路の開鑿は從來地の利を頼み曚昧頑迷なる同方面蕃族の制壓上至大なる效果を得たるものと信す

■葉煙草收納成績　大正九年期廳下三移民村に於ける米國黃色種葉煙草栽培は當局の指導と相待つて逐年成績良好となり農村副業として優に他作を凌駕するに至り廳下一般に之か栽培を囑目しつゝあり累年成績及本年期各村收納成績左の如し

累年成績表

| 年 | 品種名 | 耕作 人員 | 耕作 面積 | 收納 量目 | 收納 賠償金 | 一甲步當 收量 | 一甲步當 金額 | 百斤當 價額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正五年 | 米國黄色種 | 人 二六 | 甲 七・六 | 斤 二四、八九六 | 円 六、〇一五・七五 | 斤 三、二七二 | 円 七九一・五三〇 | 円 二一・八八〇 |
| 同 六年 | 同 | 五四 | 一四・五 | 四四、八二〇 | 九、四六九・〇六 | 三、〇七一 | 六四八・七〇〇 | 二一・一二七 |
| 同 七年 | 同 | 九〇 | 二六・八 | 八五、九四〇 | 二〇、九二九・五〇 | 三、二〇四 | 七八〇・二五九 | 二四・三五四 |
| 同 八年 | 同 | 一〇九 | 四九・二 | 一二四、九三〇 | 三六、九三七・三四 | 二、五三九 | 七五〇・七六〇 | 二九・五六六 |
| 同 九年 | 同 | 一三二 | 九〇・七 | 二四四、三九三 | 一〇七、八〇四・六七 | 二、六〇四 | 一、一九七・八三〇 | 四四・一二六 |

## 大正九年期各村別收納成績表

| 村 | 耕作人員 | 栽培地積 | 收納數量 | 賠償金 | 百斤當賠償金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 吉野村 | 人 六二 | 甲 四五・八 | 斤 一二五、一五五 | 円 五八、二八五・四八 | 円 五〇・一二五 |
| 豐田村 | 二九 | 一七・五 | 四四、九八七 | 一七、七四四・六五 | 三九・四四〇 |
| 林田村 | 四一 | 二七・四 | 七四、二五一 | 三一、七七四・五四 | 四二・七九三 |
| 計 | 一三二 | 九〇・七 | 二四四、三九三 | 一〇七、八〇四・六七 | 四四・一二六 |

■花蓮港電氣株式會社の狀況　花蓮港街梅野清太等の發起に依り大正六年十月二十九日資本金二十五萬圓(四分の一拂込)の花蓮港電燈株式會社を設立し一日十四馬力六〇キロワットの瓦斯エンジンの設備をなし營業開始せるも間もなく電力の不足を告げたり玆に於て水電計畫の急務を痛切に感じ株主總會の決議を經未拂込株金を以て廳下蕃地沙婆礑溪の流水を利用し三百馬力二百キロワットの水力電氣を計畫起工し只管其の竣工を待ちたりしに本年一月突然火力發電所より出火し同所及事務所宿舍倉庫を全燒せしめ營業を休止するの已むなきに至れり

是に於て水電速成の必要を感し晝夜兼行作業を急ぎ只管其の竣工に努めたるに豫期以上工事進捗し難工事中の難工事たる水電工事去る七月下旬完成送電を開始し暗黒の花蓮港市街を再ひ不夜城たらしむるに至れり

花蓮港電燈重役及株主間に於て新に大正九年四月二十五日電氣事業の請負及電氣器具の販賣を目的として花蓮港電氣株式會社(資本金二十五萬圓四分の一拂込)を設立せられたるも時勢の進運に鑑み雙方合同し資本金を百萬圓に增加の議兩社株主總會の決議を經て八月二十五日其の認可を得たり之より着々營業の步を進め日々增燈に多忙を極め開業日尚淺きも早や前火力時代より三百燈の增加を見成績頗る良好なり

尚同社は電力豐富なるを利用し吉野村を首め薄々荳蘭、里漏の三番社約千餘燈の擴張を計畫し許可請申中なり

■明治神宮遙拜式　大正九年十一月一日明治神宮鎭座式を取り行はせらるゝに付當地在住者は花岡山の靈場を選み方二間高さ三尺の盛土をなし白沙を敷き四本の齋竹を建て七五三を張り中央に幣束を安置し祭壇を設け午前八時三十分遙拜式を擧行したり參列者三百五十名にして式は最も嚴肅に行はれ一同誠意敬虔の意を表し奉り御遺德欽慕の念を禁せざらしめたり同刻玉里、研海兩支廳所在地に於ても同樣遙拜式を擧行し又小公學校に於ては同刻遙拜式を擧行し明治天皇の御聖德及明治神宮御造營の由來に關する訓話をなしたり（十一月報）



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漫録

# 民族性に顯はるゝ詞鬪ひ

蕉鹿夢

誰れやらが、支那の民族性は罵詈の上に顯はると、評したのをば記憶するが、「稽神錄などを閲すれば、「鬼乃ち某を歴罵して去る」といふやうな、皮肉な文句もあるのに推せば、タシカに其一面の洞察を得て居るかに思はれる、蓋し罵詈の聲は、或る意味に於ける詞鬪ひで、生存競爭のための一武器であるかも知れぬ、そして所謂る言論戰の優越などいふことも、其原形は此罵詈に歸著するであらう、古代日本人に見られし詞鬪ひの考究も、此見地の上に於て、無用の用であるとも謂ひ得る。

神武天皇東征の時、大饗を從征軍人に賜はりし折り、謠はれたりといふ凱歌の末に。

エエイ●シヤコシヤ（敵を詈る聲）

エエイ●ヤ　コ　シ　ヤ（敵を嘲る聲）

の句調が見ゆる、斯種の調聲が、何故に敵を詈り、敵を嘲る意義を有するかは、姑く穿鑿の外に措くも、日本に於ける最も古るき罵詈の顯はれとして、吾人の矚目を惹くべき理由がある。

敏達天皇の御病重もりて神去りまし、時、殯宮を大和の廣瀬に立て、蘇我の馬子の宿禰、太刀を佩きて誄辭を奉つた、時に物部の守屋の大連、あざ笑ひて、「箭に中れる雀の如し」と曰つた、次に守屋の誄辭申すに、手足が震ひわなゝいたので、馬子は笑つて、「鈴を懸くべし」と曰ふた、是より先、二人は佛敎の棄留を以て、異見を朝廷に爭ひつゝあつたが、斯くて漸く怨恨を心に刻むの基となつたのである。

醍醐天皇の延喜の御代、參議三善淸行が、中納言紀長谷雄の秀才にてありけると口論し、淸行は長谷雄に向つて、「無才の博士は、古より今に至るまで世になし、但し和主（ワヌシ）の時初まるなり」と謂つた、長谷雄は之を聞いたけれども、ことはりと思ひけるにや、更に之に答ふることがなかつた、そして之を聞く人毎に、斯くばかりやんごとなき學者の長谷雄を、爾かく言ひ詈る淸行は、事の外勝れたる者であらうと褒め感じた、其時に大外紀の惟宗孝言（コレムネタカコト）といふ人、是れも他に超えたる學者

であつたが、彼の口論の事を聞いて、龍の喰ひ合ひは、喰ひ伏せられても苦るしからず、他の獸は寄り付かざる事なりと謂つた、其意味は、長谷雄が淸行にこそ斯く言はれたれ、他の學者などは寄り付かんこと、思ひも寄らずといふ心であつたとの事である、罵詈としては如何にも寸鐵殺人の妙味があつた。

鎌倉の右府將軍家に、正月朔日諸大名の參向しける時、三浦介義村とくに相會して、大侍の座上にさぶらひ居つた、後れて千葉介胤綱來りしが、まだ若年にてありけるに、多くの人を分け過ぎて、上座占めたる義村の上に坐つた、義村之を見て、餘まりの事と憤りたる氣色にて、「下總犬はふしどを知らぬぞ」と言ひ放つた、胤綱は封を下總の千葉郡に得て居たからである、胤綱もさる者なり、少しも氣色かはらで、「三浦犬は友を食ふ」と嘲つた、是れは曩に義村が、和田義盛と謀を合せて兵を擧げんことを約しながら、忽ち裏切つて變を北條義時に告げ、義盛の幕府を攻むるに及び、義村拒ぎ戰ひて功を立てたる、反覆を指斥したのであつた。

南北朝の時、北朝の主たりし光嚴上皇、嘗て外に出でまして、途中武家方の驍將土岐頼遠に逍はれた、上皇の前驅叱して馬より下らしめんとし、院の鹵簿であると曰つた、頼遠時に酒に酩酊して居たが、忽ち腹を立てゝ謂ふやう「院か犬か、誰れか能く我を下す者ぞ」と、却て其御輿に矢を射かけた、無論正統の天子であらぬにしても、大義の上に容るすべからざる沒道の罵詈であるが、天子位を將軍より受けたまふといふ、時の諷刺が行はれた程の世態よりして察すれば、斯かる罵詈の公行も、其思潮の流露として、敢て異まなかつたかにも思はれる。

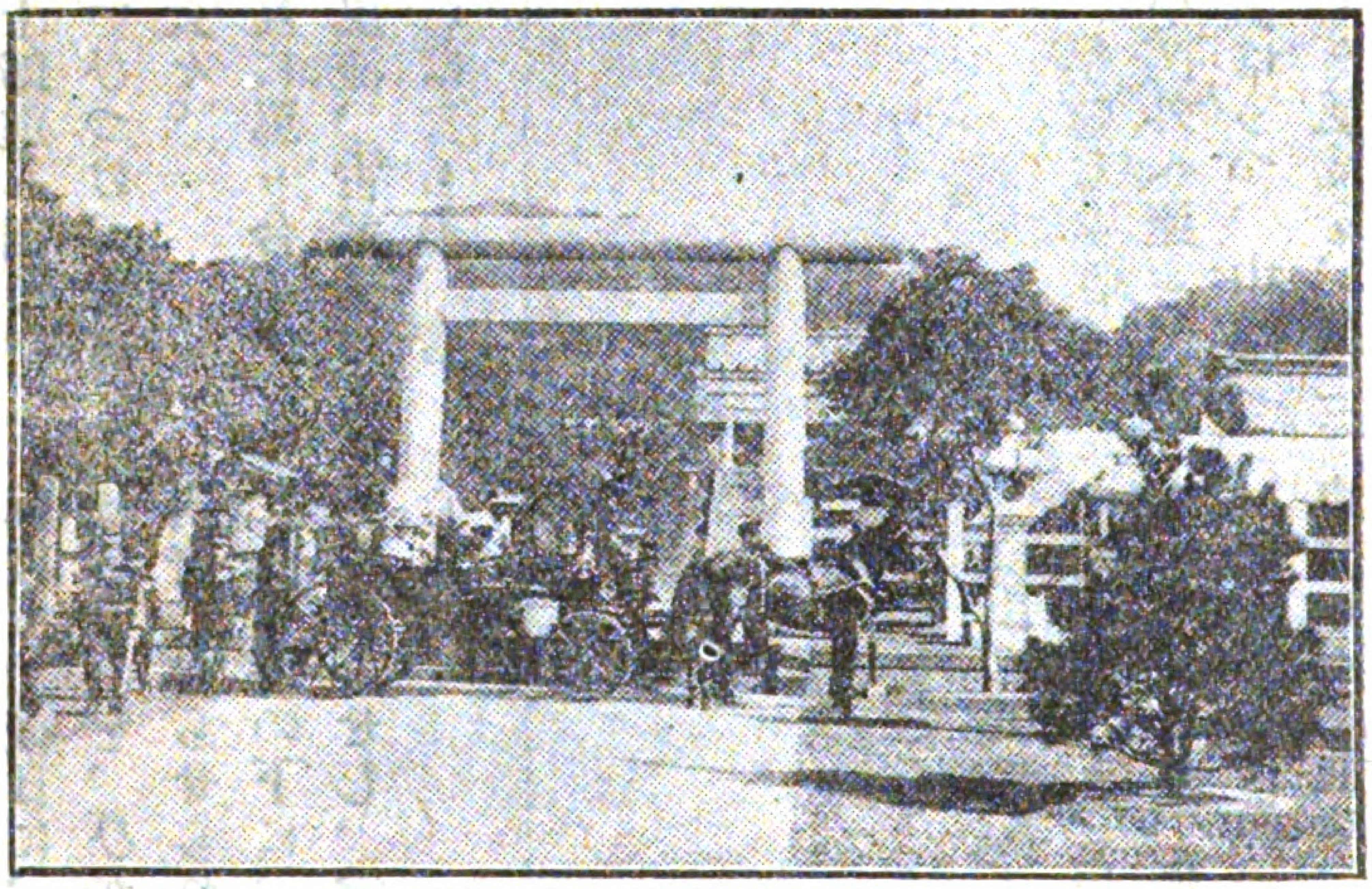

兩殿下臺灣神社へ御參拜

中に就き、詞鬪ひとして、兎角趣味の津々を禁じ得ぬは、平家物語の屋島合戰の條に記るさるゝ、左の一節の文字である、

平家の方より、越中の次郎兵衞、舟のやかたに進み出で、大音聲をあげて、抑も以前名乘り給ひつるとは聞きつれども、海上遙に隔たりて、其家名實名分明ならず、今日の源氏の大將は軍、誰人にてましますぞ、名乘り給へといひければ、伊勢三郎進み出でゝ、あな事もおろかや、清和天皇十代の後胤、鎌倉殿の御弟、太夫の判官殿ぞかし、盛繼聞きて、さることあり、去ぬる平治の合戰に、父討たれて孤にてありしが、鞍馬のちごして、後には金商人の所從となり、粮料背負ひて、奥の方へ落ち下りし、其小冠者めがことかとぞいひける、義盛歩ませ寄りて、舌の柔かなるまゝに、君の御事な申しそ、さいふ已人どもこそ、北國砥並山の軍に、打ち負け、辛き命生きつゝ、



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

北陸道にさまよひ、乞食して上りたりし、其人かとぞいひける、盛縦重ねて、君の御恩に飽き充ちて、何の不足ありてか、乞食をばすべき、さいふ己人どもこそ、伊勢の國鈴鹿山にて山立し、妻子をもはぐゝみ、我が身も所從も、過ぎけるとは聞きしかといひければ、金子の十郎進み出で、詮なき殿原の雜言かな、我も人も、そら言いひつけ、雜言せんに誰かは劣るべき………といふ所に云々。

所謂る賣り詞に買ひ詞、口角沫を飛ばして、互に罵り合ふ中に、亦多くの餘裕あり、死地の目前に於ける風流、古武士の氣質をさながらに發顯するの感興あるを覺えねばならぬ、若し夫れ徒然草に見ゆる西大寺靜然上人、腰かゞまり、眉しろく、まことに德たけたる有樣にて、内裏へ參られたりけるを、西園寺内大臣殿、あな、たうとのけしきやとて、信仰の氣色ありければ、資朝卿これを見て、年のよりたるに候ふと申されけり、後日に、むく犬のあさましく、老いさらぼいて、毛はげたるを、ひかせて、この氣色、たふとく見えて候ふとて、内府へ參らせられたりけるとぞ」の一條に至りては彼れの常に此見地の下に、世を憤り、俗を咀ひ、少なくも罵詈の民族性を代表せし、兼好一流の生面を想ひ見ることが出來るであらう。

# 耶璃

仙俗居士

## △龍鑾潭

路上は沙塵に、田園は龜裂し、滿目悉く是れ、旱魃ならざる莫しと、相場を立てゝの其眼を、徐ろに恒春南門外へ運ぶ、珍らしや小波の、周圍一里許なるが、其處に横はりつ、山臨水、水望山、何等俗匠の加はらざる所に、床しき風光を、展開しつゝある、その山は砂馬磯、その水は龍鑾潭。

砂馬磯頭山の名は、臺灣の古き地誌に於て、島の最南端たるを紹介し、且つ呂宋往來の船舶に、其の方角を示すものとして、重要視されあるが、何時しか名をも忘れられ、今と爲りては、恒春の鼻と言つた方が早分りである、此の鼻は山と云はんより、寧ろ高原であり、高原の一部分に大樹房庄ありて、現に砂馬磯の稱呼は、沙尾堀と變じ、其庄の小字として、僅かに名殘りを存するに過ぎぬ、恒春城や龍鑾潭は實に鼻の着け根に位置するのである。

東都の不忍池は、憐れにも俗匠に、弄ばるゝの最も甚しきもの、譬へば毒の三期に陷いれる賣笑婦が、紅脂粉黛に、僅かに其醜を蔽へる如く、本來の面目に復するの見込とては無い、之に反して龍鑾潭は、田舍ものながらも、淸楚たる處女である、此の處女姿を破壞することは、固より不贊成ならが

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

併し程度に因りけりである、若し風車の裝置に賴り、潭の水を一と先づ高原に引き揚げて、更に之を附近一帶の、田園に分配することゝせば、爲に農家は、大に助かることゝ思ふ、然るに看渡すところ、本島在來の龍骨車をし用ゐし、痕跡すらも無い、此は又た餘りに、俗離れし過ぎて居ると、謂はねば成らぬ。

## △墾丁

砂馬磯に遮られて、姑らく看得ずあつた海面に、ゆくりなく大板轆に於て、復たも廻り逢ふことに成る、但し方角一轉、已に南灣である、名にし負ふバシーの荒波に、影かくれこそすれ、呂宋とは、正南正北のさし向ひ、此よりの航程は、支那よりも近しである、その南灣に沿ふて、東すること一里許、村あり墾丁寮といふ、屯田的開拓の歷史を有すること、讀て字の如しと領かる。

清の政府は、恒春の築城に引續き、彼の本土より、農民招募の計を立て、相當の補助金をも支出して、移住奬勵を試みたのであるが、惜むべし二年許にして、早くも頓挫の體とは相成つた、それは縣外の有力なる野心家が、當局吏員に手を廻し、有望地點の優先權を占て居たのだから、眞の移住農民は、お餘り頂戴に甘んずる外なく、若し安全にして便利多き沃壤を擇ばうとすれば、勢ひ一鍬下のそも初よりして、蹼耕者たるの一義務を、負はねば成らぬのである、斯くては當初の目算と違ふ、而已か終始蕃害に、對抗すべき危險がある、そが消息は一何時しか、彼の本土に傳つて居る、ソコデ憤然として立去らないにしても、

逡巡して新に渡來する者か杜絕する、是と同時に、豫備の補助金も、消えて無く成つた、といふ始末、墾丁寮は蓋し、其が紀念の一つ、當年草分けの翁は、若干まだ存命して、居なければ成らぬ筈である。

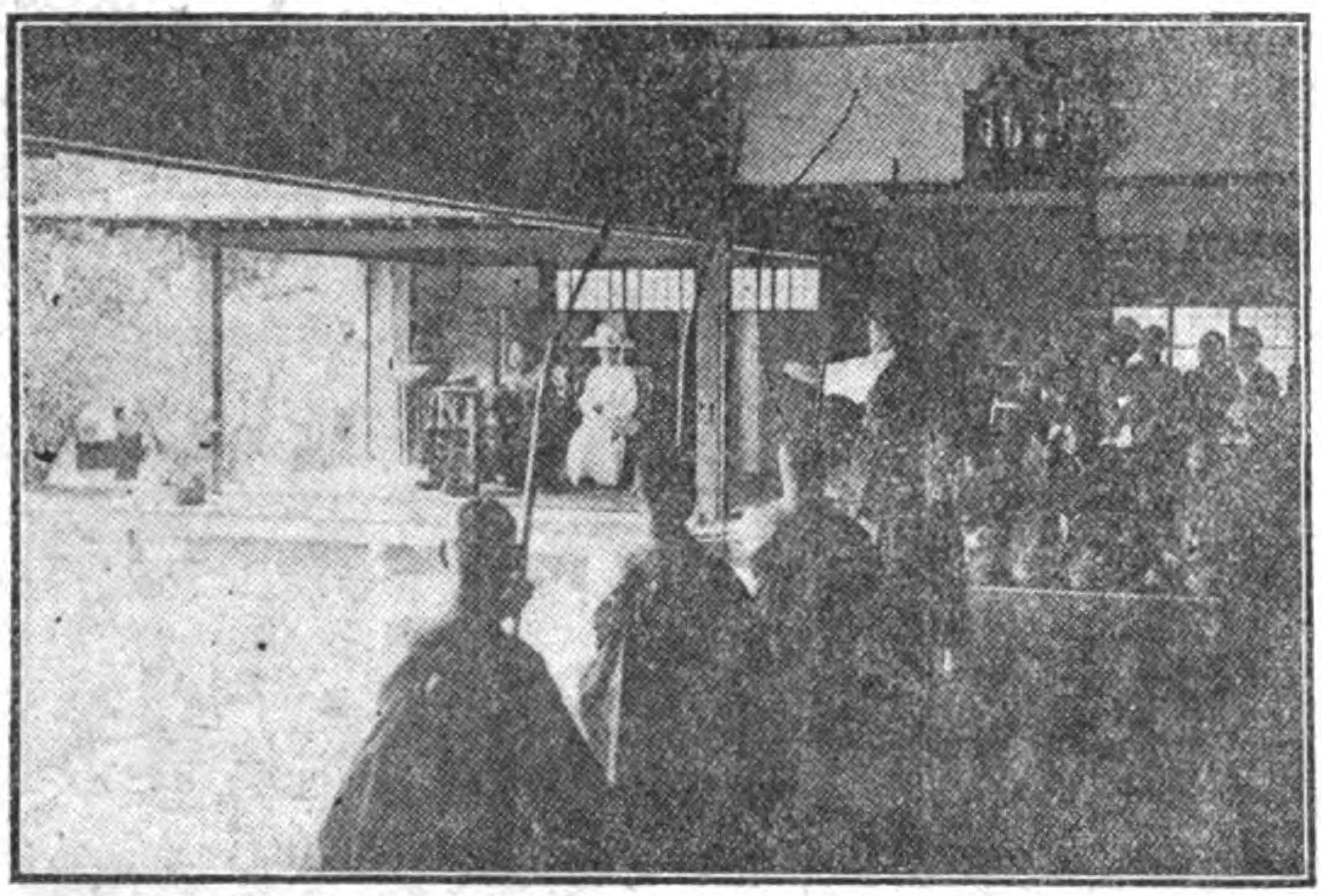

兩殿下御台臨武德會大會弓術會の光景

開墾成績の現況や如何にと、之を看渡しつゝある目先に、塹濠があり、鋏線の郭がある、どこ〳〵までも、それが續いているやうである、富人の邸宅としては、廣大に過ぐるの感があり、防蕃の設備としては、腑に落ちぬ節もある、その塹濠に沿ふて進み、道の窮まる所に至て、オ、それよ〳〵と許り、頓に疑團は釋けた、それこそは殖產局の種畜場、總面積はタシカ百五十萬坪、放牧地と糧秣地を包含しあるが、中央には幾棟かの、木造家屋が聳え、牛、馬、羊、豚、各國各樣の種類をも蒐め、之れが繁殖を圖りつゝある、場員の案内に依り一覽するに、概して貴重扱ひせらるゝものが、畜舍に檻養せられて居る、一頭毎に檻を分ち、埒外に戶を立てられてあるから、光線とては、屋根裏天井の照返し、言はゞ

貴族的は狹い薄暗い處に、收養されつゝある、其内の二三は、近ごろ氣が荒く成て居ますといふのがあつた、我輩は動物學には、全くの門外漢ながら、豫て左の見聞がある、爰に新に疑團の生するを、免れ得ないのである。

西班牙の闘牛は、初より薄暗い檻内で育て、氣を荒くして置て、其れを闘場に出すとき、故さらに細き隧道を潜らせる、牛は出口の光線に向て、驀ぐらに駈出す、其の出るを俟受けて、急に赤布を見せ付ける、牛は益々興奮して、畢生の猛力を揮ふといふ段取であるが、ツマリ薄暗い檻養は、之をして狂ならしめる。

我國の飼馬も、薄暗くは無いが、檻養を例とする、乘用駄用の濟み次第、二坪許の埒内に繋がれる、雨の十日も降つたとき、驥足を伸す由なく、イキリ切るのも無理はない、偖ては蹴る、嚙付く、癖が甚だ惡るい、是も檻養の爲に、狂ならしめられたのである、北清事件に際して、我が軍馬の汽車輸送を、聯合軍側から、拒絶されたことがある、彼は馬ぢや無い、猛獸だといふが、其の理由であつた、成程アラビヤや滿洲の馬なんかは、溫順なることと、羊の如しである。

豚は一種の野菜と謂つべく、不潔物を好肥料とす、しかし動物性だけに、運動の自由を、妨げざるを要す、然るとき肉は軟かに、味は美であり、能く食用の目的に適ふのである、臺灣豚を内地に比し、世人の賞讃せる理由は、此の放飼に原づくものなるを、忘れては成らぬのである、近ごろ内地式檻養說を、唱ふるものありと聞く、斤量增加の利益を以て、飼主を喜ばせるものらしい、成程高等肥料を詰込ませ、寐轉はして置くとすれは、豚體は病的にも、膨脹するだらう、縱し眞の肥滿で、あつたとしても、軟肉美味てふ、食用目的には、遠ざかり行くものなるを、覺悟せねば成らぬ。

或る畜舍を過ぎり、偶然場長に出逢たが、牛馬に對する、建康診斷中なるを以て、何等の教を叩く無く、出でゝ、舍外に、平民部落を一瞥する、人間の近づくを見て、急に起き上り、テク〳〵と歩き出す、犢の頗る愛らしきがある、生後二箇月許といふことだが、それでも體は、我等よりも大きい、其のズット大きいのが、三々五々、群を成して、彼の鐵線郭を限とし、廣野を我物顏に、悠然消遙しつゝある、一方には駱駝や、印度牛が、鞍骨を隆起させて、踞つて居るのがある、其の總種類總頭數の幾許程かは、聞漏したが、世話燒く人々のみにて、別に自から一村を成すと―謂つてよい、幵は爲替貯金、丁字看板の、場内に懸れるにて證せらる、

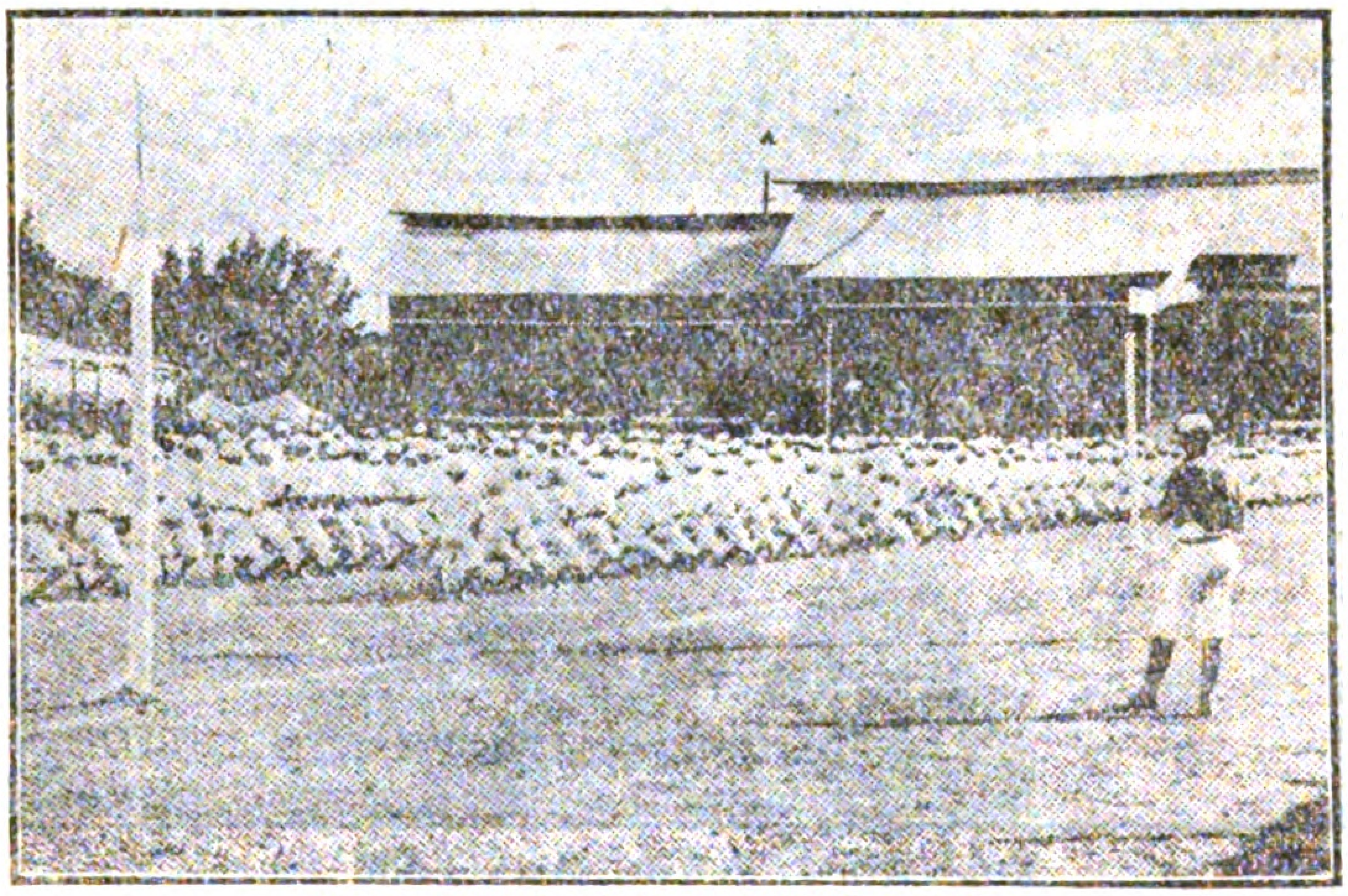
在臺北小學校聯合運動會ニ兩殿下御台臨

英人某氏の批許といふを聞くに、凡そ畜類は、風土相應に、

自然に分布されて居る、臺灣には、臺灣の畜類がある、宜しく之を助長すべきである、多額の費用を抛ち、故さらに異風土より、種畜目的に、輸入する若きは、賢明の策に非らずと。

實は今尚ほ、何事も研究中に在る、研究の爲には、費用を吝まぬのである、失敗を確認するまでは、研究を續けるのである、然る後に於て、營利目的に變するのである、此の種畜場も、其の經路を辿りつゝあるものと思ふ。

林學博士本多靜六氏の批評といふを聞くに、此の亞熱帶地に放牧するに、樹木の蔭を與へぬといふは、畜類に對して、殘酷ならずやと。

如何にも廣漠たる牧野に、一樹の蔭なし、過去の開墾成績を今更に憾む。

## ●借家仲介人の暴利取締を望む

（マニラタイムス十一月八日）

長期當市在住者の借家難に惱まされつゝ有るは事實にして現在當市第一流の場所に生活する米人歐洲人比律賓人の如き實に法外不當なる借家賃を拂ひつゝ有り而して如此家賃の暴騰を助長せしめし原因那邊に存するやを考究するに、眞の家屋所有者は、普通の借家賃を徴し居るにも拘らず借家人が高率の借家賃を拂ひつゝ有るは卽ち借家仲介人なる不思議なる職業ある爲めにして彼等は殆んど無資本、單に家屋所有者より家を借り上げ卽ち名義上の所有權に依り之を他に轉貸し其の間五割乃至十二割五歩の暴利を貪りつゝあるなり。實に不都合なる所爲と云ふべし。若し當局に於て此の弊害を認め此の借家仲介の如き惡行爲を嚴禁するに至らば目下當市に於て其の住宅は必ずしも拂底し居らず且つ其後續々家屋も新築せられ居る現狀に照らし、今より六箇月或は一箇年以前に百五十ペソ乃至二百ペソにても借家せんとするは困難なりしものも今は百ペソ乃至百五十ペソを以て借家するに敢て困難ならざる狀況に在れど、常市の借家賃は戰前と大差なき程度に低落すべきや必せり。吾人は一面會議及び市會を動かすと同時に他面市發行の日々新聞紙上に之等惡仲介人の氏名を列擧し以て如此借家賃暴利者を撲滅せざるべからず。

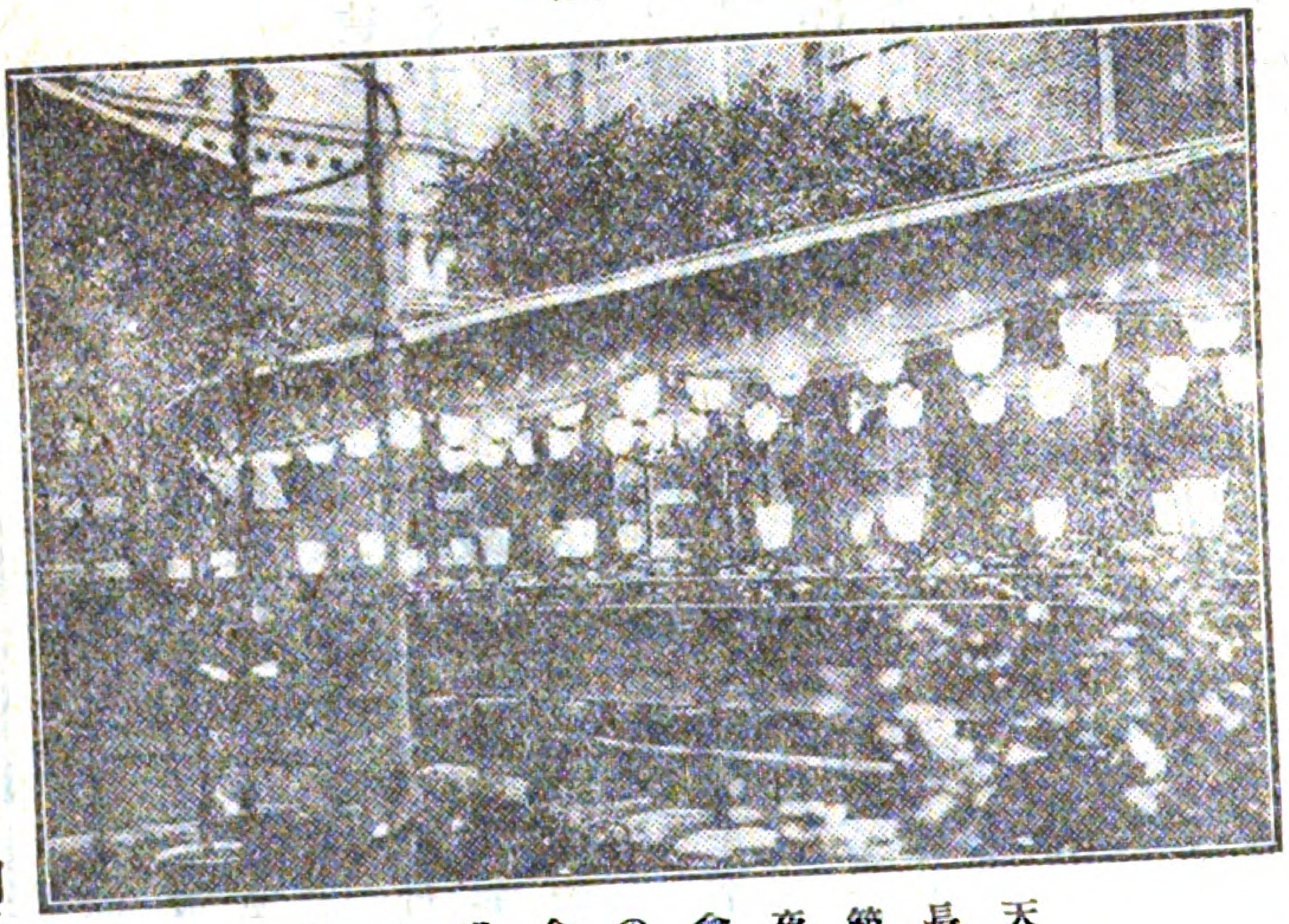

天長節夜會會場光景



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 雜錄

# 久邇宮兩殿下の御臺臨

久邇宮殿下には武德會總裁の御資格にて武德會臺灣支部大會に御臺臨の爲め妃殿下御同列にて海陸恙なく十月二十日無事御著臺あらせらる畏くも兩殿下の御高德は夙に萬民の仰慕し奉る所なるが折から本島は一年の最好時季に際し金風爽颯として秋氣清澄に島都の秋の諸行事も亦た此の時に蝟至し殊に地方自治制の新たに布かれて歡聲五州に滿つるの時、會々英明なる殿下の御臺臨を仰ぎ奉りて今更に惠澤の本島に厚きを感じ全臺の官民勇躍して鶴駕を奉迎したり豫ての仰出に依り萬事質素を旨とし東門官邸を御旅館に充てたるが御著後兩殿下には御機嫌殊に麗はしく先づ臺灣神社に御參拜あり翌二十一日は秋晴の心地よき午前より總督府を初め城內各所を御巡視あらせられ二十二日よりは中南部御視察として出て立たせられ南國の風光を御賞觀の傍ら具さに本島の施設竝に內臺人の生活等を爾はせられ聽て御歸北と相成れば折から島都には連日の好晴に、臺灣體育協會の競技會、小公學校聯合大運動會、臺灣神社大祭、天長節祝日祝賀會、明治神宮遙拜式等各々日を異にして盛んに行はれ多くは御臺臨の光榮を得たるが就中、武德會支部大會の空前の盛況を呈したるは全く總裁殿下の御臺臨あらせられたるに因る斯くて歡喜に溢れたる新領三百餘萬の內臺民は竹の園生の御光りを長へに此の島に仰ぎまつらんと冀ひしも公け事の之を許さず御滯留僅かに十一日にして霜月の朔日、筑紫に催ほさるゝ大演習に急がせ給ふ兩殿下を御見送り奉りたる殘り惜しさは御臨臺の幸榮と共に永く島民の念頭を去らざるべし、今奉迎歌の一二を錄して當時を偲ぶの資料となす。

久邇宮殿下奉迎歌（臺北小學校聯合）

一

敎育勅語賜はりし
　今日のよき日にかしこくも
竹の園生のみ光を
　仰ぎまつるぞありがたき

二

思へばうれしきのふこそ
　自治の曙光に浴せしか
今日はたこゝに身にあまる
　はれのつどひにあはんとは

三

千載眞に一遇の
　この慶またとあるべきか

ふるへわが友歌へ友
　力のかぎりはたらけや

同上（臺南中學）

一
新に自治の制成りて
　充ち溢れたる歡びを
重ねて茲に九重の
　御光仰ぐうれしさよ

二
竹の園生の御身もて
　海路はるけきいでましを
迎へまつりて高砂の
　山川とよみうたふらん

三
いざや我がごち南海に
　都を遠く隔つとも
隔てぬ赤き眞心を
　さゝげまつらむ大前に

# 明石前總督の一年祭

前臺灣總督故明石栢蔭將軍の薨去せられてより一年の星霜夢裡に過ぎて三板橋の塋域改修既に成り十月二十六日午前九時下村委員長以下文武諸僚相會して墓碑竣成報告祭を兼ね故將軍の一年祭を執行す、「臺灣總督臺灣軍司令官勳一等功三級陸軍大將男爵明石元二郎之墓」と題する三影石の大墓碑の秋晴に輝きて高く聳ゆる所、左右の常夜燈に並びて無數の生花の瑞籬の内に溢るゝ邊り先づ森嚴の氣に壓せらる、此日明石未亡人、令孃鈴木夫人を初め文武百官、外國領事、民間名士、婦人團體等何れも禮裝にて來會、諸員著席の後先づ修祓の儀あり劉喨たる奏樂裡に供饌を終りて後、祭主吉野社司の祭詞を終れば軈がて祭典委員長たる下村長官は諸員起立の裡に嚴肅なる聲調もて左の祭文を朗讀す。

祭　文

維時大正九年十月二十六日謹て淸酌庶羞の奠を具し故臺灣總督臺灣軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級男爵明石元二郎公の爲めに其の一年祭を修す恭しく惟るに凡そ天下の事人力の能く致すべきもの有り而して猶ほ期す可からず況んや天理の溟々たる安んぞ得て推す可けん惟た公生れて功を寰宇に顯かにし死して名を後世に耀かす古來英雄と聖賢と皆然らざる莫し何の恨か之れ有らん惟だ吾親しく帷幄に參し席間に侍し命を聽て奔走するもの年あり三百萬民衆と倶に痛惜措く能はず恩を銜み哀を述べ泣涕慟哭其の已む所を知る能はざるなり嗚呼歲月は流るゝが如し回顧すれば大正八年十月二十六日吾人は突如として此の罔極の憂を抱き爾來既に一年を經過し今此の小祥の期に逢ふ逝く者は斯の如しと雖ども綿々たる此心何んぞ盡くるあらん吾人舊時を想ふ毎に皎々たる公の眉目は髣髴として我前に在り僚友故舊と相會し德を論じ情を敍し忘んと欲して忘るゝ能はず





Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

涙を拭うて公の後事を謀ること一再ならず斯くて墳墓改修の議あり本年五月二十六日其の工事に著手し漸く此月十五日を以て竣功し我が臺灣の守護たるべき公の佳城は儼然として其觀を盛にせり爰に小祥の祭を獻すると同時に併せて修墓の事を其靈に告げ奉らんとし盥嗽して以て此の兆域を拜するに森嚴肅穆覺えず人の衣襟を正ふせしむるものあり是れ蓋し公の威靈自から之をして然らしむるのみ寧ろ儀型の簡樸なるに至ては未だ以て公の勳業を萬古に標識するに足らず惟だ夫れ吾人が哀悼の念を鐫り吾人が景慕の情を刻み永遠に本島の守護として公の英靈を崇祀せんが爲めに敢て此の貞堅の材を選み以て其の事を莊重ならしめんとしたるなり若夫れ公の盛德大業に至ては素より著して簡冊に在り炳として日星の如し英魂夫れ安らかならんことを嗚呼悲哉尙くは饗けよ

祭典委員長

臺灣總督府總務長官從四位勳三等　下村　宏

諸員聲を飮みて唯々森嚴の氣に打たるゝのみ、終つて下村委員長、中川、會田兩副委員長順次に玉串を棒げて拜禮すれば、次いで信子未亡人、令孃鈴木夫人同じく玉串を棒げて拜禮を爲す、此の光景に接し諸員黯然として一年前の當時を追憶するもの多し、斯くて田總督代拜阿部參事官、柴軍司令官代拜森參謀、高橋大藏大臣代拜鎌田參事官、田中陸軍大臣代拜田中少佐、野田遞信大臣代拜水越事務官、上原參謀總長代拜會田參謀長の順次拜禮あり、次で文官總代として賀來專賣局長、武官總代として森大佐、外國領事總代としてデューマン米國領事、民間總代として高木電力社長、婦人總代として柴軍司令官夫人の拜禮あり、次で祭員の拜禮を終りて後、再び奏樂裡に撤饌の儀ありて午前十時全く式を終る、式後幾千の各學校生徒、一般參拜者等黄昏に至る迄跡を絕たざりしは當日三板橋の一偉觀にして亦た故將軍の盛德を想はしむるに足る、因に今回將軍の一年祭に當り東京なる芝靑松寺の塋域に健てられたる墓碑の碑文を左に錄して追懷の便となす

臺灣總督陸軍大將正三位勳一等
功三級男爵明石元二郎君墓碑文

君通稱元二郎、號椙陰、系出藤原氏、遠祖播州明石城主明石備前守正風、國除、孫某事外戚黑田家列重臣之班、考助九郎、妣吉田氏、君其次男也、元治元年八月一日生於福岡大神街、年甫二歲喪考母氏竭心鞠育、君幼穎異卓犖有大志、好讀書事母順孝、入陸軍幼年學校、明治十六年任陸軍少尉遞次累遷、留學獨逸、日淸之役歸朝補參謀官、後駐在佛蘭及獨國公使館、日露之役、以功敍功三級金鵄勳章、勳二等、授旭日中綬章、四十年陞少將、補韓國駐在軍參謀長兼憲兵司令官、尋任統監府警務總長、大正元年進中將、轉參謀本部次長、四年補第六師團長、靑島之役、以功敍勳一等授旭日大授章、賜金、七年任臺灣總督兼軍司令官、累進大將、日露開戰之際、君在歐洲、受密旨、每往來于英佛獨瑞等之間、謀偵敵情報機密於本國、以供作戰資料別又有所畫策、覺屈折露國、使請和者、君與有力焉其功績可謂偉且大矣君錄其顚末名曰鷄鳴狗盗

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

記、一讀足以窺其履危冒嶮神出鬼沒之狀矣、君之在朝鮮也、膺民心疑懼危機一髮之時、豫防警戒措置得宜、保治安持秩序克擧併合之實、後遷參謀本部次長歐洲大戰勃發、軍國多事之際、竭力參畫、所獻替頗多、又出監靑島軍事竟奏剿靖之功　其拜臺灣總督之命也、單身赴任日夜精勵以身示範、所施設著著將就緒、管下官民悅服、今尙頌其功德不止也

八年夏巡檢蕃地爲瘴氣所侵、歸廳恰當大祭日、禮裝參拜、尙且臨閱兵式、列祝賀會、終宴後始告病受診、體溫昻進一時昏睡、漸得蘇爾來輕快、乞歸東靜養、船達門司時、病再發、至福岡加療、危篤之報達叡聞、皇上震悼、特敍正三位授男爵、十月二十六日終薨、享年五十有六、賜幣帛祭粢料三千圓、有遺志且因任地官民希望送遺骸以十一月三日、葬于臺北三板橋、其葬儀會弔之盛臺地所未曾有矣本葬後埋遺髮芝靑松寺塋域、配郡氏歿、室黑田氏、生二女一男、女嫁他、男元長襲爵嗣家、君深沈有大略、恬澹洒脫不顧聲利、寬宏待人謹嚴持身外疎內密、處事敏捷、裁斷如流、而學該博、精通英佛獨露之國語又好參禪、如栢蔭居士之號、釋宗演師之所授日置默仙師授法

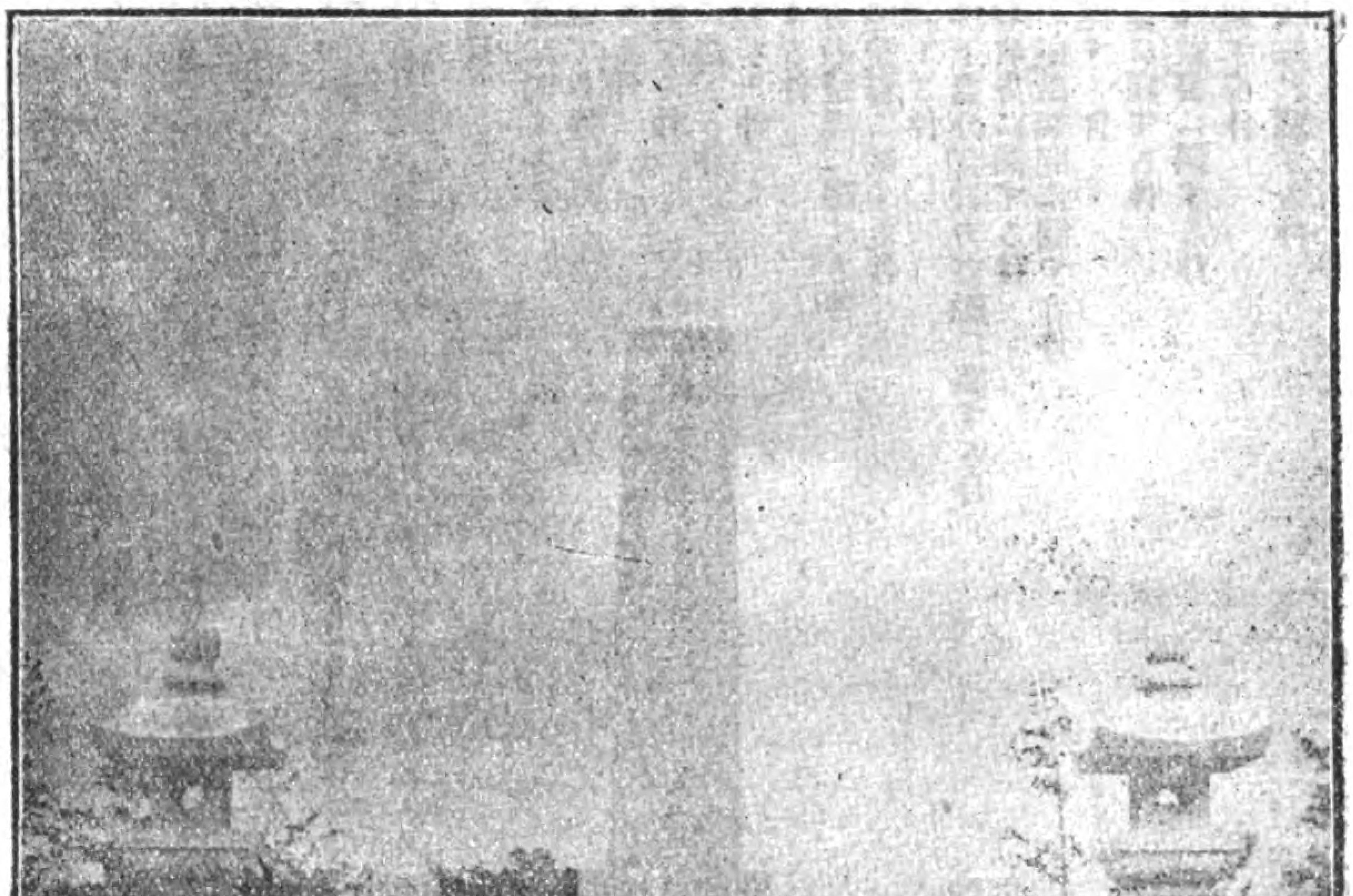

故明石將軍の墓前に於ける明石未亡人（左）と令孃鈴木夫人（右）

諡曰少林院殿栢蔭自得大居士、可以見其造詣之深、特倣雪舟筆意描達摩飄逸風致如其人矣、嗚呼君任臺灣總督之重寄、在職僅一年餘經綸之宿志未遂、統治事業未全、一朝遘疾溘焉捐館、且姻戚之誼、難辭、不顧僭越敍其梗槪以表之

大正九年十月

奥宮正治
石田五六郎　同選
近藤富壽　書

# 內務部長會議

本島地方自治制實施後に於ける第一回地方各廳內務部長會議は十一月十三、十五、十六日の三日間、總督府會議室に於て開會せられ第一日は下村總務長官の訓示ありたる後、川崎內務局長より左掲注意事項に關する注意あり、終りて協議事項及諮問事項に關する協議及答辯研究あり、第二日は諮問事項に關する研究、第三日は協議事項、各州提出の協議事項及質疑事項等を議了して本會議の全部を終りたる後、下村長官より一場の訓示ありて閉會したるが尙ほ十七日は殖產局關係事項に付勸業課長及技師の打合會あり、十八日は內務局各課長及內務部長の打合會ありて閉會を告げたり、注意事項、諮問事項、協議事項(州提出のものを除く)等の要項左の如し。

▲注意事項

一　街庄事務の指導に關する件
二　街庄長會議に關する件
三　豫算編成に關する件
四　公共心涵養に關する件
五　官吏定員配置に關する件
六　里程圖調製に關する件
七　地理事務に關する件
八　官有財產臺帳等の整理に關する件
九　信用組合の指導監督に關する件
一〇　獸疫豫防に關する件
一一　林野產物の拂下處分實行方督勵に關する件
一二　森林收入の增收方に關する件
一三　拂下林產物の搬出期間に關する件
一四　物產檢査に關する件
一五　產業獎勵資金に關する件
一六　產業組合指導監督に關する件
一七　工業傳習に關する件
一八　蕃地輸送路改修に關する件
一九　片吸食者を公職に採用せざる件
二〇　汽車通學小學校生徒に關する件
二一　開墾地內に於ける樟木保護の件
二二　製腦用雜木保留の件

▲諮問事項

一　新制度實施後の狀況如何
二　行政事務の移管及事務簡捷に關する意見如何
三　印鑑證明を街庄長に取扱はしむる可否如何
四　小學校の管理を市街庄に移さんとす之に關する意見如何
五　臺灣官有森林原野豫約賣渡規則に依れば願屆書類等は郡役所を經由することに定められたる場合其調査事務をも委任せられありや若し委任せられたりとせば其委任事務の範圍及其事務成績如何
六　銀行條例違反者取締の狀況如何
七　製糖工場取締に關する件

▲協議事項

一　基本財產造成方法に關する件
追加一ノ一　薪炭林及放牧場に關する件
二　州農會經營上改善に關する件
三　農會事業中從來當府地方費補助に係るものは自今州費補助の下に繼續實施するの件
四　農會をして蔬菜類の栽培獎勵計劃を爲さしむるの件
五　高雄州農會をして優良農作物品種の蕃殖普及に關する計劃を爲さしむるの件
六　綠肥獎勵事業繼續施設の件
七　害蟲巡視員補充方法の件
八　產牛獎勵に關する件
九　畜牛保健組合に關する件
一〇　部落共同放牧場設置に關する件
一一　甘蔗品種試驗に關する件
一二　甘蔗作報告に關する件
一三　漁業處分に關する件
一四　民行造林增進に關する件
一五　林產物拂下に關する郡守委任の件
一六　物產檢査に關する件
一七　同業組合振興策
一八　同業組合設置に關する件
一九　鐵道旅客及貨物の輸送狀態調査の件
追加一　農業倉庫設立に關する件



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣日誌

## ●十月

▲十七日(日)

□謝文達君の飛行　本島人飛行家謝文達君本日臺中練兵場に於て郷里訪問飛行を爲す

▲二十日(水)

□久邇宮兩殿下御來臺　久邇宮殿下には武德會總裁の御資格にて臺灣支部大會に御臨場の爲め妃殿下と御同列本日御來臺遊はさる

▲二十一日(木)

□田總督の宮殿下奉迎晩餐會　田總督は久邇宮兩殿下の御安着を祝する爲め本日東門官邸に奉迎晩餐宴を開く

□奉迎提燈行列　在臺北各學校生徒約六千、兩殿下の御來臨奉迎として此夜市内に提燈行列を行ふ

□臺灣體育協會陸上競技會　午前七時より新公園に開催せられ兩殿下御臺臨あらせらる

▲二十六日(火)

□故明石總督一年祭　本日午前九時三橋板の塋域に於て執行、來臺の明石未亡人を初め下村長官以下官民多數參列す

▲二十八日(木)

□臺灣神社大祭式　本日午前八時より大祭式執行、田總督幣帛供進使として參向、官民三百餘名參列す、久邇宮兩殿下御參拜あらせらる

▲二十九日(金)

□久邇宮殿下晩餐會御催　本日午後六時より御旅館官邸に於て兩殿下の御思召を以て晩餐會を催され田總督、柴軍司令官以下官民七十餘名に御饗應あらせらる

□武德會支部大會　本日午前九時より第七回武德祭及演武大會を苗圃内會場に擧行し總裁宮殿下御臺臨令旨を賜ふ

▲三十日(土)

□聯合大運動會　本日在臺北小學校聯合大運動會三十一日公學校生徒の大運動會を新公園に擧行す兩殿下御臺臨あらせらる

▲三十一日(日)

□天長節夜會　田總督は本日午後七時より鐵道ホテルに天長節奉祝夜會を開き兩宮殿下の御棄臨を仰ぎ官民千餘名を招待したり

## ●十一月

▲一日(月)

□久邇宮兩殿下御歸還　本日午後二時四十五分兩殿下は臺北驛發香港丸にて御歸還の途に就かる

□明治神宮遙拜式　明治神宮鎭座式當日に當り臺北官民有志は新公園の式場に遙拜式を擧行す

▲三日(水)

□田總督の園遊會　午後三時より田總督は東門官邸に園遊會を開き官民百餘名を招き久邇宮殿下御下賜の清酒を頒つ

▲七日(日)

□浚海丸歸港　總督府水產試驗船浚海丸は海洋調査及漁場調査の爲去月二十四日基隆發與那國島より福建省沿岸を航行して歸港す

▲八日(月)

□暴風雨被害御救恤金　本年八九兩月の本島暴風雨被害に付御救恤として天皇、皇后兩陛下より金一萬二千圓を下賜せらる

□田總督上京　久邇宮兩殿下御臺臨の御禮を兼ね議會に關する政務を帶ひて田總督は夫人同伴本日上京の途に就く

▲十三日(土)

□内務部長會議　本日午前九時より總督府會議室にて新制度實施後第一回の各州内務部長會議を開く

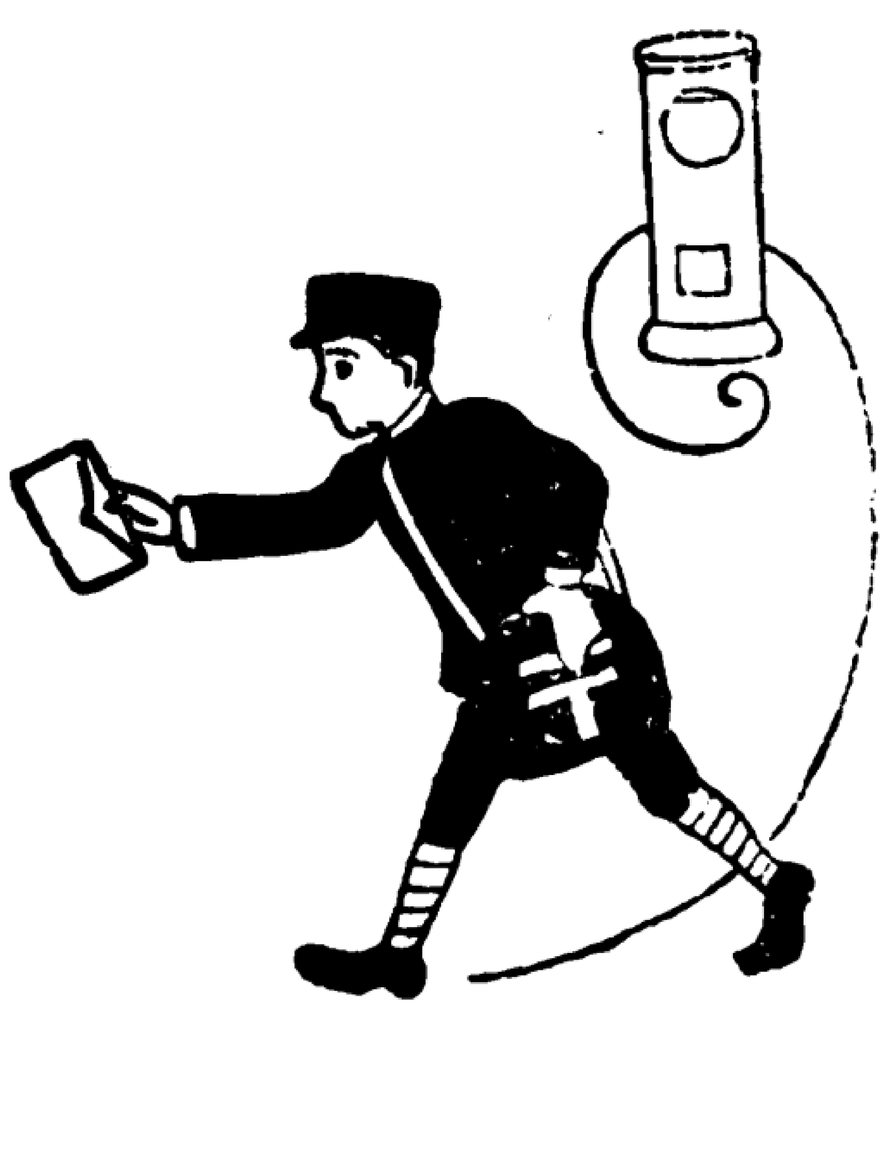



Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 人事消息

自十月十七日
至十一月二十日

▲堤林數衛氏（南洋實業家）十七日廣東に赴く
▲谷野格氏（高等法院長、本誌評議員）十八日內地に赴く
▲菅野善三郞氏（高等法院檢察官長、本誌評議員）同上
▲故明石總督未亡人　故明石總督一年祭に付令孃鈴木夫人同伴二十二日來臺、十一月一日歸還
▲鈴木眞吉氏（農學博士、本誌編纂委員）朝鮮總督府模範試驗場に榮轉二十三日出發赴任
▲柴軍司令官　九州に於ける演習陪觀の爲め十一月一日出發
▲嘉多祕書官　田總督に隨從十一月八日上京
▲鈴木三郞氏　十二日來臺
▲羽鳥精一氏（三井物產支店長）十二日上京
▲松村傳氏（中學校長）十二日上京
▲北村吉之助氏（三十四銀行支店長）十二日上京
▲原鶴次郞氏（稅關長）十六日歸臺
▲下阪藤太郞氏　十六日來臺
▲梅谷光貞氏（總督府事務官）外遊の途に就くべく十九日內地へ

## 任命

▲大正九年九月一日
兼任警務局長　內務局長　川崎卓吉
任土木局長　總督府技師　山形要助

（各通）
任總督府事務官　相川茂鄕
兼任警察官及司獄官練習所敎官　梅谷光貞
佐藤勤
事務官　豐田勝藏
任臺灣總督府事務官　永山止米郞
長島八郞
（各通）　三浦碌郞
遞信局副事務官兼稅關副事務官　深川繁治
法院判官　和田一次
任總督府事務官
任蕃務警視竝事務官　本間善庫
總督府事務官　淺野安吉
任殖產局事務官兼總督府事務官
任臺灣總督府事務官兼參事官
兵庫縣警視　川崎末五郞
任蕃務警視　花蓮港廳長　宇野英種
營林所長兼務ヲ命ス　殖產局長　高田元治郞
土木局兼警務局勤務ヲ命ス　事務官　梅谷光貞
警務局警務課長兼理蕃課長ヲ命ス　事務官　豐田勝藏
林務課長ヲ命ス　事務官　佐藤勤
財務局稅務課勤務ヲ命ス　事務官　相川茂鄕
事務官　永山止米郞
（各通）　事務官　長島八郞
殖產局林務課勤務ヲ命ス
總務課長ヲ命ス　事務官　今川淵
警務局衛生課長ヲ命ス　事務官　三浦碌郞
遞信局庶務課長兼監理課長ヲ命ス
事務官　深川繁治

殖產局營林所營業課長兼林務課勤務ヲ命ス
事務官　淺野安吉
警務局保安課長ヲ命ス　事務官　川崎末五郞
（各通）　蕃務警視　宇野英種
蕃務警視　本間善庫
警務局理蕃課勤務ヲ命ス
警務局警務課勤務ヲ命ス　事務官　本間善庫
法務部民刑課長兼監獄課長ヲ命ス
事務官　和田一次
殖產局營林所作業課長ヲ命ス
總督府技師　賴松榮一
內務局州廳課長兼市街庄課長ヲ命ス
事務官　水越幸一
殖產局庶務課長兼務ヲ命ス　事務官　中瀨拙夫
土木局港灣課長兼庶務課勤務ヲ命ス
事務官　上田一郞
財務局金融課長ヲ命ス　財務局事務官　中屋重治
土木局土木課長ヲ命ス　總督府技師　池田季苗
土木局基隆出張所長兼土木課勤務ヲ命ス
總督府技師　松本虎太
殖產局附屬獸疫血清製造所長ヲ命ス
總督府技師　岡田寬治
殖產局農務課勤務ヲ命ス　總督府技師　高澤壽
殖產局庶務課長兼務ヲ免ス　事務官　田阪千助
任新竹州知事　陸軍三等主計　服部仁藏
任臺北州知事　土木局長　相賀照鄕
任高雄州知事　警務局長　富島元治
任花蓮港廳長　蕃務警視　江口良三郞
總督府事務官　神社柳吉
（各通）　井澤眞民

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

御厨　規三　（各通）
任州事務官
海軍事務官兼特殊財産管理局事務官　岡本　佃　任州理事官
總督府事務官　藤井　恭敬
（各通）　總督府事務官　伊藤　兼吉　（各通）
總督府事務官　本山　文平　任廳理事官
島根縣理事官　東　忠藏　任州警視
任州事務官
山形縣飽海郡長　佐藤　續　（各通）
田端幸三郎
任州事務官
草野　義一　任州警視
（各通）　靜岡縣小笠原郡長　太田　吾一
任州理事官
猪股松之助　（各通）
澁谷　信吾　任州警視
總督府視學官兼事務官　野呂　敏治
岩満　重
（各通）　總督府事務官　青木　敬次　（各通）
古本　廣允
佐藤得太郎　任州警視
師範學校教諭　八丁春太郎　任廳警視
栃木縣警視　峰須賀善亮
任州理事官
向山千代藏　（各通）
秋山滿之助
臺灣總督府屬　岩瀬金二郎
小西　泰策　（各通）
任州理事官
兼任州理事官　臺灣總督府屬　岡村勝次郎

増田　多助　任州技師
柳内　惣吉　防疫醫官　羽島　重郎
武田　禮吉　任州技師兼研究所技師
任州技師　山田　拍採
花蓮港廳屬　宇都　宗一
農事試驗場技師　磯　永吉
臺東廳屬　中村壽太郎
任州技師兼農事試驗場技師
森田松三郎
小山　三郎
梅田　清次
佐々木國重
藤島喜久男
鐵道部事務官　角田　廣次
岩崎四郎作
警務警視　川副　龍雄
菅野修一郎　（各通）
總督府醫院醫長　今井　祐
近藤　滿夫
總督府防疫醫官　重松　英太
岡崎　豐治
小林　準一
總督府警部　飯塚兵太郎
宍澤　顯治
隈元多市郎
任州技師
垣田林左衛門　石渡　篤
杉木　廿　總督府技師　宮上　龜七
大村　雁吉　（各通）　總督府技師　太田　春吉
秋永　長吉　總督府技師　市川和市郎
任州技師
花蓮港廳警視　伊關　喜一　兼任州技師　防疫醫官兼醫院醫長　荒井　惠
總督府警部　今澤　正秋　（各通）　從五位勳五等　武藤針五郎
花蓮港廳警部　永井國次郎　正六位勳五等　荒卷鐵之助
花蓮港廳警部　下山　又喜　任臺灣總督府市尹
花蓮港廳警部　松尾　温樹　任市尹　金子　惠教
總督府技師　綱野　一壽　財務局事務官　大橋　長行
專賣局技師　稻村　時衛　（各通）　總督府事務官　佐藤　矢
長尾　正元　任市理事官
山本　和吉　任市理事官　松田　茂



Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

任市技師
（各通）
任郡守
任郡守兼州警視
（各通）
任郡守
（各通）
任郡守兼州警視
任郡守兼州警視
（各通）
任郡守
（各通）

總督府技手　市川純一郎
竹下　康之
川中子安治郎
永田　綱明
島　岩太郎
西岡　健之
吉成　安任
河東田義一郎
池田　鳴遠
齋藤　透
松野　常世
警察官及司獄官練習所教官
福島　平
副島寅三郎
岩本　多助
山田政次郎
重藤　幹一
舘　與吉
國谷德太郎
山口　德治
岩本　虎夫
警部兼警察官及司獄官練習所舍監
臺灣總督府屬　細井鶴三郎
塚越　準
總督府屬　淸水　喜七
總督府屬　藏田　廉吉
長谷川直吉
總督府屬　荒木　森吉

任郡守
（各通）
任郡守兼州警視
（各通）
任郡守兼州警視
任郡守
（各通）
任郡守
（各通）

總督府屬　藤代三九三
高島怡三郎
新舘護次郎
總督府屬　前田　保
總督府屬　關　善之助
總督府屬　石渡　榮吉
總督府屬　藤井　順一
專賣局書記兼專賣局技手　酒井　正之
安倍利三郎
中田　秀造
松村儀十郎
村田豐次郎
臺東廳警視
齋藤　永治
木浦角太郎
總督府警部　戸村　素平
田丸　直之
松本　盛益
生野　猪六
小島仁三郎
福井縣坂井郡長　遠藤　所六
總督府屬　森永　信光
增永吉次郎
曾根原初太郎
芝野　義一
宮武　秀夫
野田　兵三

近藤　忠二
石神　鎌造
州警察醫ニ任ス
補臺南州内務部長　州事務官　神社　柳吉
補臺北州内務部長　同　井澤　眞民
補高雄州内務部長　同　御厨　規三
補臺中州内務部長　同　藤井　恭敬
補新竹州内務部長　同　本山　文平
補臺北州警務部長　同　岡本　佃
補臺中州警務部長　同　伊藤　兼吉
補高雄州警務部長　同　東　忠藏
補臺南州警務部長　同　佐藤　續
補新竹州警務部長　州事務官　田端幸三郎
臺北州知事官房稅務課長兼内務部地方課勤務ヲ命ス　同　岩瀨金二郎
臺北州知事官房調停課長ヲ命ス　同　中柴爲次郎
臺北州宜蘭稅務出張所長ヲ命ス　同　古本　廣允
臺北州内務部地方課長ヲ命ス　同　野口　敏治
臺北州内務部勸業課長ヲ命ス　同　靑木　敬次
臺北州内務部教育課長ヲ命ス　同　太田　晋一
臺北州内務部勤務ヲ命ス　同　岡村勝次郎
新竹州知事官房調停課長ヲ命ス　同　柳内　惣吉
新竹州内務部地方課長兼知事官房稅務課長ヲ命ス　同　岩滿　重
新竹州内務部教育課長ヲ命ス　同　蜂須賀善亮

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

新竹州內務部勸業課長ヲ命ス　同　武田禮吉
臺中州知事官房稅務課長ヲ命ス　同　向山千代藏
臺中州知事官房調停課長ヲ命ス　同　增田多助
臺中州內務部地方課長兼教育課長ヲ命ス　同　草野義一
臺南州知事官房稅務課長ヲ命ス　同　大津山周造
臺南州知事官房調停課長ヲ命ス　同　秋山滿之助
臺南州嘉義稅務出張所長ヲ命ス　同　宇敷敬一
臺南州內務部地方課長ヲ命ス　同　猪股松之助
臺南州內務部教育課長ヲ命ス　同　八丁春太郎
臺南州內務部勸業課長ヲ命ス　同　佐藤得太郎
高雄州知事官房稅務課長ヲ命ス　同　首藤章
高雄州知事官房調停課長ヲ命ス　同　小西泰策
高雄州內務部地方課長兼教育課長ヲ命ス　同　澁谷信吾
高雄州內務部勸業課長ヲ命ス　同　宮本信義
臺東廳庶務課長ヲ命ス　廳理事官　中村壽太郎
花蓮港廳庶務課長ヲ命ス　同　宇都宗一

臺北州警務部警務課長兼臺北南警察署長ヲ命ス　州警視　佐々木國重
臺北北警察署長ヲ命ス　同　近藤滿夫
臺北州基隆郡警察課長ヲ命ス　同　大村廉吉
臺北州蘇澳郡勤務ヲ命ス　同　小島仁三郎
臺北州羅東郡勤務ヲ命ス　同　木浦角太郎
臺北州文山郡勤務ヲ命ス　同　生野猪六
新竹州竹東郡勤務ヲ命ス　同　田丸直之
新竹州竹南郡勤務ヲ命ス　同　戶村秉平
新竹州大湖郡勤務ヲ命ス　同　松本盛征
臺中州警務部警務課長ヲ命ス　同　川副龍雄
臺中警察署長ヲ命ス　同　垣田林左衞門
（各通）　州警視　中田秀造
臺中州東勢郡勤務ヲ命ス　同　秋永長吉
臺中州能高郡勤務ヲ命ス　同　齋藤透
臺中州新高郡勤務ヲ命ス　同　村田豐次郎
臺南州警務部警務課長ヲ命ス　同　小山三郎
臺南警察署長ヲ命ス　同　岡崎豐治
臺南州嘉義郡勤務ヲ命ス　同　河東田義一郎
臺南州嘉義郡警察課長ヲ命ス　同　隈元多市郎
高雄州警務部警務課長ヲ命ス　同　角田廣次
高雄州高雄郡警察課長ヲ命ス　同　杉本甘
高雄州屛東郡勤務ヲ命ス　同　永田綱明
高雄州屛東郡警察課長ヲ命ス　同　飯塚兵太郎
高雄州潮州郡勤務ヲ命ス　同　池田鳴遠
高雄州旗山郡勤務ヲ命ス　同　松村儀十郎
高雄州恆春郡勤務ヲ命ス　同　齋藤永治
臺東廳警務課長ヲ命ス　廳警視　今澤正秋
臺東廳大武支廳長ヲ命ス　同　下山又喜

花蓮港廳警務課長ヲ命ス　同　伊關喜一
花蓮港廳研海支廳長ヲ命ス　同　永井國次郎
花蓮港廳玉里支廳長ヲ命ス　同　松尾溫留
臺北州內務部土木課長ヲ命ス　州技師　梅田清次
（各通）　同　石渡篤
同　太田春吉
同　宮上龜七
臺北州內務部勸業課勤務ヲ命ス
臺北州警務部衛生課長ヲ命ス　同　羽島重郎
臺北州警務部衛生課勤務ヲ命ス
同　荒井惠
新竹州內務部土木課長ヲ命ス　同　市川利市郎
新竹州內務部勸業課勤務ヲ命ス
同　岩崎四郎作
新竹州警務部衛生課長ヲ命ス　同　今井祐
臺中州內務部勸業課長心得ヲ命ス　同　長尾正元
同　菅野修一郎
臺中州內務部勸業課勤務ヲ命ス
同　稻村時衞
臺中州內務部勤務ヲ命ス　同　磯永吉
臺中州警務部衛生課長ヲ命ス　同　穴澤顯治
臺南州內務部土木課長ヲ命ス　同　山本和吉
臺南州內務部勸業課勤務ヲ命ス
同　山田拍採
同　藤島喜久男
臺南州內務部勸業課兼新竹州內務部勸業課勤務ヲ命ス
臺南州警務部衛生課長ヲ命ス　州技師　重松英太
高雄州內務部土木課長ヲ命ス　同　森田松三郎



Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

高雄州内務部勸業課勤務ヲ命ス　同　網野一蔵
高雄州警務部衛生課長ヲ命ス　同　小林準一
臺北市尹ヲ命ス　市尹　武藤針五郎
臺南市尹ヲ命ス　同　荒巻鐵之助
臺中市尹ヲ命ス　同　金子惠教
臺北市庶務課長ヲ命ス　市理事官　大橋長行
臺南市庶務課長ヲ命ス　同　佐藤矢
臺中市庶務課長ヲ命ス　同　松田茂
臺北市庶務課勤務ヲ命ス　市技師　市川純一郎
臺北州新莊郡守ヲ命ス　郡守　吉成安任
臺北州基隆郡守ヲ命ス　同　遠藤所六
臺北州宜蘭郡守ヲ命ス　同　齋藤幹一
臺北州七星郡守ヲ命ス　同　舘興吉
臺北州海山郡守ヲ命ス　同　長谷川直吉
臺北州淡水郡守ヲ命ス　同　藤代三九三
臺北州羅東郡守ヲ命ス　同　木浦角太郎
臺北州文山郡守ヲ命ス　同　生野猪六
臺北州蘇澳郡守ヲ命ス　同　小島仁三郎
新竹州新竹郡守ヲ命ス　同　西岡健之
新竹州桃園郡守ヲ命ス　同　松野常世
新竹州大溪郡守ヲ命ス　同　岩本多助
新竹州苗栗郡守ヲ命ス　同　清水喜七
新竹州中壢郡守ヲ命ス　同　蔵田壽吉
新竹州竹南郡守ヲ命ス　同　戸村業平
新竹州竹東郡守ヲ命ス　同　田丸直之
新竹州大湖郡守ヲ命ス　同　松本盛銈
臺中州員林郡守ヲ命ス　同　島岩太郎
臺中州能高郡守ヲ命ス　同　齋藤透
臺中州大屯郡守ヲ命ス　同　福島平

臺中州東勢郡守ヲ命ス　同　中田秀造
臺中州新高郡守ヲ命ス　同　村田豐次郎
臺中州彰化郡守ヲ命ス　同　岩本虎夫
臺中州大甲郡守ヲ命ス　同　細井鶴三郎
臺中州豐原郡守ヲ命ス　同　前田保
臺中州北斗郡守ヲ命ス　同　關善之助
臺中州南投郡守ヲ命ス　同　石渡榮吉
臺中州竹山郡守ヲ命ス　同　増永吉次郎
臺南州嘉義郡守ヲ命ス　同　河東田義一郎
臺南州北港郡守ヲ命ス　同　副島寅三郎
臺南州新化郡守ヲ命ス　同　山田政次郎
臺南州虎尾郡守ヲ命ス　同　國谷德太郎
臺南州斗六郡守ヲ命ス　同　山口德治
臺南州新營郡守ヲ命ス　同　塚越畢
臺南州新豐郡守ヲ命ス　同　荒木藤吉
臺南州曾文郡守ヲ命ス　同　藤井順一
臺南州北門郡守ヲ命ス　同　酒井正之
臺南州東石郡守ヲ命ス　同　森永信光
高雄州澎湖郡守ヲ命ス　同　竹下康之
高雄州屏東郡守ヲ命ス　同　永田綱明
高雄州高雄郡守ヲ命ス　同　川中子安治郎
高雄州潮州郡守ヲ命ス　同　池田鳴遠
高雄州旗山郡守ヲ命ス　同　松村儀十郎
高雄州岡山郡守ヲ命ス　同　高島怡三郎
高雄州東港郡守ヲ命ス　同　新舘謹次郎
高雄州恒春郡守ヲ命ス　同　齋藤永治
高雄州鳳山郡守ヲ命ス　同　安倍利三郎
新竹州警務部衛生課勤務ヲ命ス　州警察醫　曾根原初太郎
高雄州警務部衛生課勤務ヲ命ス　同　芝野義一

臺北州警務部衛生課勤務ヲ命ス　同　宮武秀夫
臺南州警務部衛生課勤務ヲ命ス　同　野田兵三
臺中州警務部衛生課勤務ヲ命ス　同　近藤忠三
花蓮港廳警務課勤務ヲ命ス　同　石神鎌造
歐米各國ヘ出張所ヲ命ス
臺灣總督府事務官　梅谷光貞
臺中市財務課長兼務ヲ命ス　市理事官　松田茂
總督府技師　江口光雄
殖産局附屬園藝試驗場嘉義支場主任兼務ヲ命ス
總督府事務官　田坂千助
歲入徵收分掌官吏ヲ命ス
總督府技師　芳賀鍬五郎
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
總督府事務官　滝野安吉
殖産局庶務課兼務ヲ命ス
總督府技師　岩澤深
殖産局營林所嘉義出張所長永山米止郎不在中代理ヲ命ス
總督府事務官　三浦碌郎
警務局保安課長川崎末五郎不在中代理ヲ命ス
理事官　猪股松之助
臺南州内務教育課長八丁春太郎不在中代理ヲ命ス
土木局長　山形要助
臺灣電力株式會社監理官ヲ命ス
港務官　熊谷亥之助
基隆港務所長岡本佃不在中代理ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府事務官　永山止米郎
總督府技師　中里　正
總督府技師　三宅　可
（各通）
歳入徴收分掌官吏ヲ命ス
總督府技師　高澤　[illegible]
現金前渡官吏ヲ免ス物品會計官吏ヲ免ス
▲九月三日
州理事官　太田　吾一
臺北州知事官房税務課勤務兼内務部教育課長ヲ命ス
州理事官　八丁春太郎
臺南州知事官房税務課兼務兼内務部教育課長ヲ命ス
州理事官　峰須賀善亮
新竹州知事官房税務課兼務内務部教育課長ヲ命ス
州警視　川添　龍雄
臺中州警務部保安課長兼務ヲ命ス
▲九月四日
殖産局長　高田元治郎
東京及大阪ノ二府下ヘ出張ヲ命ス
▲九月六日
專賣局事務官　池田　幸甚
南支那及英領香港ヘ出張ヲ命ス
▲九月六日
土木局長　山形　要助
總督府技師　池田　季苗
總督府事務官　上田　一郎
水利委員會幹事ヲ命ス
（各通）
總督府技師　池田　季苗
總督府事務官　上田　一郎
水利委員ヲ命ス
（各通）
總督府技師　池田　季苗
官設埤圳補償審査委員會委員ヲ命ス

官設埤圳補償審査委員會幹事ヲ命ス、河川調査委員會幹事ヲ命ス、市區計畫委員ヲ命ス
河川調査委員會ヲ命ス
文官普通懲戒委員ヲ命ス、
工場胎權審査委員會會員ヲ命ス
總督府技師　高橋　甚也
鐵道部事務官　横光　吉規
鐵道部事務官補　小川　義郎
鐵道職員救濟組合審査委員會審査委員ヲ命ス
（各通）
臺北州知事　相賀　照鄕
高雄州知事　富島　元治
市區計畫委員ナ免ス
市區計畫臨時委員ヲ免ス
臺灣總督府技師　池田　季苗
臺北州知事　相賀　照鄕
水利委員ヲ免ス、水利委員會幹事ヲ免ス、官設埤圳補償審査委員會委員ヲ免ス
土木局長　山形　要助
河川調査委員會幹事ヲ免ス、官設埤圳補償審査委員會委員ヲ免ス
會幹事ヲ免ス
州事務官　本山　文平
水利委員ヲ免ス、官設埤圳補償審査委員會委員ナ免ス
州警視　角田　廣次
文官普通懲戒委員ヲ免ス
▲九月七日
鐵道部技師　新元鹿之助
殖産局長　高田元治郎
專賣局長　賀來佐賀太郎
財務局長　末松偕一郎
（各通）
總督府事務官兼參事官　阿部　滂
免本官專任參事官
海軍醫官　恩地　功
任總督府醫院醫長
任總督府高等女學校教諭

師範學校教諭　本田　喜八
任總督府技師
總督府技手　磯田　兼雄
依願免本官
總督府技師　張　令紀
參事官　楠　正秋
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職被仰付
高等女學校教諭　本田　喜八
臺南高等女學校勤務ヲ命ス
臺灣總督府技師　磯田　兼雄
土木局土木課勤務ヲ命ス
警務局長　川崎　卓吉
文官普通懲戒委員ヲ命ス
參事官　阿部　滂
普通試驗委員長ヲ命ス、總督官房參事官室勤務兼財務局税務課長事務取扱ヲ命ス、財務局長末松偕一郎
不在中代理ヲ命ス
高雄州知事　富島　元治
文官普通懲戒委員ヲ免ス、總督府官房臨時國勢調査部副部長ヲ免ス
總督府事務官　菊池　武芳
臺灣電力株式會社監理官ヲ命ス
總督府醫院長　小倉　金作
高雄醫院長ヲ命ス
總督府醫院長　近藤　喜一
新竹醫院長ヲ命ス
總督府醫院長　恩地　功
屏東醫院長ヲ命ス
▲九月八日
總督府技師　長崎　常
依願免本官
總督府師範學校教授　平塚　佐吉
東京、栃木、群馬、富山及石川ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス
▲九月九日
總督府事務官　田阪　千助
殖産局長高田元治郎不在中代理ヲ命ス、殖産局營林所長高田元治郎不在中代理ヲ命ス



Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲九月十日

總督府事務官　深川　繁治

臺灣汽船職員懲戒委員ヲ命ス、臺灣總督府遞信手試驗委員ヲ命ス、臺灣總督府遞信局及郵便局職員共濟組合審査會委員ヲ命ス

州事務官　藤井　恭敬

（各通）

州理事官　青木　敬次

臺灣汽船職員懲戒委員ヲ免ス、臺灣總督府遞信局及郵便局職員共濟組合審査會委員ヲ免ス

總督府技師　赤城五十羽

殖産局附屬種畜場嘉義支場長兼大埔支場長ヲ命ス

▲九月十一日

參事官　鼓　包美

地方制實施準備委員會幹事ヲ命ス

▲九月十六日

任臺灣總督府蕃務警視　陸軍工兵大尉　佐藤　求已

公立中學校教諭　若林　善作

任臺灣公立高等普通學校教諭

總督府師範學校助教諭　杉本　重治

任臺灣總督府師範學校教授

▲九月十六日

總督府蕃務警視　佐藤　求已

警務局理蕃課勤務ヲ命ス

公立高等普通學校教諭　若林　善作

臺中高等普通學校勤務ヲ命ス

總督府師範學校　杉本　重治

臺北師範學校勤務ヲ命ス

總督府技師　筒井丑太郎

東京及高知縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ埼玉縣下ヘ出張ヲ命ス

▲九月十七日

總督府事務官　生駒　高常

內務局學務課長ヲ命ス

總督府參事官　片山秀太郎

內務局學務課長ヲ免ス

總督府事務官　佐藤　勸

殖産局營林所長高田元治郎不在中代理ヲ命ス

總督府事務官　田坂　千助

殖産局營林所長代理ヲ免ス

▲九月十八日

總督府市理事官　大橋　長行

臺北市財務課長兼務ヲ命ス

州理事官　武田　禮吉

新竹州教育課長蜂須賀善亮不在中代理ヲ命ス

▲九月二十一日

蕃務警視　宇野　英種

兼任臺灣總督府警察官及司獄官練習所舍監

警察官及司獄官練習所教官兼蕃務警視　岡野才太郎

任臺灣總督府州警視、臺北南警察署長ヲ命ス

防疫事務官　森島庄太郎

任警察官及司獄官練習所教官兼總督府事務官、警務局警務課勤務ヲ命ス

總督府屬　本山　直枝

任州理事官、新竹州知事官房稅務課長ヲ命ス

政所重三郎

任州理事官、臺中州知事官房稅務課勤務兼內務部教育課長ヲ命ス

總督府技手　島田　彌市

任總督府技師、殖産局農務課勤務ヲ命ス

總督府警部　龜井保太郎

任防疫事務官、警務局衞生課勤務ヲ命ス

總督府警部　中島彥四郎

任州警視、新竹州大溪郡勤務ヲ命ス

▲九月二十一日

州理事官　草野　義一

臺中州內務部教育課長兼務ヲ命ス

州理事官　岩滿　重

新竹州知事官房稅務課長兼務ヲ命ス

州警視　佐々木國重

臺北南警察署長兼務ヲ命ス

▲九月二十四日

總督府事務官　今川　淵

工場胎權審査委員會員ヲ命ス、工場船權審査委員會幹事ヲ命ス

總督府通信事務官　島　覺治

依願免本官

▲九月二十五日

總督府醫院醫長　稻垣長次郎

滯京ヲ命ス

總督府稅關長　原　鶴次郎

東京、並橫濱、大阪、神戶門司ノ各稅關ヘ出張ヲ命ス

財務局事務官　前田　稔靖

總督府技師　渡邊　正彥

州理事官　向山千代藏

（各通）

州理事官　大津山周造

州理事官　首藤　章

臺灣總督府地方廳稅務吏試驗委員ヲ命ス

警察官及司獄官練習所教官　増田　秀吉

兼任總督府事務官、警務局勤務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

港務醫官　三村　靜
依願免本官

▲九月二十八日

總督府師範學校教諭　杉本　重治
臺北師範學校生徒監ヲ命ス

總督府屬　石原　研吉
任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス

青森縣技手　矢田　具寬
任專賣局技師

州理事官　本山　直枝
臺灣總督府地方稅務吏試驗委員ヲ命ス

總督府技師　高澤　壽
殖產局附屬獸疫血淸製造所臺北支所主任兼務ヲ命ス

總督府技師　島田　彌市
殖產局附屬園藝試驗場主任兼務ヲ命ス

▲九月二十九日

總督府通信屬　山本　一
任通信事務官、遞信局庶務課勤務ヲ命ス

總督府遞信局屬　楠瀨　一貫
任通信事務官、遞信局庶務課勤務ヲ命ス

▲九月三十日

總督府研究所技手兼醫學專門學校助教授　鈴木　近志
任研究所技師兼官如故

總督府技手　狩野　三郎
任總督府技師

新竹州警部　小島　弟助
任州警視

醫學專門學校助教授　丸山　芳登
兼任研究所技師

總督府專賣局書記　岡本　賢一
兼任專賣局技師

總督府技師　福田　要
兼任農事試驗場技師

總督府技師兼海事官　堀內　廣助
依願免本官竝兼官

休職總督府技師　國弘　長重
依願免本官

總督府中學校教諭　七種泉三郎
依願免本官

總督府高等女學校教諭兼總督府中學校教諭　渡邊壽喜治
依願免本官

總督府通信事務官　山本　一
依願免本官

總督府通信事務官　楠瀨　一貫
依願免本官

總督府技師　狩野　三郎
土木局土木課勤務ヲ命ス

總督府警視　小島　弟助
新竹州新竹郡警察課長ヲ命ス

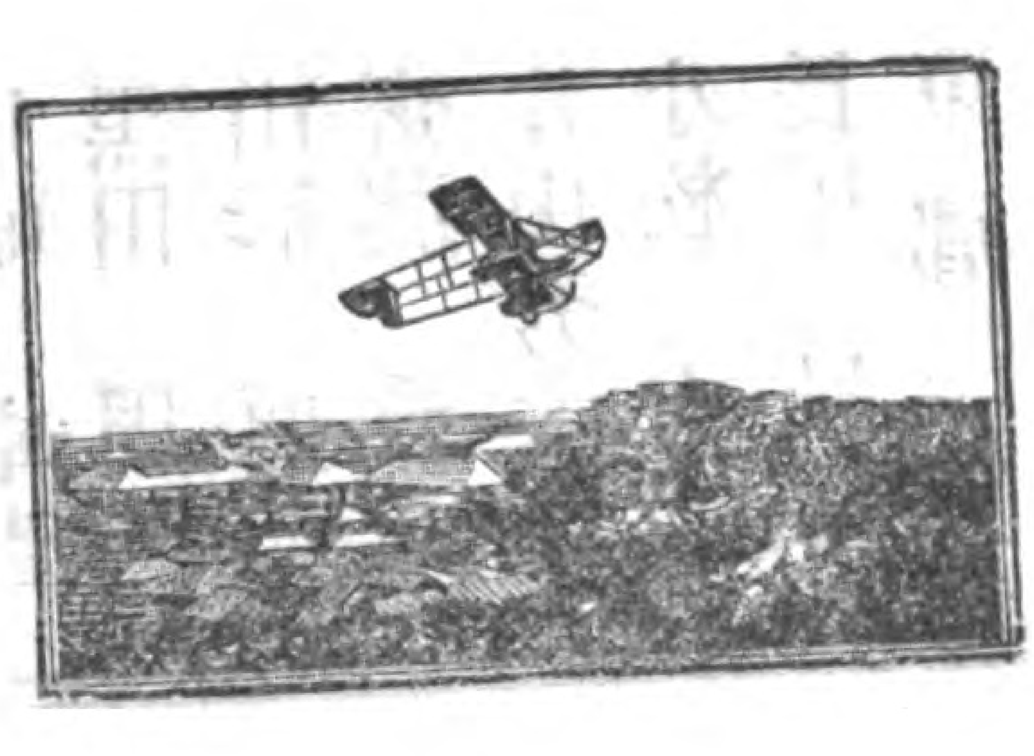



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 新年號豫告

本誌は新年號より内容外装を新たにして江湖に見えんとす其の要目左の如し

（次第不順）


題未定……臺灣總督 田健治郎
地方自治制に對する希望……總務長官法學博士 下村宏
領事裁判に就て……高等法院長 谷野格
地方自治と教育……警務局長 川崎卓吉
南支南洋旅行の感想……臺灣軍司令部參謀 黑田周一
歐米に於ける荷役設備……土木局長工學博士 山形要助
內臺間電信問題……遞信局長 齋藤愛二
年頭の感……高等商業學校長 片山秀太郎
工業革新の時期……日本拓殖會社專務取締役 小松吉久
臺灣の教化問題と免囚保護……法務部長 長尾景德
植民省の設置及其組織に就て……農學博士 東鄉實
勞働者の理想鄉としての濠洲……會計課長 阿部嘉七
南洋と臺灣……南亞公司專務取締役 中村雅二
道德問題として見たる都市經營……師範學校長 太田秀穗
本島通信界の近狀と其將來……臺北郵便局長 鈴木重嶽
濠洲の社會政策……臺灣銀行調查課長 安西千賀夫
特許發明に就て……研究所技師 岸喜鑑


臺灣時報發行所

漢文 臺灣時報 大正九年十二月號

# 地方制度之出立與其根本義

警務局長 川崎卓吉

## 一、總論

我臺灣因歷代總督努力經營。異常發達者。中外所具瞻也。然而萬般施政。雖則一朝變革。不可以不順時逐序。而改善之觀之地方制度之變遷。從來屢次改正地方官制。常置重於中央施政。究可謂合乎時宜之處置者矣。此番改正。不止地方官制。並施行州市街庄制。而認地方公共團體之成立。於地方行政上。劃一新紀元。其為本島開發計。實深慶賀。識者概以為機宜之處置。而謳歌之。然唱時機當早者有之。評自治制未徹底者有之。是皆不深考其內容。而漫然云之爾。余且披瀝新制度之意義。以解釋之。

## 二、其官制

先由官制之方面。而述其改正之要點。

一、廢西部十廳。改置為州。

二、高地方長官之位置。而擴其議權。

三、分州為郡市。而置郡守市尹。

四、郡守附與警察權。在市別設警察署。

五、分郡為街庄。各置其長。蕃地弗及之。

大要與內地地方官制同。其所不同者。

一、郡守附與警察權。郡配置警察官吏。

二、內地為市長。臺灣為市尹。純屬官吏。內地為町村長。臺灣為街庄長。待遇官吏。以上二者相當。

三、猶存稅務調停理蕃特殊之事務。

舊時各廳。比之內地各縣。觀其地積人口。雖小於縣。而大於郡。即間於中。舊時行政區劃。固得適當地域。今欲其行政區劃。改為地方公共團體以認獨立之法人格。自應相當擴大其面積。特欲地方適切施政。不可不為財政主體。而相當擁其財力即由其居民地域觀之。不得不相當大之。此所以廢十廳為五州也。若夫仍存東部二廳。誠如萬目所共認。其文化之程度。未適於地方制度之實施。爰將五州之位置。求之五十一府縣州中





Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

論其面積。則臺中在第十八位。臺南在第二十一位。高雄在第二十八位。新竹在第三十二位。臺北在第四十位論其人口。則臺南在第二十六位。臺北在第三十八位。臺中在第三十九位。新竹在第四十八位。高雄在第四十九位。他如財力生產力。亦是以比肩。而擴行政之區域。認地方團體之成立。高地方官之位置。大其權限。藉以圖政務之進步。增進民衆之福利也明矣州之管下置郡者。以州之區域廣濶。不可無街庄之指導機關。特認其必要而設之。郡守止爲行政官。而不如內地施行郡制者究鑑之內地施行郡制之狀況。雖存之爲自治團體。其價值則甚少也。又郡守所以附與警察權者。爲期行政機關之統一。其管內如有蕃地。且使兼警視之職。得便於直接執行其權矣。由此觀之。郡守爲中級地方行政官。比之舊時廳長。則後者僅爲分管廳長事務之補助機關。前者直以獨立行政官行其職權於權限內。舊時支廳長以下。概用警察官充之。爲警察行政。以及助長行政。莫不干預之。今後普通行政之事務。務使普通行政文官理之。警察本然之機能。專使警察官發揮之。此者番改正之要點也。

市尹及街庄長。固該當內地市町村長。然其所異。則如前述。市尹官吏也。街庄長奏任或判任待遇之官吏也。換言之。此亦國家之行政機關。成獨立之行政官廳。其管轄地域。現屬國家之行政區劃。亦爲地方之公共團體。而與之獨立法人格也。然與內地市町村之形式有異。在內地則以國家事務。委任自治體之市町村長。在臺灣則以自治體之事務。委任國家官吏之市尹街庄長。換言之。前者以自治體之理事者。國家託以國事。後者以國家官吏。國家令以理自治體事務。內地之府縣知事郡長一面爲國家官吏。一面爲自治體理事者。故其管轄地域。一面爲行政區劃。一面爲地方自治體焉。

市別設警察署。市尹不附與警察權。蓋以市之普通事務。或警察事務。勢必繁雜。故分而明其責任焉。

## 三、州制、市制、街庄制

州有制。市有制。街庄亦有制。各於其區域。截然施行之。唯郡單爲行政區劃。不如州市街庄之有制者。既如前述矣。

州市街庄。以法律解釋之。各成財團法人也。即理事者。協議會議員。皆非選舉。而出任命。其協議會。亦非決議機關。而爲諮問機關。其團體員之自由意志。不能無未認完全之觀。是亦一財團法人耳。故不能如內地自治制。雖有處理團體公共事務之權能。只照法律勅令或律令。限辨州市街庄所屬事務。然由實際運用觀之。爲州市街庄之存在。所當遂行之公共事務。則教育土木。或勸業衛生等。概認於州市街庄制。凡支辨費用。亦准於其一定居民。賦課租稅。在市街庄。所屬團體人民之權利義務。更公認其條例制定之權能。又理事者。雖云任命。然以所屬團體之理事。行代表團之意志。則不待言。協議會。雖稱諮問機關。而觀之政治的。則其決議。所當尊重。而實行之。況有不得不之附議事項。明定之律令之中。然則觀其實際之能力較諸內地自治制。又無所差異。唯團體之機關組織。彼此只有選舉任命之別耳。

要之。地方行政官廳。在置市尹之地方。只有州知事與市尹之二級。其他則有州知事與郡守街庄長之三級。更由地方公共團體觀之。在西部地方。有州與市。或州與街庄之二級。在東部



Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方。則二廳不過行政官廳。未成地方之公共團體。所與郡異者郡隷於州。而廳則直屬之督府也。卽併此二廳。設地方費區。爲財團公法人。仍在臺灣總督管理之下。又二廳之異西部者。其管內置街庄長者少。置區長者多。其管轄區域。前者成爲地方團體。後者則屬行政區劃耳。故以行政官廳言。廳長與街庄長。或與區長。固二級。以法人言。地方費區與街庄。亦二級也。

## 四、自治體之意義

英德各國。解釋自治體之意義。各自不同。英國人民參與國政。概稱自治。卽選舉國會議員。俾於議會。參與國之立法。而由國會多數黨。舉出內閣大臣。執掌中央行政。又於裁判所。簡派陪審員。與於裁判之事。地不論中央與地方。政莫問立法行政司法。壹稱自治。德國則限人民干預地方行政。換言之。卽限郡市町村之政務。或組合之事務參與。謂之自治。本邦亦似限定地方行政。要之。自治云者。解釋人民被治者參與行政之主義。以明其精神。極爲正當。而本邦地方團體。合此精神。更不待言。又由法律上之觀念言之。

自治云者。國家之公共團體。以已意思。處理公共事務。爲其定義最妥。今照本島新制度。州市街庄。爲國家公共團體。及其處理事務。爲其存在目的之公共事務。唯以已意思。能否處理公共事務。關自治機關。宜否依選舉之問題。不無疑義。然團體之機關。縱屬任命。但以代表團體。秉其意思。處理公共事務。故本島新制度。可謂合乎自治之法律觀念者。方其形成參與行政之機關。將以選舉爲原則歟。抑以任命爲原則歟。或二者並行。卽學者之間。自有解釋之三道矣。

第一「廣奈斯特」之任命說者。雖稱自治體。亦國家之一部。不僅爲主張其地方人民之利益計。充此意也。則其機關。不可不待國家任命。

第二「斯丹」之選舉說者。選舉是證其自由獨立。否則弗能自由表明團體員之意思。

第三「維日」之中庸說者。選舉雖協自治之目的。合自治之主旨然不得謂不選舉非自治。選舉與任命。不論何屬。皆宜據國之實況。要在使人民代表。參與行政。不可以任命而非之。我國現下之制度。折衷第一第二之說。而採用之者。此公共團體。固獨立法人格。亦國家組織之一部。不得謂全不干與團體之組織特公共團體之機關。不僅爲團體自體。並司國家之直接行政。故以國家干與團體機關之組織。最爲必要。而由下級團體。進上級團體時。其干與必要之程度益加。故在町村。其重要機關概先選舉。而後認可。至於市長。要舉薦之候補者。奏請裁可任命。進而至郡府縣。則使國家機關之知事郡長等。以當其事務。畢竟屢進上級團體。則國家屢直接司其行政也。要之。如上之云任命。或云選舉者。概因其國情。不可一定之本島新制度。雖尚低級。不違自治之精神。不悖法律之觀念。卽踏出自治之第一步。協議會議員。亦出任命。蓋有低級之感唯此後文化或相當發達。庶幾可得臻其目的矣。然則倡不徹底之論者。豈非無視其人與其國之事情。而倡尚早之論者。又豈非不深明我新制參酌民度眞義也哉。

## 五、自治制之必要與由來

然則此自治制。何有如是必要耶。蓋爲維持國家之進運計。而

成一必須之機關。今際列强對峙。欲訂條約。結交際。以相拮抗。而使互角勢力。則爲國家者。先須强大其實力。若外不見列强之關係。只以維持國中之秩序爲足。縱被治者。盡爲愚昧而治者誠賢。亦無間然矣。有斯時代。歷史亦證明之。今也。物換星移。非關國家之進步。促國力之充實。終難維持其國運。當夫列國競爭。不進則退之日。欲握而利之道。不外舉國同心一德耳。不可徒託少數之治者。泰然自安。必也。國人皆能覺醒。至誠爲國。有此必要。於爲憲政之基礎。有此必要。乃爲自治制之淵源。

自治制云者。地方之共同事業。因其民衆名。有利害關係。宜相與經營之。從而地方之共同利益。例如公共事務。其居民當自負擔。而不可無以其擔任爲名譽爲義務之觀念。一面爲支辨費用。亦要有納稅之覺悟。此兩義務所行。自治制。亦自期其完成。乃爲私人者。常宜犧牲其私利。以盡公事、爰生共同利益。而已之利益。亦自還來。此所謂公共心與協同心之所發。經已如斯。所屬團體員。共爲公益動作。如或擅自主張已利。終不能達此大目的。必要捐已一切。以期後日共同之大利。專制統一之政治。固可以盲從公事。被治者。既自預行政。即在自治制之下。則如團體員。各宜自愛團體。以圖團體之利益。

觀之我國情。自古高唱愛國心者衆。痛論愛鄉心者寡。或謂忠君愛國。或傳人格訓練。皆成九鼎之重。至於爲已常住町村致力。爲其團體盡瘁之觀念。即公共心與協同心。往時不聞重視此不特本邦之現象。全東洋亦然。以儒教之義理深遠。固藏眞諦。然以吾人所知。亦未聞有單刀直入。爲公共心與協同心說法者。本邦自施行地方自治制以來。專以提其必要。爾來駸々訓練。到此現狀。本島夙亦留心努力。斯得早破舊弊。溯公共心之起源。昔「普羅善」。與奈翁戰而窮也。以爲不可不養成之。斯公共心所由作也。初如本邦本無護國之根本思想。而終能涵養。以至確立國土自立之基礎者。反自愛鄉之心始。推而至成愛國心者。即地方自治制。發自「普羅善」者。可謂當然之歸著。彼斯丹之作成「普羅善」自治制也、始明此點、以爲今人所據之本焉。

又共同心云者。法國「仲昂」。以爲國中貧富强弱之爭。一因其同心之缺如。其渾然調和之道。唯在此心之涵養。故布自治制以唱導之。然則本島而欲徹底新制之眞意。舉其美果。必先涵養公共心與協同心。歷代總督。莫不苦心慘憺。以遂行其大任爲念。逐至現總督。始排萬難。實施今日之新制者。不外欲進本島之文化。增島民之福祉。以沐世界日進文明之光澤。俾我國力伸張充實於無窮矣。

抑又言之。排擠比周。非今日之事。凡內地人。本島人。先自覺醒。虛心坦懷。和衷協力。分陰莫怠。有終之美。庶可計日而待。坐而收哉。

# 新制度之要旨

內務局州總課長　水越幸一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 緒言

州市街庄制。以十月一日實施。臺灣於是始認地方自治之團體從來本島略有地方自治的之性質。唯習慣上容之。今也。地方自治制度確立。而爲地方公共事務。使島民涵養隣保團結之美風以爲立憲國公民。將來沾其恩澤之地。此實政治上。劃一新紀元也。

抑國家事務。隨時進運。漸流繁雜。雖盡改以已直接之機關處之。可舉其生存上。關係較薄之事務。令其一地方理之。於其共同生計向上。地方發展。轉多所利。此國家所以設地方自治團體。而委辦其事務之一部也。

今也。臺灣改隸以來。閱二十有五年。敎育產業。及他各方面駸々發展向上。遂至頒布此制度也。爰舉其要點。以明其要焉。

## 地方公共團體與其地其民

州市街庄。同爲地方之公共團體。唯其處理事務之範圍。有廣狹之別。卽州爲臺灣地方最高之公共團體。較有廣大之權能。市街庄。爲地方最下級之公共團體。較與狹小之權能。二者雖有高下之分。却無優劣之判。大凡地方公共團體之成立。有團體之權力。與權力所及之範圍。及其服從之居民。其自治權所及之範圍。於州有州之區域。於市有市之區域。於街庄有街庄之區域。以上四者之行政區域。與國家行政區劃之區域。性質甚異。一爲國家處理事務方便而設。一爲公共團體之領域。故凡居其域中之人。概宜服從團體之權力。譬如人於是處。有土地房屋物件。縱使不居。亦有負擔是處之義務。卽其權力所及之也。

州市街庄之區域。或因國家行政區域。而變更其行政區劃。其區域亦自變更矣。州市街庄。有其構成要素之居民。皆宜服從其爲地方公共團體之權力。不別內臺人。更不別男女長幼。但此番制度。由律令之正面視之。固不得謂州市街庄之要素。此地方自治團體性質上法之精神。則以居民爲其團體之要素。此所由來之論也。

## 州市街庄之事務

州市街庄。皆照法律勅令或律令所定。處其所屬事務。如土木敎育衛生。及勸業社會事業。皆因地方狀況。顧慮財政關係。而實行之。今未可逐條列舉也。然其事務。只於法律勅令律令所定。別無認有固有者。夫以州市街庄費所辨之事業。可視作州市街庄之事務。其他准予財政權。俾收市街庄稅。或使用料。手數料。或賦役。課現品。以制定條例。立科料罰則。皆州市街庄固有之事務。此外照法律勅令律令現在所屬。將來所委。皆所當辦理也。

## ●州市街庄之職員

州知事市尹。概爲國家官吏。一面擔任公共團體州市之事務。而代表之。街庄長。一面受判任之待遇。一面爲街庄名譽職。擔任街庄之事務。而代表之。州之事務主腦者。固屬知事。其補助機關。則有事務官。理事官以下官吏。相與分擔。又有州吏員。承知事命。處理州事務。市之主腦者。自是市尹。其下有吏員。相與分擔事務。亦與州吏員同。街庄有判任待遇之街庄長。其補助議員。悉係街庄吏員。其中之樞要。如助役會計役。爲街庄制所認。街庄長及助役。皆其街庄名譽職。任用資

格。所不別定。然當選任學識資望。爲其地方名譽之中心人物則不待言。原則定爲名譽職。以其他有本職。不須報酬。而得叢萃地方之公共事務。顧在人多地大之街庄。有本職者以長之不無爲難處之情。時當盡全力以當之。故宜有給。使之得專也

州市街庄。設會計役。司出納之事。重要職員也。

街庄長助役。及會計役之任期。皆四箇年。與內地市長町村長及助役收入役。同一年限。但會計役。常司出納之事。他有本職。不能專力。故用有給。助役職務重大。街庄長有故代理之期以圓滿遂行也。州市會計役。州知事市尹。就官吏々員中任命之。街庄長。於官廳任命之。有判任待遇。有奏任待遇。助役及會計役。於州制施行之地方。知事任命之。於州制未施行之地方。廳長任命之。以外街庄吏員。處理團體之事務。固皆重大。然與助役會計役。性質不同。先飭街庄長。具陳適任之人。於廳長郡守決定。爲行其任免。在任之間。皆承街庄長之命。處理街庄事務也。

街庄長。及地州市街庄吏員。一面辨團體之事務。一面辨國家之事務。皆宜忠實勤勉公平奉職。如或服務有違。官紀所當矯正。州市街庄制。設吏員懲戒章程。以期州市街庄吏員。無職務過失之患。有給吏員。所當傾注全力。執掌職務。故受俸給。名譽職員。或其職務實要經費。所當受之。各定章程。州市通常吏員而外。亦認名譽職委員制度。委員爲處理通常臨時事件。當依地方之狀況。就州市所居之人。任命之。或委託之。囑託之使從事土木殖產。或教育衛生等。

市尹補助機關。一町或數町置委員。街庄分數區。置總代。使補助區內事務。期以圓滿遂行。

## 州市街庄協議會

州市街庄。各設協議會。選議員。以應州知事。市尹。街庄長諮問州市街庄之事務。其任期二箇年。而定員。在州者。三十人以上。三十五人以下。其實臺北州三十五人。新竹州二十人臺中州三十人。臺南州三十五人。高雄州二十人。在市者。臺北市三十人。臺中市十五人。臺南市二十五人。其定員之選出基礎。在參酌人口面積產業。其他地方狀況。而決定之。在街庄者。一以人口爲基礎。定之如左。

所謂以人爲基礎者。即照臺灣總督公示也。而在州市者。協議會員之定數。確實不動。在街庄者。將來隨人口之增減。其數亦有增減。唯四年間。不得變更。故由半面觀之。每四年間。從人口之多寡。而增減其定數。理所當然也。

協議會。以州知事。市尹。街庄長。爲議長。整理會議。定其順序。而開閉之。以保議場之秩序。

在職務中。應爲協議員者。在州爲事務官。即內務部長。與警務部長。在市爲理事官。在街庄爲助役。抑協議員。法須居其管內。有學識名望。始得爲之。蓋以居其地方。有利害關係。爲地方公共。合舉全力。且爲中心人物。力能判斷地方之利害關係。此番制度。元不認選舉。其協議會員。縱未必遽爲地方民之代表。設協議會之趣旨。言外有深重意味。年齡不定。苟爲地方公共事務。能發表其意見。固在能力相當之時也。

協議會員。既爲地方名譽職。負其名望。自當公明正大。熱心當職。其人之行爲。或懈義務。汚體面。則要解任。法既定於管內。須有生活之本據。或轉居外域。或禁錮以上之刑。禁治產。準禁治產。破產四者之中。一受宣告。亦宜解職。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

協議會。議長而外。又置副議長。在州爲事務官。在市爲理事官。在街庄。於廳長。或郡守選任之。皆由協議會員也。議長有故。副議長代理之。苟二者皆有故。不得出席議場。先由協議會員。選擧假議長。使之整理其會議。凡議々案。得使官吏々員。出席說明。又協議會。別置書記。使掌庶務。或事通譯協議會。在州有二種。一通常。一臨時通常會。每年定期開一次。議豫算及他要件。臨時會。則相機應要開之。如屬緊急不暇諮問。亦可不開協議會。知事遽得行之。在市街庄。有事召集。無通常臨時之會。州之面積頗廣。務使一定時期。議濟通常事件。以避地方協議會員。自遠參集不便之煩。市街庄之區域。則較狹小。有事不妨時々召集也。

協議會々期。州之通常會十日以內。臨時會三日以內。市街庄皆不明定。市尹或街庄長。可以因事決定。諮問事件。原無制限。唯就其事務。所要諮問。特於法規。列擧如左。

其一、定州市街庄之歲出入豫算。

其二、州市街庄稅。使用料。手數料。或賦役現品之賦課徵收

其三、州市街庄債之借入。

其四、除以州市街庄之歲出入豫算所定而外。新負擔義務。拋棄權利。

其五、繼續費協定。或變更。

其六、基本財產。及積立金之設置。竝管理處分。

其七、州市街庄之配置分合。或區域變更。財產處分。

其八、市街庄條例之設立。或改廢。

以上列擧八事。必經協議會諮問。最重要者。

協議會。至少非定數半數以上出席。不得開會。付議事件。非過半數決定。不得有效。若其議案。贊成反對同數。當依議長所決定之。而其議事。或與協議會員親族有關。處置不正。是有妨地方公共之事務。該協議會員。不得預決之。協議會員或同意。不妨一聽其意見。而許可之。

大凡會議。如屬諮問性質。本不許傍聽。新制度之精神。不必固持之。誠欲使地方民。訓練地方公共事務。議長不妨。公開許可之。若議會純係議決機關。其議員由公選。爲地方民代表被選擧者。果否代表地方民。必要注意。故宜公開。注意議員之擧動。此番協議會。不認此原則。不須公開。

或有意公開。准人傍聽。寧可謂一異例也。協議會用語。限定國語以日本國民語。用之當然。臺灣改隸之日當淺。在如地方有未能普及國語。議長或許可之。時得用臺語也。協議會。不論公開與否。協議會員。總宜以紳士態度臨之。會議時或用無禮之言。或發他人一身私事等。則有紊會議秩序。且於其事議決。被惡影响。故議長。得禁止其發言。使之取消。或有必要。不妨命之退去議場外。法規所載也。

議長爲述會議顛末。要調製會議錄。要指名出席協議會員一名以上署名。要此署名。爲期會議顛末之精確也。

## 州市街庄之財務

州市街庄。爲其團體自身之事務。要撥必要經費。其他以法律勅令。或律令。定其負擔團體費用之義務。或准予有徵收其區域內義務者之權。以便立其支出。即所以認州市街庄之財政權也。在州得徵收地租附加稅。所得稅附加稅。戶稅。營業稅。雜種稅。在市得徵收州國稅。州稅附加稅。特別稅。在街庄得



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

徵收國稅。州稅。州地方費附加稅。特別稅。其他一律得徵收特人辨事使用料。或爲特別事業。得賦役。或賦課現品。或設基本財產。或積儲穀。卽以固財政之基礎。此徵稅權。爲州市街庄之重大事務。苟居其州市街庄。三箇月以上。不問籍之有無。義當納之。其他有土地家屋物件等。或使用之。占有之。或營業之。義亦當納之。萬一滯納。得照國稅滯納處分之例。而徵收之也。

州市街庄。所入不償所出。得借欵充用然有所制限。卽爲團體久遠利益。或借新還舊。或天災地變。或復舊災害。經臺灣總督許可。得募公債　將來負擔之。如或歲入不足歲出。一時亦得借還。

州市街庄。當於年度開始前。編成豫算。而調查其所當施行事業。與其歲入之關係。如前說明。合經協議會議。一旦確定或因事難行。得請監督官廳認可。追加而更正之。歲出入結了。宜作決算。以明其關係。

## 市街庄之自主權

州市街庄制。不廣認法規之制定。州宜使用料。及手數料。得定細則。課五圓以下之科料。市街庄。關特別稅。及使用料。手數料。得受總督認可。設條例。又用營造物。概以條例。認其所定。如此立法權。國家叅准於其範圍中行之。而條例不得觝觸法律。內地市町村制。編就公共事務。設有條例制定權。臺灣市街庄制。只認有市街庄稅。及使用料。手數料。營造物定其條例權。其中得設五圓以下之罰則。此拘束居民者。宜合以知之。卽所以要照一定公布式告示也。

## 州市街庄組合

州市街庄。只於其區域內。處理其所附與之事件。便以爲足。然視事件性質。或要跨數州數街庄。若理其事務之一部。因認爲公共團體之組合。設其所處理之便法也。

## 州市街庄之區域處分與財產處分

州市街庄之區域。或因行政區域變更。而有廢置分合。各團體之財產。要妥定分配方法。在州內總督徵關係知事定之。在市徵關係知事市尹意見。在街庄則由知事或廳長。徵關係街庄長受總督認可處分之。

## 州市街庄之監督

州市街庄。欲其活動靈敏。照法圓滿行事。宜布以監督指導之。則街庄之事務。首有郡守。次有知事。又次有總督。在廳者。則首有廳長。次有總督。此等監督官廳。得發命令。妥當處分。受命負擔之經費。或不正之豫算。或所編豫算中。有不當項目得削除之。

## 餘論

新制度。分全島爲五州二廳州分三市四十七郡。置二百六十街庄。二廳置二街一庄。及十八區。州區域內。蕃地不施街庄制度。將來開發。或以爲街庄。或編入一部。東部二廳。與西部事情有異。不布州制。其設廳地方費者。總督管理之。發達之地方。先認三街庄。餘究後增加。區之制度。舊時爲下級機關施州制之地。雖廢不用。東部兩廳下。則照地方狀況。仍要續存也。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN